

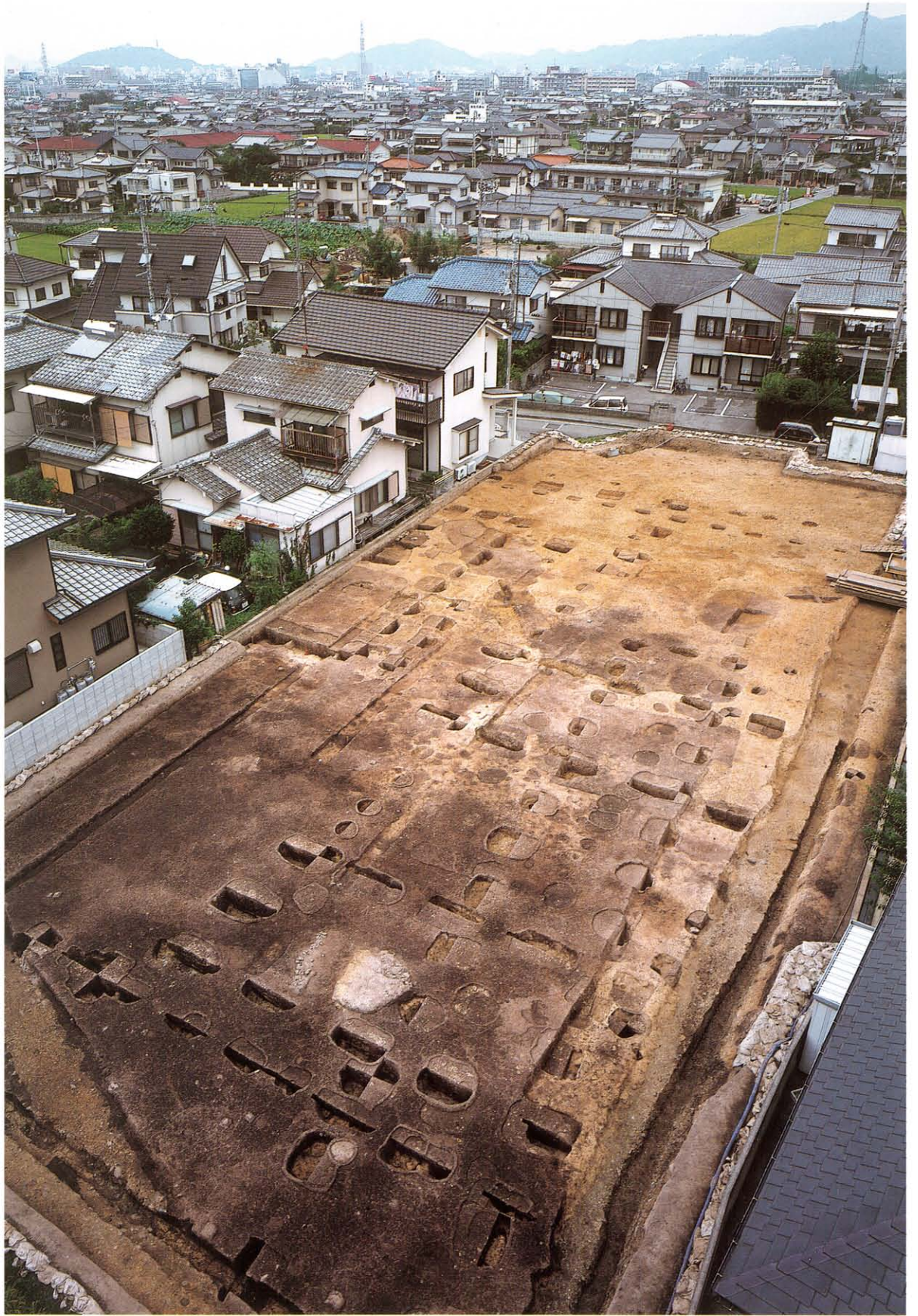
史跡久米官衙遺跡群 調査報告書 3

久米高畑遺跡 47次・51次調査

政庁の発掘調査 1

2009

松山市教育委員会
財団法人松山市生涯学習振興財団
埋蔵文化財センター



巻頭図版1 51次全景(南南東より)



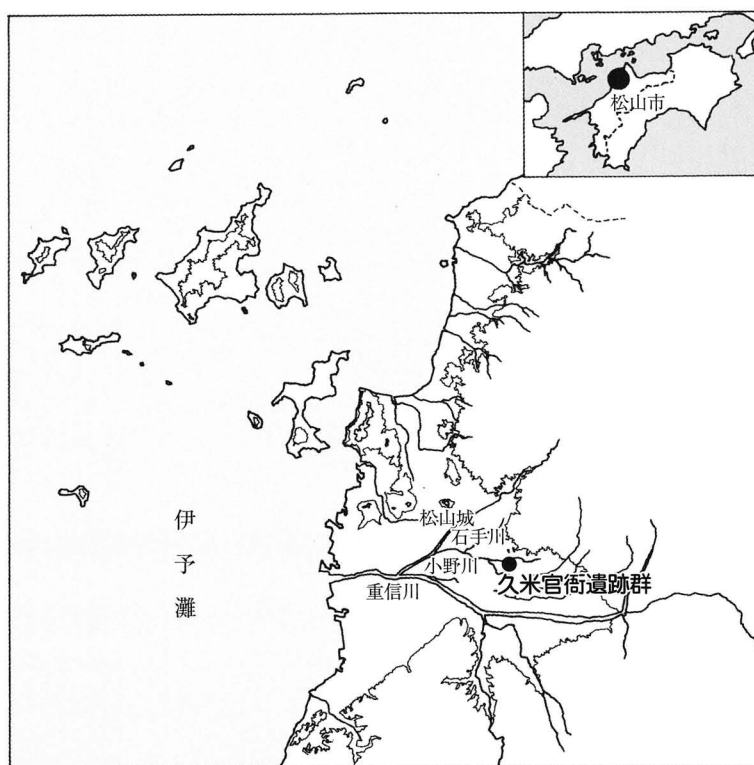
巻頭図版2 政庁正殿検出状況(北より)

史跡久米官衙遺跡群

調査報告書 3

久米高畑遺跡47次・51次調査

政庁の発掘調査1



2009

松山市教育委員会

財団法人松山市生涯学習振興財団

埋蔵文化財センター

序 文

本書は、個人住宅の建設に伴う本発掘調査ならびに重要遺跡確認調査として国から補助を受け、史跡久米官衙遺跡群において実施した久米高畑遺跡 47 次調査と同 51 次調査の報告書です。

今回の調査は、久米官衙遺跡群の政庁と想定される区画施設の規模・構造・時期などの解明をめざして行ったもので、最初に政庁の一部が発見された 1 次調査地の西隣（51 次）と西に 30 メートルの地点（47 次）で実施しました。

調査では、47 次調査地からは、掘立柱建物 2 棟、竪穴住居 3 棟等、官衙造営以前の遺構が検出されました。一方、51 次調査地からは久米官衙遺跡群の政庁と考えられる掘立柱建物 3 棟と柱列 1 条が見つかっています。とりわけ重要な発見であったのは、正殿北壁の延長方向に向かって 1 本柱列が伸びており、建物と一体化した板塀が施設の外郭を構成する「長舎囲い」と呼ばれる構造が明らかにされたことにあります。さらに、政庁よりも後の時期の官衙関連遺構である掘立柱建物 3 棟と柱列、それに付随する門などから構成される別の施設も検出されています。

今次の調査では、官衙成立前後の様相を知る貴重な資料が得られました。その中で、政庁の出現時期が 7 世紀の前半に遡る可能性が出てまいりましたことは、松山だけにとどまらず我が国の古代史を解明するうえで重要な発見であると考えております。今後、さらなる史跡久米官衙遺跡群の様態究明が期待されるところです。

最後に、発掘調査および報告書刊行にご協力いただきました地権者ならびに周辺の住民の方々、関係各位に厚くお礼申し上げます。

平成 21 年 3 月 31 日

松山市教育長
山 内 泰

例 言

- 1 本書は、平成12年度と13年度に、松山市教育委員会が財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター（以下、財団）の協力を得て実施した、愛媛県松山市南久米町みなみくめまちにおける2か所の発掘調査成果をまとめたものである。
- 2 各調査は、国から補助を受けて実施した。調査の種別等は以下のとおりである。
久米高畑遺跡47次調査（南久米町775-4・775-7） 本発掘調査
久米高畑遺跡51次調査（南久米町774番地1） 重要遺跡確認調査
- 3 整理作業ならびに本書の作成作業は、財団が市教委より委託を受けて、平成19年7月1日から平成20年3月31日までの間に実施した。
- 4 発掘調査は、教育委員会文化財課（12年度は文化教育課）の指導のもと、文化教育課の小笠原彰と財団の橋本雄一が担当した。
- 5 本書の執筆ならびに編集は、橋本が行った。編集に際しては、財団の小笠原善治の協力を得た。
- 6 遺構写真の大半と遺物の写真撮影ならびに写真図版の作成は、財団の大西朋子が担当した。
- 7 本書の編集は、Adobe InDesign CS3にて行った。ただし、図面と写真はスキャナー分解による。
- 8 金属製品の保存処理は財団の山本健一が担当した。また、その評価に際しても助言を得た。
- 9 遺構図に提示した座標値については、日本測地系（旧座標）に基づいている。なお基準点の配置にあたっては、両調査とも下記の業者に委託して実施している。
株式会社パスコ松山支店（松山市本町）
- 10 各調査地出土の遺物や、図面、写真等の記録については、松山市立埋蔵文化財センターにて保管されている。
- 11 各章末に注を付した。
- 12 報告書抄録は巻末に掲載している。

目 次

第 I 章	はじめに	1
第 1 節	報告書刊行に至る経緯	1
第 2 節	組 織	2
第 3 節	遺跡群の立地と歴史的環境	5
第 II 章	久米高畑遺跡51次調査	15
第 1 節	調査に至る経緯と調査の経過	15
第 2 節	調査の方法	17
第 3 節	層 位	18
第 4 節	調査成果の概要	20
第 5 節	戦争関連遺構	20
第 6 節	中世の遺構と遺物	20
第 7 節	政庁関連の遺構と遺物	22
第 8 節	遺跡群 II 期の遺構と遺物	36
第 9 節	官衙出現以前の遺構と遺物	51
第 10 節	包含層等出土の遺物	65
第 11 節	ま と め	67
第 III 章	久米高畑遺跡47次調査	69
第 1 節	調査に至る経緯と調査の経過	69
第 2 節	調査の方法	71
第 3 節	層 位	72
第 4 節	調査成果の概要	74
第 5 節	戦争関連遺構	74
第 6 節	官衙関連の遺構	78
第 7 節	弥生時代から古墳時代の遺構と遺物	79
第 8 節	包含層等出土の遺物	90
第 9 節	ま と め	92

第Ⅳ章 普及啓発事業	93
第1節 現地説明会	93
第2節 速報展・年報	94
第3節 研究会・論文	94
第Ⅴ章 総 括.....	95
第1節 政庁の規格	95
第2節 区画Eとその周辺施設の規格.....	97
第3節 正殿が基壇建物であった可能性について	99
第4節 古墳時代後期の竪穴住居の建築基準について	101

挿図目次

第 I 章 はじめに

第 1 図	遺跡群の位置	5	第 5 図	史跡指定範囲(1)	10
第 2 図	主要施設の配置	6	第 6 図	史跡指定範囲(2)	11
第 3 図	政庁の位置	7	第 7 図	遺跡群の時期設定	13
第 4 図	政 庁	9			

第 II 章 久米高畑遺跡 51 次調査

第 8 図	51 次のグリッド設定	17	第 31 図	S A 004・005	49
第 9 図	51 次西壁土層	19	第 32 図	II 期略図	50
第 10 図	掘立 011 出土遺物	20	第 33 図	弥生・古墳時代の遺構	51
第 11 図	51 次遺構の配置	21	第 34 図	S B 001・002	53
第 12 図	政庁を構成する諸施設	23	第 35 図	掘立 010・S A 006	54
第 13 図	掘立 001 (正殿)	25	第 36 図	掘立 008	56
第 14 図	正殿外周柱穴列	27	第 37 図	掘立 009	57
第 15 図	S A 001 (外郭北辺一本柱列)	29	第 38 図	S K 002・003	58
第 16 図	掘立 002 (前殿)	31	第 39 図	S K 004	59
第 17 図	脇殿出土遺物	32	第 40 図	S K 005・006・007	60
第 18 図	掘立 003 (脇殿)	33	第 41 図	S K 009・010	61
第 19 図	I 期略図	35	第 42 図	S K 011	63
第 20 図	II 期の諸施設	37	第 43 図	S K 012	63
第 21 図	S A 003 出土遺物	38	第 44 図	S K 001	64
第 22 図	S A 002・003	39	第 45 図	S K 008	64
第 23 図	掘立 005 出土遺物	40	第 46 図	包含層出土鉄器	65
第 24 図	掘立 005	41	第 47 図	包含層出土遺物	66
第 25 図	S A 007	43	第 48 図	トレンチ・カクラン出土遺物	66
第 26 図	掘立 004	44	第 49 図	検出面出土遺物	66
第 27 図	掘立 006 出土遺物	45	第 50 図	倒木検出面出土遺物	66
第 28 図	掘立 006	46	第 51 図	出土状況不明の遺物	66
第 29 図	掘立 007	47	第 52 図	政庁の時期比定	67
第 30 図	掘立 007 出土遺物	48			

第 III 章 久米高畑遺跡 47 次調査

第 53 図	47 次のグリッド設定	71	第 60 図	掘立 003	80
第 54 図	47 次の土層	73	第 61 図	S B 001	81
第 55 図	47 次遺構の配置	75	第 62 図	S B 003	81
第 56 図	塹壕の配置	76	第 63 図	S P 21	82
第 57 図	陸軍松山西飛行場推定範囲	77	第 64 図	S B 004	83
第 58 図	K T 51 - S A 003 と 47 次	78	第 65 図	S B 002	84
第 59 図	掘立 001	79	第 66 図	S K 001	85

第 67 図	S K 002	86	第 72 図	包含層出土遺物	91
第 68 図	S K 003	87	第 73 図	塹壕出土遺物	91
第 69 図	S K 004・005・006	88	第 74 図	出土状況不明の遺物	91
第 70 図	S K 007	89	第 75 図	縄文土器	91
第 71 図	S P 22	90			

第 V 章 総 括

第 76 図	政庁の建物配置	95	第 79 図	51 次と 47 次の竪穴住居	102
第 77 図	区画 E と周辺の建物配置	97	第 80 図	久米官衙遺跡群	105・106
第 78 図	柱穴規模による旧地表面の復元	99			

写真図版目次

写真図版 1	久米高畑遺跡 51 次調査 51 次調査地全景(南南東より)		写真図版 5	久米高畑遺跡 51 次調査 上 正殿と S A 001・002 (東より) 下 区画 E 南辺 S A 003 (東より)	
写真図版 2	久米高畑遺跡 51 次調査 上 北部から中央部にかけての調査状況 (南南東より) 下 南部調査状況(南東より)		写真図版 6	久米高畑遺跡 51 次調査 上 掘立 006 調査状況(北より) 下 掘立 006 P 10 半裁状況(南より)	
写真図版 3	久米高畑遺跡 51 次調査 上 政庁正殿(南東より) 下 正殿柱穴 P 4 断面(南東より)		写真図版 7	久米高畑遺跡 51 次調査 上 掘立 007 周辺検出状況(南西より) 下 S B 001・002 と脇殿(北より)	
写真図版 4	久米高畑遺跡 51 次調査 上 前殿と掘立 005 (東より) 下 脇殿と II 期の建物(北より)		写真図版 8	久米高畑遺跡 51 次調査出土遺物	
写真図版 9	久米高畑遺跡 47 次調査 上 47 次調査地より政庁中心域を望む (南西より) 下 47 次調査地全景(西より)		写真図版 11	久米高畑遺跡 47 次調査 上 S K 007 土器出土状況(北東より) 中 S K 001 全景(西より) 下 S P 22 土器出土状況(南より)	
写真図版 10	久米高畑遺跡 47 次調査 上 戦時中の塹壕(西南西より) 下 中央部柱穴調査状況(西より)		写真図版 12	久米高畑遺跡 47 次調査出土遺物	

表 目 次

第 1 表	平成 19 年度国庫補助 出土物整理委託事業の概要	1	第 3 表	久米官衙遺跡群における 造営尺の歴史	103
第 2 表	竪穴住居における 主柱穴の配置と造営尺	101	報告書抄録		巻末

第 I 章 はじめに

第 1 節 報告書刊行に至る経緯

松山市では、平成元年(1989年)より、国から補助を受けて、個人住宅の建設や中小零細開発等に伴う発掘調査(以下、本発掘調査という)及び重要遺跡の保護のための範囲確認と性格を確認する調査(以下、重要遺跡確認調査という)を実施している。本書で報告する2件の調査のうち、平成12年度に実施された久米高畑遺跡47次調査(以下、47次と表記)は、個人住宅の建設に先立つ本発掘調査として実施した。一方、久米高畑遺跡51次調査(以下、51次と表記)は、平成13年度に重要遺跡確認調査として実施している。

平成3年10月の財団設立以降、必要に応じて財団の職員を招聘し、これらの発掘調査の一部を実施している。本書にて報告する2件の調査が行われた平成12・13年度は、近年のように、国庫補助による業務の一部を財団に委託することは行なっておらず、文化財課(平成12年度まで文化教育課)と財団の職員が協力して調査にあたる形が採られていた。

その後、文化庁の承諾を得た上で、平成17年度から、史跡指定地内を除く発掘調査業務を財団に委託して行うこととなった。また、翌18年度からは、出土物整理作業も委託して実施している。報告書の作成については、原則として、出土物整理作業を実施した翌年度以降に埋文センターの編集で行うこととなった。

なお、これら2調査の基礎的な整理作業については、各年度内に現場作業と平行して実施したが、その後しばらくの間、本格的な報告書の作成に向けた条件が整わないことから、作業が保留された経緯がある。この間、学術的な重要性の高い久米官衙遺跡群の関連遺構に絞って成果を取りまとめたため、平成18年刊行の『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』に、本書で報告する遺構の一部についてもすでに掲載している。

以上述べた経緯のもと、本書は平成19年度に財団に委託した4件(10遺跡)の出土物整理作業のうち、久米地区の2件の成果を2冊にまとめたうちの1冊として作成した。本書では、久米官衙政庁の中核部における2遺跡について報告する。別の1冊は、平成18年度に遺跡群南西部で調査が行われた久米高畑遺跡67次と同68次調査をまとめたもので(132集)、平成20年度に刊行が予定されているものである。

出土物整理作業の名称	対象遺跡	調査年度	委託期間(平成)	報告書No
久米官衙遺跡群	久米高畑 51 次	平成 13	19年7月1日～20年3月31日	本書
	久米高畑 47 次	12	19年7月1日～20年3月31日	本書
東本遺跡 8 次調査地・樽味四反地遺跡 16 次調査地・久米高畑遺跡 67 次調査地・久米高畑遺跡 68 次調査地	東本 8 次	18	19年7月1日～20年3月31日	—
	樽味四反地 16 次	18	19年7月1日～20年3月31日	133 集
	久米高畑 67 次	18	19年7月1日～20年3月31日	132 集
	久米高畑 68 次	18	19年7月1日～20年3月31日	132 集
樽味四反地遺跡 13 次調査地・樽味四反地遺跡 14 次調査地・樽味高木遺跡 13 次調査地	樽味四反地 13 次	18	19年4月1日～20年3月31日	130 集
	樽味四反地 14 次	18	19年4月1日～20年3月31日	133 集
	樽味高木 13 次	18	19年4月1日～20年3月31日	131 集
タンチ山古墳	タンチ山古墳	4	19年7月1日～20年3月31日	年報 20

第 1 表 平成 19 年度国庫補助出土物整理委託事業の概要

さらに、これらの報告書とは別に、財団に対して平成20年度の委託事業の一環として、編集ならびに発行を委託したものが2件ある。これらは、平成3年の財団設立以前に、民間開発や公共工事に伴って市教委が発掘調査を実施したものの、その後、報告書の刊行が実現しなかったものである。このうちの1冊は、本書で報告する51次の東に接し、官衙遺跡の存在が初めて明らかにされた同1次調査³と、久米評銘刻書須恵器が出土した同7次⁴の成果をまとめたもの⁵で、これと本書をあわせることごとによって、久米官衙政庁の主要部の成果を網羅する形となる。

第2節 組 織

(1)調査・整理・刊行組織

47次調査組織(平成12年4月1日時点)

松山市教育委員会		財団法人松山市生涯学習振興財団	
教育長	池田 尚郷	理事長	中村 時広
事務局 局長	團上 和敬	事務局 局長	二宮 正昌
局長付参事	森脇 将	事務局次長	江戸 孝
次 長	赤星 忠男	事務局次長	森 和明
文化教育課 課 長	馬場 洋	埋文センター 所 長	中川 隆
主 幹	八木 方人	専 門 監	野本 力
副 主 幹	田城 武志	調 査 係 長	西尾 幸則
主 査	重松 佳久	調 査 員	橋本 雄一
主 任	栗田 正芳	調 査 員	小玉亜紀子
主 事	奥村 康男	(写真担当)調 査 員	大西 朋子
(47次担当)調 査 員	小笠原 彰		

51次調査組織(平成13年4月1日時点)

松山市教育委員会		財団法人松山市生涯学習振興財団	
教育長	中矢 陽三	理事長	中村 時広
事務局 局長	團上 和敬	事務局 局長	二宮 正昌
次 長	川口 岸雄	事務局次長	江戸 孝
企画官	一色 巧	事務局次長	森 和明
文化財課 課 長	馬場 洋	埋文センター 所 長	中川 隆
主 幹	八木 方人	専 門 監	野本 力
副 主 幹	田城 武志	調 査 係 長	西尾 幸則
主 査	重松 佳久	(51次担当)調 査 員	橋本 雄一
主 任	栗田 正芳	調 査 員	小玉亜紀子
主 事	奥村 康男	(写真担当)調 査 員	大西 朋子

整理組織(平成19年4月1日時点)

松山市教育委員会		財団法人松山市生涯学習振興財団	
教育長	土居 貴美	理事長	中村 時広
事務局 局長	石丸 修	事務局 局長	吉岡 一雄
企画官	仙波 和典	埋文センター 所長	丹生谷博一
企画官	田中 郁夫	次長	重松 幹雄
企画官	田浦 雅文	次長	田城 武志
文化財課 課長	家久 則雄	(兼務)教育普及担当リーダー	重松 幹雄
主幹	森川 恵克	(兼務)調査担当リーダー	田城 武志
主査	栗田 正芳	主任調査員	橋本 雄一
主事	楠 寛輝	(写真担当)調査員	大西 朋子
主事	西村 直人		

刊行組織(平成21年3月31日時点)

刊行主体	松山市教育委員会	編集組織	財団法人松山市生涯学習振興財団
教育長	山内 泰	理事長	中村 時広
事務局 局長	石丸 修	事務局 局長	吉岡 一雄
企画官	仙波 和典	埋文センター 所長	丹生谷博一
企画官	古鎌 靖	次長	折手 均
企画官	岸 紀明	次長	重松 佳久
文化財課 課長	家久 則雄	教育普及担当リーダー	梅木 謙一
主幹	森 正経	調査担当リーダー	栗田 茂敏
主幹	森川 恵克	主任調査員	橋本 雄一
主任	楠 寛輝	(写真担当)調査員	大西 朋子
主事	武田 尊子		

(2)史跡久米官衙遺跡群調査検討委員会

松山市では、史跡久米官衙遺跡群とその周辺における発掘調査を的確に実施し、その成果を評価するために、史跡久米官衙遺跡群調査検討委員会⁶を組織している。

久米高畑遺跡47次の調査成果については、平成13年2月2日・3日に開催された第7回史跡来住廃寺跡調査検討委員会の際に報告した。また、同51次については、随時、調査期間中に委員の指導を仰ぐ形を採り、改めて平成14年3月5日に開催された第8回委員会の席上で報告を行った。

その後、本書にて報告する久米高畑遺跡51次調査地の南隣接地における大規模な試掘調査⁷の結果、政庁の南限に関する新たな知見を得たことを受けて、第9回委員会(平成15年3月26日開催)において、追加の説明を行っている。

各調査時点及び整理と本書の刊行年次における委員構成は、次の通りである(順不同・敬称略)。

平成12年度の委員構成(47次調査)

- 委員 長 下條 信行 (愛媛大学法文学部 教授 考古学)
 副委員 長 松原 弘宣 (愛媛大学法文学部 教授 古代史)
 委員 上原 真人 (京都大学大学院文学研究課 教授 考古学)
 委員 山中 敏史 (奈良国立文化財研究所 埋蔵文化財センター 室長 考古学)
 委員 松本 修自 (東京国立文化財研究所 室長 建築学)
 委員 阿部 義平 (国立歴史民俗博物館 考古研究部 教授)
 委員 森 孝謙 (愛媛県教育委員会 文化財保護課 課長)

平成13年度の委員構成(51次調査)

- 委員 長 下條 信行 (愛媛大学法文学部 教授 考古学)
 副委員 長 松原 弘宣 (愛媛大学法文学部 教授 古代史)
 委員 上原 真人 (京都大学大学院文学研究課 教授 考古学)
 委員 山中 敏史 (奈良国立文化財研究所 埋蔵文化財センター 室長 考古学)
 委員 松本 修自 (東京国立文化財研究所 室長 建築学)
 委員 阿部 義平 (国立歴史民俗博物館 考古研究部 教授)
 委員 森 孝謙 (愛媛県教育委員会 文化財保護課 課長)

平成19年度の委員構成(整理)

- 委員 長 下條 信行 (愛媛大学法文学部 教授 考古学)
 副委員 長 松原 弘宣 (愛媛大学法文学部 教授 古代史)
 委員 上原 真人 (京都大学大学院文学研究科 教授 考古学)
 委員 山中 敏史 (独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所
 文化遺産部遺跡整備研究室 室長 考古学)
 委員 岡村 道雄 (独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所企画調整部 部長 考古学)
 委員 前園実知雄 (奈良芸術短期大学 教授 考古学)
 委員 濱田 健介 (愛媛県教育委員会事務局文化スポーツ部文化財保護課)

平成20年度の委員構成(刊行)

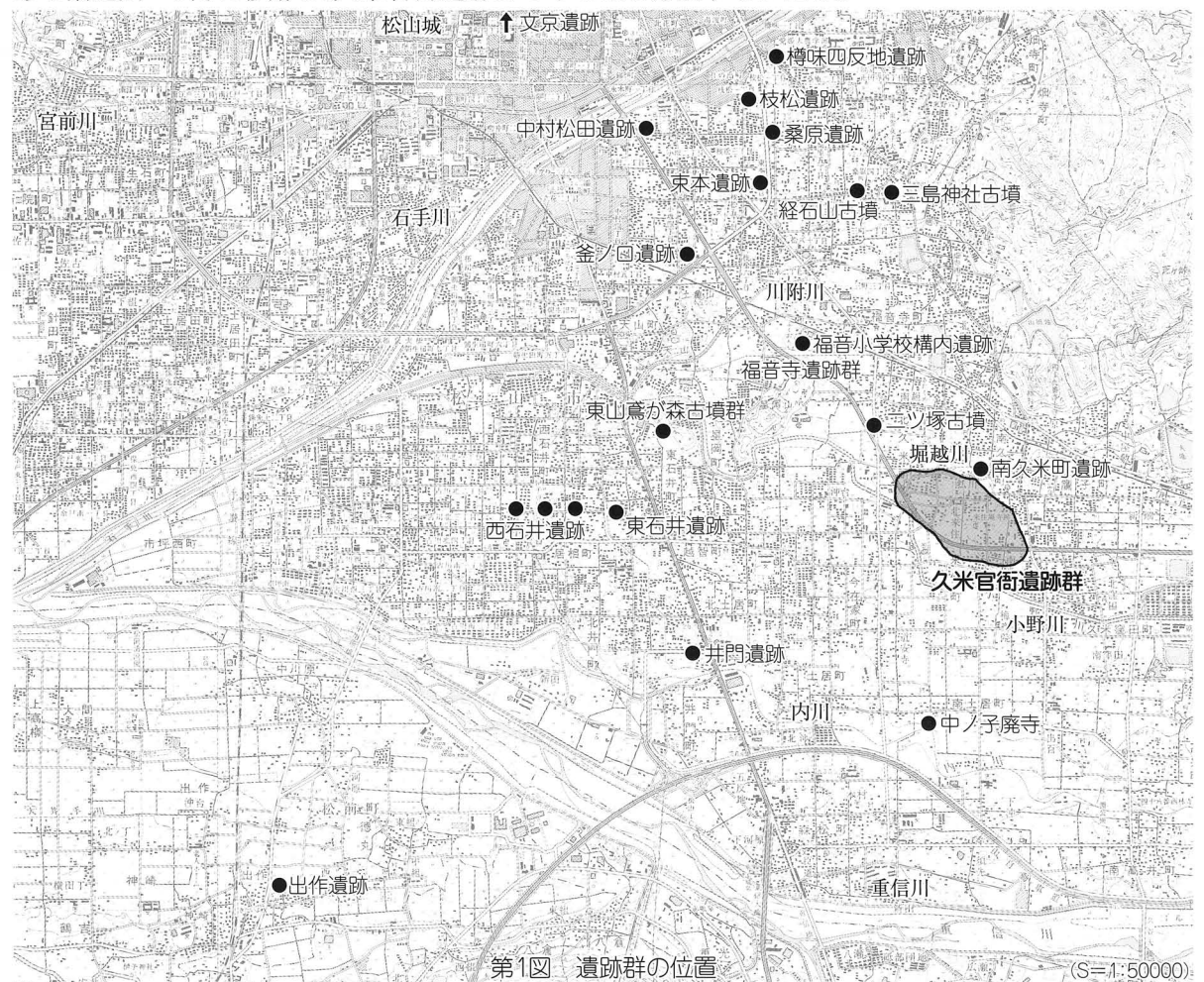
- 委員 長 下條 信行 (愛媛大学名誉教授 考古学)
 副委員 長 松原 弘宣 (愛媛大学法文学部 教授 古代史)
 委員 上原 真人 (京都大学大学院文学研究科 教授 考古学)
 委員 山中 敏史 (独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部 部長 考古学)
 委員 岡村 道雄 (独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所名誉研究員 考古学)
 委員 前園実知雄 (奈良芸術短期大学 教授 考古学)
 委員 大林 潤 (独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所
 都城発掘調査部遺構研究室 研究員 建築学)

第3節 遺跡群の立地と歴史的環境

(1) 遺跡群の立地

来住廃寺⁸を含む史跡久米官衙遺跡群は、高縄山系の山々の麓に程近い松山平野の北東部に位置している。以下、この平野を形成する河川との関係から当遺跡群の立地を概説する(第1図)。

平野のほぼ中央を東から西へ流れる重信川が、当平野における最大規模の河川である。松山平野はこの川によって大きく南北に分断されている。遺跡群が立地する重信川北側の地域は、高縄山系に源を発した支流の石手川によって東西に区分され、西の地域には、弥生時代中期から後期にかけての拠点集落である文京遺跡が立地する。石手川左岸が歴史上大きな地位を占めるに至るのは、川越しに文京地区を望むことができる高台に位置する桑原地区に大型特殊建造物群⁹が建設される古墳時代初頭のことである。これ以降、代表的な前方後円墳¹⁰は、桑原から久米にかけての重信川と石手川に挟まれた区域に限定してその系譜を追うことが可能となる。その後、古墳時代中期の大規模集落として知られる福音寺遺跡群は、石手川の支流である小野川¹¹と、桑原地区との境を画する川附川¹²に挟まれた区域に立地する。7世紀に至ると、松山平野における政治的中心は、小野川をさらに遡った別の支流である堀越川¹³の南に移動し、久米官衙遺跡群の中心域を形成するに至る。



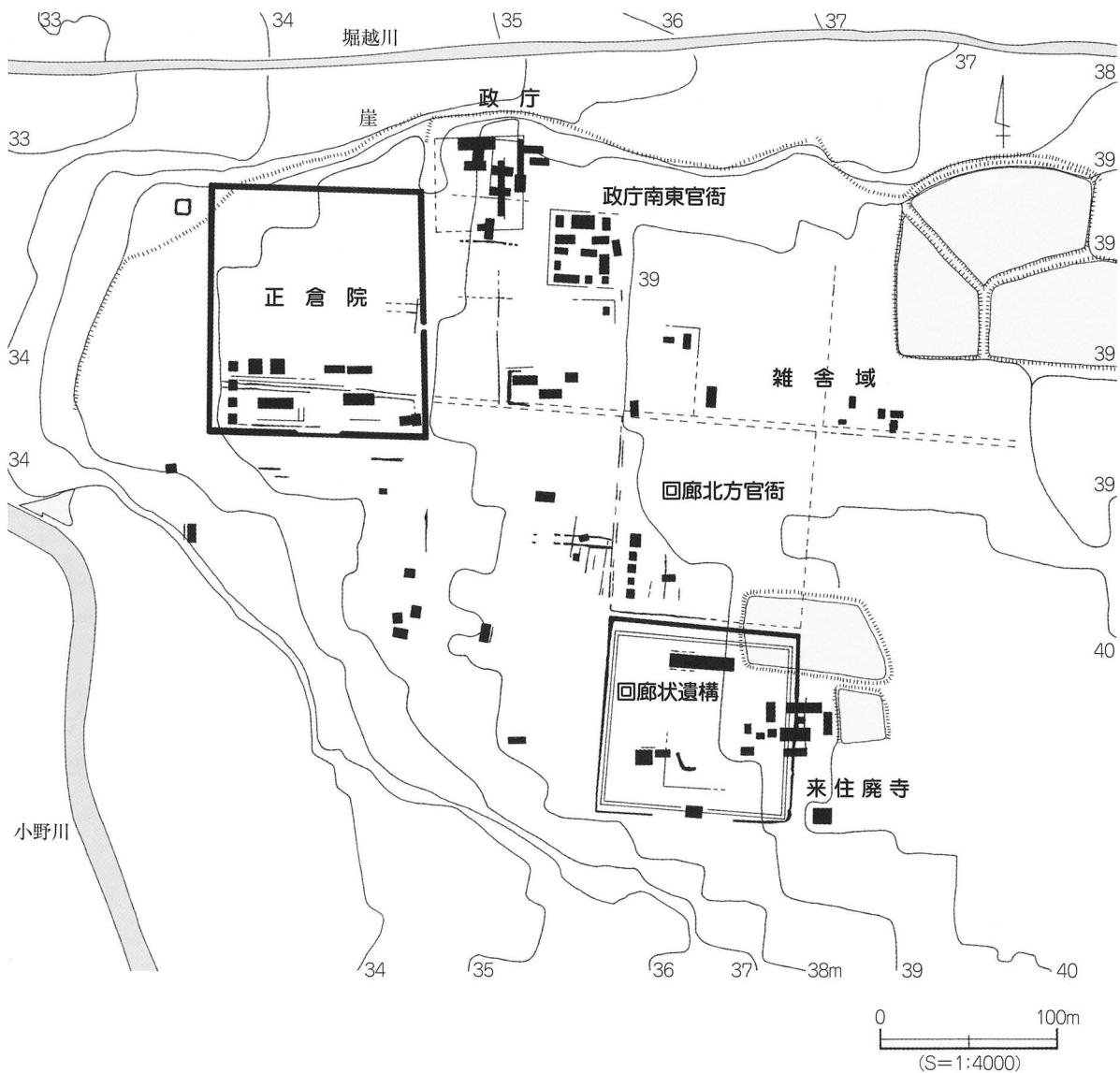
第1図 遺跡群の位置

(S=1:50000)

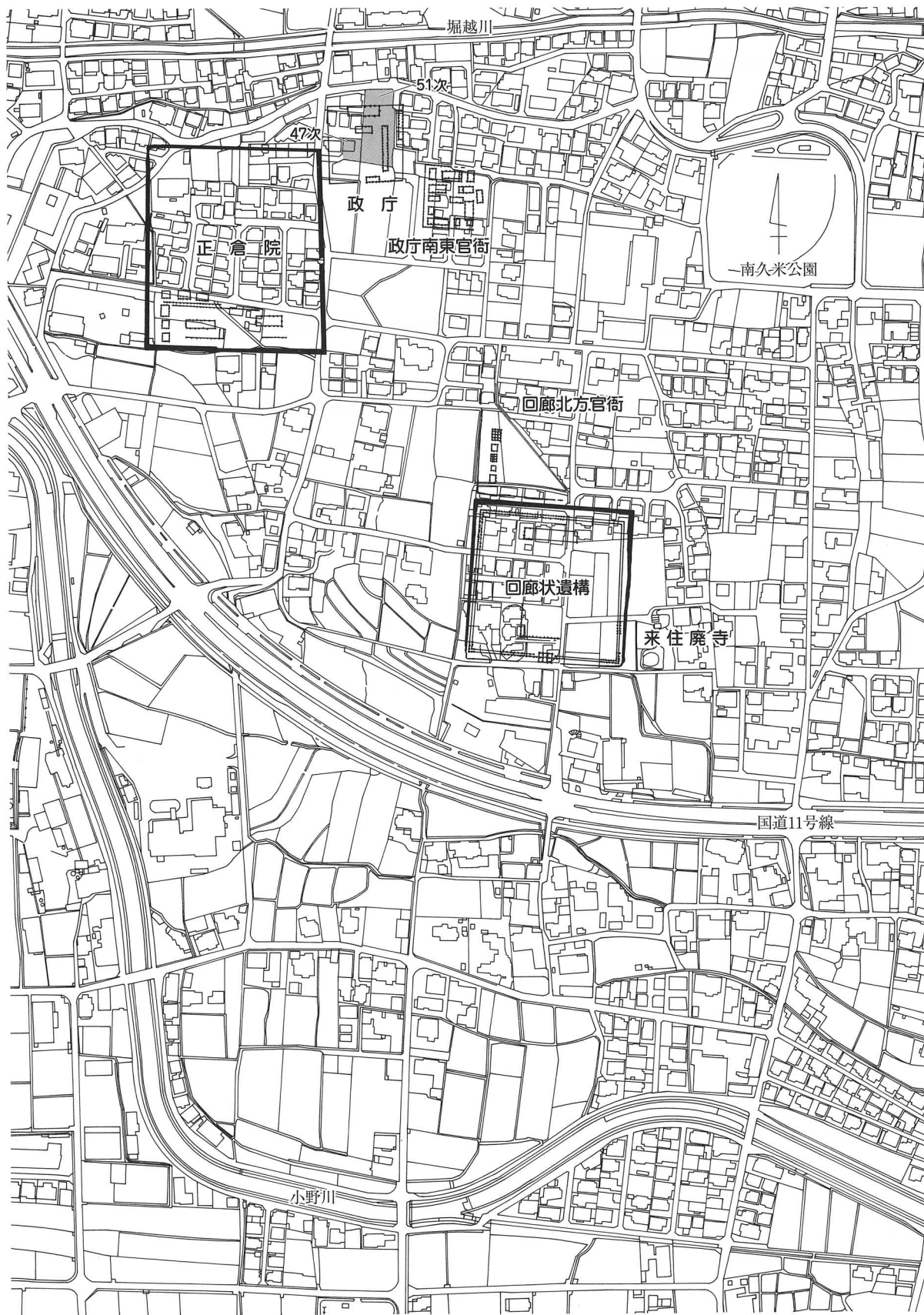
(2)遺跡群における政庁の位置

久米官衙遺跡群は、小野川の支流である堀越川の河岸段丘を背にして、小野川が南に蛇行する地点の北に広がる微高地上に立地している。微高地の南辺には、当遺跡群を代表する方1町規模の官衙施設である回廊状遺構¹⁴や白鳳期の寺院址である来住廃寺などが立地する。

一方、遺跡群の北部、堀越川の段丘に面した場所には、本書にて報告する政庁のほか、正倉院¹⁵などの諸施設が配置されている。政庁に隣接する政庁南東官衙¹⁶と、濠で囲われる以前の古い段階の正倉院については、南部の回廊状遺構と同一の方格地割に基づいて配置されているが、政庁については対応していない。政庁は、回廊状遺構に代表される遺跡群Ⅱ期の方格地割の北限から、北にずれた場所に設けられているのである。その位置は、微高地が堀越川に向かって最も北に張り出した場所が選ばれており、遺跡群Ⅱ期の諸施設を配置した方格地割には一致しない。このような遺跡群における政庁の立地上の特徴は、以下述べるように、久米官衙遺跡群を構成する諸施設の変遷のあり方と密接な関わりがあると考えている。



第2図 主要施設の配置



第3図 政庁の位置

0 100m
(S=1:4000)

(3) 政庁周辺における調査状況

遺跡群の南東部、来住廃寺とその周辺については、これまで来住廃寺の遺跡名称のもと調査を行っている。また、その東から南に隣接する区域については、^{きしまち}来住町遺跡と呼んできた。この2遺跡を除く遺跡群の大半の領域については、^{くめたかばたけ}久米高畑遺跡と呼んでいる。

政庁が位置する久米高畑遺跡の北部における発掘調査は、51次の東に接する水田において、宅地開発に伴って実施されたのがはじまりである。1985年から翌年にかけて行なわれたこの1次調査によって、官衙の外郭を構成する可能性が想定される長大な建物が検出されたことから、付近に関連施設が展開する事実が知られるようになった。この建物は、一本柱列と一体化した構造であったことから、いわゆる長舎囲いの形態の官衙、すなわち、政庁の存在が想定された。

1次調査地の北西端で検出されたこの長大な建物は、一体化した構造の一本柱列が敷地の西方に続くものと予想されたことから、西に隣接する果樹園(51次)から住宅地(47次)にかけて、この施設の中核部が位置するものと想定されてきた。本書にて報告する2件の調査は、いずれもこの見解を確認することを主目的として実施されたものである。

近隣における発掘調査では、遺跡群Ⅱ期の施設である政庁南東官衙の実態を明らかにした同11次¹⁷、22次¹⁸と41次¹⁹の各調査の成果が重要である(第20図)。これまでのところ、この施設は、南北約43.1m、東西規模についてはこれと同一の正方形か、もしくは幾分これよりも長い辺長の長方形の外郭施設を伴うもので、その北辺位置は遺跡群Ⅱ期の地割の北限に対応することが判明している。内部には、15棟の掘立柱建物が建ち並んでおり、その配置状況から、少なくとも2時期以上の段階設定が可能なものと想定されている。中心的な建物の南正面を東西棟の付属的な建物が塞ぐ配置状況から、未確認である遺跡群Ⅱ期の政庁には該当しないことがわかっている。調査当初には、久米評衙の政庁である可能性を考えた時期もあったが、現在はこの考えを撤回し、Ⅱ期の政庁の近くにあつて、これを補完する実務的な役所施設であると想定している。

政庁南東官衙に関しては、敷地の一角に施設の北西角が含まれることから、本書と同じく20年度の刊行を予定している同1次調査の報告書²⁰において、改めて報告する予定である。

さらに近隣の発掘調査の中で、特に重要なものとして、平成14年に2回にわたって実施された試掘調査²¹があげられる。51次の南に接する水田における集合住宅の建設に先立って行なわれたこの調査(H14-321)の結果、政庁の南辺を構成する東西棟1棟(外郭南辺付属舎)と、これから東へ延びる一本柱列を検出している。これによって、政庁の南北規模が約51.9mであることが判明した。さらに、51次で全容が明らかにされていなかった政庁の脇殿の南端位置も特定することができるなど、極めて重要な成果を挙げている。また、この調査では、政庁廃絶後の遺跡群Ⅱ期を構成する建物2棟と地割のための直線的な素掘溝1条を検出している(第20図)。この溝から出土した7世紀第3四半期ころに比定している須恵器の一群²²は、宝珠摘みとかえりが付く新しい型式のもので、回廊状遺構北側区画溝出土の同様の須恵器を含む一群²³と並んで、当遺跡群における最重要の出土遺物として評価されるものである。この試掘調査の成果についても、51次における同時期の遺構の評価と大いに関係があるので必要に応じて確認するが、平成18年刊行の報告書²⁴において既に概要を報告しているので、あわせて参照されたい。



第4図 政庁

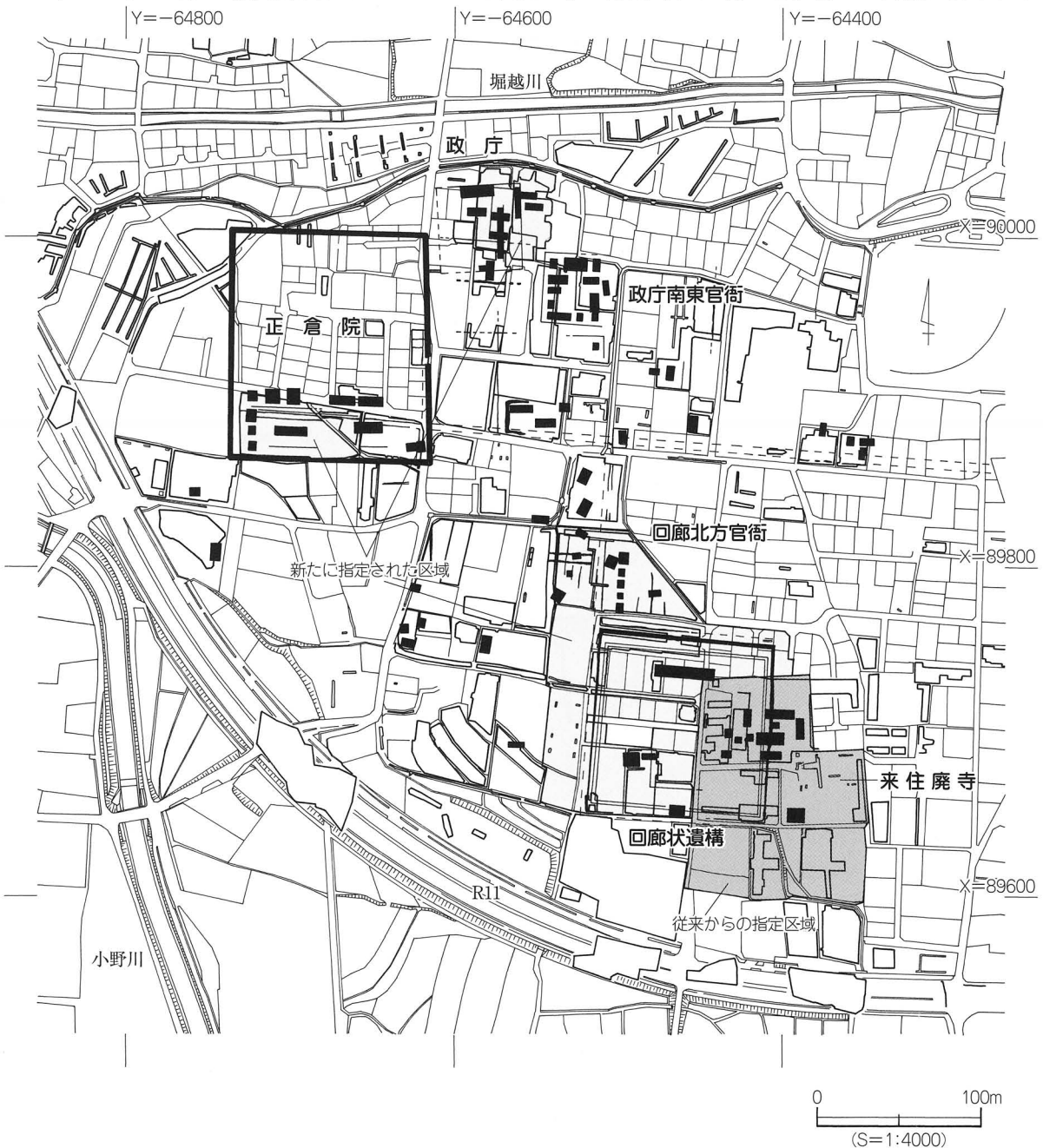
(4) 史跡指定地の範囲

2調査地のうち、東に位置する51次の敷地については、その東隣の住宅地(1次調査地の西半分)とあわせて、平成15年(2003年)8月に、国の史跡として指定されている(平成15年8月27日付 文部科学省告示第140号)。これは、以前から指定されていた史跡来住廃寺跡²⁵に加える形で実現したものである。主要な官衙が立地する3地区計約20,300㎡(公簿)の土地について久米官衙遺跡の名称で来住廃寺の領域に追加することによって、今日の「史跡久米官衙遺跡群 久米官衙遺跡 来住廃寺跡」が成立している。なお、51次の敷地は、3か所の追加区域のうちのひとつとして、平成15年に土地の公有化を完

了している(1,090.23㎡)。

新たに追加された3か所のうち、政庁の区域は、51次の全域と1次調査地の概ね西半分を中心とする約2,170㎡(公簿)が指定されている(第6図)。現状では、予想される政庁の範囲の東半分が対象となっているものの、47次を含む西半分については既に住宅が建っていることから、遺跡の内容の確認が取れないため指定区域には含まれていない。本来的には、保護対象とすべき遺構の範囲全体について史跡指定を目指すべきであるが、宅地化が進行した現状では困難であると判断したことから、このような部分指定の手法を採ることとなった。正倉院(約2,710㎡・公簿)と回廊状遺構の西部から北西にかけての一带についても、同様の考え方のもとで史跡指定が行なわれている。

政庁における当初の指定計画区域については、平成15年の指定当初、1名の地権者から同意が得られな



第5図 史跡指定範囲(1)



第6図 史跡指定範囲(2)

い状態であったが、その後、平成17年7月までに同意を得て、追加指定が実現している(約2,280㎡・公簿)。

なお、政庁の指定地における土地の公有化²⁶は、51次に続いて1次調査地の区域にあたる住宅地においても順調に進んでいる。

(5) 遺跡群の変遷

久米官衙遺跡群の変遷については、大きく3時期に区分して説明している（以下、Ⅰ期～Ⅲ期と表記）。なお、本書にて報告する政庁本体については、これまでのところ、関連施設は確認されていない。したがって、単独でⅠ期に位置付けている。

Ⅰ期: 政庁しか存在が確定していない段階である。時期は7世紀第2四半期ころを上限とし、同世紀中葉にかけて機能したものと想定している。堀越川の河岸段丘の崖が最も北へ張り出した場所に、ほぼ正方位を基準として設けられている。後のⅡ期に施行される方格地割²⁷には対応していないが、政庁が正方形に復元される場合には、その西辺の位置がⅡ期の地割の南北方向の基準とされた可能性も考えられる。

Ⅱ期: 方1町の敷地と幅3～4mの道路による方格地割に基づいて各施設の配置が行なわれる段階である。時期は7世紀中葉から第3四半期ころと想定している。この時期の政庁は発見されていないが、Ⅰ期政庁のすぐ南へ移転した可能性を想定している。後にその外周を濠で囲われることになる正倉院についても、すでにこの時期までにはその原型が成立しているものと考えている。

回廊状遺構とその北の回廊北方官衙の敷地の設定については、この時期のものと考えて間違いない。ただし、後者の内部施設に関しては、来住廃寺以前の官衙²⁸に使用された瓦²⁹が出土することに加えて、最近の研究から、一部の建物の造営尺³⁰がⅢ期のものであることが判明した。したがって、この施設の建物に関しては、従来の見解を一部改め、Ⅱ期に成立してⅢ期にかけて継続したものと評価する。

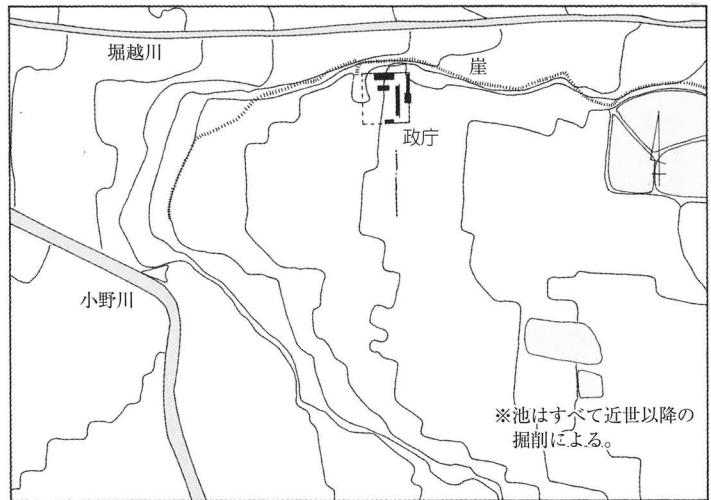
なお、かつて、北部の施設が成立するⅡ-A期から、南部に回廊状遺構と回廊北方官衙などが増設されるⅡ-B期を経て、回廊状遺構の一部を補修³¹して一定期間継続使用されるⅡ-C期に区分する考え方を提示した経緯があるが、個々の建物を各段階に峻別して説明することが困難であることから、現在はこの考え方は採用していない。

Ⅲ期: 遺跡群の一角に来住廃寺が建立される。寺院を併設する地方官衙としての形態を採ることが、この時期を説明するにおいて最も重要な要素と考えている。時期は7世紀第4四半期³²から8世紀ころと想定している。寺院は回廊状遺構の東半部に寺域の西部が重複する位置に設定される。回廊状遺構の西半部には寺院存続期の建物³³が立地することに加えて、その北の回廊北方官衙南西部で検出されている建物の一部が前述の通り、8世紀に下る可能性が高いことなどの理由から、寺地の西限は、Ⅱ期の回廊状遺構の西限に概ね対応するものと考えている。なお、寺域と寺地の四囲については、西限以外よくわかっておらず、複数の案を検討中である。

寺院の創建時に地割が改変されたのは、回廊状遺構周辺の遺跡群南東部に限られたものと想定しているが、その後、8世紀の中ごろに至ると、正倉院の拡充に伴って、遺跡群中央部から西部にかけての一带でも街路の改変が行なわれる（Ⅲ-B期）。この段階の地割の改変は、正倉院の敷地の形状が、正方形から南北に細長い長方形に変更されたことが主な理由であると考えている。正倉院の南部を南に約30m拡張したため、東西方向の道路を付け替える必要が生じたい。

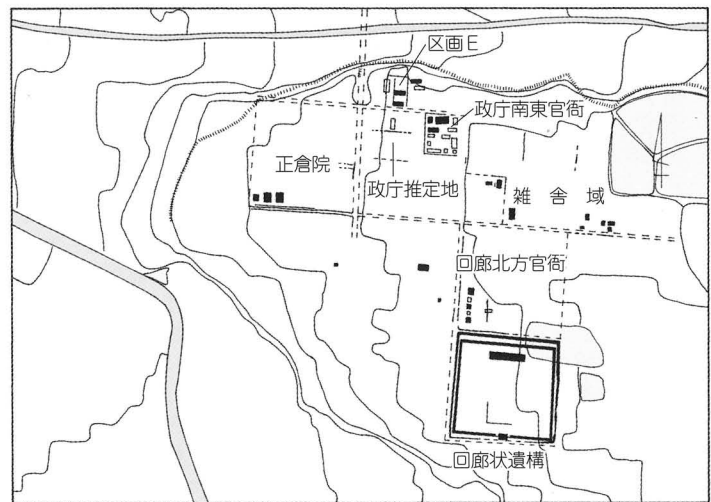
なお、正倉院は、濠出土遺物の様子から、9世紀末から10世紀前半には完全に機能を停止することが判明しており、これをもって、官衙遺跡群としての終焉と理解している。その後、来住廃寺は11世紀³⁴ころまで存続したと考えられているが、寺の実態も含めて、まだよくわかっていない。

I 政庁の出現



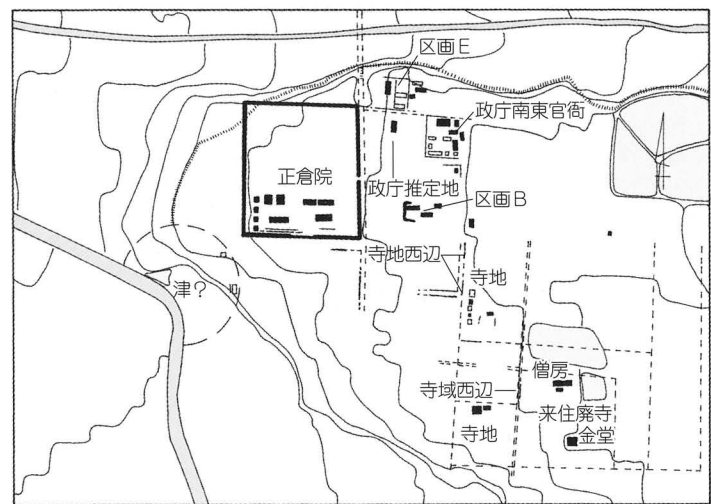
I 期

II 地割の設定

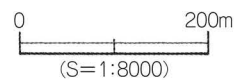


II 期

- III - A 寺院の建立
- III - B 正倉院の拡充



III 期



第7図 遺跡群の時期設定

注

- 1 橋本 雄一 2006 『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』松山市文化財調査報告書111 松山市教育委員会・財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター（※以下、松山市関係は発行機関を一部省略。）
- 2 橋本 雄一 2009 『久米高畑遺跡－67次・68次調査－』松山市文化財調査報告書132
- 3 西尾 幸則 1987 「久米高畑遺跡(官衙関連遺跡)」『松山市埋蔵文化財調査年報』I 松山市教育委員会
- 4 西尾 幸則・宮崎 泰好 1989 「久米高畑遺跡(7次調査)」『松山市埋蔵文化財調査年報』III 松山市教育委員会
- 5 橋本 雄一 2009 『久米高畑遺跡－1次・7次調査－』松山市文化財調査報告書136 松山市教育委員会ほか
- 6 平成8年度から史跡来住廃寺跡調査検討委員会を設置し、平成16年8月の第11回委員会以降この名称に変更。
- 7 本章第3項、ならびに注1文献等参照。
- 8 小笠原好彦 1979 『来住廃寺』松山市文化財調査報告書12 松山市教育委員会・松山市文化財協会
- 9 樽味四反地遺跡では、これまでに少なくとも3棟の大型建物が見つかった。
- 10 桑原地区の三島神社古墳、経石山古墳、久米地区西部の二ツ塚古墳、同中央部のタンチ山古墳、南部の波賀部神社古墳、東部の葉佐池古墳と播磨塚天神山古墳があげられる。
- 11 石手川の支流。松山平野北東部の小野地区の山を源流とする。遺跡群の南正面で蛇行し、福音寺から石井地区周辺の独立丘陵群の中を流れて西に向かい、江戸期以降は石手川に合流する。
- 12 小野川の支流。福音寺遺跡群の北西を西に流れ、小野川と合流する。合流点近くでは河岸段丘が発達している。
- 13 小野川の支流。官衙遺跡群の西で小野川に合流する。政庁裏手の崖は、この川によって形成された河岸段丘である。
- 14 橋本 雄一 2006 『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』2 松山市文化財調査報告書114 松山市教育委員会ほか
- 15 橋本 雄一 2008 『来住・久米地区の遺跡』VII～平成17年度国庫補助市内遺跡発掘調査事業～久米高畑遺跡65次調査・久米高畑66次調査・来住町遺跡14次調査 松山市文化財調査報告書121 松山市教育委員会
- 16 注1文献参照。
- 17 西尾 幸則・池田 学 1991 「久米高畑遺跡11次調査地」『松山市埋蔵文化財調査年報』III
- 18 田城 武志・水本 完児 1994 「久米高畑遺跡22次調査地」『松山市埋蔵文化財調査年報』VI
- 19 加島次郎編 1999 『松山市埋蔵文化財調査年報』11 松山市教育委員会ほか
- 20 注5文献参照。
- 21 個人による集合住宅の建設に先立って行なわれた試掘確認調査。2月と5月の2回にわたって実施され、後日、浄化槽予定箇所における立会調査も行なわれた。地主の理解が得られなかったため、本格的な調査には至らなかった。政庁の関連施設の特定に焦点を絞って、広い調査面積を確保する一方、多くの遺構について掘り下げは行っていない。協議の結果、開発は主要遺構を保護することが可能な工法で行なわれている。注1文献参照のこと。
- 22 宝珠摘みとかえりを持つ新形式の坏蓋3個体を含む遺物がまとまって出土している。注1文献参照。
- 23 注22と同様の遺物に硯1点と取瓶が伴う。来住廃寺5次調査(『年報II』1989)の際に出土。注1文献参照。
- 24 注1文献参照。
- 25 1979年に、1次調査が行なわれた長隆寺境内と、2次調査の跡地を中心とする約11,820㎡(公簿)が指定された。
- 26 平成20年度末時点で、この区域の約70%にあたる1,624.18㎡の買い上げが終了している。
- 27 1小尺=0.304mの360尺(300大尺・1町)、109.44m四方の敷地が、3～4m幅の道路を隔てて配置される。方位は真北から東へ2.5度から5.5度程度振っている。条里地割の考え方に近い地割である。
- 28 寺の創建にあわせて取り壊された回廊状遺構を想定している。
- 29 四天王寺に起源をもつ単弁十葉蓮華文軒丸瓦。7世紀の第3四半期を上限とする時期のものと考えられている。回廊の内部には、これを用いた建物が存在したのと考えている。建物の廃絶後に瓦がごみとなって周辺に散乱するようになるのは、寺が創建される同第3四半期後半ころから、8世紀代にかけてのことと想定している。
- 30 6棟のうち3棟は、1尺=0.292m～0.295m程度の、いわゆる唐尺に相当する造管尺のもとで建てられた可能性が高い。この尺長は、遺跡群Ⅱ期の造管尺よりも、来住廃寺の金堂から得られた遺跡群Ⅲ期のものに近い。
- 31 北西角付近の外側柱列について、柱を立て直した痕跡が確認されている(『年報VII』1995)。注14文献参照。
- 32 7世紀第3四半期の後半には成立した可能性も想定されている。
- 33 宮内慎一編 1996 『来住廃寺－第19次調査－』松山市文化財調査報告書56 松山市教育委員会ほか
- 34 近年再開された来住廃寺の寺域調査の結果、明らかになりつつある。『年報20』(2009年刊行)参照。

第Ⅱ章 久米高畑遺跡51次調査

第1節 調査に至る経緯と調査の経過

(1) 経緯

1985年12月から翌年2月にかけて、51次調査地の東隣の水田において、民間の宅地開発に伴う発掘調査¹が行なわれた。これが、その後の70次を超える久米高畑遺跡としての初めての本格的な調査となった。当時、来住廃寺の史跡指定のきっかけとなった来住廃寺2次²等の調査は既に実施済みであったが、遺跡群の北部における状況はまったく知られていない状態であった。後に回廊状遺構と呼ばれることになる当遺跡群を代表する官衙施設の確認は、1987年に行なわれた来住廃寺5次調査³のことであり、この久米高畑遺跡1次調査が、官衙の存在を認識する初めての機会となった。

1次調査の結果、いわゆる長舎囲いと呼ばれる形態の官衙の一部が検出され、その延長部分が西隣の果樹園⁴や住宅地⁵に及ぶことが確認されるに至ったが、その後、調査の機会が無い状態が長く続くことになる。その間、回廊状遺構や、正倉院、1次調査地に隣接する政庁南東官衙等における調査は劇的に進展し、官衙遺跡群としての全体像が徐々に明らかにされていくにつれ、長舎囲い構造の施設については、政庁である可能性が高いものと認識されるようになっていった。

以上のような状況の下、この施設の実態解明に向けての転機となったのが、本書で報告する同47次調査⁶である。

個人住宅の建設に先立って行なわれたこの調査では、明確な官衙関連遺構は検出されなかったが、他の時代の遺構が高密度で遺存する状況を確認することができたことから、東隣の蜜柑畑において政庁の核心部分の状況を確認しようとする機運が高まった。

当該地における発掘調査が検討された平成12年当時、この場所は、南久米町在住の東大伸氏所有の蜜柑畑であった。そこで市教委は、調査に対する理解を得るために遺跡群の価値とその政庁の実態解明の重要性を説明するため繰り返し折衝を行なった。最終的に同意を得ることができたことから、年度が替わって平成13年(2001年)4月6日より、調査に向けた諸準備が開始されることとなった。

最初の仕事は、蜜柑の木を切って束ねることと、重機で根株を掘り出して場外へ搬出することであった。

(2) 調査ならびに整理作業の経過

調査は国から補助を受けて実施した。蜜柑の木の始末を終えた後、重機による耕作土の掘削に着手したが、排土はすべて場外へ搬出して調査区を広く確保する形を採った。調査中に出る排土についても軽四輪のダンプで搬出することによって、調査地内に排土の山を置く必要が無い方法を採用した。

調査ならびに整理作業の進行状況については、次の通り、日誌の抄録を提示する形で説明する。

調査日誌抄録

- 平成13年4月9日(月) 調査に先立って、地権者と境界の確認を行なう。午後から、蜜柑の木の伐採。
- 4月11日(水) 重機による木の根の掘り起こしと場外搬出。13日(金)まで継続。
- 4月16日(月) 重機による掘削初日。20日(金)に終了。仮置き排土の整地も行なう。
- 4月24日(火) 雨の合間に遺構検出作業。政庁外郭北辺一本柱列の柱穴を検出。
- 5月8日(火) この日までにメッシュ杭の打設を終了。北部の正殿から平面図の作成。
- 5月15日(火) 正殿付近の略図を作成。遺構検出作業は南部へ。
- 5月25日(金) 学芸係主催の遺跡めぐりの参加者を案内。松原弘宣氏より、ご指導いただく。
- 5月29日(火) 南部の包含層掘り下げと遺構確定作業を終了。検出写真の準備に着手。
- 6月1日(金) 高所作業車を用いて検出写真の撮影。
- 6月7日(木) この頃、雨のためしばしば作業を中断する。北部の土坑から掘り下げに着手。
- 6月15日(金) 官衙関連建物等について、柱の抜き取り穴の再検討を行ない、平面図に追加。
- 7月5日(木) 官衙関連の掘立005と006の半裁作業の終了にあわせて、南部を中心とする写真を撮影する。高所作業車を使用。
- 7月19日(木) 文化庁坂井調査官、現地視察。県教委文化財保護課の谷若氏同行。
- 7月25日(水) 愛媛大学村上恭之氏と院生6名、現地見学。
- 7月27日(金) 掘立005と007の調査をほぼ終え、脇殿の柱穴の半裁に着手。8月2日終了。
- 8月10日(金) 脇殿の調査をほぼ終える。24日頃まで、各建物の図面作成。
- 8月24日(金) 三重大学廣岡義隆氏とゼミ学生多数が見学。官衙以外の建物の調査を続行。
- 9月5日(水) 完掘写真の撮影。このころ、現説と委員会の資料を作成。S A003の門を図化。
- 9月13日(木) 松原副委員長、現地指導。19日に下條委員長、20日に阿部委員と山中委員。
- 9月29日(土) 10:30から市民向けの現地説明会を開催。引き続き、各種図面作成を継続。
- 10月4日(木) 遺構保護用の砂を投入。12日(金)までに重機による埋め戻しを完了する。
- 10月13日(土) 埋め戻しの終了を確認。重機回送。すべての現場作業を終了する。

整理日誌抄録

- 平成14年1～2月ころ 条里制・古代都市研究会における報告の準備。3月に政庁の成果を速報。
- 4～5月ころ 『年報14』掲載原稿と発掘調査速報展の準備。
- 平成17年11月ころ 『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』掲載図面等の用意。
- 平成18年3月31日(金) 『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』刊行。政庁の成果も盛り込む。
- 10月ころ 1次の位置修正に伴う各種図面の作り直しを行なう。
- 平成19年4月16日(月) 平成19年度国庫補助出土物整理委託による整理作業に着手。
- 平成20年2月22日(金) 報告書掲載遺物の実測を終了する。掲載遺物を決定。
- 3月31日(月) レイアウト原案を決定し、19年度出土物整理委託による整理作業を終了。
- 7月17日(木) 報告書作成作業を再開。版下の仕上げに着手。
- 12月8日(月) 本文の執筆に着手。写真のレイアウト、総括用の図面を検討する。
- 平成21年2月2日(月) 版下完成。入札、入稿に向けて作業を継続。
- 2月10日(火) 入稿。後日、掲載遺物の収納作業を行なう。

第2節 調査の方法

(1) 測量の基準

平成8年3月、松山市教育委員会では、住宅地として過密な状況に至っている久米地区における遺跡調査に対応するため、測量の際の基準となる基準点網の整備を行なった。遺跡群の主要部を外から囲い込む形で、東西約1.1km×南北約0.65キロメートルの範囲に、2級6点、3級18点、節23点を配置することによって、測量の際の基準として活用する体制を整備した。

51次調査にあたっては、株式会社パスコ松山支店(松山市本町)に委託して、国土座標第IV座標系(旧座標)に基づく基準点の配置を行なった。測量に際しては、前述の基準点網を利用することによって、精度の高い作業を実現している。

重機による掘削作業終了直後の、平成13年4月25日(水)に業者による基準点の打設を行なったうえで、4m間隔でメッシュ杭を追加して測量の体制を整えた。

(2) グリッドの配置方法

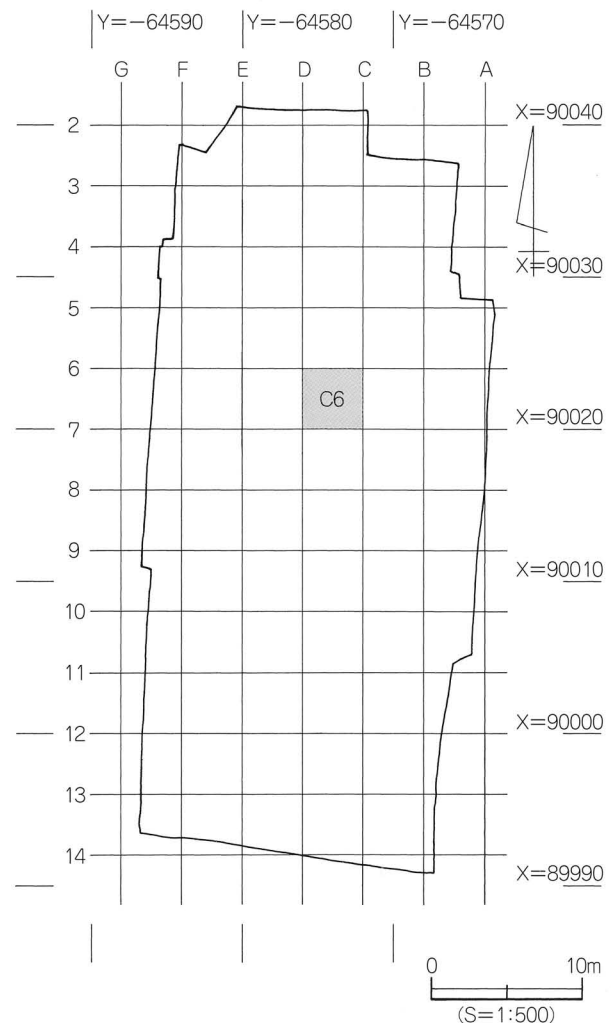
久米官衙遺跡群における発掘調査の際には、測量の基準として4mグリッドを採用している。かつて、来住廃寺の至近距離において寺域の確認調査などの際には、3mグリッドと土層観察用のベルトを設定した時期もあったが、遺構の検出面が浅く、調査区内にベルトを残す必要がほとんど無い等の理由から、これを改めたものである。

東西方向に東から順にアルファベットを振って南北のライン名とした。同様に、東西方向のライン名は、北から順に数字をあてて表記した。

例えば、Cラインと6ラインの交点について、点名としてC6と呼び、この点を北東角とする一辺4m四方の区域をC6グリッドと表記する(第8図)。

各ラインに、国土座標の1m単位の切りの良い座標値が対応するよう、メッシュ杭を配置している。

なお、遺構の検出作業中や包含層中からの出土遺物については、このグリッド単位で取り上げを行なっている。



第8図 51次のグリッド設定

(3) 凡 例

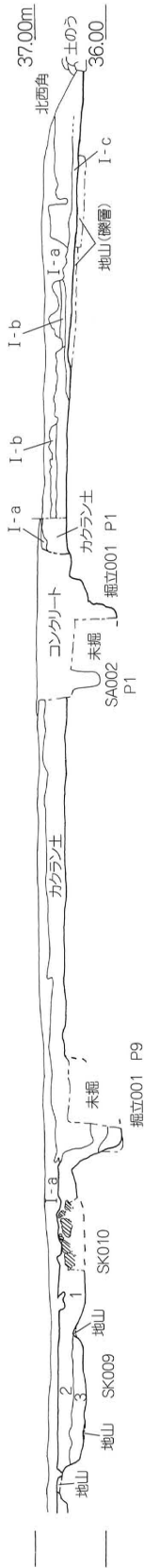
- 1 報告内容の一部は、久米官衙遺跡群の概要をとりまとめた『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』⁷等に掲載しているが、その内容に相違点がある場合、本書をもって訂正したものとする。
- 2 整理作業と研究の進展に伴って、官衙関連施設に関する数値ならびに解釈について、過去に公表した内容を修正あるいは変更する必要がある箇所がある。変更した部分には本文中に*印を付し、各ページの下部に脚注を設けて旧データを提示して、改訂前後の内容を対比できるようにした。
- 3 官衙関連施設で内容を大きく変更したものについては、すでに公表されている旧図と改訂後の図面をあわせて提示した。旧データの出典は主として、2006年刊行の前掲報告書である。
- 4 遺構の種別は略号で示した。竪穴住居：S B、掘立柱建物：掘立、土坑：S K、溝：S D、柱穴：S P、性格不明遺構：S X、掘立等ならびの判る柱穴：P などである。便宜上、遺構番号の頭に調査次数の略号を併記した場合もある(例：久米高畑遺跡51次調査の掘立001は、K T51-掘立001)。
- 5 遺物の実測図は基本的に1/4で統一したが、鉄器等1/2で提示したものもある。石器については、1/2、1/4、1/12がある。遺構図は1/50、1/100を基本とした。
- 6 本書で示した方位は旧国土座標第Ⅳ座標系に基づく座標北で、高度は標高である。
- 7 基本土層の番号はローマ数字で、遺構埋土についてはアラビア数字で表記した。
- 8 土色や遺物の色調の表記に際しては、『新版標準土色帖』1998年版を参考にした。
- 9 本書にて使用した地形図は以下の通りである。一部、加筆したものも含まれている。
松山市都市計画図1/500、同1/2500・国土地理院発行1/25000「松山南部」、同「松山北部」
- 10 出土遺物については、報告書掲載の遺物番号を黄色で注記し、遺構単位に区別した後、収納している。未掲載分については、白色の注記番号が遺物の実測図番号に対応する。

第3節 層 位

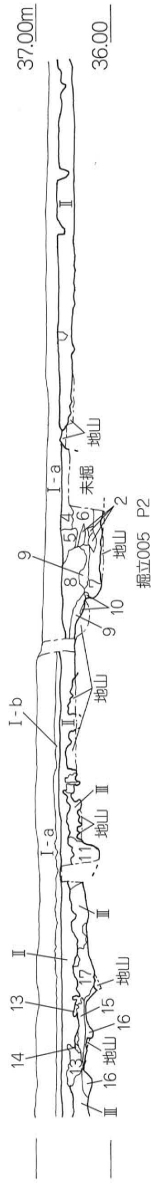
調査地は基本的に南に向かって地形が下がる微高地上に立地し、その北側は堀越川による段丘の崖に近接している。耕作土上面のレベルは37.0m、地山上面は北部の正殿付近で36.5m、崖の縁で36.3m、南部で36.2m程度である。中央以南には包含層が堆積しており、南端では厚さ35cmに達している。包含層は水田造成時に削平されたため、北部には遺存していない。中央以南の官衙遺構は、この包含層を削りながら層中にて検出している。包含層を背景にした状態での遺構検出作業は困難を極めたことから、この土層が形成された時期の解明には至らなかった。出土する須恵器や陶磁器が遺構に伴うものか包含層に属するものか判断できなかったためである。

基本土層の観察結果は次の通り。

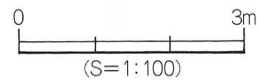
- | | | |
|---------|--------------------|-----------------------------|
| I - a 層 | 明褐色粘質土 (7.5YR 7/1) | 水田から蜜柑畑に転作された耕作土。真砂が混じる。 |
| I - b 層 | 明褐色粘質土 (7.5YR 7/1) | 耕作土下部。橙色の酸化鉄の粒が50%程度沈着している。 |
| I - c 層 | 明褐色粘質土 (7.5YR 7/1) | 旧耕作土。上部に二酸化マンガン粒が多く沈着。 |
| Ⅱ 層 | 灰褐色土 (7.5YR 4/2) | 遺物包含層上部。耕作土の影響を大きく受けている。 |
| Ⅲ 層 | 黒褐色土 (7.5YR 3/2) | 遺物包含層下部。地山の粒を1%程度含む。 |



I-a 明褐色粘質土 (7.5YR 7/1) 水田から壁相畑に転作された耕作土。真砂が混じる。
 I-b 明褐色粘質土 (7.5YR 7/1) 耕作土下部。橙色の酸化鉄の粒が50%程度沈着している。
 I-c 明褐色粘質土 (7.5YR 7/1) 旧耕作土。上部に二酸化マンガンの粒が多く沈着している。
 II 灰褐色土 (7.5YR 4/2) 遺物包含層上部。耕作土の影響を大きく受けている。
 III 黒褐色土 (7.5YR 3/2) 遺物包含層下部。地山の粒を1%程度含む。



1 灰褐色土 (7.5YR 4/2) SK010の埋土。地山を1%含む。
 2 褐色土 (7.5YR 5/1) SK009の上層。褐色のマンガンが上層に沈着している。
 3 褐色土 (7.5YR 5/1) SK009の下層。地山を10%含む。
 4 灰褐色土 (7.5YR 4/2) 地山を少量含む。上部にマンガンが沈着している。
 5 灰褐色土 (7.5YR 4/2) 地山を80%含む。
 6 灰褐色土 (7.5YR 4/2) 地山を5%含む。
 7 灰褐色土 (7.5YR 4/2) 地山を20%含む。
 8 灰褐色土 (7.5YR 4/2) 地山を1%含む。
 9 灰褐色土 (7.5YR 3/2) 地山を1%含む。
 10 灰褐色土 (7.5YR 3/2) 地山を70%含む。
 11 黒褐色土 (7.5YR 3/1) 柱穴。地山を1%含む。須恵器が出土している。
 12 灰褐色土 (7.5YR 4/2) SK013の埋土。地山を1%含む。
 13 灰褐色土 (7.5YR 5/2) 灰白色土を50%、地山を1%含む。
 14 灰褐色土 (7.5YR 5/2) 灰白色土を20%含む。
 15 褐色土 (7.5YR 4/1) 褐色の焼土を10%、炭化物を少量含む。
 16 黒褐色土 (7.5YR 3/1) 地山をほとんど含まない。
 17 黒褐色土 (7.5YR 3/1) 地山を20%含む。
 18 黒褐色土 (7.5YR 3/2) 地山をほとんど含まない。
 19 黒褐色土 (7.5YR 3/1) 地山を40%含む。
 20 黒褐色土 (7.5YR 3/1) 地山を含まない。
 21 黒褐色土 (7.5YR 3/1) 地山を30%含む。



第9図 51次西壁土層

第4節 調査成果の概要

この場所に立地する官衙が、政庁であることを実証するに十分な成果を得ることができた。

政庁の外郭北辺一本柱列とこれに連結する正殿のほか、前殿と脇殿についてもそれぞれ一部を検出することができた。これに、1次調査時に存在が知られていた外郭東辺一本柱列とこれに連結する付属舎2棟、さらに試掘調査(H14-321)にて検出された外郭南辺一本柱列とこれに連結する付属舎を加えることによって、久米官衙政庁の東半分の実態を知ることが可能になった。

なお、政庁の年代については、これまでにも、7世紀前葉に遡る可能性を指摘してきたが、近年の研究の結果、上限を7世紀第2四半期に置くことが可能となっている。出土遺物から得られた所見や遺構の重複関係を中心とする51次の結果からも、この見方を裏付ける情報を得ることができた。

さらに、政庁廃絶後の遺跡群Ⅱ期の時期にも、この場所に区画を伴う役所施設が設けられていることが明らかになった。Ⅱ期に施行される方格地割の北限はⅠ期の政庁を南北に分断する位置に設けられるが、その北側の狭小な場所にも区画を伴う官衙施設の存在が確認された。新たに検出されたこれらの施設は、隣の1次で検出されている同時期の施設を評価するうえでも重要であると評価している。

第5節 戦争関連遺構

調査区の東辺と南壁沿いにおいて、第2次世界大戦時に掘られた塹壕の跡が見つかった(第56図)。

これらは、調査地の南東約350m付近に旧日本陸軍によって建設が進められた飛行場に関する施設である(第56図・57図)。塹壕1が向かう先の正倉院北西角近くと、塹壕3の北端(51次出入口のスロープ付近)の2箇所に高射砲陣地が置かれていたという証言が得られていることから、飛行場と陣地間の連絡ならびに物資(弾薬)の運搬を目的として造られたものであろうと推測している。

なお、この飛行場の建設は、終戦間近の昭和20年夏ころまで、近郷近在の人々を動員して続けられたが、完成を見ないまま終戦を迎えることとなった。軍によって強制的に接收され、傷だらけにされた田畑の復旧には長い年月を要し、人々の心身に深い傷跡を残すこととなった。

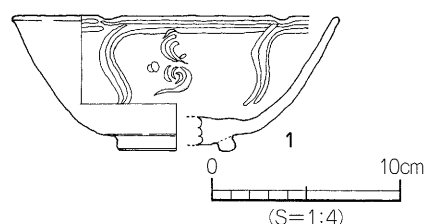
この遺構については、47次調査地でも検出されているので、第3章の第5節にて詳しく報告する。

第6節 中世の遺構と遺物

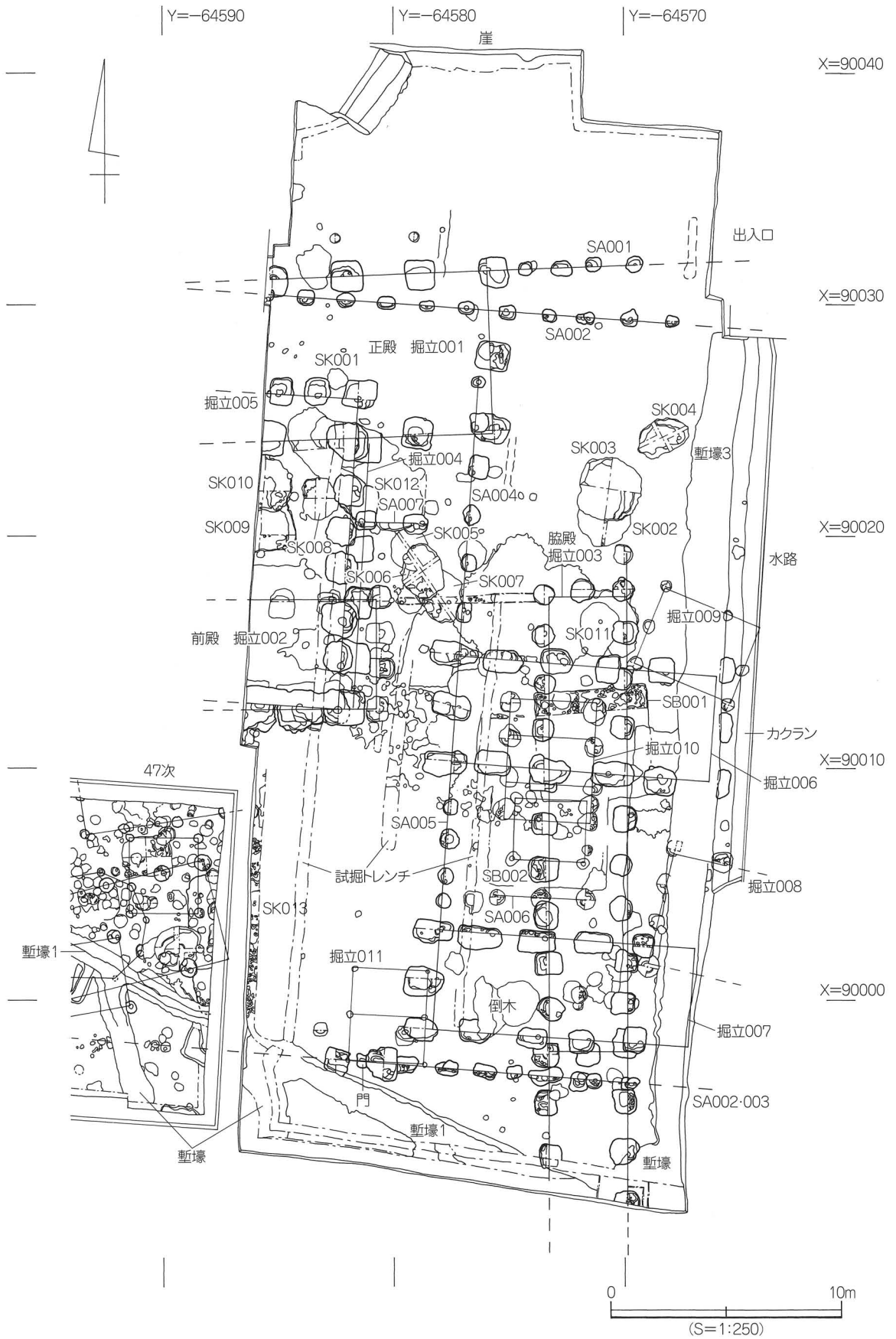
掘立011 [第11図] 調査区南西部で灰白色の埋土の小柱穴から成る建物を検出した。長辺2間(4.0m)、短辺1間(3.25m)、N-2.5°-E。付近に同様の柱穴がいくつか存在することから、実際にはこれよりも規模が大きかった可能性もある。

出土遺物:青磁碗1は、室町時代ころの輸入品である。

時 期:14～15世紀ころのものと考えられる。



第10図 掘立011出土遺物



第11図 51次遺構の配置

第7節 政庁関連の遺構と遺物

(1) 政庁を構成する施設の概要

久米官衙政庁は、第12図に示す通り、6棟の掘立柱建物と3本の一本柱列によって構成されている。

このうち、51次で新たに検出された建物は、正殿(K T 51-掘立001)、前殿(K T 51-掘立002)と脇殿(K T 51-掘立003)の3棟である。正殿と脇殿の西半分は確認されていないが、脇殿については、後に行なわれた試掘確認調査の結果、規模が明らかにされている。このほか、正殿の北壁に連結する一本柱列(K T 51-S A 001)が、今次の調査によって新たに加わった施設である。

このほかでは、51次終了後の平成15年2月と5月に実施された南隣の敷地における試掘調査で確認された南辺付属舎とこれに連結する一本柱列、1次の東辺付属舎1*と一本柱列ならびにこれと重複する東辺付属舎2**が政庁を構成する施設である。加えて、1次のSD1と試掘(H14-321)で検出された溝について、その方向性等の特徴から、政庁の段階に属する可能性を検討している(第12図)。

なお、試掘調査で確認された南辺付属舎と一本柱列については、先に刊行済みの報告書にて詳細を報告している。1次の2棟に関しては、今回改めて検討を行なったところ、東辺付属舎1と2双方について建物規模の見直しが必要であることが明らかとなっている。近日刊行予定の別の報告書⁸にて詳細を説明する予定であるので、この点については、本節末尾の第3項にて簡単に触れるに止めたい。

構造に関して重要な点は、この施設の外郭が、正殿と3棟の付属舎の外壁を一本柱列で連結して閉塞していることにある。また、建物と柱列で囲われた敷地内に前殿と脇殿が配置された結果、「二重囲い」とも言うべき形態を呈している点も特徴のひとつである。この構造に関して調査段階には、新旧2時期の政庁が検出されたものと理解して、一般向けの現地説明会ではそのような趣旨の説明を行なった経緯がある。その後、調査の終盤から後日行なわれた試掘調査以降、2時期の施設の重複ではなく、二重囲いの復元案を採用するに至っている。このように判断するに至った最大の理由は、内側(前殿と脇殿)を単独の段階と判断するに足る新たな材料が見出せなかったことに加えて、これら2棟の建物について、外側(正殿と3棟の付属舎)の施設とあわせた形で配置の説明が十分に可能であることが判明したからである。具体的には、共通の造営尺による統一した考え方に基づいた各施設の規模の決定と配置が行なわれた可能性を想定している。同一の配置計画で説明可能なものを、あえて2群に分けて説明する必要は無い、というのが現在の考え方である。

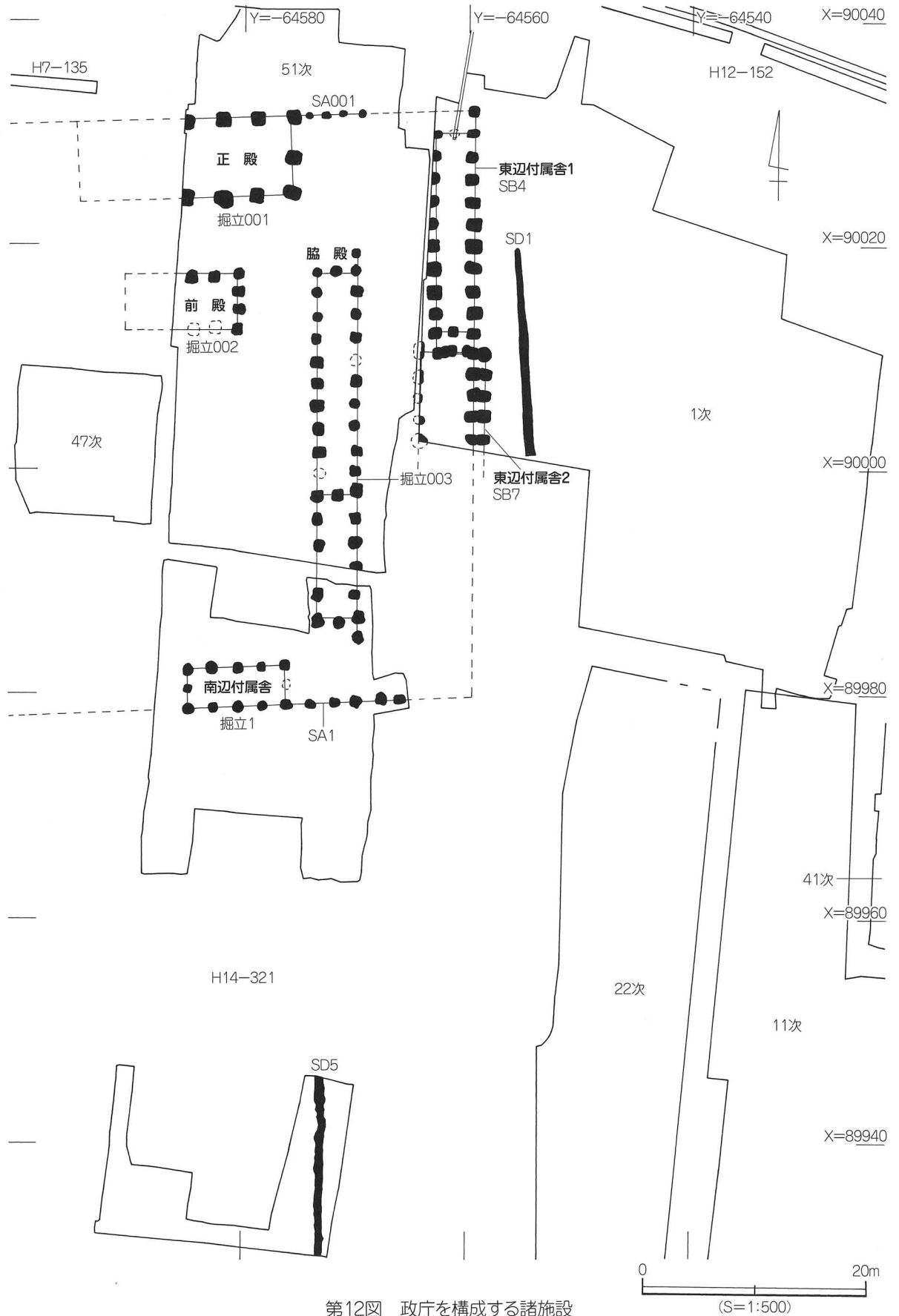
造営尺による政庁の配置計画については、既に刊行済みの報告書⁹で説明しているが、1次の東辺付属舎1と同2の規模の改訂に伴って細部での変更が必要なこともあって、第V章総括にて再確認する。

各建物からの出土遺物の中で、年代の特定につながるものは極めて少数である。

前殿と脇殿から多少参考になる須恵器が出土しているほかは、東辺付属舎1出土の須恵器の壺が唯一、実測図が公開されてきたものである。前殿と脇殿の柱穴出土の坏身4点は、口径が10～11cm程度で、7世紀前半ころのものと考えられる。これまでの整理検討の際には、政庁が属す時代よりも古い時

* 従来、東辺付属舎と呼んできたが、南に増設されるK T 1-S B 7と区別するため、東辺付属舎1と改める。

** これまで政庁に関連する建物である可能性には言及してきたものの、積極的に評価するには至っていなかった。今後、政庁外郭東辺に対する増設の可能性を明確に示すため、このような呼称を用いる。



第12図 政庁を構成する諸施設

期のものと捉え、重要視してこなかったものであるが、近年の研究の結果、所属時期をかなり正確に反映している可能性を想定するに至った。この問題については、本章のまとめの節にて、調査地内で複数検出されている廃棄土坑からの出土遺物とあわせて再検討する。

(2) 遺構と遺物

正殿・掘立001 [第13・14図] 調査区の北西部で、建物の東半分を検出した。堀越川に面した段丘の落ち際に、最も北に張り出した地点の崖縁から南に約10mの場所に建てられている。

桁行3間以上(9.5m以上)、梁行2間(6.92m)の東西棟で、方位は北で92°西に振っている。

建物は、大型の方形柱穴9基によって構成されている。柱穴は大きなもので一辺1.75×1.65m、小さなもので1.30m×1.25mを測る。深さは深いもので0.9m、浅いもので0.5m程度である。柱の根入れの深さは、最も浅い北東角(写真図版)の場合で遺構検出面である地山上面から0.34mにしか達していない。深いもの(P3)の場合で0.56m程度である。平均的なもので0.48mという柱の根入れの深さは、前殿や脇殿の状況と比較することによって、正殿の柱穴が掘られた当時の地面の高さを知る上で重要な所見であると考えている。これは、次に報告する正殿外周柱穴列ならびに正殿の構造そのものに対する評価と直結した重要事項であると認識している(第V章第3節)。

なお、柱穴の埋土は特に固く締まっている。前殿の柱穴埋土などと比較して特に細かく土層をつき固めている状況にはないが、ほかと比較して明らかに固い印象を受けた。直径16cm程度の柱痕跡と考えられる土層が観察された箇所もあるが、基本的に柱は抜き取られていると判断している。

建物の全体形状については、政庁の全体規模を一辺51.9mの正方形とする復元案に基づいて、その北辺中央に建てられていると仮定した場合、桁行長は6間(約19.0m)に復元される(第76図)。正殿である以上、中央間が必要とすると、5間か7間もしくは9間程度が妥当であると考えられるが、いずれの場合でも、正方形の敷地の北辺中央に正殿の中軸線が位置しないことになる。このため、施設の外郭の形状を東西に細長い長方形と考えるべきではないか、と考える復元案¹⁰も提示されている。

次に、建物の全体形状と規模について検討する。検討には造営尺の考え方をを用いて、建物の一辺長の比率に着目する。

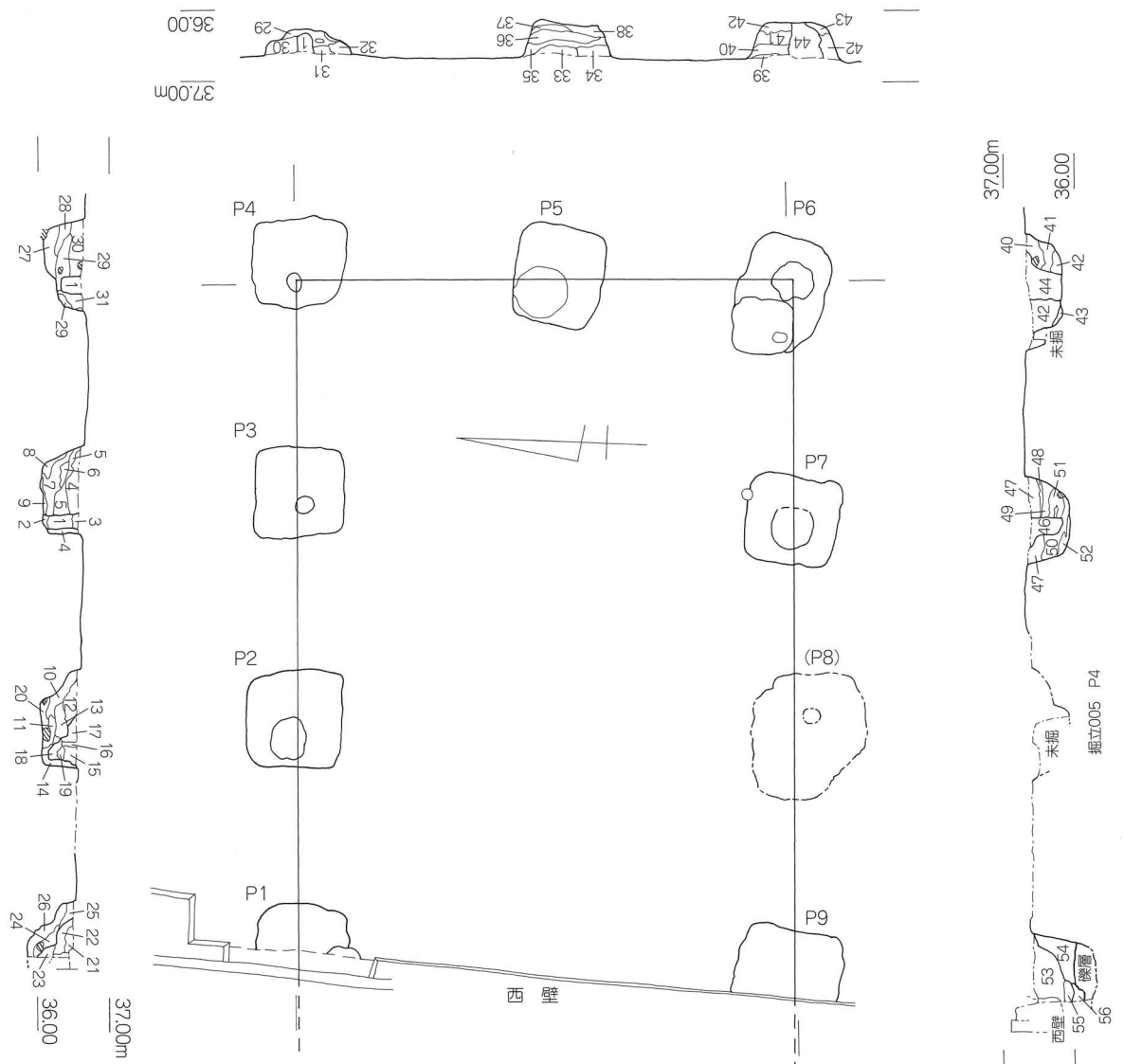
これまで、政庁の造営尺については、1小尺=0.2883m*、1大尺=0.3460m**と想定し、各建物の規模と施設における配置を検討してきた。現時点においても、この考え方に大きな変更は無い。これは、政庁の外郭東辺長(約51.9m)を150大尺(180小尺)と復元することによって導き出した値で、政庁の多くの関連建物の規模と配置関係の説明に用いてきた経緯がある(第V章)。

ある程度確度の高い数値が明らかにされている梁行の一辺長は、前述の遺跡群I期の小尺で24尺と判断される(1間12尺の等間)。桁行長は、6間(約19.0m)に復元した場合、小尺で66尺、これを等間とみると1間あたり11尺と理解することが可能である。桁行と梁行の柱間1間あたりの距離としては、当遺跡群の建物の中では最大規模を測るが、最も格式の高い建物であることを考えると、一般的な官衙遺跡の主要建物における事例に照らしても、妥当な数値と評価している。

つづいて、前述の復元案に従って建物の一辺長の比率に着目すると、桁行:梁行=66:24であるから、6で割って11:4となる。桁行長は梁行長の2.75倍に設定されたと考えられる。

* これまでは0.288mと提示してきた。今後、奈文研の例を参考にして、可能であれば0.1mm単位の表記を行なう。

** これまでの報告書等では0.346mと表記してきた(上に同じ)。



- | | | |
|--|---|--|
| 1 灰褐色土 (7.5YR 1/2) 柱痕。地山粒を5%含む。 | 29 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 風化砂岩と地山粒を30%含む。 | 47 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 風化砂岩を少量。地山を5%含む。 |
| 2 灰褐色土 (7.5YR 6/2) 柱痕。黒褐色土を30%。地山粒を数%含む。 | 30 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 風化砂岩を30%。地山粒を5%含む。 | 48 灰褐色土 (7.5YR 6/2) 地山を70%含む。 |
| 3 灰褐色土 (7.5YR 3/2) 柱痕上部。地山を1%含む。 | 31 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 風化砂岩を10%。地山粒を少量含む。 | 49 灰褐色土 (7.5YR 4/2) 地山を20%含む。 |
| 4 灰褐色土 (7.5YR 4/2) 風化砂岩を10%含む。 | 32 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 風化砂岩を80%。地山粒を10%含む。 | 50 灰褐色土 (7.5YR 4/2) 地山を30%含む。 |
| 5 灰褐色土 (7.5YR 4/2) 風化砂岩を10%。地山粒を5%含む。 | 33 褐灰色土 (7.5YR 5/1) 風化砂岩を30%。地山粒を20%含む。 | 51 灰褐色土 (7.5YR 5/2) 風化砂岩を少量。地山を80%含む。 |
| 6 灰褐色土 (7.5YR 4/2) 風化砂岩を15%含む。 | 34 褐灰色土 (7.5YR 5/1) 砂岩。ホルンフェルトを30%。地山粒を40%含む。 | 52 灰褐色土 (7.5YR 5/2) 風化砂岩を20%。地山を60%含む。 |
| 7 灰褐色土 (7.5YR 4/2) 風化砂岩を10%。地山粒を5%含む。 | 35 褐灰色土 (7.5YR 5/1) 風化砂岩を60%。地山粒を20%含む。 | 53 褐灰色土 (7.5YR 5/1) 礫を1%。地山を50%含む。 |
| 8 灰褐色土 (7.5YR 4/2) 風化砂岩を含む。 | 36 褐灰色土 (7.5YR 5/1) 風化砂岩を60%。地山粒を30%含む。 | 54 灰褐色土 (7.5YR 4/2) 礫を少量。地山を5%含む。 |
| 9 灰褐色土 (7.5YR 4/2) 風化砂岩と地山粒を70%含む。 | 37 褐灰色土 (7.5YR 5/1) 風化砂岩を70%。地山粒を20%含む。 | 55 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 礫を少量。地山を1%含む。 |
| 10 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 風化砂岩を10%。地山粒を1%含む。 | 38 褐灰色土 (7.5YR 5/1) 風化砂岩を50%。地山粒を10%含む。 | 56 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 礫を少量。地山粒を20%含む。 |
| 11 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 風化砂岩を少量。地山粒を10%含む。 | 39 褐灰色土 (7.5YR 5/1) 礫を少量。地山を30%含む。 | |
| 12 褐灰色土 (7.5YR 5/1) 風化砂岩を少量。地山粒を1%含む。 | 40 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 風化砂岩を30%。地山粒を20%含む。 | |
| 13 褐灰色土 (7.5YR 5/1) 風化砂岩を30%。地山粒を20%含む。 | 41 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 礫を少量。地山粒を少量含む。 | |
| 14 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 地山粒を5%含む。 | 42 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 地山を5%含む。 | |
| 15 灰黄褐色土 (10YR 6/2) 地山粒を1%含む。 | 43 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 礫を10%。地山を20%含む。 | |
| 16 褐灰色土 (10YR 6/1) 地山はほとんど含まない。 | 44 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 礫を少量。地山粒を1%含む。 | |
| 17 灰黄褐色土 (10YR 6/2) 風化砂岩少量。地山を10%含む。 | 45 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 礫を少量。地山粒を5%含む。 | |
| 18 灰黄褐色土 (10YR 5/2) 褐灰色土を5%。地山を10%含む。 | 46 灰褐色土 (7.5YR 5/2) 風化砂岩を少量。地山を40%含む。 | |
| 19 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 風化砂岩。地山を少量含む。 | | |
| 20 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 風化砂岩を30%。地山を1%含む。 | | |
| 21 灰褐色土 (7.5YR 5/2) 径10mm以下の風化砂岩を10%含む。 | | |
| 22 灰褐色土 (7.5YR 4/2) 地山粒を3%含む。 | | |
| 23 褐灰色土 (7.5YR 5/1) 地山粒を20%含む。 | | |
| 24 褐灰色土 (7.5YR 5/1) 風化砂岩と地山粒を80%含む。 | | |
| 25 褐灰色土 (7.5YR 5/1) 地山粒を1%含む。 | | |
| 26 褐灰色土 (7.5YR 5/1) 風化砂岩を少量。地山粒を10%含む。 | | |
| 27 灰褐色土 (7.5YR 4/2) 地山粒を1%含む。 | | |
| 28 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 地山粒を2%含む。 | | |

第13図 掘立001(正殿)

かねてより重要視してきたのは、6 という完数の倍数で説明可能な点である。尺度を統計学的手法で分析する際に、6 小尺という寸法は5 大尺に対応することもあって、より確度の高い完数として扱われることがある。正殿の場合、建築の際に使用されたのは小尺に違いないが、敷地における建物の配置計画を練る際には、度地尺としての大尺によったとみるべきで、格式の高いこの建物の場合、そのように計画された可能性は十分にあると考えている。今回の復元案の場合、66小尺は55大尺、24小尺は20大尺に読み替えが可能である。

なお、桁行規模を5間、7間、8間、9間に復元した場合の検討も行なったが、いずれも桁行長を大尺で示すと、切りのいい完数では表せない。あえて言うと、9間(99小尺)の時に大尺で82.5尺という値が得られるが、いかにも中途半端なもので採用できない。

以上、正殿の規模と形状について様々な見方から検討した結果、中央間を持たない桁行6間とする従来からの案を引き続き候補として提示することに問題は無いと判断した。なお、敷地における正殿の位置については、ほかの建物との関係もあるので、第V章にて確認することとする。

出土遺物：P7の埋土中から須恵器坏身の口縁部片1点が出土したが、調査時の混乱から紛失してしまった。前殿出土の第16図の4の口縁部形態にかなり似ていたと記憶しているが、径10mm程度の小片であったため、詳細は不明である。出土状況の写真はあるが、対象が小さすぎてなんともならない。

2は柱穴検出面出土の須恵器の高坏脚部である。土師器に近い灰白色に焼き上げられている。

時期：紛失した須恵器片の年代は、古く見た場合6世紀末から7世紀初頭ころ、新しく見た場合には7世紀第1四半期ころのものであって、第2四半期まで下る可能性は低いものと考えている。また、2の短脚化が進んだ形状からは、7世紀前半でも若干年代が下る時期が想定されるが、遺跡群Ⅱ期の掘立005などと重複の激しい地点における出土品であることから、参考程度に止めておく。

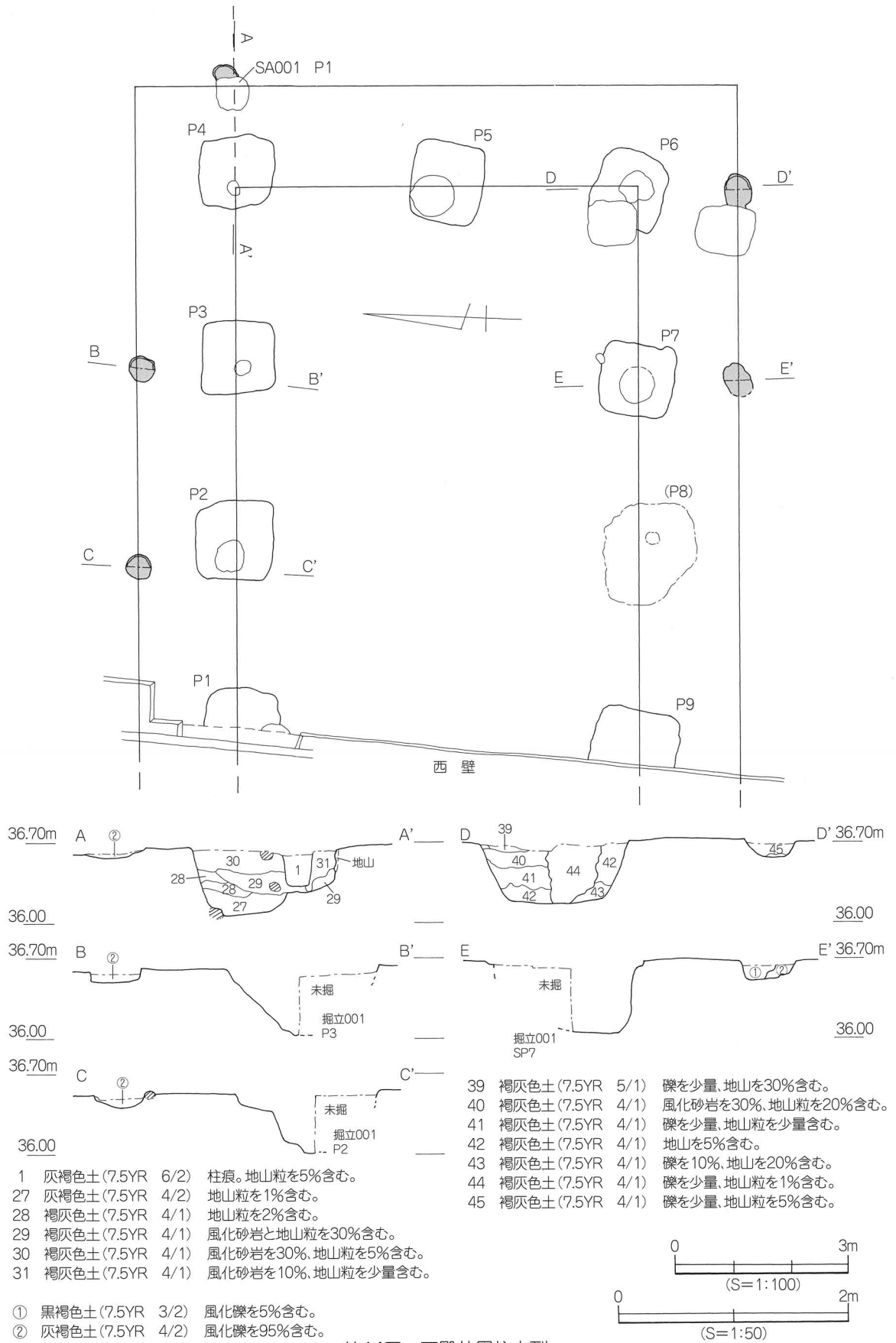
正殿外周柱穴列[第14図] 正殿を構成する柱穴5基の至近距離において、建物の外周を廻る小柱穴が検出されている。P2とP3の北、P4の東、P6とP7の南で各1基見つかった。直径0.4～0.6m程度の不整円形を呈し、深さは5～15cmしか遺存していない。いずれも建物の本柱の位置に対応しているが、厳密に柱筋の延長上に位置しているわけではない。全体に小さく浅い穴であるためか、建物の北西隅と南東隅にあたる場所を含めて、柱穴の確認がとれなかった箇所も多い。しかし本来は、これらの場所にも柱穴が掘り込まれていたものと考えている。

いくつか特徴を挙げると、P4東の小柱穴の場合、正殿の北壁に連結する板塀であるSA001のP1と一部重複しており、これに対して先行する段階のものであることが、遺構検出時の記録から明らかにされている。また、P7の小柱穴で唯一、柱を建物と反対方向の南側へ抜いた痕跡を認定している(第14図右下)。

また、試みに建物の本柱筋に平行になるよう小柱穴の柱筋を復元したところ、本柱筋から約1.73m外側に線を引くことができた。これは、I期小尺のちょうど6尺に相当する距離である。

以上挙げた特徴を総合すると、これらの小柱穴は建物の完成時に撤去されたものであると推測できる。これは、政庁外郭北辺の一本柱列(板塀)を設置する際に埋め戻されていることから説明可能で、よって、軒支柱¹¹や身舎非一体型の廂¹²である可能性は無いものと考えている。

なお、建物本体の内部について、同様の小柱穴が存在しないか確認のための精査を繰り返したが、これについては検出されていない。したがって、床東によって床の高さを上げる構造の建物ではなかった



第14図 正殿外周柱穴列

ものと考えられることから、建物外周の縁に伴う柱穴でもなからう。

そこで、最後に、足場柱穴¹³か、あるいは基壇の構築に伴う柱穴である可能性についても検討した。

まず、建物の完成時に外壁に連結された板塀の柱穴によって切られている小柱穴があることから、正殿建設時の足場柱穴である可能性を考えた。その場合、屋根の軒の出は、足場材の太さを考慮すると6尺に少し足りない程度であったと想定される(1.6m程度?)。政庁の正殿であるから切妻造ではなく、寄棟造か入母屋造であったと想像されるが、軒の出の寸法としては、地方官衙の中心施設における事例に照らして許容範囲内のものと考えられる。ただし、大型の建物を建てる際の足場の位置については、第一に建物内部において必要とされるものであって、今回のように、外周のみ検出された状況をどのように理解すべきか疑問も残る。

次に、基壇構築に伴う添柱¹⁴の穴である可能性についても検討した。掘立柱建物であっても、基壇を伴ったり、立柱後に土を盛り付けて基壇状の構造物を造る事例が知られているからである。ただし、木造基壇*そのものの外装材を埋め込んだ穴であるとは考えていない。これは、一本柱列の柱穴に切られている小柱穴が確認されているため、建物本体との同時併存は考えにくいからである。

この案の場合、基壇の出が6尺に復元される点は、北側の基壇裾が敷地から6尺北へはみだす形となることから、不都合のようにも思える。ただし、第V章の総括にて検討する通り、正殿の柱材の根入れの深さが、前殿や脇殿のそれと比較してほとんど差がないことから、この建物に関しては、基壇を伴う可能性についても検討すべき復元案のひとつであると認識している(第78図)。

なお、ここでも、先に重要性を指摘した6小尺という寸法が登場することに留意したい。

6小尺は政庁全体の敷地計画と関わりが深い5大尺と読み替えることが可能な寸法であることから、軒の出の距離といった建物における細部の構造との関係を考える以前に、土地に対する建物の配置計画と密接な寸法と理解すべきではないかと考えている。

出土遺物: 図化可能なものは出土していない。

時期: 政庁正殿が建設される遺跡群I期の冒頭に属する。ただし時期の詳細については正殿等に対する評価に準じる。政庁の完成時には、撤去された可能性が高い。

外郭北辺一本柱列・S A001 [第15図] 正殿の北壁の東延長上に4基の柱穴を検出した。これは、正殿北東角から東へ伸びる一本柱列で、政庁全体の外郭北辺を形成する板塀の痕跡であると考えている。正殿北東角の柱位置から、東へ4間分(6.35m)を検出した。なお、この柱列を東へ延長すると、1次の外郭東辺一本柱列北端の柱穴に達する(第12図)。

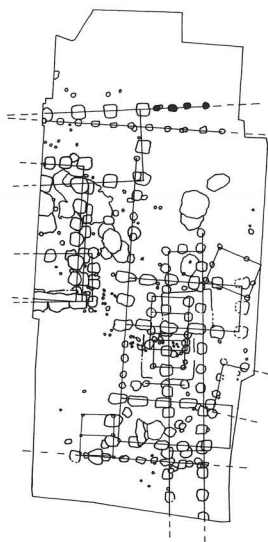
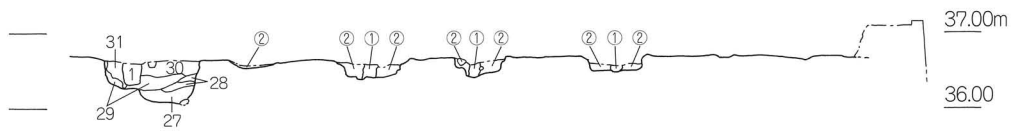
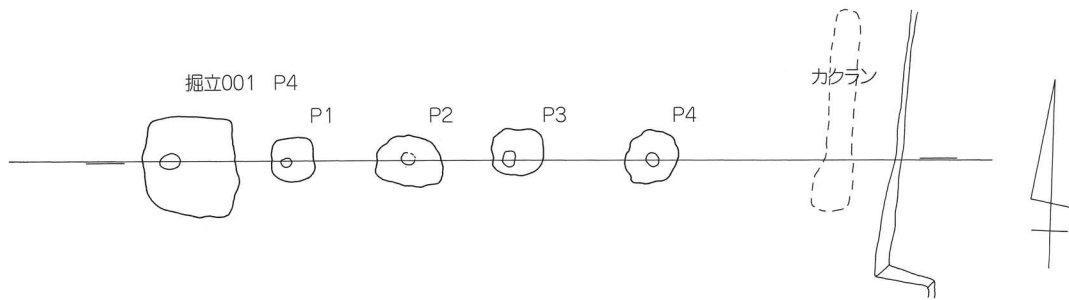
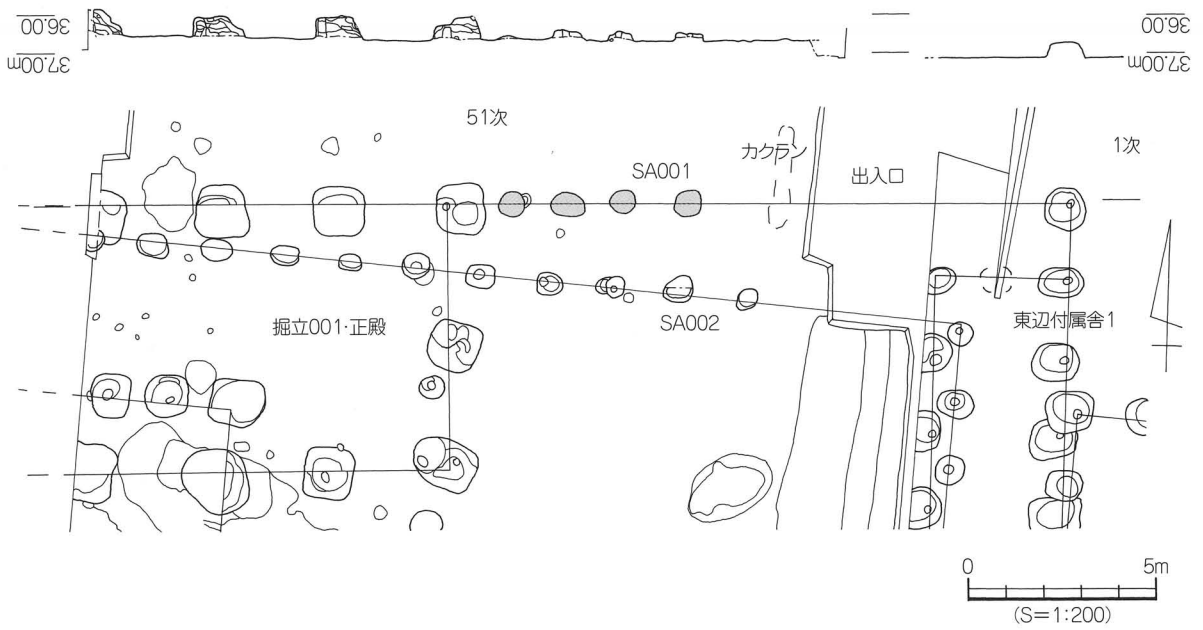
柱穴は、一辺0.6～0.8m程度の不整形長方形で深さは0.1～0.3mを測る。方位は真北で西へ92°振っている。正殿北東角から外郭東辺一本柱列北端までの約16.5m(57尺)を柱間10間で割り付けるため、平均1.65m(5.7尺)前後の間隔で9本の柱を配置したのと考えられる。検出された4基の柱穴すべてにおいて、柱の痕跡ないし抜き取り跡を確認している。

なお、正殿外周柱穴列を構成する小柱穴と重複している西端の柱穴(P1)は、他の3基と比較して10cm以上浅い。この特徴は、正殿の構造を考える上で重要な事項ではないかと考えている¹⁵。

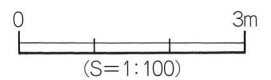
出土遺物: 図化可能なものは出土していない。

時期: 政庁正殿が属す遺跡群I期の施設である。詳細は正殿等に対する評価に準じる。

* 従来は木製基壇と表記してきた。



- 1 灰褐色土 (7.5YR 6/2) 柱痕。地山粒を5%含む。
- 27 灰褐色土 (7.5YR 4/2) 地山粒を1%含む。
- 28 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 地山粒を2%含む。
- 29 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 風化砂岩、地山粒を30%含む。
- 30 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 風化砂岩を30%、地山粒を5%含む。
- 31 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 風化砂岩を10%、地山粒を少量含む。
- ① 灰褐色土 (7.5YR 4/2) 地山粒を5%含む。
- ② 灰褐色土 (7.5YR 4/2) 砂岩、ホルンフェルス、風化砂岩等を30%、地山粒を10%含む。



第15図 SA001(外郭北辺一本柱列)

前殿・掘立002〔第16図〕 正殿の南正面に建てられた東西棟である。建物の東半分を検出したものと考えられる。当初、これを古い時期の政庁正殿と考えたこともあったが、現在は正殿に対する前殿であると考えている。掘立002北東角の柱穴と脇殿である掘立003北西角の間については、サブトレンチを設定して精査したが、板塀に伴う柱穴等は確認されていない。

南側柱列の柱穴は、建物南東角の1基を除いて遺跡群Ⅱ期のK T 51-掘立005（第24図）の布掘り状の掘りかたによって削平されている。桁行2間分（約4m）、梁行3間（約4.7m）、方位はほぼ真北に対応している。柱はすべて抜き取られているものと考えられるが、平断面の観察では確認されていない。したがって、柱筋の復元の仕方によっては、建物の軸線が数度程度傾く可能性も残されている。

柱穴は、大きなもので一辺1.25×1.1m、小さなもので1.0×0.9m程度、深さは0.4～0.6mを測る。柱の根入れの深さについては、柱痕跡ないし抜き取り跡の確認がされていないので正確には不明であるが、南東角のP 6の場合、深さ0.51mに達しているほか、P 2についても同程度であった可能性がある。

建物の全体規模については、西半分が不明であるためよくわからない。仮に政庁が一辺約51.9mの正方形の形状で、前殿はこの敷地の中軸線上に位置するものと想定すると、桁行については5間（約10m）に復元される。正確な寸法がわからないので、仮に桁行36尺×梁行16.5尺程度と想定しておく。

最後に、政庁を構成するほかの施設との位置関係について確認する（第76図）。

正殿南辺からこの建物の北辺までの棟間距離は約6.9m（24小尺・20大尺）を測る。脇殿との間には、約7mの間隔がとられており、これについても、正殿との棟間距離20大尺と共通の寸法と理解している。さらに、脇殿の東辺とこの建物の東辺の間の距離は約10.4m（36小尺・30大尺）で、これは、外郭東辺一本柱列と前殿東辺間の2分の1にあたる。

出土遺物: 3～5は須恵器、7は弥生時代の石庖丁の未成品である。

3、4とも口縁端部は失われているが、口径は11～12cm程度に復元される。3の器壁外面の削りに伴う段は回転撫で調整によって消されており明瞭ではない。4は柱穴検出面からの出土であるので、本来的にこの建物に伴うものか否かわからない。

時期: 年代推定の参考にできるのは、坏身の小片2点のみである。これとよく似た遺物が、脇殿からも若干量出土している（第17図）が、それに比べると少し古い要素を読み取ることができる。脇殿出土須恵器については、7世紀第2四半期の年代をあてることが可能であると考えていることから、3と4はその直前の7世紀第1四半期前後に比定する。したがって、この建物の年代の上限についても、同様の時期を上限とすると考えている。

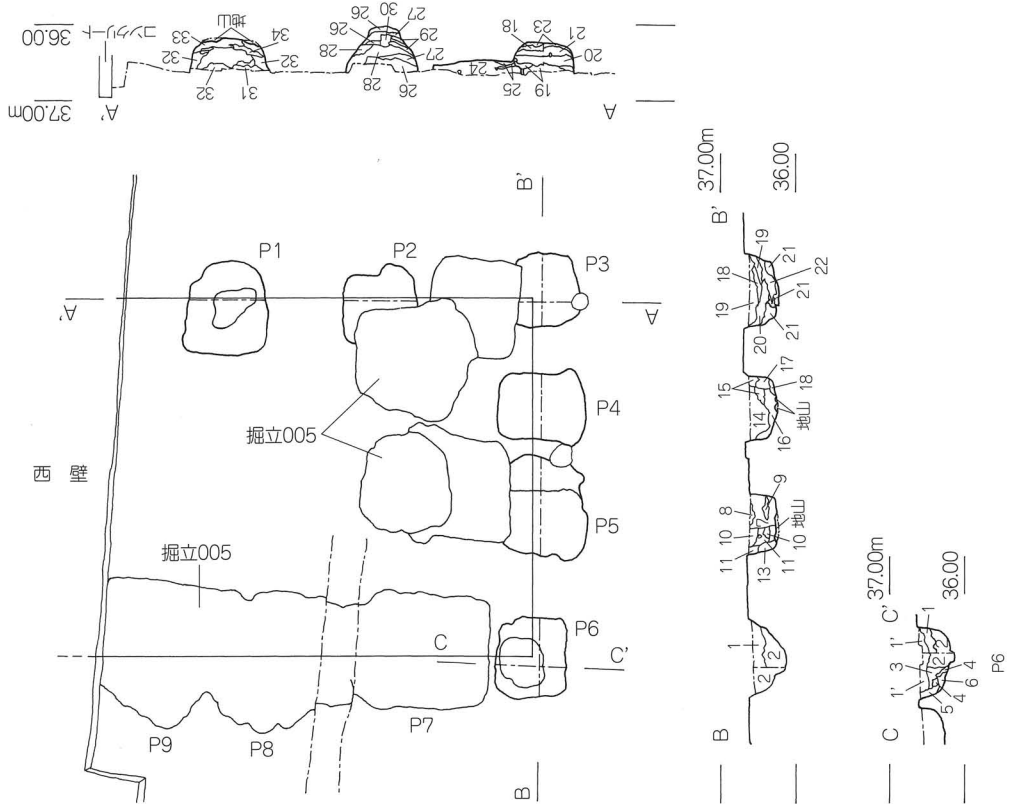
脇殿・掘立003〔第18図〕 正殿の南東に建てられた長大な掘立柱建物である。その後、南隣接地で行なわれた試掘調査の結果、建物南端の位置が確定している。

桁行15間（31.13m*）、梁行2間（3.44m**）、方位は北で東へ0.5°振っている。

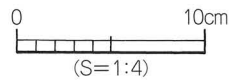
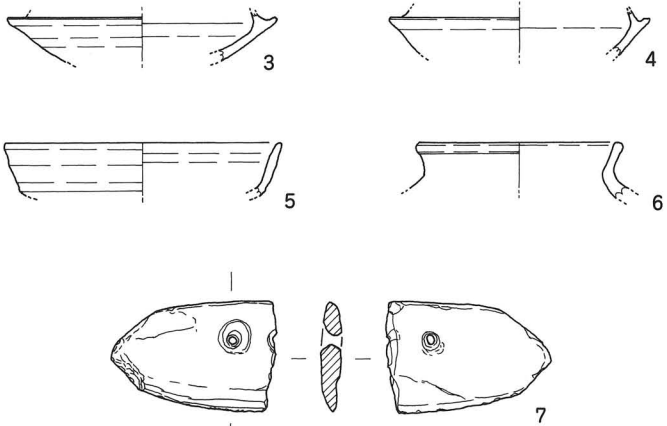
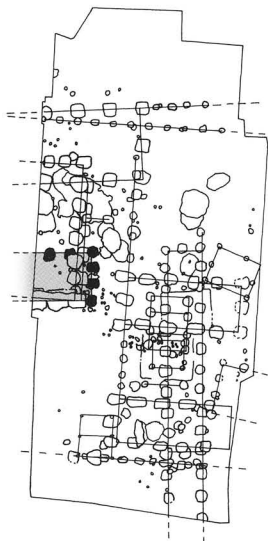
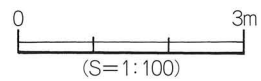
桁行長は梁行長の9倍の寸法に決められたようであるので、梁行を12小尺とみて、桁行を108小尺に復元している。建物の南辺から桁行長の3分の1（10.39m・36小尺）にあたる位置において、柱穴が1基検出されていることから、この場所で間仕切られていたと考えている。この柱穴（P 29）は、Ⅱ期の遺構保護のため掘り下げていないため深さは不明であるが、平面形状は側柱柱穴と比べてかわりはない。

* 31.3mとする数値を公表してきたが、建物南辺の位置を若干北に修正する。北辺の位置に変更は無い。

** これまで約3.5mとしてきたが、柱穴の土層断面の状況を参考にして改訂する。



- | | | |
|--|-----------------------------------|------------------------------------|
| 1 灰褐色土(7.5YR 5/2) 地山を10%含む。 | 11 灰褐色土(7.5YR 5/2) 地山を10%含む。 | 24 黄褐色土(10YR 8/6) 地山を99%、褐色土を1%含む。 |
| 1' 灰褐色土(7.5YR 5/2) 地山を30%含む。 | 12 灰褐色土(7.5YR 4/2) 地山を1%含む。 | 25 灰褐色土(7.5YR 5/2) 地山を20%含む。 |
| 2 褐色土(7.5YR 4/1) 径30mm未満のブロック状の地山を20%含む。 | 13 灰褐色土(7.5YR 4/2) 地山を3%含む。 | 26 灰褐色土(7.5YR 4/2) 地山を3%含む。 |
| 3 灰褐色土(7.5YR 5/2) 地山を3%含む。 | 14 褐色土(7.5YR 4/1) 地山をブロック状に20%含む。 | 27 灰褐色土(7.5YR 4/2) 地山を30%含む。 |
| 4 褐色土(7.5YR 4/1) 地山をほとんど含まない。 | 15 褐色土(7.5YR 5/1) 地山を1%含む。 | 28 灰褐色土(7.5YR 4/2) 地山を10%含む。 |
| 5 褐色土(7.5YR 5/1) 地山をほとんど含まない。 | 16 褐色土(7.5YR 5/1) 地山を30%含む。 | 29 灰褐色土(7.5YR 4/2) 地山を60%含む。 |
| 6 褐色土(7.5YR 5/1) 地山を50%含む。 | 17 褐色土(7.5YR 5/1) 地山を50%含む。 | 30 灰褐色土(7.5YR 4/2) 地山を1%含む。 |
| 7 灰褐色土(7.5YR 5/2) 径30mm未満の黄色土地山をブロック状に10%含む。 | 18 褐色土(7.5YR 5/1) 地山を80%含む。 | 31 褐色土(7.5YR 5/1) 地山を3%含む。 |
| 8 灰褐色土(7.5YR 5/2) 黄色地山を20%含む。 | 19 褐色土(7.5YR 5/1) 地山を5%含む。 | 32 褐色土(7.5YR 5/1) 地山をほとんど含まない。 |
| 9 灰褐色土(7.5YR 4/2) 地山を1%含む。 | 20 褐色土(7.5YR 5/1) 地山を30%含む。 | 33 褐色土(7.5YR 4/1) 地山を1%含む。 |
| 10 灰褐色土(7.5YR 5/2) 地山を50%含む。 | 21 褐色土(7.5YR 4/1) 地山を10%含む。 | 34 褐色土(7.5YR 5/1) 地山を90%含む。 |
| | 22 褐色土(7.5YR 5/1) 地山を20%含む。 | |
| | 23 黒褐色土(7.5YR 3/1) 地山を1%含む。 | |



第16図 掘立002(前殿)

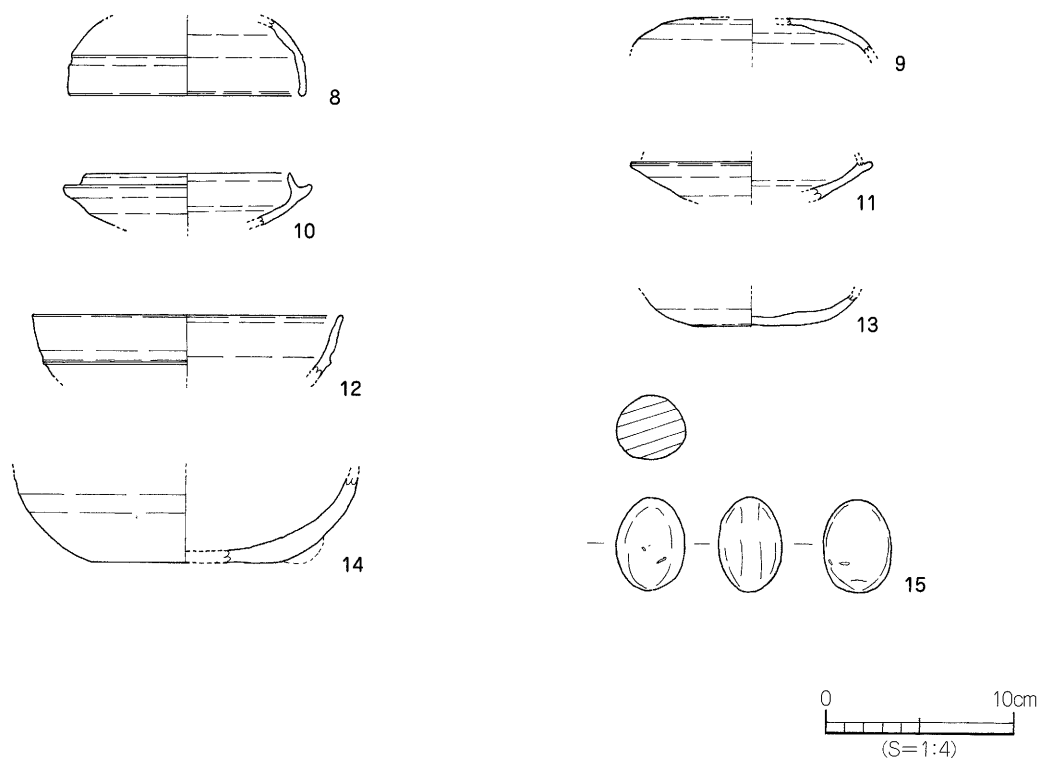
柱穴の規模と形状は、小さなもので0.9×0.8m、大きなもので1.2×1.1m程度の不整長方形ないし不整円形を呈しており、深さは0.3～0.5m前後のものが多い。多くの柱穴において柱痕跡や抜き取り跡の確認がされていないが、柱位置の特定が可能であった南東部の柱穴数基の場合、柱の根入れの深さは検出面から0.42～0.59mに達している。1次の外郭東辺付属舎1や同2の柱穴と同じように、建物の梁行方向に細長く掘りこまれたものが、全体の3割程度認められる点が特徴的である。

なお、建物の南北両端の東側柱筋延長線上において、余分な柱穴各1基を検出している。柱穴規模は側柱柱穴に比べてやや小振りであり、柱間寸法も桁行1間分と比べて若干狭い。どのような目的で掘られたものかわからないが、建物本体ないし屋根の構造と関わりのある柱穴であろうと考えている。

続いてほかの建物との位置関係を確認する。この建物の東辺は、政庁外郭東辺一本柱列から平行に約10.4m(36小尺・30大尺)の距離を隔てて位置が決められている(以下、第76図)。北端は外郭北辺の南約13.8m(40大尺)にあたる位置において、前殿の北辺と柱筋を揃えている。前殿との関係では、この建物の東辺と前殿東辺間の距離が、ここでも約10.4m(30大尺)を測る。脇殿の梁行長は12小尺(10大尺)であるから、脇殿と前殿間の棟間距離は20大尺となる。この距離は、正殿と前殿の棟間距離と等しいだけでなく、東辺付属舎1との距離についても同様である。

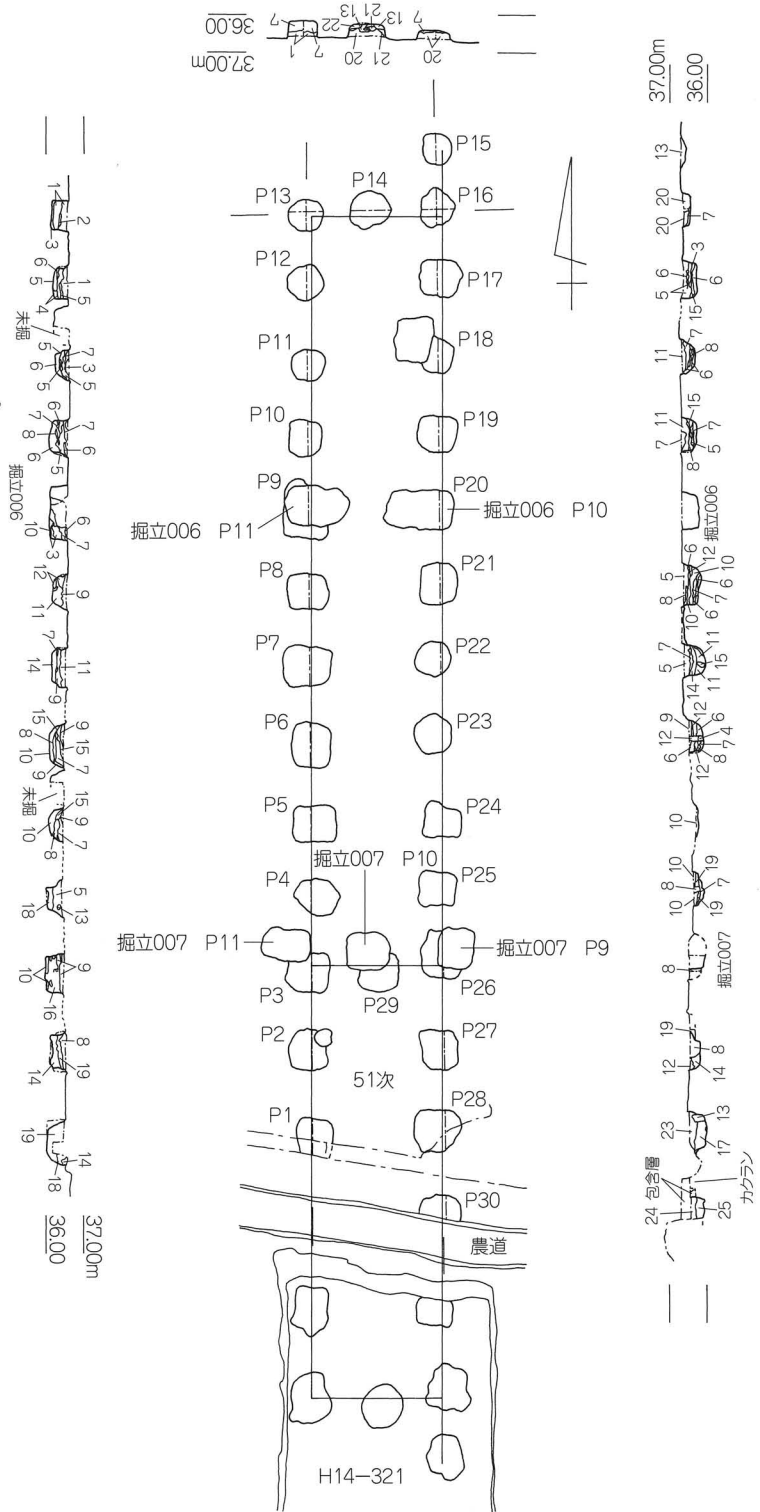
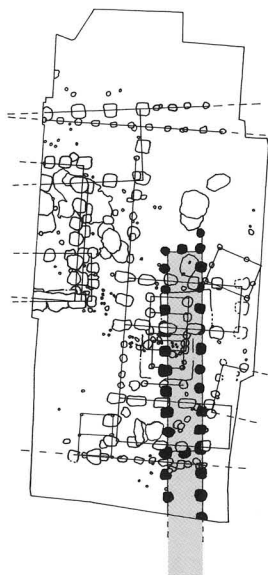
出土遺物：8から14はいずれも須恵器である。このほかにも図化可能な遺物は多数あるが、この建物の時期比定に影響すると考えられるものに絞って提示した。特に10と11の坏身は、口径が10cm程の小型で削り調整の跡も明瞭でないことから、7世紀第1四半期中頃以降のものと考えている。建物が建てられた時期の上限をかなり正確に反映している遺物であると評価している。15は弥生時代の遺物である可能性が考えられる円礫である。

時期：7世紀第1四半期中頃を上限とする。



第17図 脇殿出土遺物

- 1 灰褐色土(7.5YR 5/2) 地山粒を10%含む。
- 2 褐灰色土(7.5YR 5/1) 径3~5cm程度の礫を含む。
- 3 灰褐色土(7.5YR 4/2) 地山ほとんど無し。
- 4 褐灰色土(7.5YR 5/1) 地山を70%含む。
- 5 褐灰色土(7.5YR 5/1) 地山を5%含む。
- 6 灰褐色土(7.5YR 5/1) 地山を90%含む。
- 7 灰褐色土(7.5YR 5/2) 地山を50%含む。
- 8 褐灰色土(7.5YR 5/1) 地山を1%含む。
- 9 灰褐色土(7.5YR 5/2) 地山を5%含む。
- 10 褐灰色土(7.5YR 4/1) 地山を50%含む。
- 11 灰褐色土(7.5YR 5/2) 地山を10%含む。
- 12 褐灰色土(7.5YR 4/1) 地山を10%、灰褐色土を50%含む。
- 13 灰褐色土(7.5YR 6/2) 地山無し。
- 14 褐灰色土(7.5YR 4/1) 地山ほとんど無し。
- 15 灰褐色土(7.5YR 5/2) 地山を1%含む。
- 16 褐灰色土(7.5YR 4/1) 地山ブロックを30%含む。
- 17 褐灰色土(7.5YR 4/1) 地山ブロックを50%含む。
- 18 褐灰色土(7.5YR 4/1) 地山を10%含む。
- 19 黒褐色土(7.5YR 3/1) 地山を5%含む。
- 20 灰褐色土(7.5YR 6/2) 地山を10%含む。
- 21 灰褐色土(7.5YR 6/2) 地山を20%含む。
- 22 灰褐色土(7.5YR 6/2) 地山を80%含む。
- 23 灰褐色土(7.5YR 4/2) 地山を10%含む。
- 24 褐灰色土(7.5YR 4/1)
- 25 黒褐色土(7.5YR 3/1)



第18図 掘立003(脇殿)

(3)このほかの政庁関連施設の概要

51次調査地外に位置する政庁を構成する施設としては、1次で検出されている外郭東辺付属舎1と同2、外郭東辺一本柱列のほか、南隣接地における試掘調査で確認された外郭南辺付属舎と外郭南辺一本柱列が挙げられる。このほか、試掘調査地の南部にて検出された直線的な素掘溝1条と1次のSD1についても、政庁が属す遺跡群I期のものである可能性を想定している。

ここでは、建物と塀(一本柱列)について、これまでの分析によって明らかにされた内容をまとめておく。なお、1次の施設については、近日刊行予定の別の報告書¹⁶にて詳細を正式に報告する予定である。したがって、ここで提示する数値等については、今後の進展次第でさらに改める可能性があることを、予め断わっておく。

外郭東辺付属舎1(KT1-SB4)と外郭東辺一本柱列 [第19図] 1次調査地の西部で検出された政庁の外郭東辺を構成する施設である。

外郭東辺一本柱列は南北に15間分(約29.3m)検出されており、このうち北から1間目(2基目)の柱穴から9間*分もしくは10間分がKT1-SB4の東辺にあたっている。柱穴の形状や柱間の寸法において、建物と一体化している部分と柱列の部分とは、特に大きな差は認められない。

付属舎1を含む柱穴は、大きなもので一辺およそ1.5×1.3m、小さなもので1.0×0.8の隅丸長方形ないし不整形長方形のことが多い。深さは浅いもので0.3m前後、多くの場合0.4～0.5mほどで、深いものでは0.6m前後に達している。柱痕跡の確認がとれている柱穴は極一部に限られているが、柱の根入れの深さは0.40～0.59mを測る。柱穴本体の深さならびに柱の根入れに関しては、脇殿の状況と良く一致しているが、平面規模に関しては、脇殿に比べてひとまわり大きく掘りこまれている印象を受ける。

柱穴は、建物の桁行に対してではなく、梁行方向に細長く掘りこまれたものが多い。この特徴は、付属舎2の柱穴と同様である。これは、柱材を配置する際に、建物の梁行規模を厳密に設定することに注意が払われた結果ではないかと考えている。

外郭東辺付属舎1(KT1-SB4)については、二通りの復元案を検討している。

建物南端を従来の復元位置から変更せず、桁行規模を9間(17.29m・60尺)とみる案と、南に1間延長して10間(18.81m・65.2尺)と考える案の二通りである。梁行規模については、従来からの復元案である2間で12尺(3.45m)程度と想定している。

これまでのところ2案の中では、梁行を9間とみて建物南端の位置を修正しない前者を有力視している。長辺:短辺を5:1と考えることができるだけでなく、6小尺(5大尺)を基本単位とする建物規模を決める際の考え方にも適合している。また、この建物の南辺柱筋が前殿の南辺柱筋と揃うとした従来からの解釈(第76図)を変更する必要が無い点も、施設全体の中における位置付けを考える上で有効である。さらに、付属舎1を取り壊すことなく、その南側の外郭東辺一本柱列を付属舎2に置き換えることができることも、遺構の実態に照らして説明しやすい。外郭東辺一本柱列の北部については、付属舎1を含めて建て替えられた形跡は認められていないのである。やはり付属舎2は、付属舎1の存続期間中に外郭東辺の一部として、一本柱列の南寄りに増設されたものと考えておきたい。

* これまで8間(約15.6m・54小尺)に復元してきた。整理作業の結果、無関係な小柱穴と考えてきた柱穴が、この建物の北西角の柱穴であることが判明したため、北に最低1間分拡大することになった。

外郭東辺付属舎2(KT1-SB7)[第19図] 付属舎1のすぐ南、外郭東辺一本柱列に重複して建てられている建物である。これまで、政庁外郭の一部を建て直したものか、あるいは、後に増設された建物である可能性を想定してきた。近年の整理作業の結果、従来は不明としてきた梁行規模について3間であることが確定したことから、概要を報告する。

桁行4間分(約7.8m)、梁行3間(約6.0m・21尺)、方位は真北で東に0.5°振っている。平面図の原図に西側柱列の記載が無いため、『年報I』の略図(p.20)で提示されているような形態の建物に復元可能か否か判断がつかなかったのであるが、調査区西壁の拡張後に遺構の配置を記録したメモ等を参考にし、復元することが可能となったものである。梁行長については、調査区西壁の土層断面図に西側柱列の記載があって、一部は柱位置の推定に役立つ土層が記録されていたことから、ある程度正確な数値を得ることができた。

建物の北端は、付属舎1の南端位置を想定している箇所1間南にあたっている。この場所は、付属舎1の南端を1間南に延長する場合の柱位置にもあたっているほか、様々な遺構が重複して掘り込まれており、1次調査地内でもとりわけ密度の高い一角である。調査時には、柱穴であることに気付かないまま掘り下げてしまったものが多く、柱位置や切りあい関係の特定に結びつく土層断面に関する記録がほとんど存在しないなど、詳細を検討するには問題の多い場所である。

前述の理由から、次に示す柱穴の規模等の数値については、参考程度に止めておく。

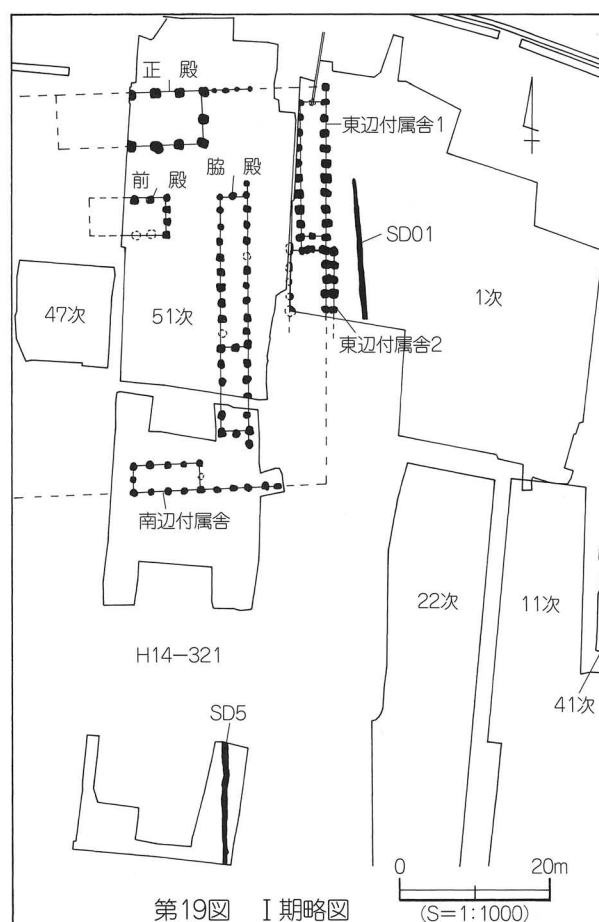
柱穴は小さなもので一辺約1×0.6m、大きなもので1.3×1.2mほどの隅丸長方形で、深さは0.4m程度とみられる。北辺と東辺の柱穴については、すべて、各辺の柱筋に対して直交方向に細長く掘り込まれている。この特徴は、付属舎1や外郭東辺一本柱列の柱穴の状況と極めてよく似ている。

外郭南辺付属舎(H14-321・掘立1)と外郭南辺一本柱列(H14-321・SA1)[第19図] 試掘確認調査(平成14年度)で確認された政庁の南辺東部を形成すると考えられる施設である。東西9間分(約19m)を検出した。このうち、西よりの4間分は掘立柱建物と一体化した構造になっている。建物は桁行4間(約9m・30尺)、梁行2間(約3.5m・12尺)の東西棟である。建物は一本柱列の西端に位置しており、西へは続かない。

方位は真北で西へ92.5°振っている。外郭北辺(N-92°-W)とは完全には平行にならない。

試掘調査のため柱穴を掘ることはせず、検出面を一段掘り下げて柱の痕跡を確認するに止めた。柱穴は一辺1.1m前後の不整長方形のものが多く、東辺付属舎1と東辺柱列を構成する柱穴に比べて小さな柱穴で形成されている。

詳細は第I章の注1文献を参照されたい。



第 8 節 遺跡群Ⅱ期の遺構と遺物

(1)Ⅱ期以降の官衙施設の概要

第20図に、遺跡群Ⅰ期の政庁廃絶後に設けられるⅡ期以降の官衙関連遺構を示した。

政庁の正殿が検出された久米高畑遺跡51次調査地から同1次調査地西辺付近には、大型の建物3棟と、これを取り囲んだと考えられる3条の一本柱列等で構成される遺跡群Ⅱ期の施設が展開する。51次のS A 002は、この区画の北辺を画する板塀で、1次のS A 2、51次のS A 003と連結し、東西不明×南北約32.7m規模の方形区画地を形成すると考えている。本書ではこれを、便宜上、区画E*と呼ぶ。

区画Eの内部には、大型の南北棟1棟と、一本柱列によって連結された2棟の東西棟が建てられている。このうち南北棟のK T 51-掘立005は、当遺跡群ではかなり上位に位置づけられる大型の建物である。桁行が中央間をもつよう7間に設定されている点も、この建物の格式の高さを示す特徴であると考えている。この建物の中央間の外に、柱を2本立てて目隠しの板塀としたと考えられる柱穴が2基検出されていることも、当遺跡群を構成する通常の建物ではみられない特徴のひとつである(S A 007)。

区画E内部に並立する2棟の東西棟は、それぞれの西柱筋を板塀(S A 005)によって連結され、さらに北側の掘立006には、西柱筋の北延長上にS A 006が連なる特異な配置がされている。なお、2棟の建物は、桁行長は共通であるが、梁行長には約31cmの差が存在する。これは、遺跡群Ⅱ期の造営尺である1小尺(0.304m)の尺長に対応している。また、この区画の東辺長(32.7m)についても、同様の造営尺で108小尺(90大尺)と考えることができるほか、区画東辺と2棟の建物との間隔を9尺と理解できるなど、造営尺を用いて説明可能なところが随所に認められている。Ⅰ期の政庁と同様、Ⅱ期の施設についても、造営尺を用いた建物の規模と構造ならびに配置の説明を行なうことが可能なのである。

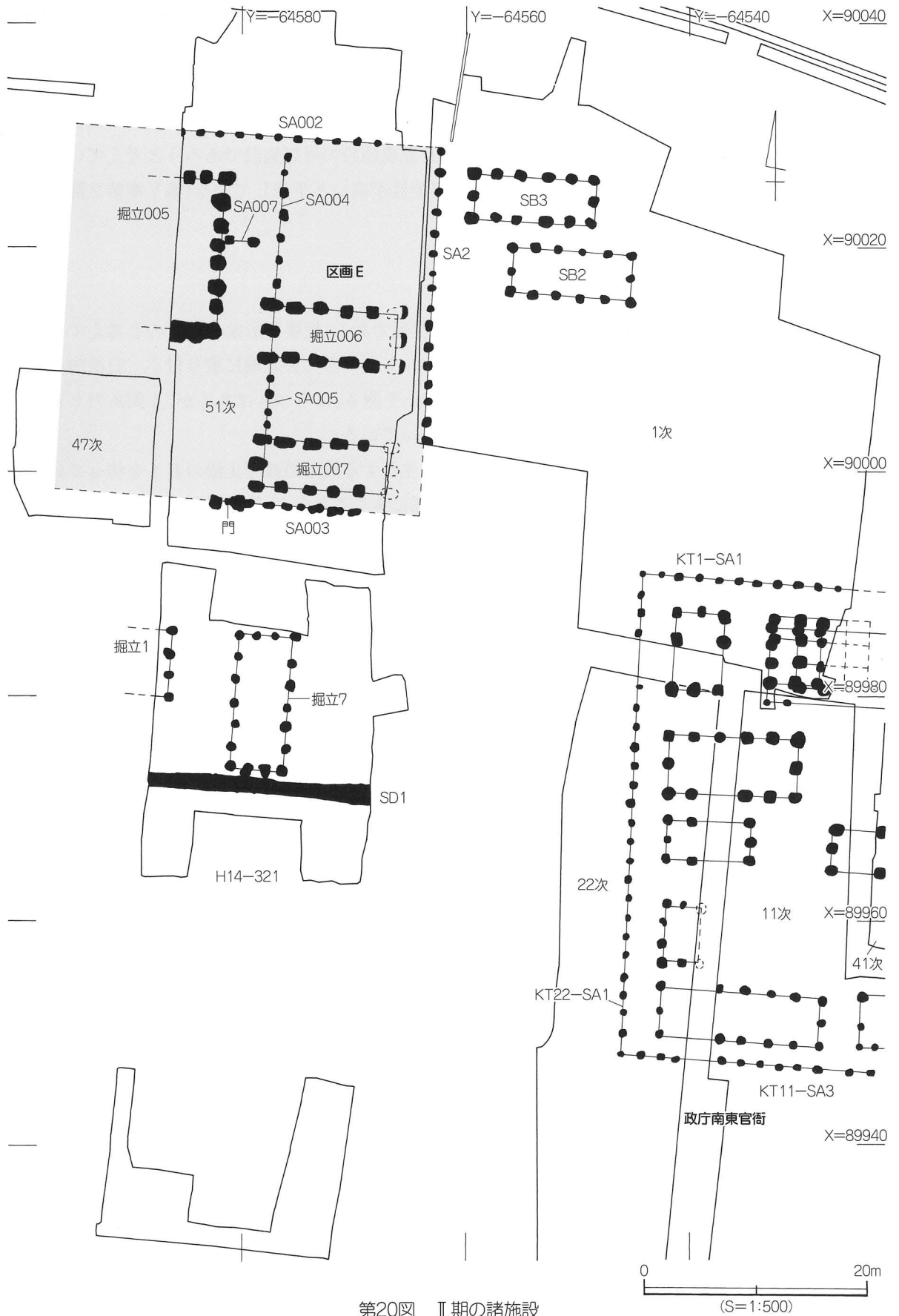
区画Eの周辺にも遺跡群Ⅱ期の諸施設は展開している。とりわけ重要なのは、南東に位置する政庁南東官衙との関係である。区画E南辺のS A 003と政庁南東官衙北辺一本柱列は、およそ3.4m離れてほぼ平行の位置関係にあることから、この場所には、東西道路の存在が予想されている(第77図)。なお、この道路推定位置は、従来から遺跡群Ⅱ期の方格地割の北限と考えてきた場所にあたっている。51次調査の結果、地割北限と段丘の崖縁との間の僅かな土地に区画を伴う官衙施設を新たに確認することができたものと評価している。区画E南辺のS A 003には、ひときわ大きくて深い柱穴が2基含まれていることから、道路に面したこの施設の門であろうと想定している。

区画Eの門の南正面と、区画のすぐ東にも同時期と考えられる建物が展開している。

東に位置する2棟の東西棟は、1次調査時に検出されたもので、方位の特徴から政庁より後の時期に属するものと考えている。この2棟については、近日中に刊行予定の別の報告書¹⁷にて改めて報告する。

区画E南側の施設は、試掘確認調査(H 14-321)の際に検出されたもので、詳細は『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』にて報告済みである。区画Eの門の中軸線を挟んで、東西に2棟の建物が柱筋を揃えて

* 『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』において、政庁周辺に存在するほかの複数の区画施設について、説明の都合上アルファベットを付して区画の名称とした経緯がある。この区画については、当初から官衙の区画施設であるとの認識はあったが、これまで略称を付けてこなかった。



第20図 II期の諸施設

配置されている。建物に近接して掘られている東西方向の素掘溝(H14-321・SD1)についても、同じ段階のものであることが判明している。ここからは、7世紀第3四半期の須恵器の蓋坏がまとまって出土しているが、回廊状遺構北側の濠状の区画溝における遺物の形状ならびに出土状況とよく似ていることから注目している(第I章注1文献参照)。この溝については、どのような目的で設けられたものかわかっていないが、幅広の立派な構造であることから、重要施設の外郭施設であろうと考えている。

具体的には、この溝の南にⅡ期の政庁が立地する可能性が高いと予想している(第V章第2節)。

(2)遺構と遺物

SA002 [第22図] 区画Eの外郭北辺にあたる一本柱列である。板塀を形成したものと考えている。東西方向に11基の柱穴を検出した。調査地の東へ延びて、1次のSA2北端に取り付く。51次内の9間分で約15.8m、1次の区画E北東角から12間分で約21.8mを測る。ばらつきはあるが、1間あたり6尺平均で柱を配置したようである。方位は真北で東に94°振っている。

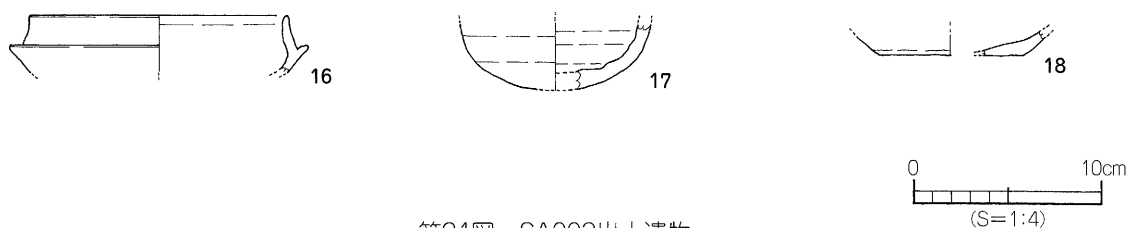
調査地西壁沿いで一部だけ検出されているP1は、先行する段階の政庁正殿のP1を切っている。11基の柱穴のうち4基については、別の柱穴と重複関係にあることから、同じ場所で建て替えないし補修が行なわれた可能性が高い。4基のうち平断面でこの状況を確認することができたのはP9のみであるが、P2とP3についても土層断面の様子から、新旧の柱穴の切り合い関係を説明可能である。

柱穴の平面形状は1次のSA2と比較して大差ない。大きなもので一辺0.7×0.6m程の隅丸長方形ないし不整形円形を呈している。深さは0.15～0.3mで、建て替え後の柱穴の方が最初のものに比べて深く掘り込まれている。この一本柱列が建て替えられていることは、区画E南辺のSA003(第22図)の状況と一致することから、内部の施設の継続期間を考える上で重要な所見であると認識している。

ほとんどの柱穴で柱の痕跡ないし抜き取り跡が確認された。遺物はほとんど無い。

SA003と門[第22図] 区画Eの南辺を区画する板塀である。建て替えられているため、柱穴が重複している。新旧あわせて16基の柱穴が検出されているが、西部と東部の柱穴は塹壕1と同3によって失われている。建て替え後の柱穴を8基(7間分、約13.1m)検出しているが、このうち西端の2基は門を形成するものと考えている。門を構成する2本の柱の距離は2.37mを測ることから、Ⅱ期小尺で8尺に復元している。これを除く残り6間分の距離は約10.7mを測る。平均で1間あたり5.8尺間隔で柱が配置されている。方位は真北で東に94.5°振る。

柱穴の平面形状は柱筋の方向に細長い隅丸長方形ないし不整形方形を呈している。門の部分を除く柱穴の規模は大きなものでも長辺が1mを超えない程度の大きさで、深さは0.35～0.65mを測る。建て替え後の柱穴のうち、東部の3基については柱の痕跡を確認している。なお、付近には包含層が堆積して



第21図 SA003出土遺物

いるため、柱穴の中には地山面に対してほとんど掘り込まれていないものもある。

一方、門の柱穴2基は、柱列のものとは異なり、堀の軸線に対して直交する南北方向に細長く掘り込まれている。ひとまわり小さい西の柱穴は1×1.2m、深さ0.7mの長方形、東の柱穴は1.4×1.3m、深さ0.55mを測る。ともに柱材は抜かれている。一本柱列の柱穴に比べて格段に大きく深く掘られていることから、より太く長さのある材が用いられていたと考えられる。

簡単な構造の門、すなわち、屋根を伴う棟門かあるいは冠木門を想定している。

出土遺物:16と17は須恵器、18は回転糸切り底の土師器の皿である。

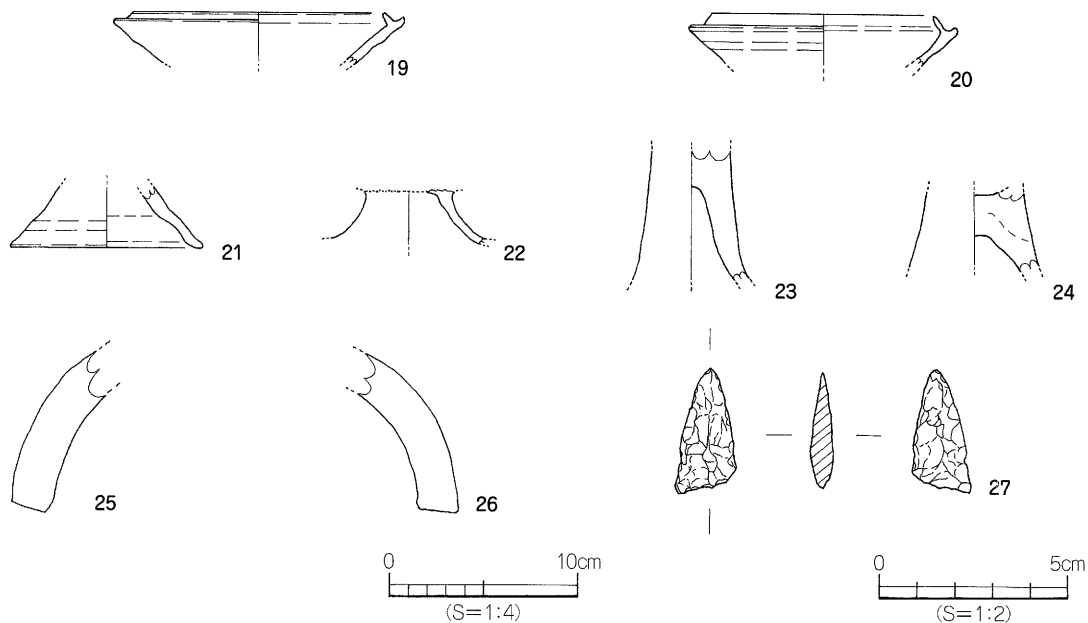
16の口縁部の立ち上がりは長くしっかりしていることから、遺構が属する時期に比べて古い段階のものである。17は小型の甗の底部片と思われる。18については、調査地南部に分布する中世の小柱穴等からの混入品である可能性が高いと判断している。

時期:18の存在はこの遺構の時期判定に影響しないものと考えて、遺物の状況から6世紀の後葉を上限とする。ただし、配置関係から密接な関わりがあるほかの遺構との関係から、遺跡群Ⅱ期の7世紀中ごろを上限とする時期と理解している。

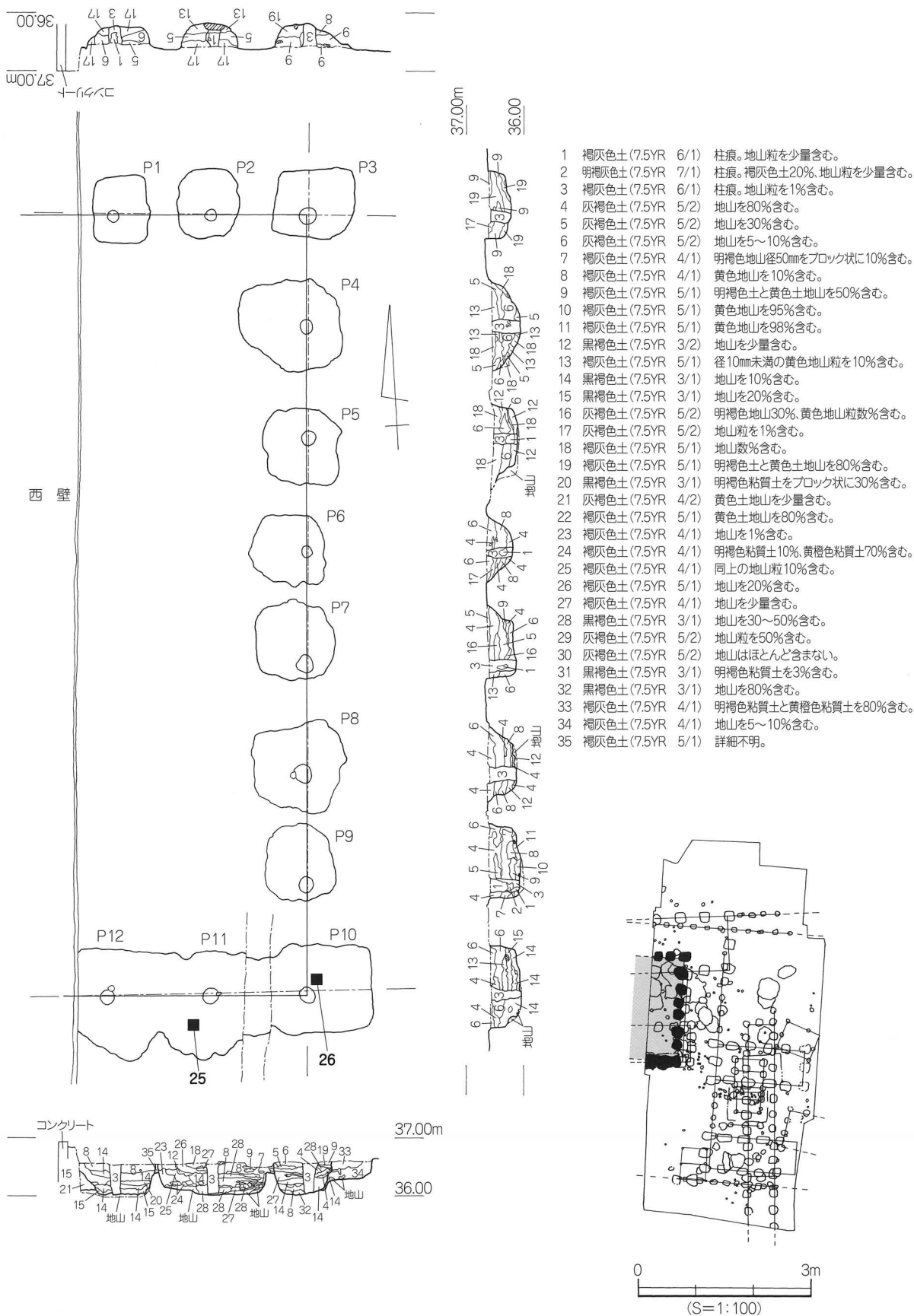
掘立005 [第24図] 区画Eの内部では最大規模の建物である。桁行7間(13.45m)×梁行2間分(約3.4m)を検出した。南辺の柱穴が布掘り状に掘られている点が特徴的である。方位は真北で東に4°振る。

柱穴は一辺1.2×1mないし1.8×1.6m程度の不整長方形のものが多い。布掘り状に掘られたP11の場合、2.0×1.9mに達している。柱穴の平面規模は政庁のものを凌ぐものが含まれる一方、深さは浅い。浅いものでは0.45m、深い柱穴でも0.6mにしか達していない。埋土は正殿ほど固く締ったものではなかったが、隣接する掘立006と007に比べると細かな土層によって柱を固定しており、丁寧な作業が行なわれたようである。なお、すべての柱穴で柱の痕跡を確認している。柱の直径は18～20cm前後とみられるが、一部、抜き取り跡である可能性もある。P2の柱は礎盤石によって高さの調節が行なわれている。

梁行の規模が未確定であることもあって、造営尺を用いた規模と構造の復元は困難である。



第23図 掘立005出土遺物



第24図 掘立005

桁行規模については45尺程度と考えているが、等間であることが遺構の状況からほぼ確実であるので、1間あたりでは非常に中途半端な尺数となる。梁行については2間分だけの大まかな情報に基づく推測しかできないが、1間あたり1.7m強程度の等間である可能性が考えられることから、これについてもⅡ期小尺を適用すると5.6～5.7尺前後の中途半端な柱間寸法ということになる。梁行についても、遺構の実態に合わせて考えると、3間通してⅡ期小尺の17尺か、4間で桁行長の半分程度の23尺前後に設定されていたのではないかと想定している。この場合、桁行と同様、1間あたりの寸法を尺で表記すると完数にはならないことになる。

以上のように、掘立005に関しては、同一区画内の掘立006と007における建物規模や柱間寸法の決め方とは異なる考え方で設計された可能性を指摘しておく。これが、区画Eの内部における両者間の時間差を反映したものか、あるいは、柱間1間あたりだけでなく、建物の一辺長についても尺よりも細かい単位(寸)で寸法を考える必要があることを示す事象なのか、現時点で判断するのは難しい。しかし、外郭施設である一本柱列が造り替えられている事実をあわせて考えると、区画Eの敷地はある程度長期にわたって継続したものと想定可能で、その場合、施設内の建物が複数の段階に区分されることは大いにあり得ると考えられる。実際、掘立005と006について、その建設位置をⅡ期の造営尺を用いて説明することはできるが、一方で、これらと掘立005との関係をうまく説明することができないのである。

掘立005の造営尺の問題については、今後も検討を続けていきたい。

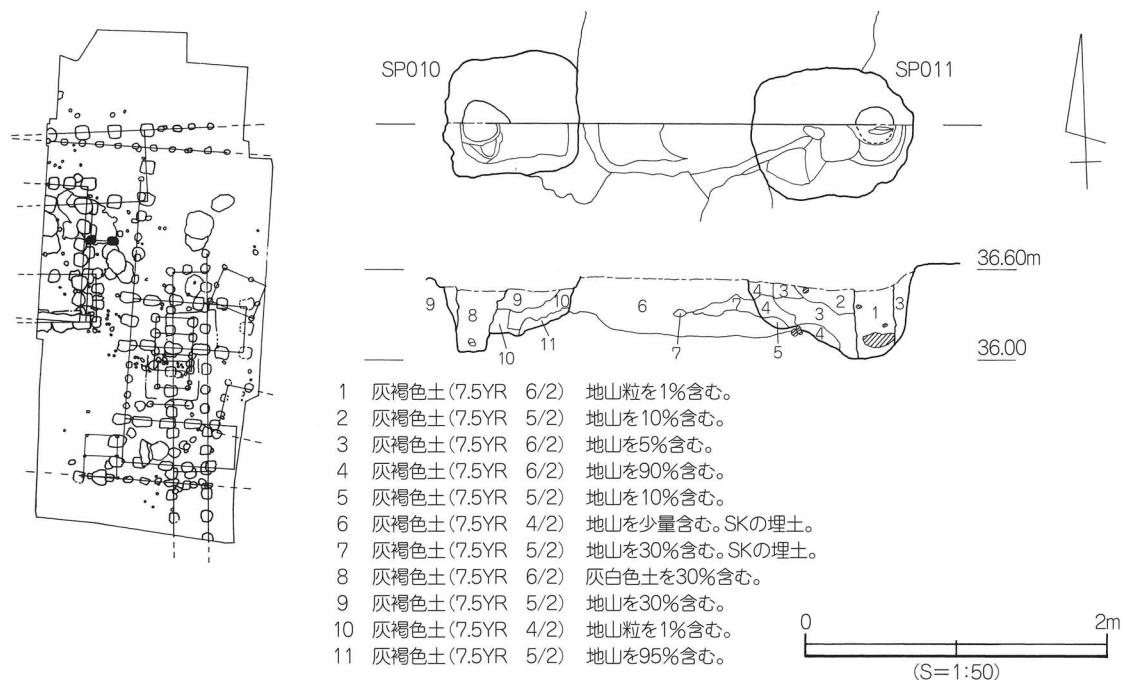
出土遺物：19～22は須恵器、23と24は6世紀以降の土師器高坏の軸部、25と26は7世紀後半ころの丸瓦の破片、27は弥生時代の安山岩製の石鏃である。

19と20は、瓦が出土した布掘り柱穴の上部から出土したもので、口径は12～13cmと大型であるが、口縁部の立ち上がりは短く、比較的新しい時期のものと考えられる。21と22は須恵器の高坏の脚部。22の坏部との接合面にはカキ目調整の痕跡が残されている。短脚化が進んだ形態から、須恵器の坏身よりも後出する段階のものともみられる。丸瓦の破片はP10とP11の埋土中から出土した。凹面には布目の圧痕を残し、外面は丁寧に撫で調整されている。白に近い灰白色の焼きのあまい個体である。遺跡群Ⅱ期の施設に用いられた単弁十葉蓮華文軒丸瓦の焼きの具合に似ている。

時 期：当遺跡群における瓦の初出は、古く見ても7世紀後半の冒頭ころと想定している。したがって、この建物の所属時期の上限は、7世紀第3四半期以降に比定される。

SA007 [第25図] 掘立005の東側柱列の中央間のすぐ北に設けられた目隠しのための塀と考えている施設である。掘立005の中央間北側の柱穴であるP6の本柱の北東0.7m付近とその東約2.7mの2箇所柱を各1本配置している。柱間の寸法は2.68mを測る。方位は真北で東に92°振っており、掘立005の桁行にほぼ直交する。遺構検出面における掘立005の柱穴との重複は無いが、穴が掘られた当時の地表面では切り合っていた可能性が高い。SP010は掘立005を建てる直前に掘られた建設位置の変更以前の柱穴(掘立004)に対して後出することが確認されていることから、掘立005の完成後に掘られたものと理解している。

周辺に関連する柱穴が見出せないことから、木製階段の支柱¹⁸や階段覆屋柱¹⁹である可能性は低く、短い距離の横板塀と理解するのが妥当ではないかと考えている。ただし、SP010の柱の抜き取り跡だけに、壁土²⁰の可能性が考えられる灰白色土が含まれていることから、土壁塀であった可能性も考えておく必要がある。



第25図 SA007

西の S P 010は一辺0.8×0.75m、深さ0.55m。東の S P 011は S P 010に比べてひとまわり大きく、一辺1×0.8m、深さ0.6mを測る。柱は西の S P 010では掘りかたの西端、S P 011は東端に寄せて立てられている。柱の予定位置付近をあらかじめ深く掘り下げた掘りかたを用意した上で柱が立てられる。ともに柱は抜き取られている。S P 011の柱抜き取り跡中の礫は、埋め戻しの際に入れられたもので、礎盤石ではない。

造営尺の観点からみると、復元される柱間寸法の2.68mについては、Ⅱ期の小尺では切りのいい完数で表記することはできず、Ⅲ期小尺が用いられた可能性を想定している。1尺=0.2978mの9尺*となる。先に説明したとおり、この堀と関連があると考えている掘立005においても、Ⅱ期の小尺ではうまく説明できなかった状況と似ているので、両遺構の所属時期を考える際の参考になるのではないかと考えられる。

出土遺物:年代の参考になる遺物は出土していない。

時 期:掘立005に付随する施設であると考えられることから、その評価に準じておく。

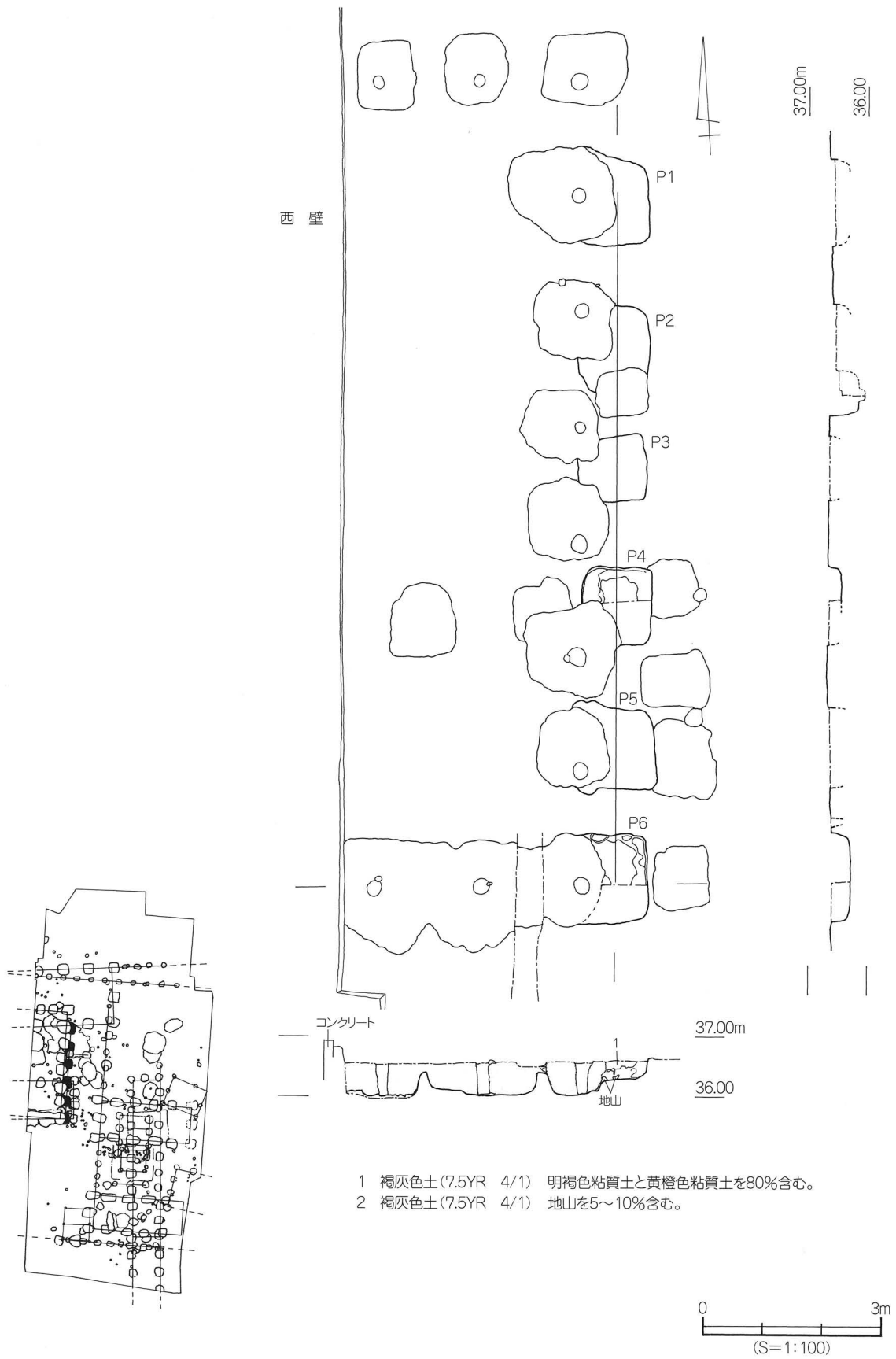
掘立004 [第26図] 掘立005東辺柱列沿いに平行に並ぶ6基の柱穴に、便宜上、建物としての遺構番号を付している。掘立005を建てる目的で掘られたものの、建物の位置の変更が行なわれたため、埋め戻されたものと考えている。したがって正確には、建物とは呼べない。

柱穴は、一辺1.1×1mないし1.3m四方程度で深さは0.15～0.3mほどの隅丸長方形に掘られている。柱の抜き取り跡は確認されていない。建物南辺の柱穴も掘られていたものと考えられるが、掘立005の布掘り状の掘りかたとの重複によって失われている。

出土遺物:図化できるものは出土していない。

時 期:掘立005の建設段階に対応する。

* これまでも9尺と考えてきたが、Ⅱ期の小尺ではなくⅢ期のものであることを再確認しておく。



第26図 掘立004

掘立006 [第28図] 区画Eの中で2棟平行に配置された東西棟のうち、北側に建てられた建物である。南の掘立007と柱筋を揃えた配置がされており、南西角柱穴と掘立007の北西角柱穴との間は、一本柱列であるS A005によって連結されている。さらに、北西角の柱穴から西柱筋の北延長線上にS A004が連結し、掘立007とあわせて、2棟の東西棟と2条の一本柱列が南北に連続する特異な形態の施設となる。桁行5間(11.02m)、梁行2間(4.56m)、方位は真北から東に93.5°振る。

東側柱列の3基の柱穴については、一部を残して塹壕3によって破壊されている。柱穴は一辺が1.1×1mないし1.8×1.1m程度の隅丸長方形に掘られている。建物の西寄りの柱穴では、最終的に柱を立てることに決まった場所が、用意した掘りかたの縁に寄りすぎていたためか、掘りかたの一部を東へ拡張して対応した形跡が認められる。これは、個々の柱位置を決定する際に、建物の東辺から順に柱を立てて1間当たりの柱間寸法を調整したことを示す事柄であると考えている。この特徴は、建物の建設位置や一辺長を決める際の方法を考えるうえで重要な情報であると考えている。

建物の寸法について造営尺を用いて検討すると、桁行5間は36尺、梁行2間は15尺となる。長短比は12:5で、長辺は短辺の2.4倍の寸法に設定されている。並立する掘立007に比べて梁行が1尺長い。

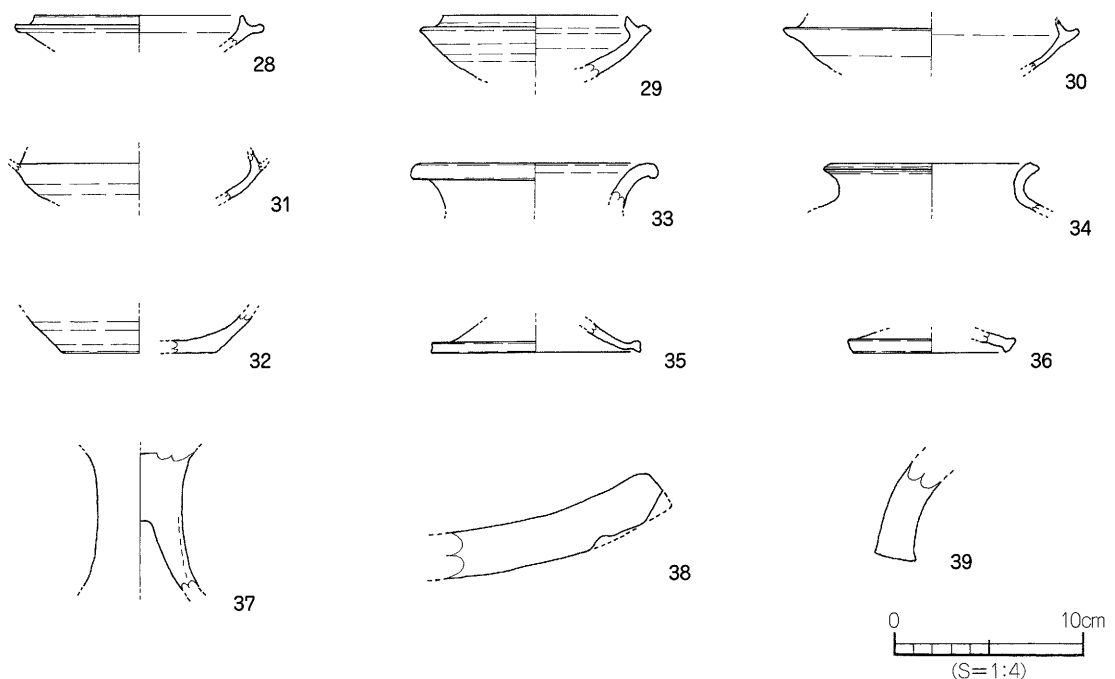
出土遺物:28～36は須恵器、37は土師器高坏の軸部、38と39は瓦片である。

坏身28と29の口径は10cm内外で、口縁部の立ち上がりは短い。32は坏身の底部。底面は削り調整されている。おそらく28や29と同じ時期のものと考えられる。35と36は短脚化が進んだ段階の高坏の脚端部。38は平瓦、39は丸瓦の破片で、柱穴埋土中から出土した。38の凸面には格子目たたきの痕跡が残されている。39の凸面は丁寧な撫で調整が施されている。

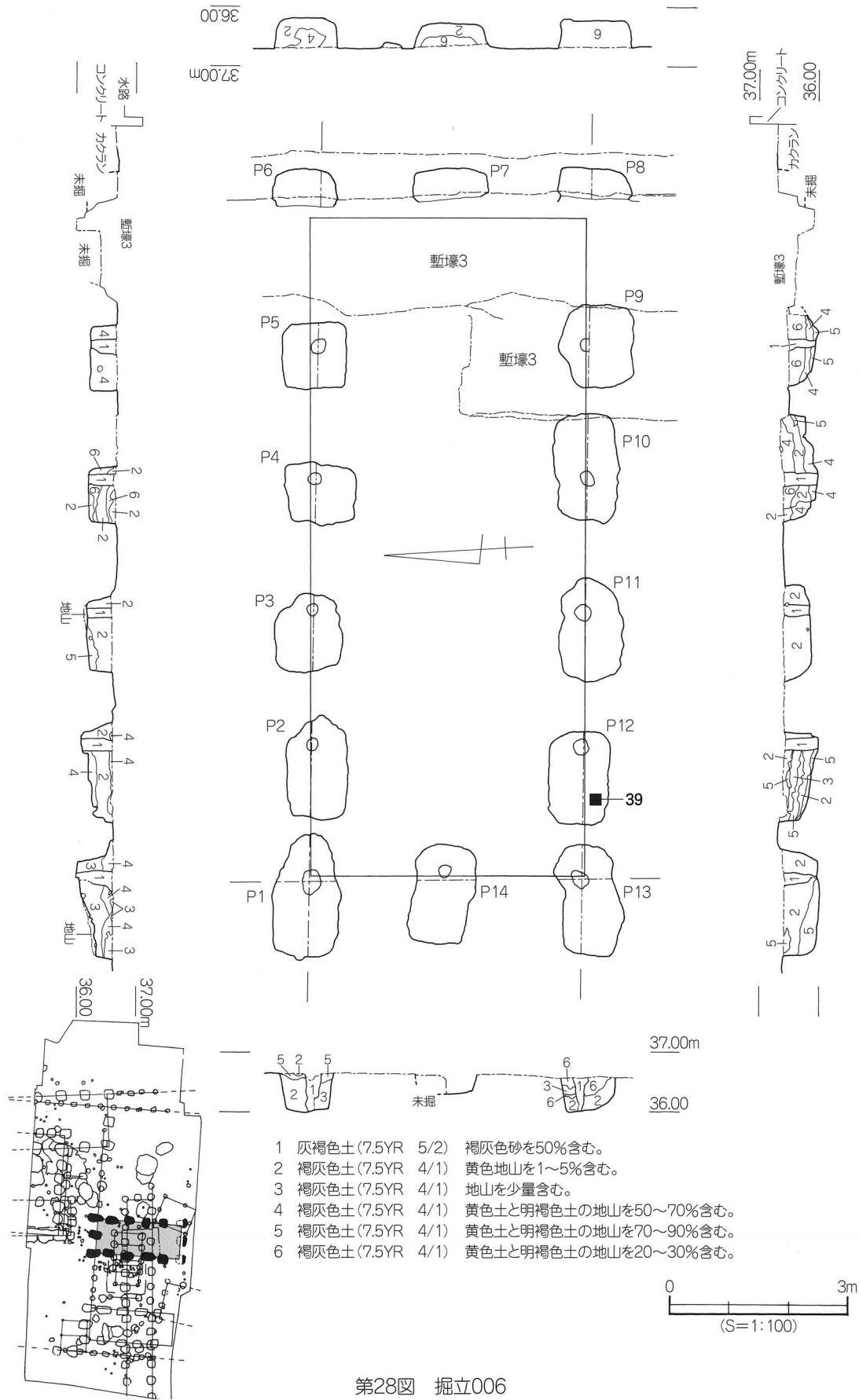
時 期:須恵器が示す年代は7世紀第2四半期であるが、瓦の存在から7世紀後半を上限とする。

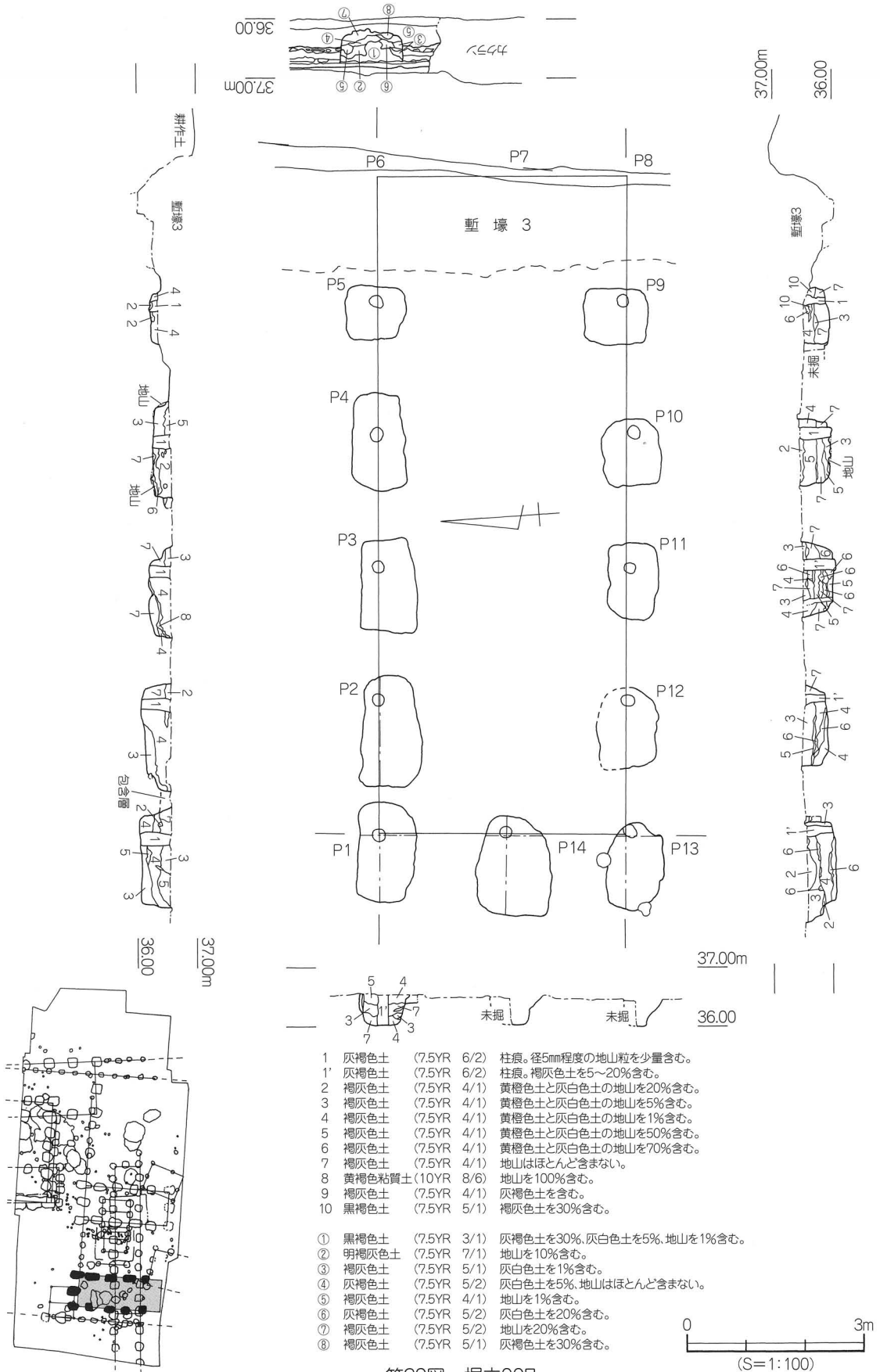
掘立007 [第29図] 掘立006の南に位置する東西棟。掘立006とS A005で連結されている。

桁行5間(11.07m)、梁行2間(4.25m)、方位は真北から94.5°東へ振っている。

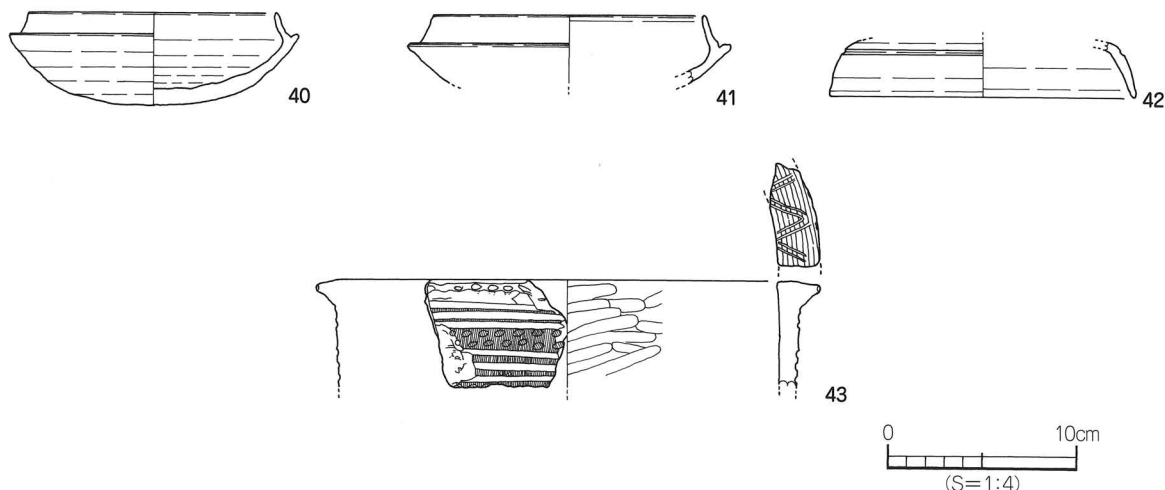


第27図 掘立006出土遺物





第29図 掘立007



第30図 掘立007出土遺物

東辺の柱穴は塹壕3によって削られているが、調査区東壁に断面が残されたものがある。柱穴の掘りかたは、東部のもので一辺1×0.9m、西部の大きなもので1.8×1.3m、深さは0.35～0.6mを測る。いずれの柱穴においても、径0.2m程度の柱の痕跡が確認された。掘立006と同様、西辺の柱穴の掘りかたを東に拡張して柱位置が決められている。掘立006と異なり、柱穴埋土中に壁土である可能性も考えられる灰白色土が含まれている。ただし、掘立005そのものが土壁であったのではなく、直前の別の施設に由来するものと考えられる。

次に、造営尺で規模と配置を確認する。桁行5間で36尺、梁行2間で14尺、桁行長は掘立006と共通であるが、梁行の寸法は1尺短い設定になっている。掘立006と同様、区画Eの東辺一本柱列(K T 1 - S A 2)から約2.7m(9小尺)離れて建物の東辺が決められている。区画E南辺(K T 51 - S A 003)との間の寸法は、5尺程度の設定とみられる(第77図)。

出土遺物:40～42は須恵器の蓋坏、43は弥生時代前期末から中期初頭ころの甕である。

蓋坏の形態は、いずれも本来この建物が属する時期のものより古い時期のものばかりである。43に似た個体が、すぐ西の47次で出土しているが、別の個体である。

時期:一本柱列で連結する掘立006と同様、7世紀後半を上限とする時期に属する。

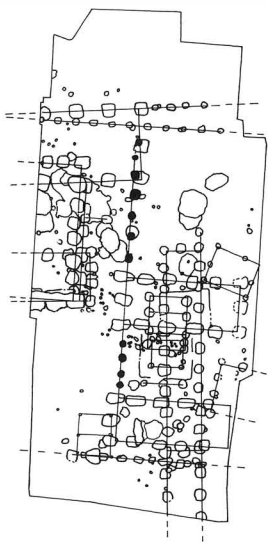
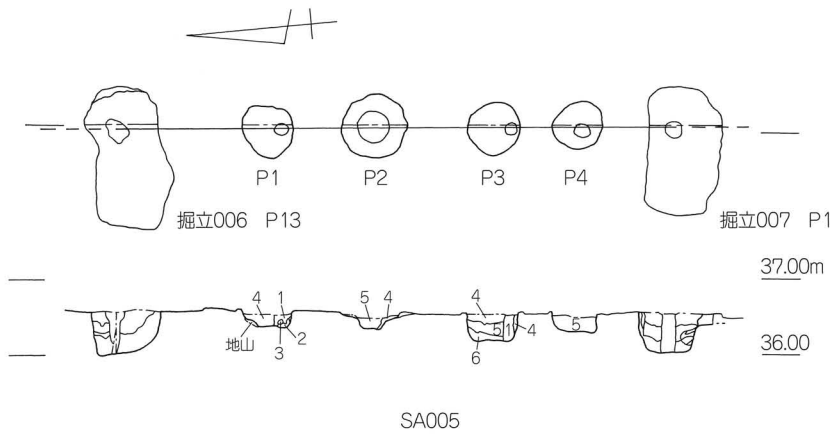
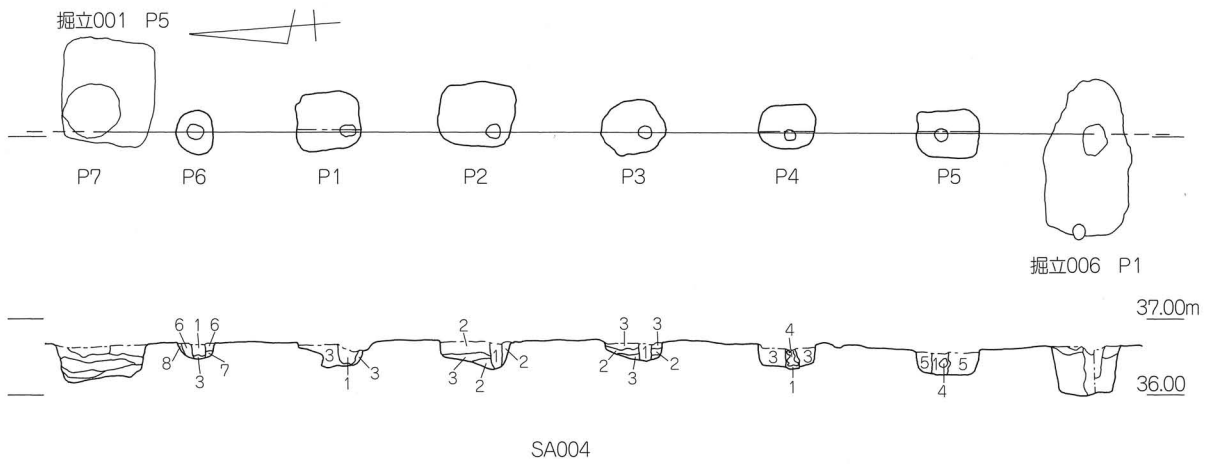
SA004 [第31図] 掘立006の北西角に接続し、北へ延びる一本柱列。南北6間(11.88)mを検出した。正殿の東妻柱北西角に重複する柱穴が北端である可能性も考えられる。その場合、北へ1間延びて7間となる。方位は真北で東へ4°振っている。

柱穴は大きなもので一辺1×0.65m程度の隅丸長方形で、深さは0.2～0.4mを測る。柱は基本的に抜き取られたものと判断している。なお、図化可能な遺物は出土していない。

時期:掘立006の評価に同じ。

SA005 [第31図] 掘立006と007を連結する一本柱列。5間で7.36m(24小尺)を測る。この寸法は、2棟の掘立柱建物の間の距離に対応する(20大尺)。方位は真北で4.5°東。柱穴は直径0.65～0.85m前後の不整形で深さは0.2～0.4mを測る。柱の多くは抜き取られた可能性が高い。壁土は含まれていない。

時期:遺物は出土していないが、SA004と同様、掘立006に対する評価と共通。

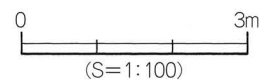


SA004

- 1 褐灰色土 (7.5YR 6/1) にふい褐色土粒を10%程度含む。
- 2 灰褐色土 (7.5YR 5/2) 褐灰色土を30%、地山粒を1%含む。
- 3 灰褐色土 (7.5YR 5/2) 褐灰色土を10%、地山粒を20%含む。
- 4 灰白色土 (7.5YR 8/2) パサパサの細かな土。
- 5 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 地山をほとんど含まない。
- 6 灰褐色土 (7.5YR 4/2) 地山を10%含む。
- 7 灰褐色土 (7.5YR 4/2) 地山を70%含む。
- 8 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 地山を数%含む。

SA005

- 1 明褐色土 (7.5YR 7/1) 柱痕。地山は含まない。
- 2 灰褐色土 (7.5YR 6/2) 明褐色土と地山を10%ずつ含む。
- 3 褐灰色土 (7.5YR 5/1) 地山を含まない。
- 4 灰褐色土 (7.5YR 4/1) 地山粒を10%含む。
- 5 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 地山を1~5%含む。
- 6 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 地山を80~90%含む。



第31図 SA004・005

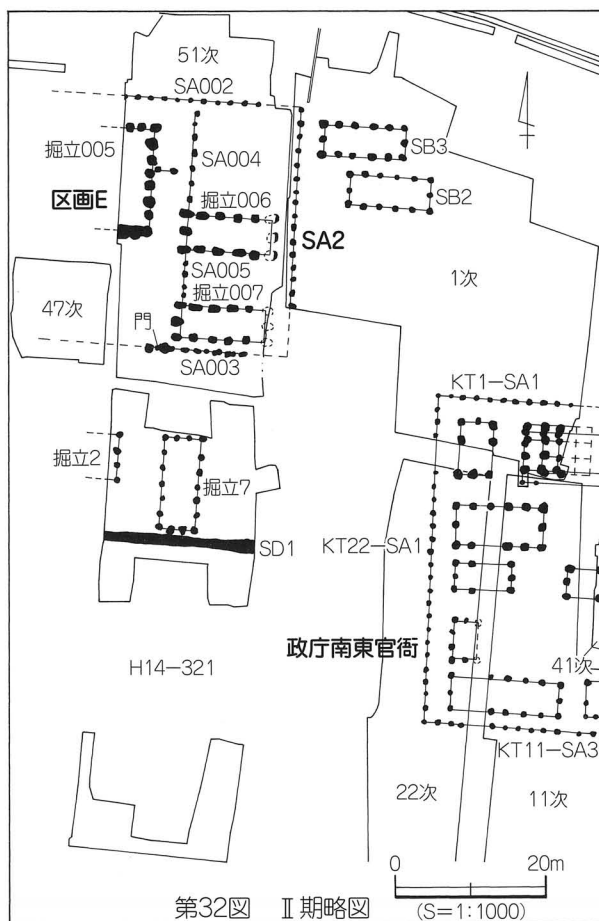
(3) 遺跡群Ⅱ期のこのほかの施設

51次南に隣接する試掘確認調査地点においても、政庁に後続するⅡ期の施設が確認されている。これらについては、本節の冒頭で概略を説明したほか、既に刊行済みの報告書²¹でも詳しく述べたので、ここでは省略する。このほか、付近の調査によって区画Eと共通するⅡ期に属することが明らかな遺構は、政庁南東官衙と1次に立地する若干の施設があげられる。

これらの施設のうち、政庁南東官衙とその北に位置する2棟の掘立柱建物の詳細については、近日刊行予定の別の報告書²²にて報告する予定であるが、過去の報告内容と大きく変わることは無い。その一方、本書の作成に向けて行なった整理作業の結果、1次のSA2については大きく状況が変化していることから、ここではその状況について報告する。なお、この施設は、51次で検出されたⅡ期の役所施設である区画Eの外郭東辺一本柱列である。

KT1-SA2 [第32図] これまで、1次調査地内で南北8間分(14.17m)を認定してきたが、整理作業の進展に伴って15間(約26.3m)であることが判明した。1次調査地の西部における遺構の密度が高すぎたため、この柱列の南への続き方を読み取れない状況に置かれていたが、調査区の南西角まで続くことが明らかになった。

柱穴は、直径0.5～0.8mほどの不整円形ないし不整長方形で、深いもので0.5m程度が遺存している。



SA2の全長は、約32.7mと想定している。この距離はⅡ期小尺で108尺、同大尺で90尺と理解される。検出された15間分の1間あたり平均柱間寸法は1.75m(5.7尺程度)であることから、この区画の東辺長は19間に復元される。中央に柱がこないように中央間を設定した結果、奇数間となったのではないかと考えている。

内部の施設との関係では、掘立006と007の東辺との間の距離が9尺(約2.7m)、同建物西辺の柱列までの距離は、2棟の建物の桁行長が36尺であるから45小尺となる。区画南辺の門の中心と掘立005に付随するSA007の中心を結ぶ線を区画Eの設計上の軸線であると仮定すると(第77図)、このラインと2棟の建物の西辺柱列の間は9尺とみられることから、SA2から門の中軸までの距離は108尺の半分の54尺(9+36+9)となり、正方形の敷地を想定した場合、南辺中央*に門が位置することになる。

* これまでは中央から若干西に寄ると考えてきた。この点については、今後再考の余地がある。

第9節 官衙出現以前の遺構と遺物

(1)官衙出現以前の概要

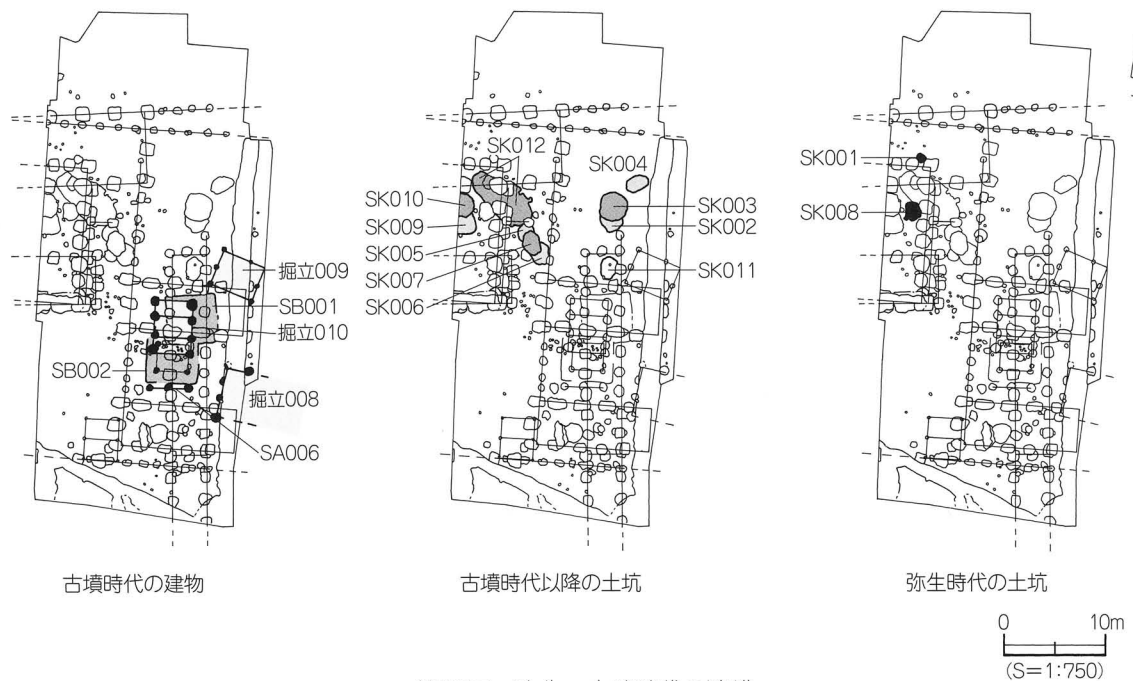
本節では、弥生時代から古墳時代にかけての遺構と遺物について報告する。

かねてより注目している当官衙遺跡群の出現過程とその時期について明確にするために、まず、古墳時代の建物について確認する。つづいて、官衙出現段階に属する可能性もあるいくつかの廃棄土坑について、特に出土遺物に注目して整理する。最後に、弥生時代に属する遺構について報告する。

対象となる遺構は、第33図で示すとおり、古墳時代後期の竪穴住居2棟と官衙出現以前の掘立柱建物3棟、古墳時代後期から官衙出現前後にけかけての土坑10基、弥生時代の土坑2基である。

2棟の竪穴住居については、47次の竪穴住居と比較することによって、建設時の基準を導き出す方法を検討した。特徴的な4本の支柱穴の配置状況を参考にして、6世紀代の集落構造を解明するうえで有効な視点を獲得することができたと評価している(第V章総括)。

古墳時代後期以降の土坑の多くは、I期政庁の出現直前からII期への移行段階のものである可能性が高い。特に、政庁の正殿と前殿の間に掘り込まれているSK009と010は、政庁の建設以降の廃棄土坑である可能性もあることから注目している。また、その傍に位置するSK012は、II期の掘立005の柱穴に比べて先行する時期に属することが明らかであることから、この建物の所属時期の上限を知ることができる重要な遺構である。なお、掘立005に関しては、区画Eのほかの2棟と比べて様々な点で違いが認められることから、地割の設置当初に設けられたものではなく、ある程度時間が経過してから増設されたものである可能性を想定している。この見方を検証する意味において、この土坑の存在は重要である。



第33図 弥生・古墳時代の遺構

(2)遺構と遺物

1 古墳時代の建物

S B001 [第34図] 調査地中央付近でS B002や政庁の脇殿などと重複関係にある古墳時代後期の竪穴住居である。一辺4.95m×4.75m、深さは掘りかたの深いところと周壁溝の部分で0.2mを測る。方位は南北方向の短軸を基準として真北から西に約4°振っている。

住居の北部4分の1程度を東西の帯状に掘り下げて、支柱穴の柱筋の若干北で東西方向の土層断面図を作成した。これより南側については、官衙の柱穴を保護することを優先したため、掘り下げは行っていない。したがって、4本の支柱穴の存在は確認できていない。

南辺がS B002の支柱穴によって切られていると判断されることから、S B002に先行する段階の住居であると考えているが、詳細は不明である。

北西角の柱穴の予想位置付近と掘りかた南辺の周壁溝中から、須恵器の坏身各1点が出土している(44・45、写真図版)。ともに比較的大型の破片で、45の一部は掘りかたの壁に縦に貼りついた状態で出土した。これと接合する別の破片は近くの床面で出土している。44は、おそらく柱を抜き取った後、抜き取り穴の中に入れられたものと考えているが、この地点に実際に柱穴が存在したのか否か定かではない。いずれも出土状況から判断して、住居廃絶時の祭祀に使用されたあと、破砕した上で埋納あるいは散布されたものと考えている。

出土遺物:44と45は須恵器の坏身である。

44の口径は約12cm、45は約13.4cmを測る。受部の立ち上がりは比較的長い。

なお、本章末尾で包含層出土資料として提示した滑石製鋸歯文紡錘車(67)について、その文様の特徴から6世紀後半を上限とする時期に比定しているが、S B001と002あるいは出土地点(E11グリッド)のすぐ西隣に立地する47次のS B001の住人が、この祭祀遺物の所有者であった可能性があるのではないかと考えている。今後、この遺物に言及する際には、単なる包含層資料として考えるのではなく、S B001とその周辺に分布するこれらの住居との関連を念頭に置く必要があると考えている。

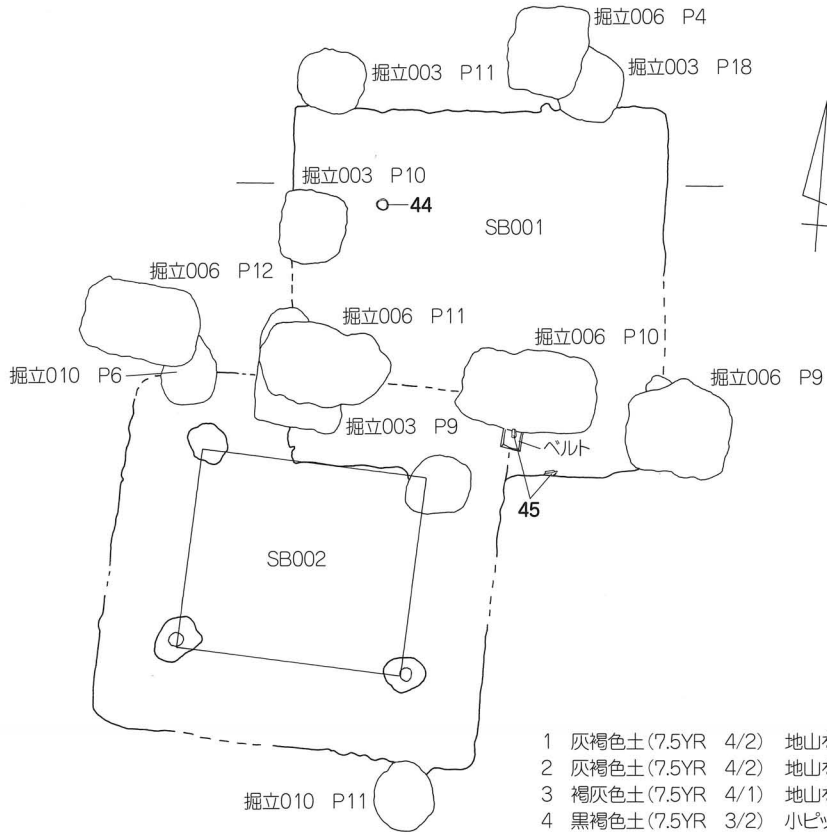
時期:出土須恵器の形態から、廃絶時期の上限は6世紀後半ころと考えられる。

S B002 [第34図] 調査地中央付近でS B001や政庁の脇殿などと重複関係にある古墳時代後期の竪穴住居である。掘りかたの規模は一辺およそ5.1m×4.9m、方位は南北方向の短軸を基準として真北から東に約2°振っている。付近の官衙遺構を保護するため掘り下げていないことから、構造の詳細は不明である。4基の支柱穴についてのみ表面的に掘り下げて柱の抜き取り跡の位置の確認を行っている。

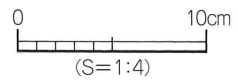
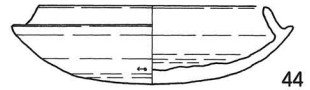
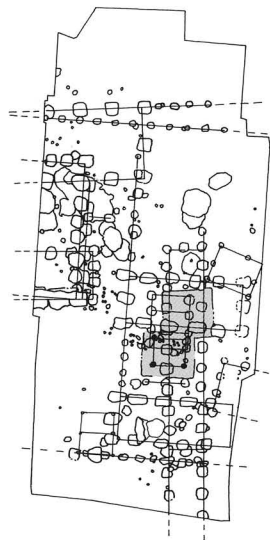
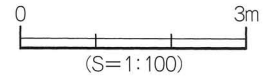
住居本体の掘りかたの規模と形状ならびに4本の支柱穴のうちの3本の位置を総合的に判断して、柱は東西2.99m、南北2.65mの間隔で配置されたものと復元している。

支柱穴の配置状況に関して、幾通りかの造営尺を用いた復元を試みた結果、以下の通り、47次の2棟と合わせて共通の理解が可能ではないかとの結論に達した(47次・S B003、同004参照)。

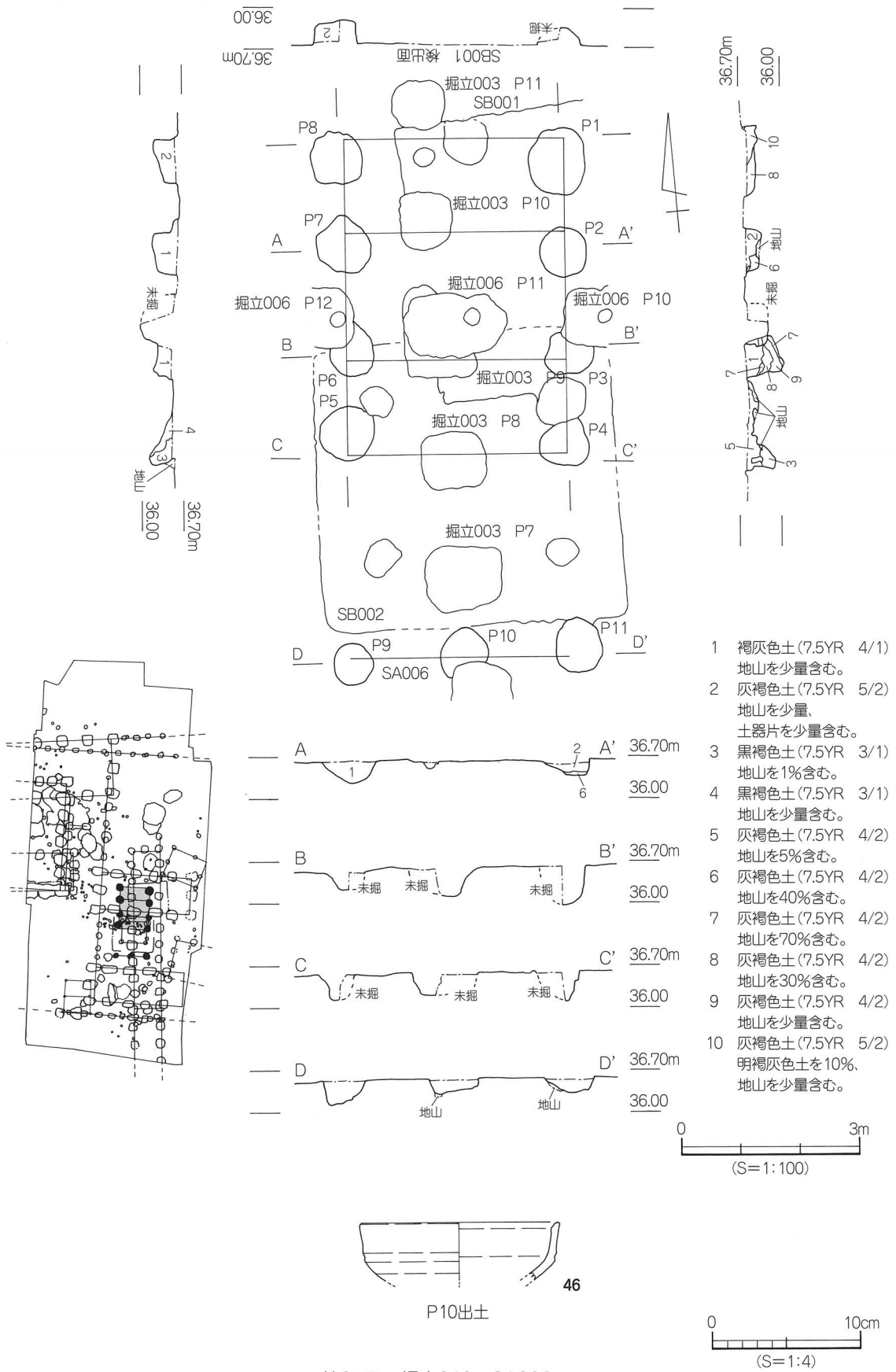
47次のS B003と004の短辺の実長と共通する2.99mという復元値が長辺から得られていることから、これら3棟が共通の考え方のもとで建てられた可能性を想定し、1尺0.2120～0.2136m前後の造営尺で解釈可能であるとの結論に達した。ただし、当初は、切り合い関係にあるS B001の出土遺物が示す年代観と矛盾する短すぎる尺長ではないかと思われた。そこで、6世紀末から7世紀第2四半期ころま



- 1 灰褐色土 (7.5YR 4/2) 地山を10%含む。
- 2 灰褐色土 (7.5YR 4/2) 地山を80%含む。
- 3 褐灰色土 (7.5YR 4/1) 地山を5%含む。
- 4 黒褐色土 (7.5YR 3/2) 小ビット。地山を1%含む。



第34図 SB001・002



第35図 掘立010・SA006

での造営尺の尺長と想定している値(0.250m前後から0.288mほどの間)による解釈が可能か検討したが、3棟すべてに対して満足のいく説明を行うには至らず、この建物に関しては0.2120～0.2136mの値を採用することとした(第V章総括第4節参照)。

出土遺物:破片も含めて全く出土していない。

時期:SB001より後出する可能性がある。よって6世紀後半を上限とするが、さらに古い時期の建物である可能性もある。

掘立010 [第35図] 調査地中央付近でSB001・002や政庁の脇殿などと重複関係にある掘立柱建物である。桁行き3間(5.31m)、梁行1間(3.70m)、方位は真北から東に5°振れている。建物南辺から南に約3.4m離れて3基の円形柱穴が平行に位置しているが、これも関連の施設であると考えている(SA006)。SB001よりは後出するが、SB002との先後関係は不明である。

柱穴は直径0.7～1m内外の不整円形もしくは不整長方形で、深さは0.3～0.7mを測る。柱位置は、北寄りの4基では柱穴の北端に、南の4基は南端に寄せて立てられている。このうち四隅の柱は、中央の4本の柱に向かって斜めに立て掛けるように柱の根入れが行われており、掘りかたが斜めに傾斜している。北西角の1基を除く3基では、掘りかたの壁が反り返る状況が認められた。これは、柱を斜めに立てる目的で柱穴の掘りかたが掘られたことを示す現象で、^{きすくみ}扱首組と呼ばれる原始的な建築技法が用いられたことを示しているとの指摘を松本修自氏(当時、調査検討委員会委員、故人)から得ている。

なお、柱はすべて抜き取られている。北東角と南西角の柱穴では、斜めに立てられた柱を斜め方向に抜いた状況がよくわかる。

一辺長の比率を造営尺の考え方をを用いて検討した結果、桁行3間を20尺、梁行1間を14尺と理解して、長短比10:7と考えるのが適当であるとの結論に達した。この場合の1尺の尺長は0.265m前後になる。この尺長は、古韓尺²³と呼ばれる造営尺の領域に該当するもので、当遺跡群では以前から、唐尺が採用される前の6世紀末から7世紀第1四半期ころの建物の一部において使用された可能性について検討²⁴してきた経緯がある。

桁行が等間ではないことに関しては、広くとられた中央間(2.14m)を、実際の遺構の状況を参考にし、て8尺と考え、南北両端の各1間を6尺に設定されたものと想定する。

出土遺物:須恵器が1点出土している(46)。坏蓋ではなく高坏などの坏部と考えられる。口縁端部は外に摘み出され緩やかに外反している。

時期:古墳時代後期であることは間違いがないが、正確な時期は不明である。

SA006 [第35図] 掘立010の説明でもふれたが、掘立010の南約3.4mの場所に不整円形の柱穴が3基並んでいる。建物の南辺に対して平行で、しかも柱穴の平面形状と規模がよく似ていることから、掘立010と関連のある施設と考えられる。掘立010との間には堅穴住居と官衙の柱穴以外に目立つ遺構は存在しないことから、直接、掘立010と構造的に組み合わせさせて建物の一部を構成するものではないと考えて、目隠しのための塀ではないかと想定している。

東西2間で約3.7mを測る。掘立010の南辺と平行。不整円形の柱穴の規模についてもほぼ同等。

出土遺物:図化可能な遺物は出土していない。

時期:掘立010に対する評価に準じる。

掘立008 [第36図] 調査区南東部で検出された掘立柱建物である。1 次調査の際に一部が見つかった建物の西辺を確認したもので、柱穴の一部は塹壕3の掘り込みによって失われている。

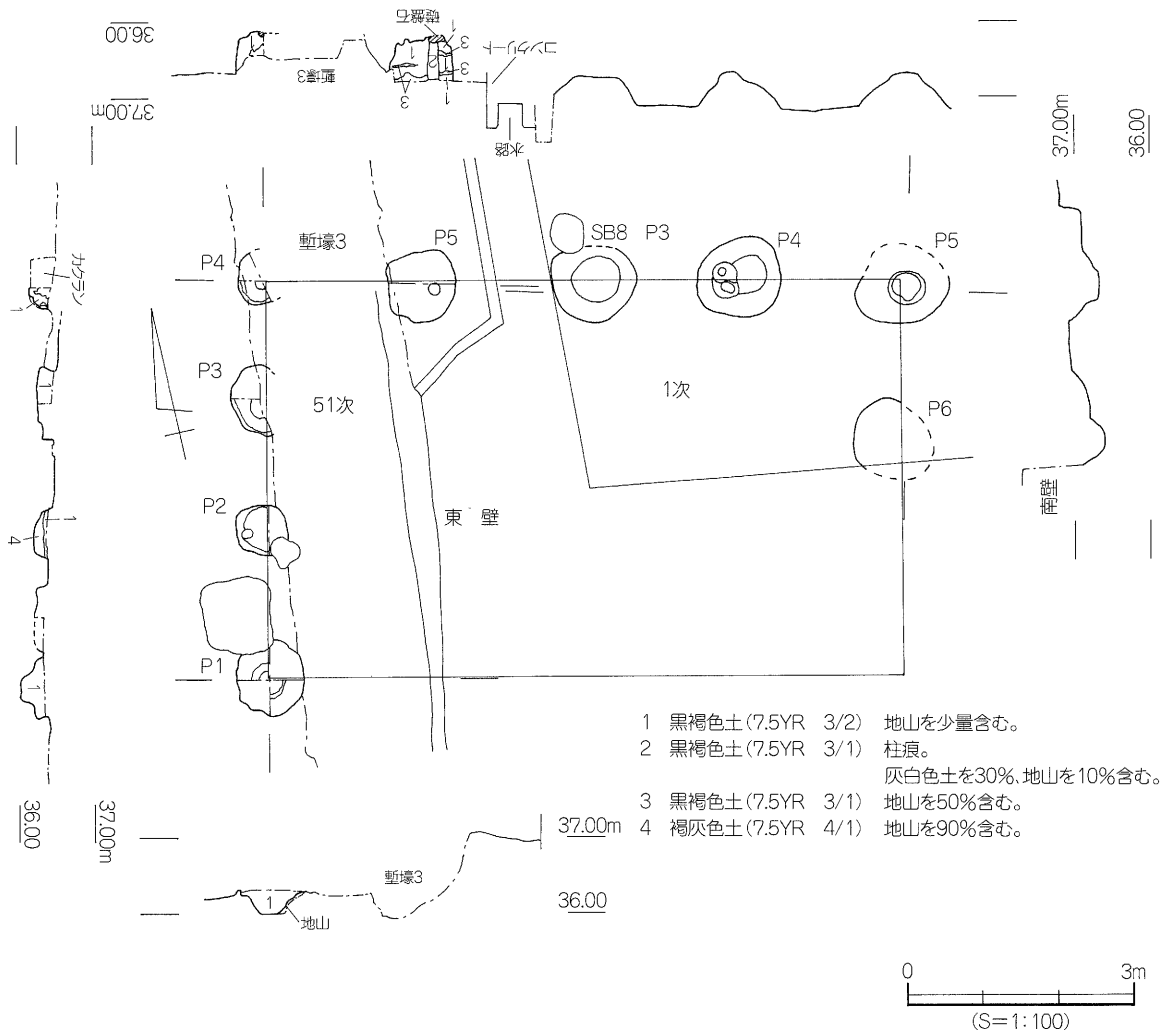
四隅の柱の正確な位置がわからないことから、正確な規模の復元を行うことは困難であるが、桁行4間(約8.4m)、梁行3間(約5.2m)で、方位は真北で106°東へ振る。柱穴は径0.65mないし1.1m程度の不整形円形ないし不整形長方形で、深さは0.2～0.65m程が遺存している。

1 基だけ柱の痕跡が検出された。この部分では、柱の根元に礎盤石が置かれており、根入れの深さは地山面から0.5mに達している。P 5の柱の痕跡において、壁土である可能性も考えられる灰白色土を確認している。この建物を含めて、付近に土壁の建物が存在した可能性が高い。

なお、正確な全体規模が不明であるため造営尺を用いた評価は難しいが、掘立009と同様の考え方に基づいて、1尺=0.261～0.263m程度の尺長で32:20(8:5)とする復元案を提示しておく。これらの造営尺は、先の報告書²⁵にて言及した官衙出現以前の建物の第2群に該当するものである。

出土遺物:土器片も含めて全く出土していない。

時期:遺跡群Ⅱ期の官衙施設である掘立007の柱穴によって切られていることから、官衙出現直前に属する可能性が高いものと考えている。



第36図 掘立008

掘立009 [第37図] 政庁脇殿北端の東に接する小型の掘立柱建物である。間接的な切り合い関係から、脇殿の柱穴よりも先行する時期のものであることが明らかになっている。

桁行3間(約4.5m)×梁行2間(約3.5m)、方位は真北から東に111°振っている。関係の柱穴のうち、北東角の1基は調査区外に位置し、このほかの柱穴の中の2基については、塹壕3によって完全に破壊されている。柱穴は直径およそ0.35mないし0.65mの不整円形のもので構成されている。深さは、0.25～0.35m程度。半裁して断面の観察を行っているが、柱の抜き取り穴をはずしてしまったようである。そのため柱筋の復元ラインについては、半裁ラインからある程度ずらして表現している。

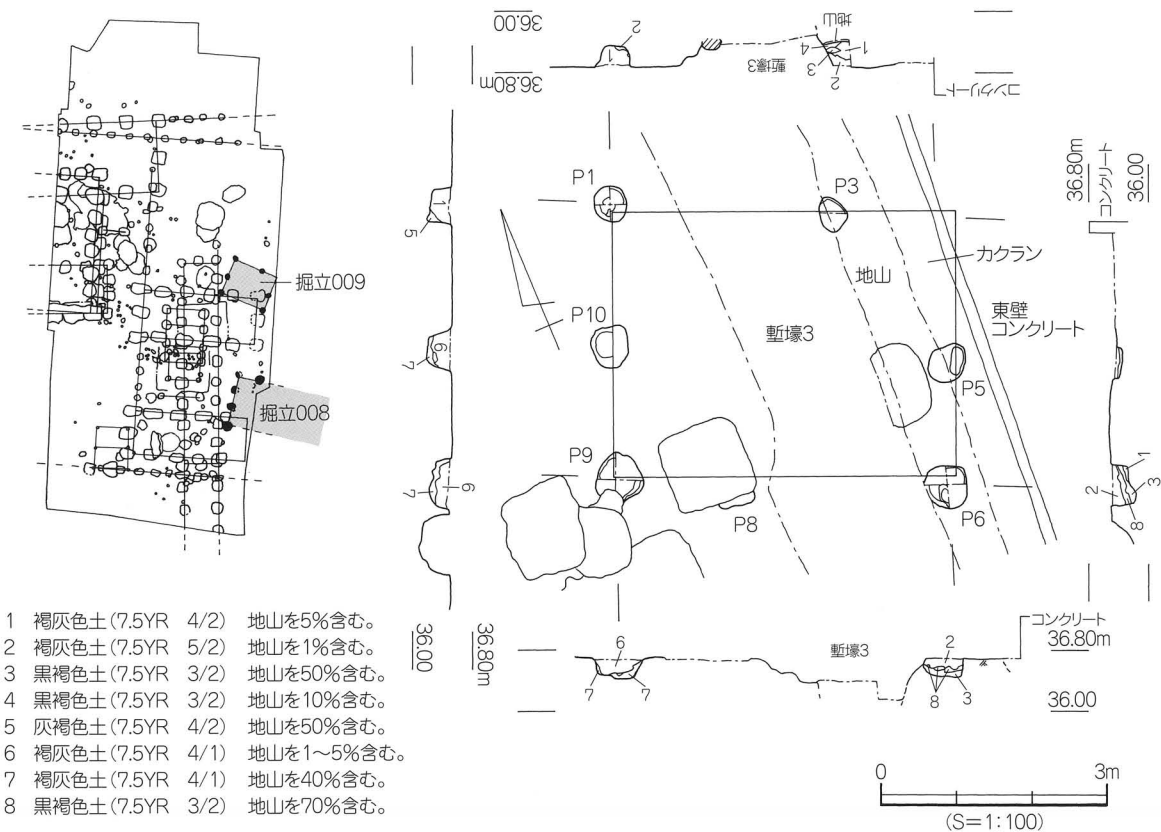
一辺長の比率を簡単な整数で表現すると、長短比が13:10であることがわかる。これをそのまま尺数と理解すると、1尺の尺長は0.349mほどということになるが、これは、多少短いが一般に言う高麗尺(0.356m前後)に近いものである。しかし、これまで当遺跡群においては、高麗尺の存在を前提にした建物構造の分析を行ったことがない。そこで、過去に近隣の建物を分析する際に用いたのと同様の手法を適用して、唐尺よりも短い造営尺で検討することとした。

その結果、0.349mの0.75倍に近い1尺=0.266～0.269m程度の造営尺による長短比17:13の建物であった可能性を想定するに至った。その尺長は、掘立008で提示した1尺=0.261～0.263mに比べて若干長く、遺跡群南西部における第2群に近似している(第132集)。

ちなみにこの尺長は、本章注23文献で提唱されている古韓尺²⁶の領域とよく一致している。

出土遺物:土器の小片も含めて全く出土していない。

時期:政庁出現以前の6世紀末から7世紀初めころの建物である可能性が高い。



第37図 掘立009

2 古墳時代の土坑

SK002 [第38図] 調査地北東部に位置する土坑。SK003によって切られている。直径約2.2mの不整形円形で、深さは0.1mを測る。土色はSK003のものより古い特徴を示すが、官衙のものと大差ない。

出土遺物：図化できるものは出土していない。

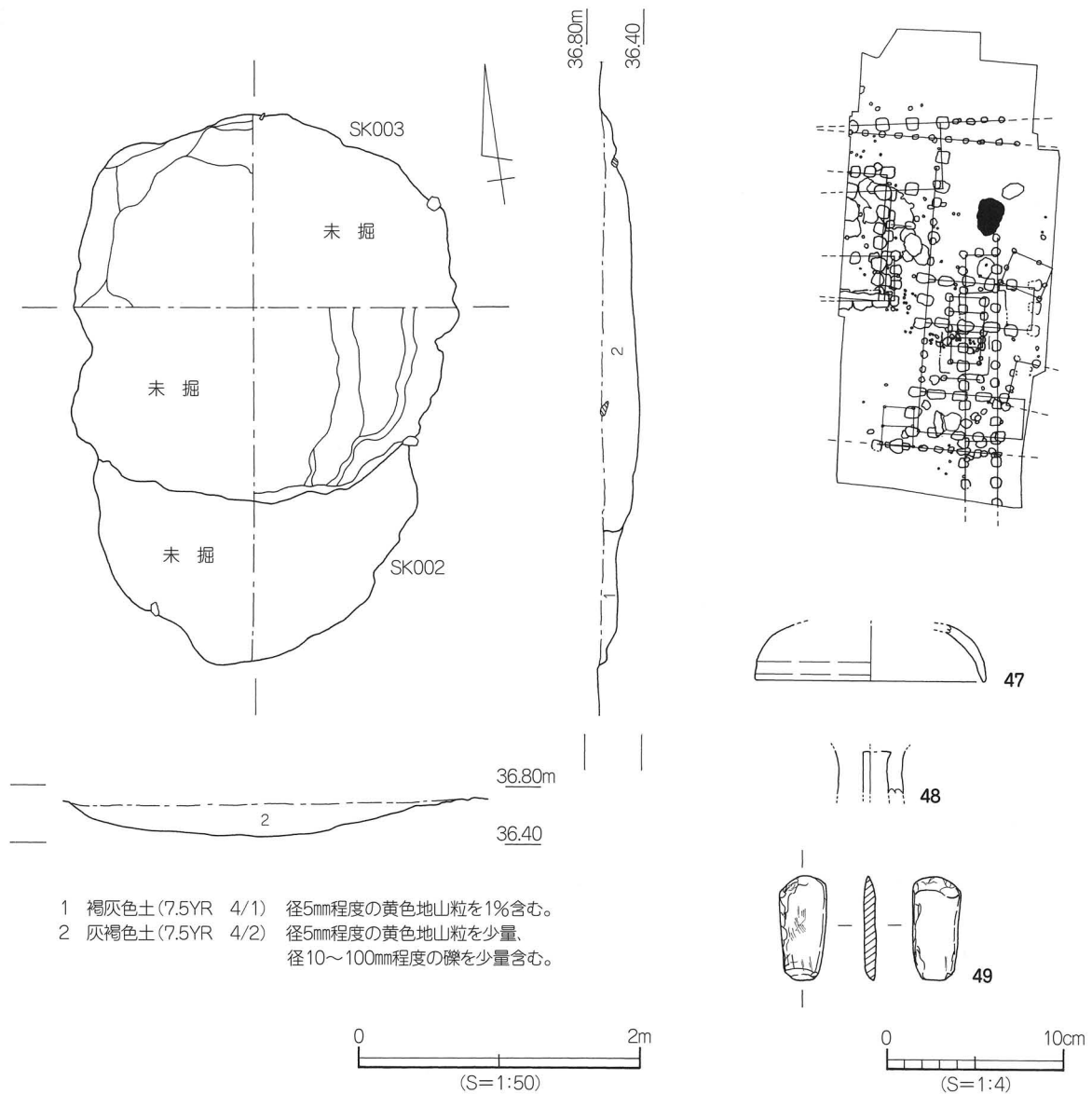
時期：SK003に先行する古墳時代後期ころと考えられる。

SK003 [第38図] 調査地北東部に位置する土坑で、SK002を切っている。直径約2.7mの方形に近い不整形円形で、深さは0.25mを測る。土質ならびに土色等は官衙のものと比較して大差ない。

出土遺物：47と48は須恵器、49は片岩製の雑なつくりの扁平片刃石斧で弥生時代のものである。

47は口径12.6cmほどの坏蓋の口縁片。48は長方形透かしが施された高坏の軸部の破片である。

時期：47の存在から6世紀後半を上限とするものとする。ただし立地状況から、いずれかの官衙施設の廃絶時に掘られた廃棄土坑である可能性も十分に考えられる。



第38図 SK002・003

SK004 [第39図] 調査区北東部に位置する古墳時代後期の土坑である。

南北約2.3m、東西約1.5m、深さ0.1～0.15mを測る。埋土の土色は、SK002、003と同様、官衙の諸施設と比較して大差ない。

出土遺物：50は須恵器高坏の脚端部と考えられる。短脚化が進んだ段階の個体と思われるが、詳細は不明である。このほか、弥生土器の破片が少量出土している。

時期：7世紀代でも中頃に近い時期に属する可能性があると考えられる。官衙の廃棄土坑かもしれない。

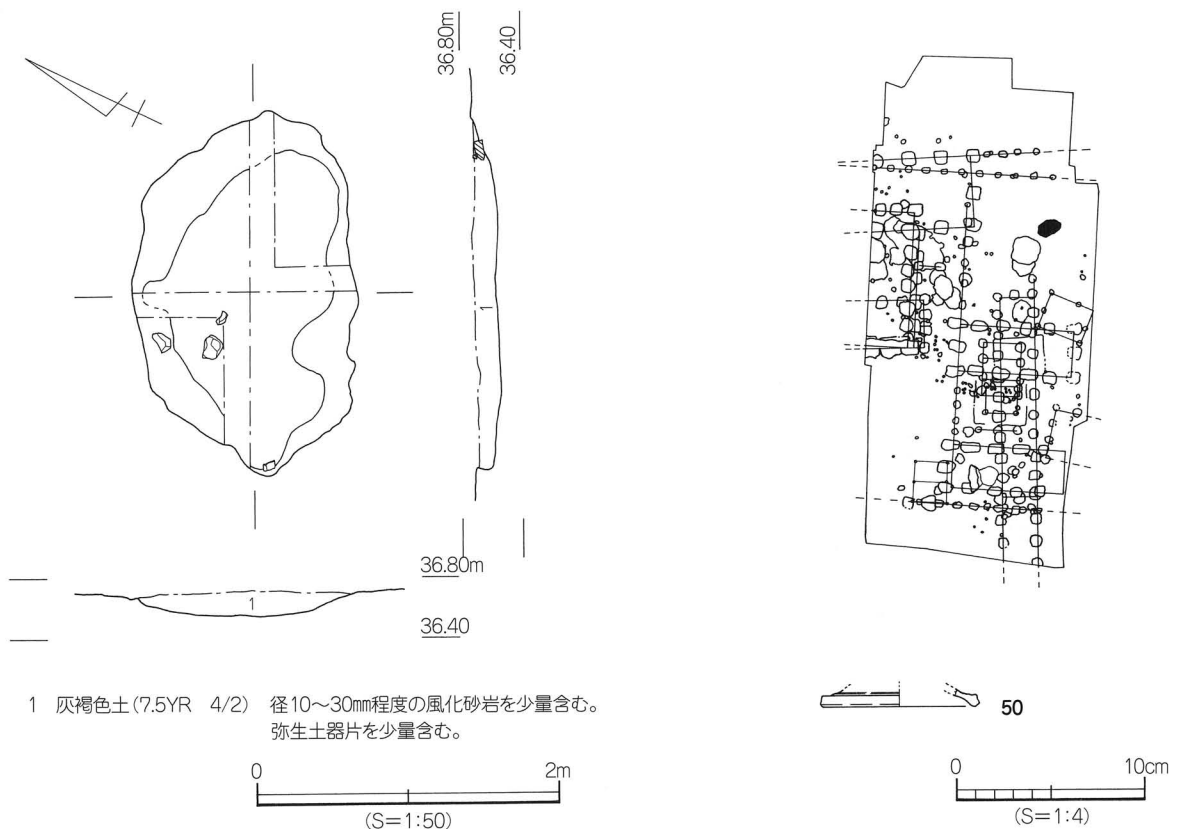
SK005 [第40図] 調査区中央部に位置する古墳時代後期の土坑である。南のSK006を切るが、SK007に切られている。遺跡群Ⅱ期の掘立005に付随するSA007の柱穴に切られている。SK006は、同じくⅡ期の施設であるSA004の柱穴に対して先行することが判明しているため、SK005が区画Eの内部施設よりは古い時期の土坑であることがわかる。

南北およそ1.9m、東西約1.6mの不整形形の土坑で、深さは0.3m前後を測る。

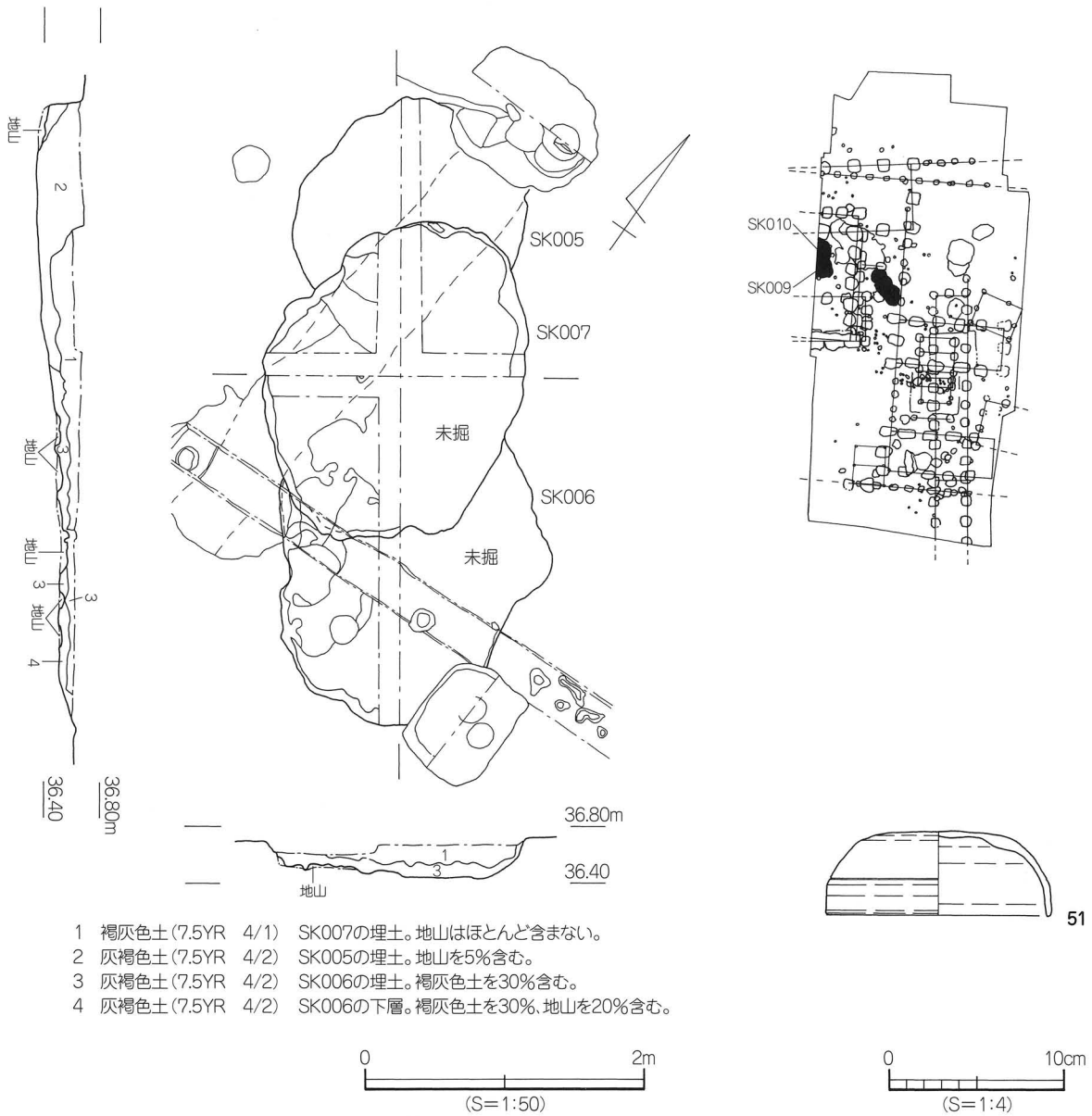
出土遺物：図化できるものは出土していない。

時期：SA007に先行することから、古墳時代後期ころのものと考えられる。政庁の廃絶時、あるいはⅡ期の官衙施設のうちのいずれかに伴う廃棄土坑である可能性が高い。

SK006 [第40図] 調査区中央部に位置する古墳時代後期の土坑である。3基重複した土坑のうち、最も南に位置している。長径約2.3m、短径約1.9mの不整形な土坑で、深さは0.1mほどしか遺存してい



第39図 SK004



第40図 SK005・006・007

ないが、埋土は上下2層に区分される。

出土遺物：図化可能な遺物は出土していない。

時期：遺跡群Ⅱ期のS A004に先行することから、古墳時代後期ころのものと考えられる。政庁の廃絶時、あるいはⅡ期の官衙施設のうちのいずれかに伴う廃棄土坑である可能性が高い。

SK007 [第40図] SK005とSK006が接する場所に掘り込まれた土坑である。長径2.15m、短径1.85mの不整形で、深さは0.2～0.3mを測る。

出土遺物：51は口径約12.6cmの須恵器の坏蓋である。天井部との境に僅かな段が認められる。

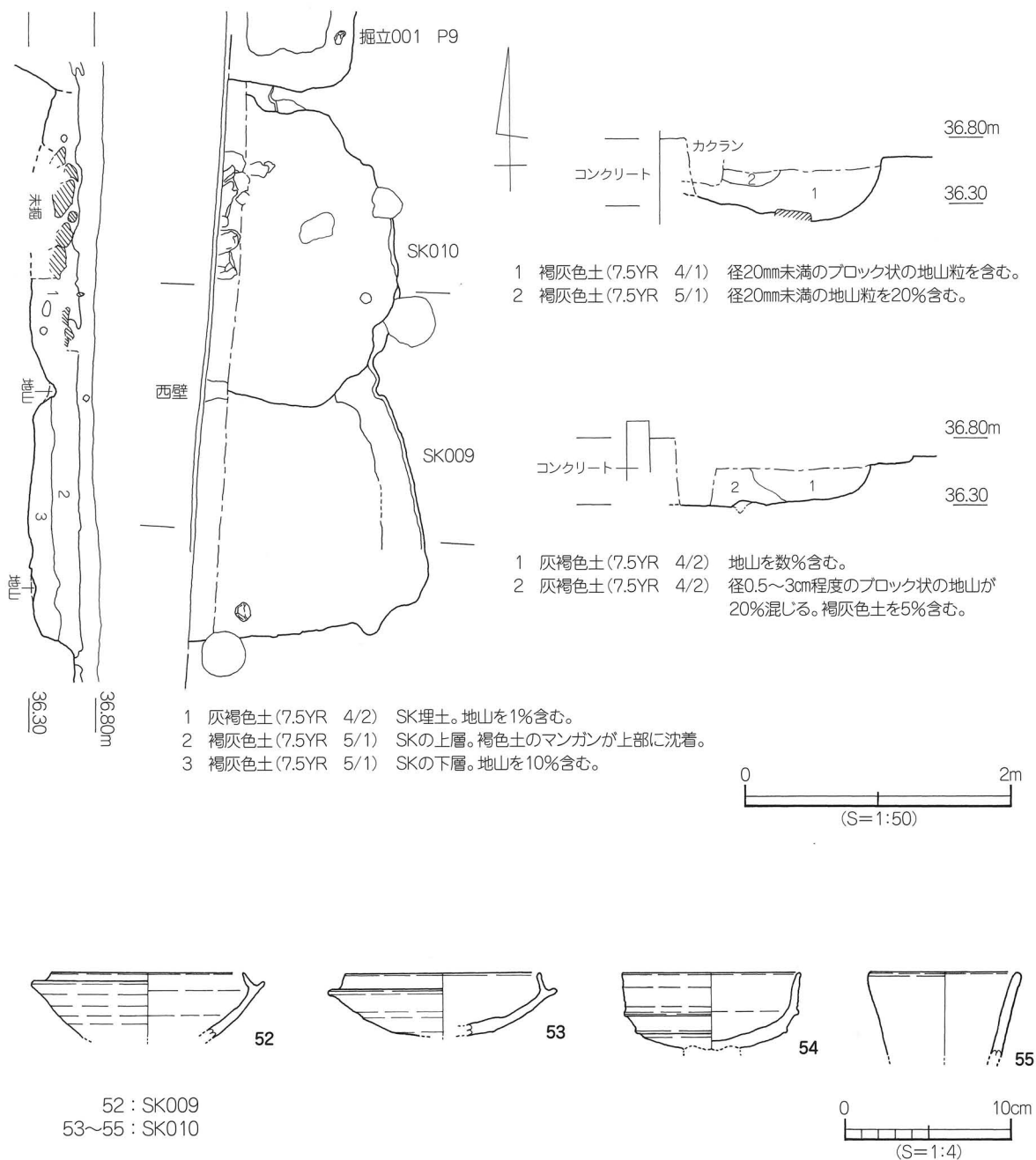
時期：6世紀後半を上限とするが、政庁の廃絶時、あるいはⅡ期の官衙施設のうちのいずれかに伴う廃棄土坑である可能性が高い。

SK009 [第41図] 調査区西壁沿いに位置する古墳時代後期の土坑。SK010と一部重複しているが、先後関係は分からなかった。一辺長2.2mほどの不整長方形で、深さは0.3m弱を測る。SK010と同様、土色は官衙関連遺構のものとよく似ている。掘り込まれた場所が政庁の正殿と前殿の中程であることから、これらの施設が設けられて以降の廃棄土坑である可能性も十分に考えられる。

出土遺物:52は須恵器の坏身である。口径は11.6cmほど。53～55はSK010出土の須恵器である。

時 期: 7世紀第1四半期ころを上限とする可能性を想定している。

SK010 [第41図] 調査区西壁沿いに位置する古墳時代後期の土坑。SK009と一部重複しているが、



第41図 SK009・010

先後関係は分からなかった。また、北端が正殿の柱穴と重複しているが、この部分の先後関係についても判明していない。土坑の中央付近に礫が密集しているが、その意味はわからなかった。

直径2.15mほどの不整形円ないし隅丸方形に掘られており、深さは0.35mに達している。土色については、S K009と同様、官衙のものと比較して大差ない。

出土遺物:53から55は須恵器である。53の口径は11.8cmを測る。54は脚台付の碗の坏部、55は提瓶か横瓶の口の破片と考えられる。

時期:7世紀第1四半期ころを上限とする可能性を想定している。

S K011 [第42図] 調査区中央部、脇殿の北東角近くに位置する小型の土坑である。脇殿の柱穴の保護を優先したため、掘り下げていない。

長径約2.4m、短径約1.6mの長円形で、脇殿のP17に切られている。

出土遺物:須恵器坏身56の口縁部立ち上がりはしっかりしている。口径は12.8cmを測る。

時期:官衙出現以前の6世紀代に位置付けられる。

S K012 [第43図] 正殿の南辺に重複する大型の土坑。正殿の柱穴の保護を優先したため、掘り下げていない。

長径約6.9m、短径約3.3mの不整形な長円形で、複数の土坑が重複した結果、このような形状に至った可能性が考えられる。遺跡群Ⅱ期の掘立005のP4ほかに切られている。なお、正殿の柱穴P8については、後出する掘立005のP4によって全面的に破壊されているため、この土坑との先後関係は不明である。

出土遺物:57と58は須恵器である。57の口径はおよそ10.7cmで立ち上がりは短い。これは検出面から出土したものである。58は短脚の高坏の脚端部である。脚端が嘴状に摘み出されている。これは、掘立005の柱穴との切り合い関係を確認するために設定した西部のトレンチ中から出土した。

時期:出土遺物の形状から、7世紀第2四半期を上限とする。

3 弥生時代の土坑

S K001 [第44図] 正殿の北辺と重複する弥生時代の土坑である。直径0.8～0.9mの不整形円で、深さは7cmほどしか遺存していない。

出土遺物:59は弥生土器の底部である。

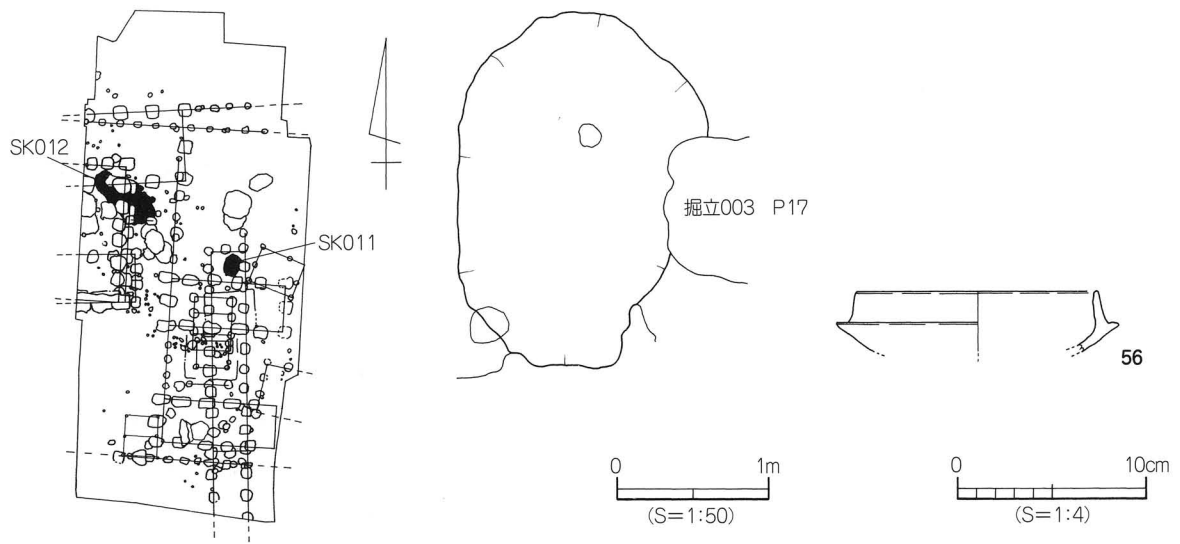
時期:弥生時代前期末を上限とする。

S K008 [第45図] S K009と010のすぐ東に隣接する小型の土坑。S K012と接し、遺跡群Ⅱ期の掘立005の柱穴に切られている。

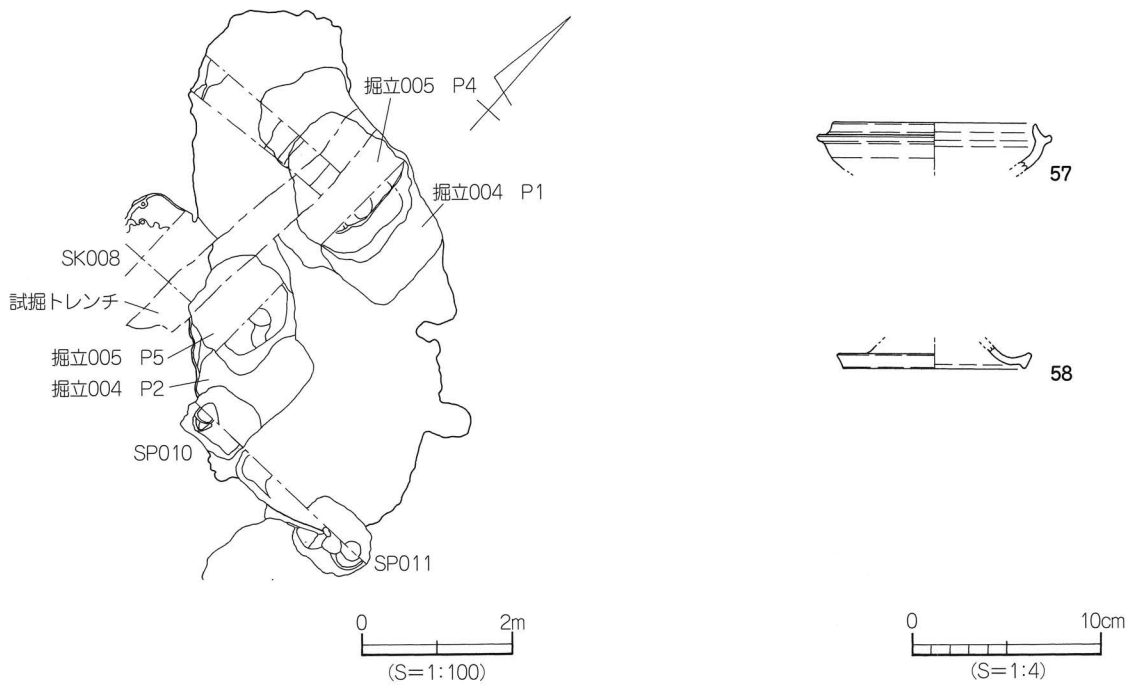
南北約1.8m、東西1.35mほどの不整形円で、深さは5cmに満たない。

出土遺物:60は弥生時代前期末から中期初めころの甕形土器の頸部。61は地元の安山岩で作られたスクレイパーである。

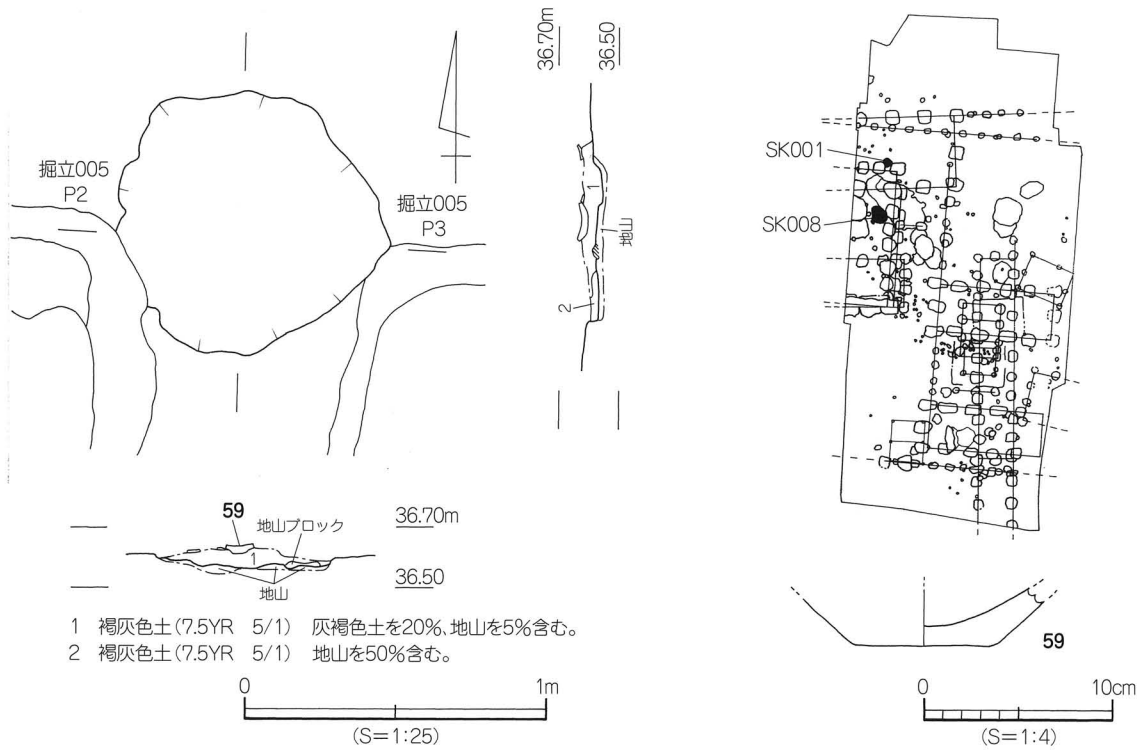
時期:弥生時代前期末から中期初頭ころに比定される。



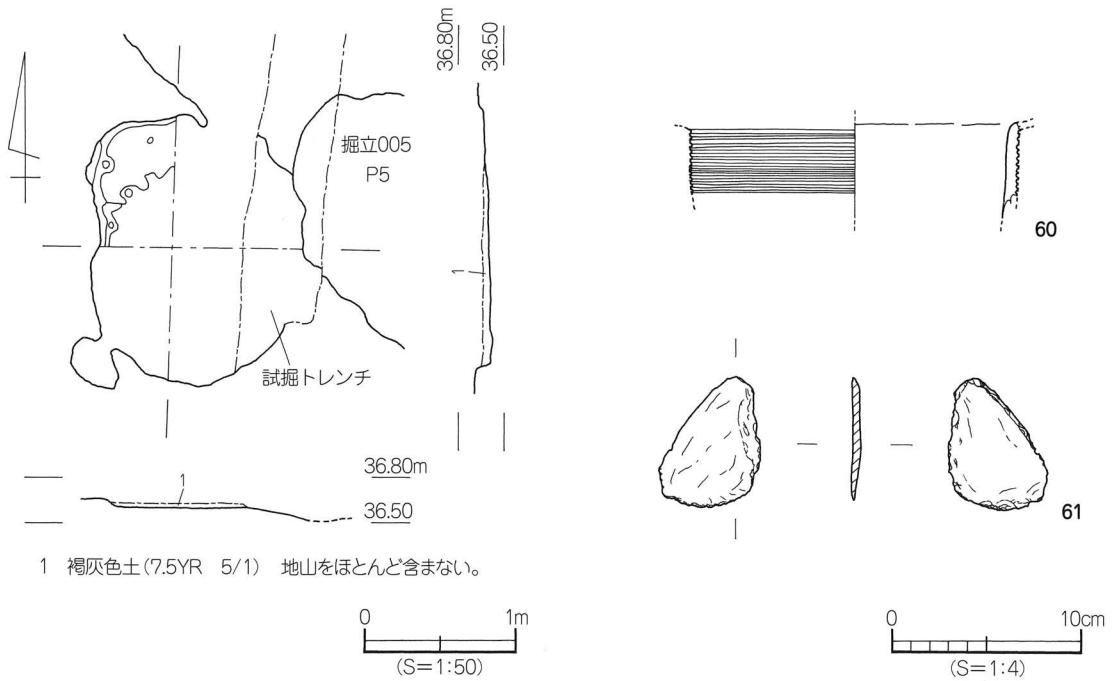
第42図 SK011



第43図 SK012



第44図 SK001



第45図 SK008

第10節 包含層等出土の遺物

第I章の第4節で調査地の層位について報告した際に、当調査地中央以南に分布する遺物包含層について、その形成時期を明らかにすることができなかったことを述べた。これは、包含層中に掘り込まれた土坑や柱穴の存在を、包含層を取り去ることなく特定することが極めて困難であったためである。

最終的に、政庁脇殿や区画E南辺一本柱列など官衙の重要遺構の保護を目的として、遺物包含層を原則的に掘り下げない判断を下したため、本来的には遺構に所属すべき遺物の多くを包含層からの出土扱いで取り上げざるを得ない事情が生じた。このような理由から包含層出土資料については、調査区に存在する遺構の実態をある程度反映した遺物が含まれているものと考えられる。

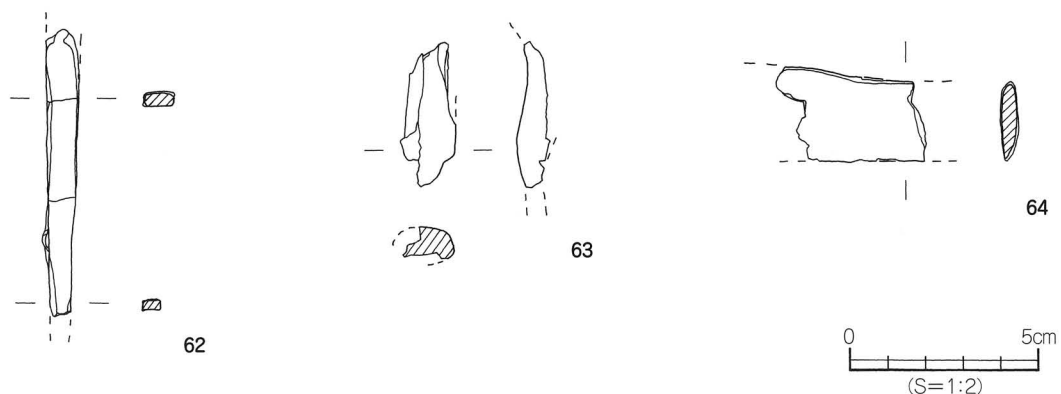
62～64は鉄器である。62は工具類の一部、63は鍬の茎の一部である可能性がある。ともにC12の包含層上部からの出土。64は鉄刀の関の部分かと考えられる。E9攪乱土中から出土した。

65～69は包含層出土の遺物。65は中世の羽釜の脚。66は土師器の皿。68と69は弥生の石器で、68は扁平片刃石斧の破片、69は地元の安山岩の石核かと思われる。67はE11包含層上部出土の滑石製鋸歯文紡錘車²⁷である。同A類とされるものに似ているが、底面に文様が施された形跡はない。かなり使い込まれたらしく、全体的に手擦れによる磨滅が激しい。この遺物は、古墳時代中期初頭に仮器として登場する際には無文であったものが、中期後葉以降は鋸歯文など様々な文様が施されるらしい。その後、6世紀後半から7世紀初頭にかけて、本品にみられる斜格子鋸歯文による画一性の高いものが出現するとされている。その背景には、畿内政権による政治的管理下での生産体制の存在が想定されており、地方の有力家父長層に対して配布されたと考えられている。当調査地ならびに47次には、当該期の竪穴住居と掘立柱建物が複数存在することと関連があるのではないかと想定している。

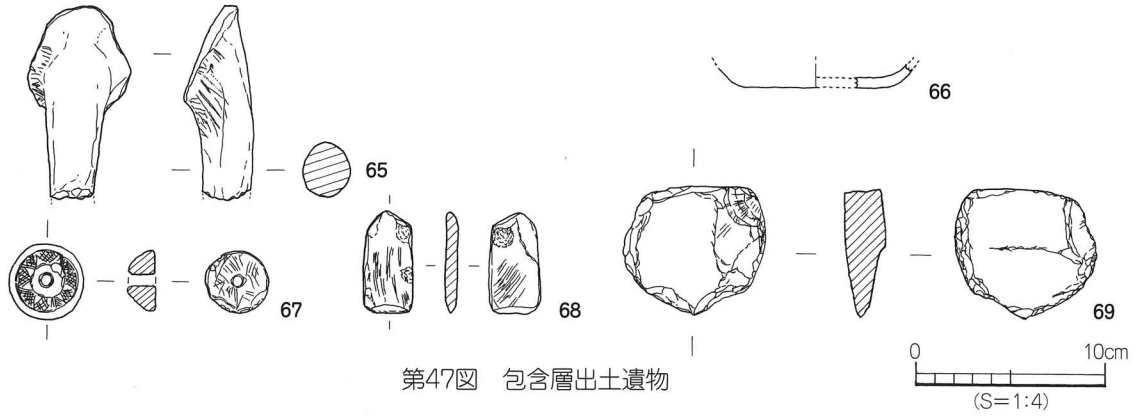
70は土製の紡錘車。時期的には67と同様の評価が可能であろう。71は安山岩製のスクレイパー未成品。73は土師器の皿。74の所属時期は不明である。

75～77はⅡ期の掘立007の柱穴に対して後出する倒木痕跡²⁸の検出面から出土したものである。76の形態は、倒木によって一部が破壊された掘立007の所属時期の上限を示すものととらえてよい。当地で検出される倒木痕跡の多くは縄文時代のものであって、明確に弥生以降と言える事例はほとんど知られていないことから注目される。

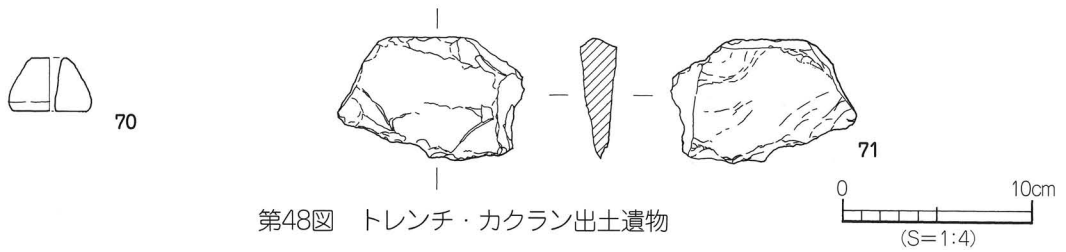
78～81は、出土状況が明確でない弥生時代を中心とする時期の遺物である。



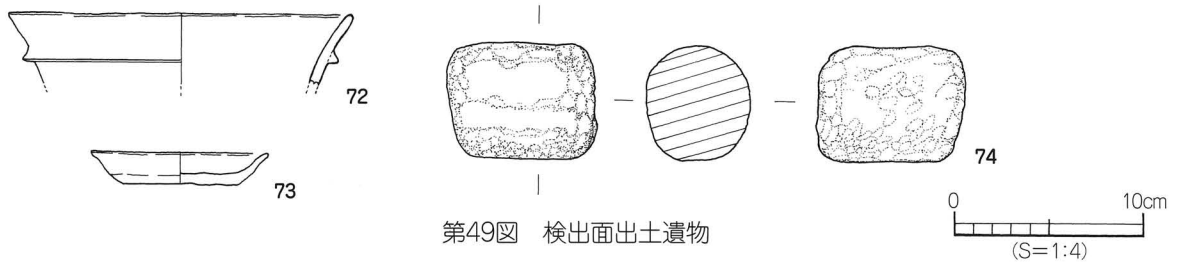
第46図 包含層出土鉄器



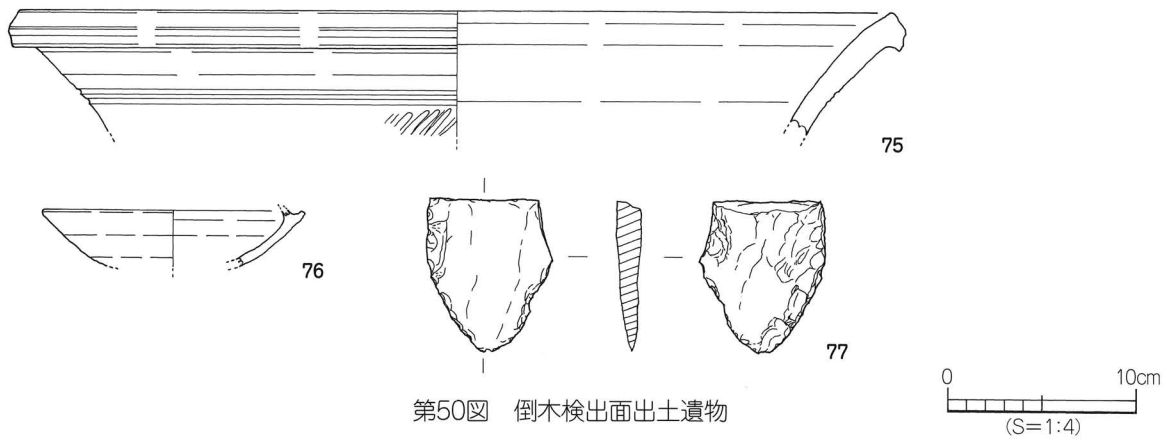
第47図 包含層出土遺物



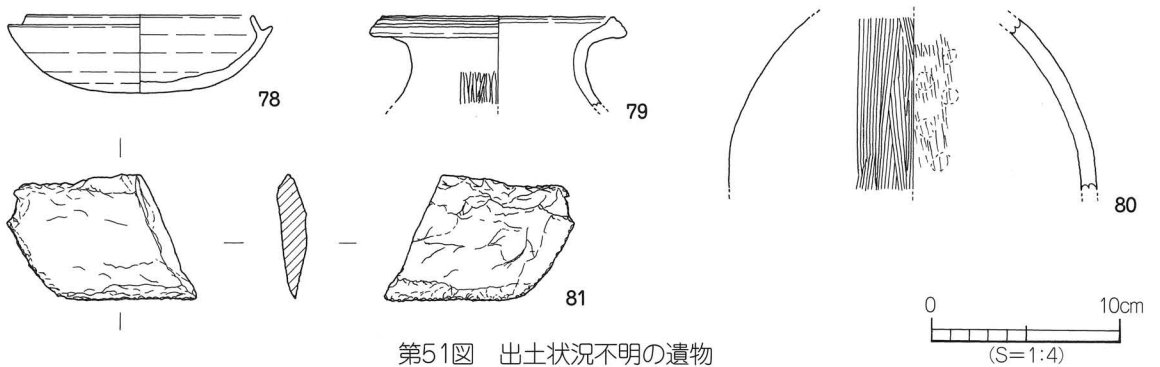
第48図 トレンチ・カクラン出土遺物



第49図 検出面出土遺物



第50図 倒木検出面出土遺物



第51図 出土状況不明の遺物

第11節 ま と め

久米官衙遺跡群を評価する際に疑問視されてきた事項のひとつに、政庁の時期比定の問題がある。

これまでの調査研究の結果、遺跡群Ⅱ期の諸施設の年代の一端が7世紀の中ごろにかかることと、遺跡群Ⅲ期の指標としている来住廃寺の創建が7世紀の第3四半期以降に求め得ること、8世紀中ごろに正倉院の拡充に伴って遺跡群北西部の地割が改変されることについては、大方の了解が得られている。最大の問題は、政庁の出現時期をいずれの段階に置くのか、という点である。

そこで、調査成果のまとめとして、関連遺構からの出土遺物の比較を通して、政庁の出現時期を追及してみたい。

下図に、出土遺物から判断される政庁関連施設の位置付けを示した。

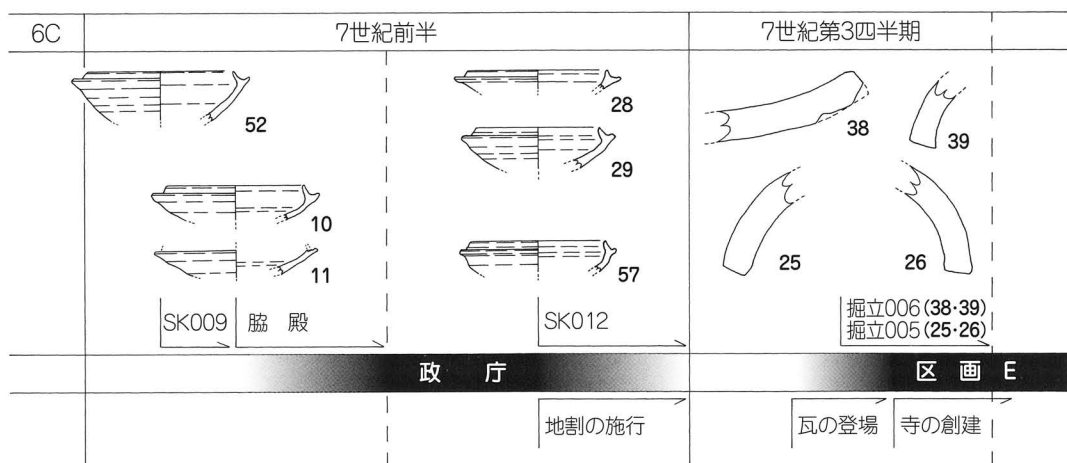
これまでも、政庁の実年代の上限については、その廃絶後にⅡ期の施設が地割に基づいて配置されることから、7世紀の前半に求め得ることを指摘してきた。この点については、S K012が政庁解体時(区画E出現以前)の廃棄土坑であって、ここから出土した7世紀第2四半期の坏身57を政庁で実際に使われた遺物であると評価することによって、実質的な意味での継続期間の下限についても、7世紀前半に納まる可能性が高くなることから説明することができる。

政庁は、7世紀第2四半期のある段階に確実に存在し、外郭東辺に付属舎2を増設したうえで、7世紀半ばにⅡ期の地割が施工されるまでの間、機能していたことはほぼ間違いないと考える。

問題は、出現をいずれの段階とみるかである。

当初、付近の廃棄土坑との関連で、正殿と前殿の間に掘り込まれたS K009を重要視して、ここから出土した坏身52に注目した。しかしこれは、政庁成立以前に存在する掘立008や009の関係者が使っていた器である可能性も考えられることから、土坑が政庁建設時以降の廃棄土坑であるとしても、政庁出現時期を示す直接の証拠とはならないと判断した。

政庁本体の遺物のうち、最も新しい形態を示すものは、脇殿から出土した坏身10と11である。最終的には、これらを7世紀第1四半期の中ごろ以降のものとして評価して、政庁の出現時期は古くみてもこれ以上遡らないと判断するに至った。



(遺物のスケールは6分の1)

第52図 政庁の時期比定

さらに、直接の証拠にはならないが、Ⅱ期の建物である掘立006の出土遺物の中で、坏身28・29の存在は大いに参考になる。掘立006をはじめとする区画Eの内部施設に関しては、7世紀後半の瓦片を伴うことから、これ以降の時期に属することが確実で、おそらく、地割の施工よりも幾分遅れて7世紀の第3四半期中ごろに建設されたと想定している。したがって、脇殿出土の10と11よりも時期的に新しい段階の28と29は、掘立006が建てられる以前にその場所に存在した脇殿等の実質的な活動期間中に使用されたものと考えられる。29は冒頭で説明したS K012の57と同様の評価が可能なのである。

以上、政庁の出現時期の上限を7世紀第2四半期の冒頭に比定し、廃絶はⅡ期の地割施工時との結論に達した。その活動期間は、短く考えると10年余り、長く見積もった場合でも30年程度かと想定される。無論、ここで提示した各須恵器に対する評価のあり方に加えて、Ⅱ期の地割の設定時期をどの段階に求めるかによっても、政庁の存続期間が多少前後することは言うまでもない。

今後、推古朝の最終末から舒明朝にかけて、この地にこのような官衙が出現するに至った理由を如何に考えるかが課題といえよう。

注

- 1 西尾 幸則 1987 「久米高畑遺跡(官衙関連遺跡)」『松山市埋蔵文化財調査年報』Ⅰ 松山市教育委員会(※以下、松山市関係は発行機関を一部省略。)
- 2 小笠原好彦 1979 『来住廃寺』松山市文化財調査報告書12 松山市教育委員会・松山市文化財協会
- 3 西尾 幸則・池田 学 1989 「来住廃寺跡寺域調査」『松山市埋蔵文化財調査年報』Ⅱ 松山市教育委員会
- 4 久米高畑遺跡51次調査地は、調査前は蜜柑畑であった。
- 5 政庁の西半分該当する久米高畑遺跡47次調査地付近は、発掘調査が本格化する以前から住宅が建てられている。
- 6 小笠原 彰 2001 「久米高畑遺跡47次調査地」『松山市埋蔵文化財調査年報』13 財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター・松山市教育委員会
- 7 橋本 雄一 2006 『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』松山市文化財調査報告書111 松山市教育委員会ほか
- 8 橋本 雄一 2009 『久米高畑遺跡』1次・7次調査 政庁の発掘調査2 松山市文化財調査報告書136 松山市教育委員会・財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター
- 9 前掲注7文献参照。
- 10 調査検討委員の山中敏史氏より指摘を頂いている。
- 11 山中 敏史 2003 『古代の官衙遺跡』Ⅰ遺構編 独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所
- 12 注11～14の用語については、前掲注11文献を参考にしている。
- 13 前掲注12に同じ。
- 14 前掲注12に同じ。
- 15 基壇構築後に基壇上面または斜面に塀の柱穴を掘り込んだ場合、地面から掘るものに比べて柱の根入れの深さは相対的に浅くなるものと推測される。
- 16 前掲注8文献参照。
- 17 前掲注8文献参照。
- 18 当初、掘立005について、基壇建物であることも検討したが、その可能性は低いとの結論に達している。したがって階段の存在を想定する必要は無い。前掲注11文献を参考にしている。
- 19 前掲注18に同じ。
- 20 回廊状遺構の正殿、Ⅲ-B期正倉院の南部に配置された2棟の長屋などで知られている。
- 21 前掲注7文献参照。
- 22 前掲注8文献参照。
- 23 新井 宏氏によって、次の文献にて提唱された古代の基準尺。
新井 宏 1992 『まぼろしの古代尺～高麗尺はなかった～』
- 24 遺跡群中央から南西部にかけて分布する官衙出現以前の掘立柱建物20棟ほどの分析から、尺長の違いをもとにして5つのグループに区分した建物のうち第2群に分類したものの尺長に近似している。方形の柱穴が出現する直前の段階であると考えている。
橋本 雄一 2009 『久米高畑遺跡-67次・68次調査-』松山市文化財調査報告書132 松山市教育委員会ほか
- 25 前掲注24文献参照。
- 26 新井氏は、0.267m程度の尺長を提唱している。
- 27 中山 学 2006 「滑石製鋸歯文紡錘車消長の意義」『季刊 考古学』第96号 古墳時代の祭り 雄山閣
- 28 橋本 雄一 1994 「倒木痕跡について」『北久米浄蓮寺遺跡』～3次調査地～松山市文化財調査報告書42

第Ⅲ章 久米高畑遺跡47次調査

第1節 調査に至る経緯と調査の経過

(1) 経緯

平成11年9月20日、当時、新居浜市東雲町在住の眞鍋茂樹氏より、松山市南久米町775-4、同775-7に所在する埋蔵文化財の確認願が提出された。同所は松山市が指定する松山市埋蔵文化財包蔵地「No.127 来住廃寺跡」に所在するため、後日、試掘確認調査が実施されることとなった。

試掘調査は同年12月9日(木)に関係者の立会のもと実施され、多数の遺構と遺物の存在が確認された。この結果を受けて、市教委と眞鍋氏は協議を行い、開発に先立って本格的な発掘調査が実施されることになった。開発の内容が、眞鍋氏の個人住宅の建設であったことから、松山市は国に対して平成12年度の国庫補助による本発掘調査の申請を行うこととなった。その後、調査は平成12年5月9日(火)から重機による掘削作業が開始され、隣接する久米高畑遺跡46次調査と並行して進められた。

当該地は、1985年12月から翌年2月にかけて実施され、後に久米官衙の政庁の一部と評価されることになる重要施設が検出された久米高畑遺跡1次調査地¹の西約50m付近に位置することから、当初から、官衙の重要遺構の存在が期待された。1次調査の結果、長舎囲いと呼ばれる形態の官衙の一部が確認されたことから、その西に隣接する耕作地²ならびに住宅地における関連施設の存在が確実視されるに至ったが、付近で本格的な発掘調査の機会が無かったため、その実態は不明のままであった。

このような状況のもと、今次の調査は、この施設の実態解明に向けての大きな転機となった。

結果的に有力な官衙施設を確認することはできなかったが、後に行われた東隣の蜜柑畑における同51次調査の実施に向けての機運が高まることとなった。今次の調査によって、様々な時代の遺構が良好な状態で遺存することが確認されたからである。

最終的には、本書であわせて報告する同51次調査の結果も踏まえて、この47次付近は政庁の前殿と南の入り口との間の広場的空間と理解されることとなる(第76図)。

(2) 調査ならびに整理作業の経過

調査は国から補助を受けて実施した。重機による掘削作業は平成12年5月9日(火)から着手した。その際、狭小な敷地における調査を効率的に進める目的で、造成土や旧耕作土を中心とする土砂の多くを場外に搬出する形を採用した。調査中においても、軽四輪のダンプを導入することによって、排土の多くを場外へ運び出す方法を採った。

重機による掘削ならびに調査終了後の埋め戻しに伴う作業は、当該地への入口が狭いこともあって小型のダンプカーを使用せざるを得なかったため、日数を要した。着手時の重機による掘削作業は、5月11日(木)に終了し、その後、人手による遺構面の精査に取りかかった。

調査日誌抄録

- 平成12年5月8日(月) 現地にて関係者との打ち合わせを行い、着手前の写真を撮影する。
- 5月9日(火) 重機による造成土と旧耕作土の掘削に着手。
- 5月11日(木) 掘削と土砂の場外搬出を終了する。翌日から遺構面の精査に取り掛かる。
- 5月16日(火) 基準点の打設を行う。塹壕の北に黒褐色の包含層が残存することが判明する。
- 5月22日(月) この日までに塹壕の掘り下げを行う。平板測量による略図の作成に着手。
- 5月23日(火) 調査区内にメッシュ杭の打設を行う。あわせて塹壕の南側の精査を進める。
- 5月26日(金) 調査区北壁、東壁、南壁の土層図作成に着手。遺構も徐々に見えはじめる。
- 6月5日(月) 梅雨の大雨のため、南壁の一部が崩落。復旧のうえ、南壁を土嚢にて補強する。
- 6月7日(水) 東部において、竪穴住居と思われる遺構を検出。平面図の作成に着手する。
- 6月12日(月) 溜まった排土を、重機とダンプにて搬出。
- 6月16日(金) 午後、埋文センター考古館主催の遺跡めぐりの一環として45名が見学。
このころ、度重なる大雨のため、調査区が度々水没する。
- 6月27日(火) この日以降、雨の時間を利用して現地説明会の資料作りを行う。
- 7月3日(月) 遺構検出段階の写真撮影のため準備を行う。
- 7月4日(火) 自走式の作業台を導入し、検出写真を撮影(センター大西による撮影)。
- 7月5日(水) 北東部の長方形土坑から順次半裁作業に着手する。
- 7月6日(木) 北西角で検出された弥生の甕が埋納された柱穴?の調査を集中的に実施。
- 7月9日(日) 午後1時より、来住廃寺26次、久米高畑46次調査と合同の現地説明会を開催。
- 7月17日(月) 包含層の掘り下げによって使いづらい状態に至ったメッシュ杭の打ち直し。
この間、各遺構の掘り下げと平行して、断面図等の作成を進める。
- 8月3日(木) 写真に向けて掃除を行うかわら、S K007の掘り下げを行う。石鏃等出土。
- 8月4日(金) 調査終了時の写真を撮影する。終了後、若干の補足作業を継続する。
- 8月9日(水) 図面へのレベルを追加記入した後、午後から保護砂を投入し、重機による埋め戻し作業に着手する。
- 8月11日(金) 埋め戻し作業終了。調査地、事務所用地周辺の清掃を行った後、撤収する。

整理日誌抄録

- 平成12年8月以降～ 概要報告ならびに調査年報の作成に向けて基礎的な整理作業を継続。
- 平成13年3月～5月 発掘調査速報展に向けて諸準備を行いつつ、年報の原稿を作成する。
- 6月以降～ 出土遺物の仕分けを行い、仮に収納する。ここまでの作業は小笠原が担当。
- 平成19年7月2日(月) 平成19年度国庫補助出土物整理作業として、財団に整理業務を委託する。
- 平成20年3月31日(月) 上記業務を終え、概要報告を提出。掲載遺構と遺物のトレースを完了し、写真図版のレイアウトも決定する。報告書の基本構成が確定する。
- 7月1日以降 51次とあわせて各種版下の調整ならびに報告書の執筆に着手する。
- 平成21年1月26日(月) 報告書入札関連の業務と並行して版下と原稿の仕上げ作業を継続する。
- 2月10日(火) 入稿。
- 3月31日(火) この日までに掲載遺物の収納作業を終える。

第2節 調査の方法

(1) 測量の基準

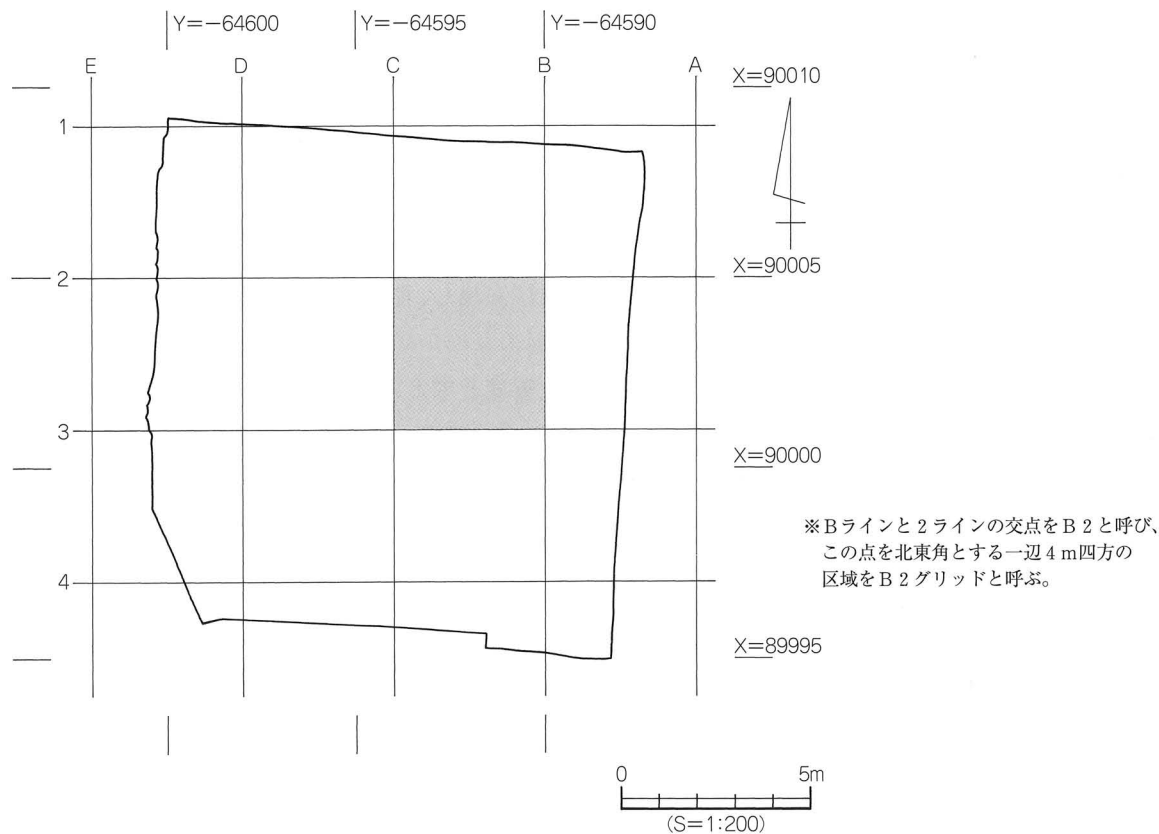
平成8年3月、松山市教育委員会では、住宅地として過密な状況に至っている久米地区における遺跡調査に対応するため、測量の際の基準となる基準点網の整備を行なった。遺跡群の主要部を外から囲い込む形で、東西約1.1km×南北約0.65キロメートルの範囲に、2級6点、3級18点、節23点を新規に配置することによって、測量の際の基準として活用する体制を整備した。

47次調査にあたっては、株式会社パスコ松山支店(松山市本町)に委託して、国土座標第Ⅳ座標系(旧座標)に基づく基準点の配置を行なった。測量に際しては、前述の基準点網を利用することによって、精度の高い作業を実現している。

重機による掘削作業終了直後の、平成12年5月16日(火)に業者による基準点の打設を行なったうえで、4m間隔でメッシュ杭を追加して測量の体制を整えた。

久米官衙遺跡群における発掘調査の際には、測量の基準として4mグリッドを採用している。かつて、来住廃寺の至近距離において寺域の確認調査などの際には、3mグリッドと土層観察用のベルトを設定した時期もあったが、遺構の検出面が浅く、調査区内にベルトを残す必要がほとんど無い等の理由から、これを改めたものである。

下図に示す通り、51次と同様、アルファベットと数字を組み合わせてグリッド名称とした。



第53図 47次のグリッド設定

(3) 凡 例

- 1 報告内容の一部は、久米官衙遺跡群の概要をとりまとめた『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』2006等に掲載しているが、その内容に相違点がある場合、本書をもって訂正したものとする。
- 2 発掘調査は主として当時文化教育課の職員であった小笠原彰が担当し、橋本と小玉が支援したが、小笠原の退職に伴って整理作業等は橋本が引き継いだ。
- 3 本節の文責は橋本にあるが、調査終了後にまとめられた概要報告書等の文章から読み取れる調査担当者の所見が現在においても有効と判断される箇所については、積極的にその内容を反映させた。該当の文章末に(小笠原)と表記するか、あるいは「」中に抜き出して引用する形で示す。
- 4 遺構の種別は略号で示した。竪穴住居：S B、掘立柱建物：掘立、土坑：S K、溝：S D、柱穴：S P、性格不明遺構：S X、掘立等ならびの判る柱穴：Pなどである。便宜上、遺構番号の頭に調査次数の略号を併記した場合もある(例：久米高畑遺跡47次調査のS K 001は、K T 51 - S K 001)。
- 5 遺物の実測図は基本的に1/4で統一した。石器については、1/2、1/4、1/12のものがある。遺構図は1/50、1/100を基本としたが、一部の小規模な遺構においては1/10、1/20のものもある。
- 6 本書で示した方位は旧国土座標第IV座標系に基づく座標北で、高度は標高である。
- 7 基本土層の番号はローマ数字で、遺構埋土についてはアラビア数字で表記した。
- 8 土色や遺物の色調の表記に際しては、『新版標準土色帖』1998年版を参考にした。
- 9 本書にて使用した地形図は以下の通りである。一部、加筆したものも含まれている。
松山市都市計画図1/500、同1/2500・国土地理院発行1/25000「松山南部」、同「松山北部」
- 10 出土遺物については、報告書掲載の遺物番号を黄色で注記し、遺構単位に区別した後、収納している。未掲載分については、白色の注記番号が遺物の実測図番号に対応する。

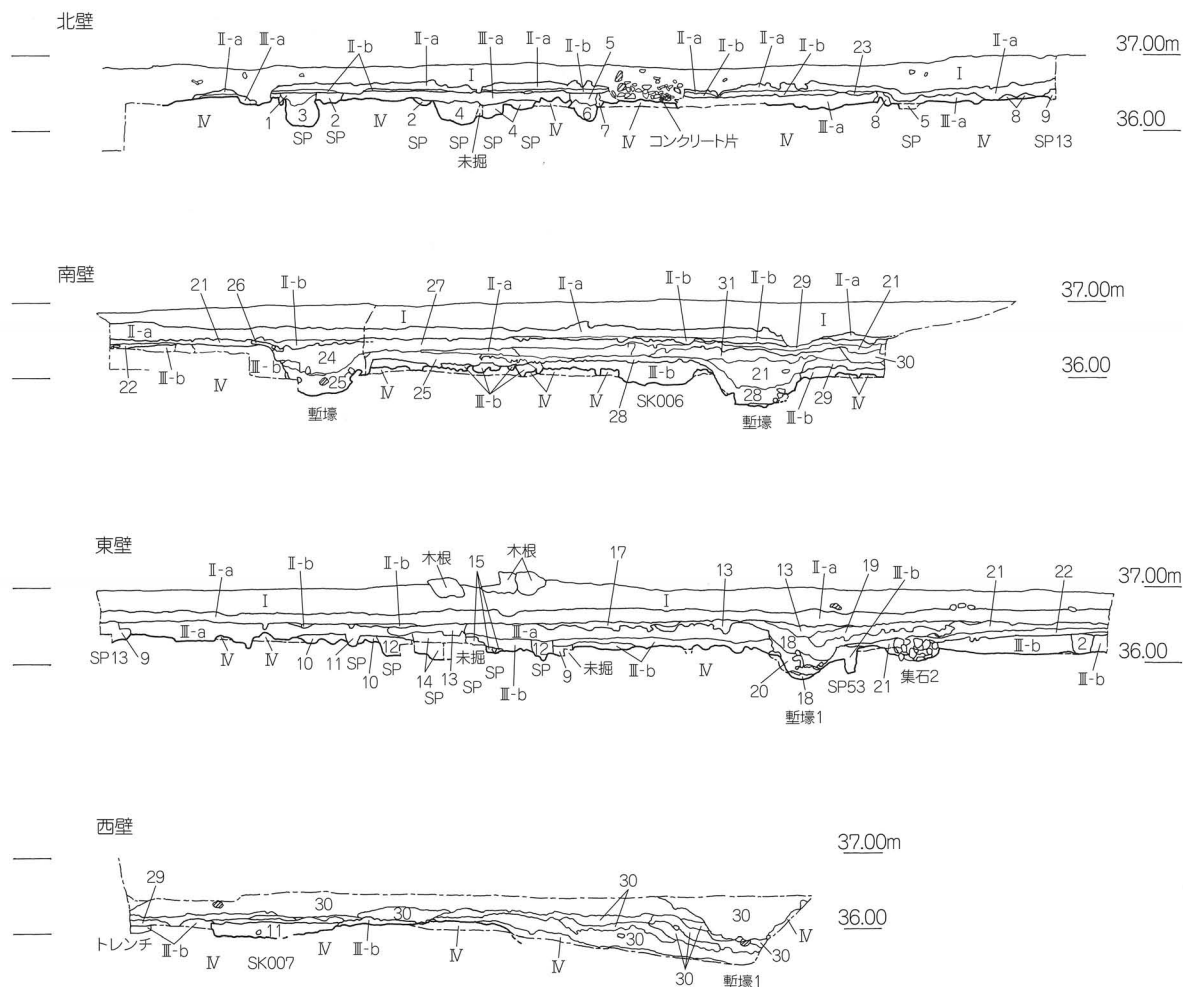
第3節 層 位

調査地は基本的に南西方向に緩やかに下がる微高地上に立地し、北約35mには、堀越川による段丘の崖が近接している。宅地造成がされる以前の旧耕作土上面のレベルは36.5m、地山上面は36.1mを測る。

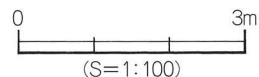
調査地を南東から北西に貫く第2次大戦中に掘られた塹壕と考えられる溝の南側については、遺構面が北側に比べて1段深く削られていることから、北に比べて遺構の遺り具合が良くない。北寄りの比較的遺り具合が良い箇所には遺物包含層が存在した。これは、東隣の51次で検出された土層の続きである。遺構は包含層をほぼ完全に除去しないと検出できない状態であった。

基本土層の観察結果は次の通り(第54図)。

- | | |
|-------------------------------|---------------------------|
| I 層：真 砂 | 造成土。住宅が建てられていたころの土。 |
| II - a 層：灰オリーブ色粘質土(5 Y 4/2) | 造成以前の耕作土。水田層。 |
| II - b 層：明褐色粘質土 (7.5 Y R 5/8) | 旧耕作土。水田耕作によって鉄分とマンガンが沈着。 |
| III - a 層：黒褐色土 (10 Y R 2/3) | 遺物包含層上部。弥生土器、須恵器、土師器等を含む。 |
| III - b 層：黒色土 (10 Y R 2/3) | 遺物包含層下部。 |
| IV 層：明黄褐色粘質土 (10 Y R 6/6) | 地山。 |



- I 造成土 (真砂土)
 - II-a 灰オリブ色粘質土(5Y 4/2) 耕作土
 - II-b 明褐色粘質土 (7.5YR 5/8) 旧水田耕作土における鉄分、マンガンの沈着層
 - III-a 黒褐色土 (10YR 2/3) 弥生土器、須恵器、土師器を含む遺物包含層
 - III-b 黒色土 (10YR 2/1) 包含層
 - IV 明黄褐色粘質土(10YR 6/6) 地山
- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 黒褐色土 (10YR 2/2) 褐色粘質土を含む。 2 黒褐色土 (10YR 3/2) 3 黒褐色土 (10YR 3/2) 明黄褐色粘質土、にぶい黄褐色粘質土を70%含む。 4 黒褐色土 (10YR 2/2) 明黄褐色粘質土ブロックを30%含む。 5 黒褐色土 (10YR 2/2) 黄褐色粘質土少量をブロック状に含む。 6 黒色土 (10YR 2/2) 7 黒褐色土 (10YR 3/2) 地山ブロックを含む。 8 暗褐色粘質土(7.5YR 3/3) 9 黒色土 (10YR 1.7/1) 10 黒色粘質土(10YR 1.7/1) 明褐色粘質土を少量含む。 11 黒褐色土 (10YR 3/1) 12 黒褐色土 (10YR 3/3) 黒色土を含む。 13 黒色土 (10YR 2/1) 14 暗褐色土 (10YR 3/3) 15 灰黄褐色土(10YR 4/2) 16 黄灰色土 (2.5YR 4/1) | <ul style="list-style-type: none"> 17 明黄褐色粘質土(10YR 6/6) 黒褐色土を含む。 18 灰オリブ色粘質土(5Y 4/2) 1~2cmの小礫を含む。 19 にぶい黄色粘質土(2.5Y 6/3) 20 黒色土 (10YR 2/1) にぶい黄色粘質土を含む。 21 灰オリブ色土(10YR 4/2) 褐色粘質土、灰黄色粘質土、黒褐色土を含む。 22 オリブ黄色砂(5Y 6/3) 3~8cmの礫を含む。 23 灰黄褐色土 (10YR 5/2) 黒褐色土を含む。 24 灰オリブ色土(10YR 4/2) 明黄褐色粘質土、黒褐色土少量をブロック状に含む。 25 黒褐色土 (10YR 3/1) 灰オリブ色土、明黄褐色粘質土少量をブロック状に含む。 26 灰黄色粘質土 (2.5Y 6/2) 27 明黄褐色粘質土(10YR 6/8) 灰オリブ粘質土、黒褐色土を含む。 28 褐色粘質土 (10YR 4/6) 灰黄色粘質土を含む。 29 にぶい黄色粘質土(2.5Y 6/3) 黒褐色土を含む。 30 明黄褐色粘質土(10YR 6/6) 塹壕の土 31 黒褐色粘質土 (10YR 3/1) 塹壕の土 |
|--|--|



第54図 47次の土層

第4節 調査成果の概要

調査地の場所が、政庁前殿のすぐ南の広場的な空間にあたっているため、関連の施設は元々置かれていなかったことが明確になった。無論、この結論は、翌年に実施された51次の結果から最終的に確定された評価である。また、同様に51次調査後に指摘³された事項であるが、脇殿(掘立003)に対応する「西脇殿」東側柱列の柱穴が検出されているのではないかと考えられたことから、今回改めて記録の精査を行ったが、調査区西辺沿いに存在する柱穴について積極的に評価を与えることができる状況には無いことが確認された。したがって、47次調査区内には、政庁関連の建物は立地していないとの結論に至っている。

政庁関連の施設は発見されなかったが、遺跡群Ⅱ期に該当する遺構が僅かに遺存している。

調査地南部で確認された小柱穴が東西に並ぶように見える箇所について、51次で検出されたⅡ期の地割に対応する区画E南辺の柱列(K T 51 - S A 003)の延長部分である可能性を想定している(第55・56図)。この区画Eの規模を、東辺の一辺長を参考にして約32.7m四方の正方形と想定する場合、当調査区の西辺付近に区画の西辺一本柱列が位置することになるが(第77図)、該当遺構は確認されていない。調査時にそのような意識が無かったことに加えて、西壁沿いが激しく攪乱を受けている状態であったため、最終的に調査を断念したことによる情報不足も原因に挙げられる。

第2次大戦中に掘られた塹壕に加えて住宅地であった時期の攪乱が激しいにも関わらず、弥生時代から古墳時代にかけての遺構が高い密度で遺存することが判明した。

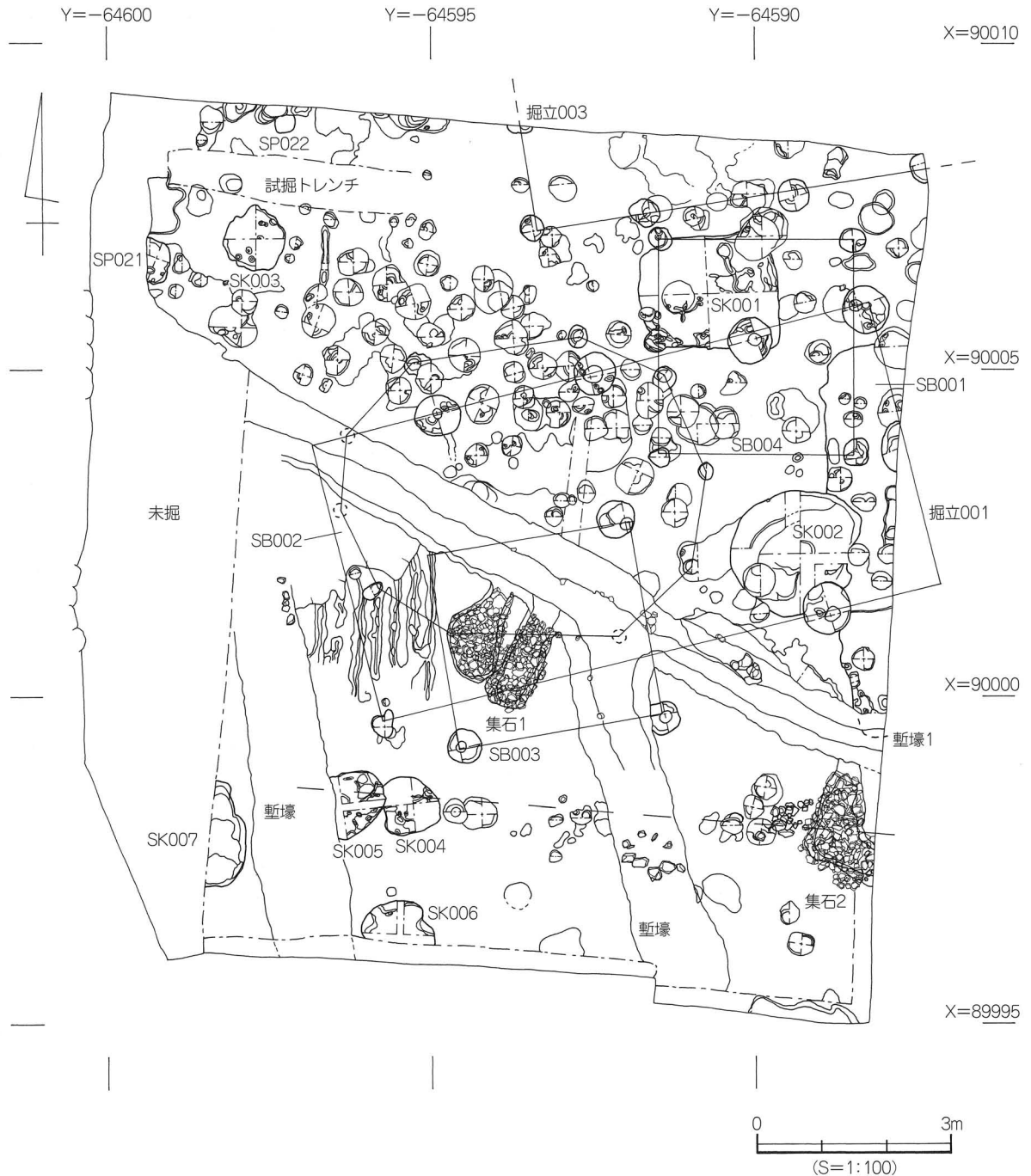
このうち、S K 002とS K 007は弥生時代前期末から中期初頭ころの円形土坑で、一括性の高い遺物が出土している。また、明確な時期は不明ながら、3棟の竪穴住居の存在が確認されており、4本の支柱穴の配置状況に着目することによって時期比定できないか検討を行う良い機会となった(第V章)。さらに、古墳時代後期と考えられる2棟の掘立柱建物については、東の51次における官衙出現以前の建物と同様の位置づけが可能であると考えているが、建物の向きが51次と比べて異なるなどの相違点も認められる。これらについても、造営尺を用いた建物の復元を試みることによって、時期比定に結びつく情報の抽出が可能か試みることとした(掘立001・003)。

第5節 戦争関連遺構

調査区を斜めに貫く溝状の掘り込みは、第2次世界大戦中に旧日本陸軍によって造られた陸軍松山西飛行場に伴う塹壕と考えられる施設である(第56・57図)。

8mほど隔てて平行に掘られた2条の溝の間に、およそ6m間隔で斜め方向に掘られた4条の溝が配置されている(第58図)。塹壕1については、51次調査地の南東角で北へ向う塹壕3が分岐することが明らかになっている。また、塹壕1には3基の袋状の土坑が付随しており、ここには大量の川原石が詰め込まれているが、この土坑の性格はよくわかっていない。溝の底には、木杭も打ち込まれていた。

地元の人たちの話によると、竹を編んでドーム状の骨組みとして、その上に藁や小枝を敷き詰め、土を載せることによって、上空の米軍機から発見しづらくしたものらしい。

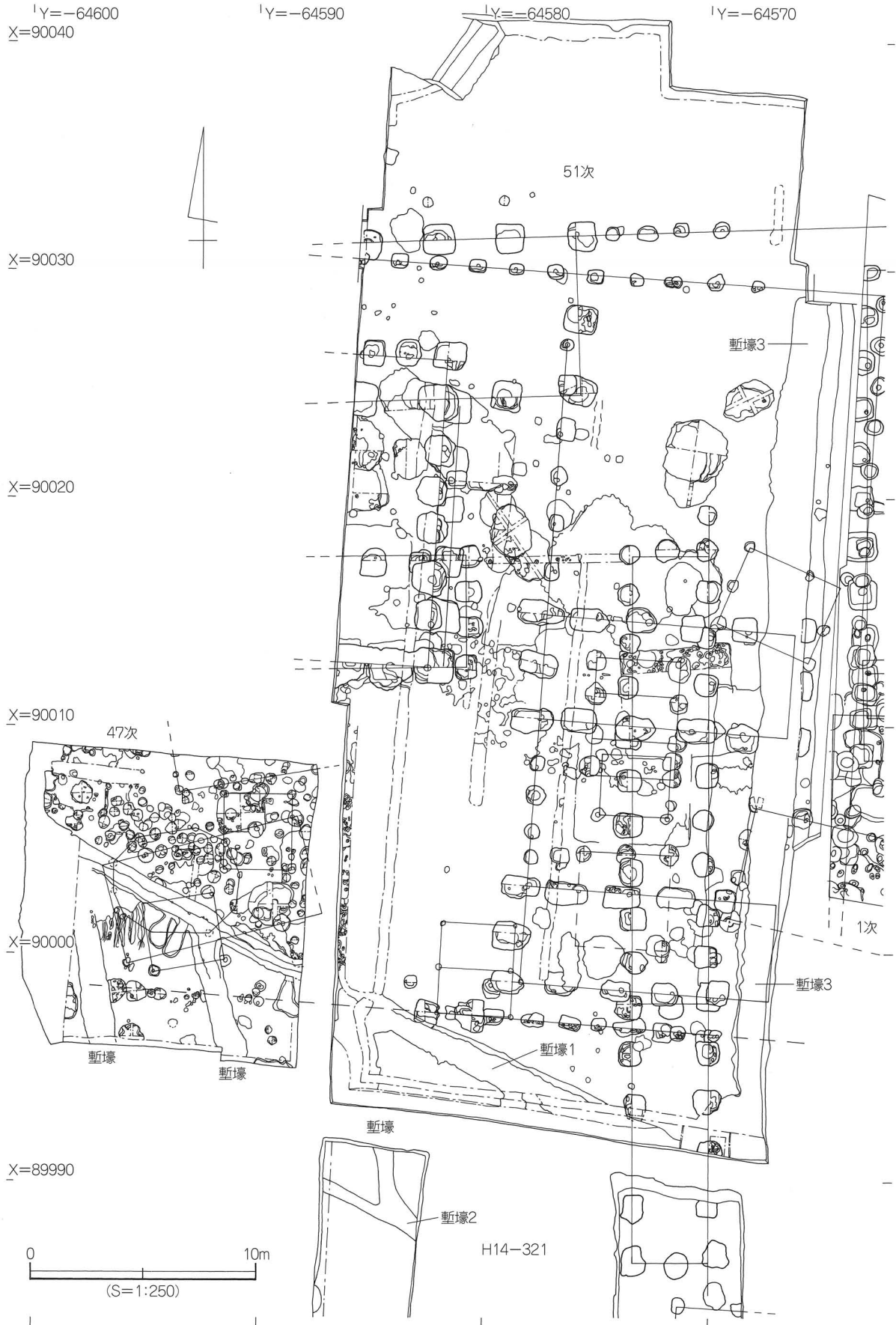


第55図 47次遺構の配置

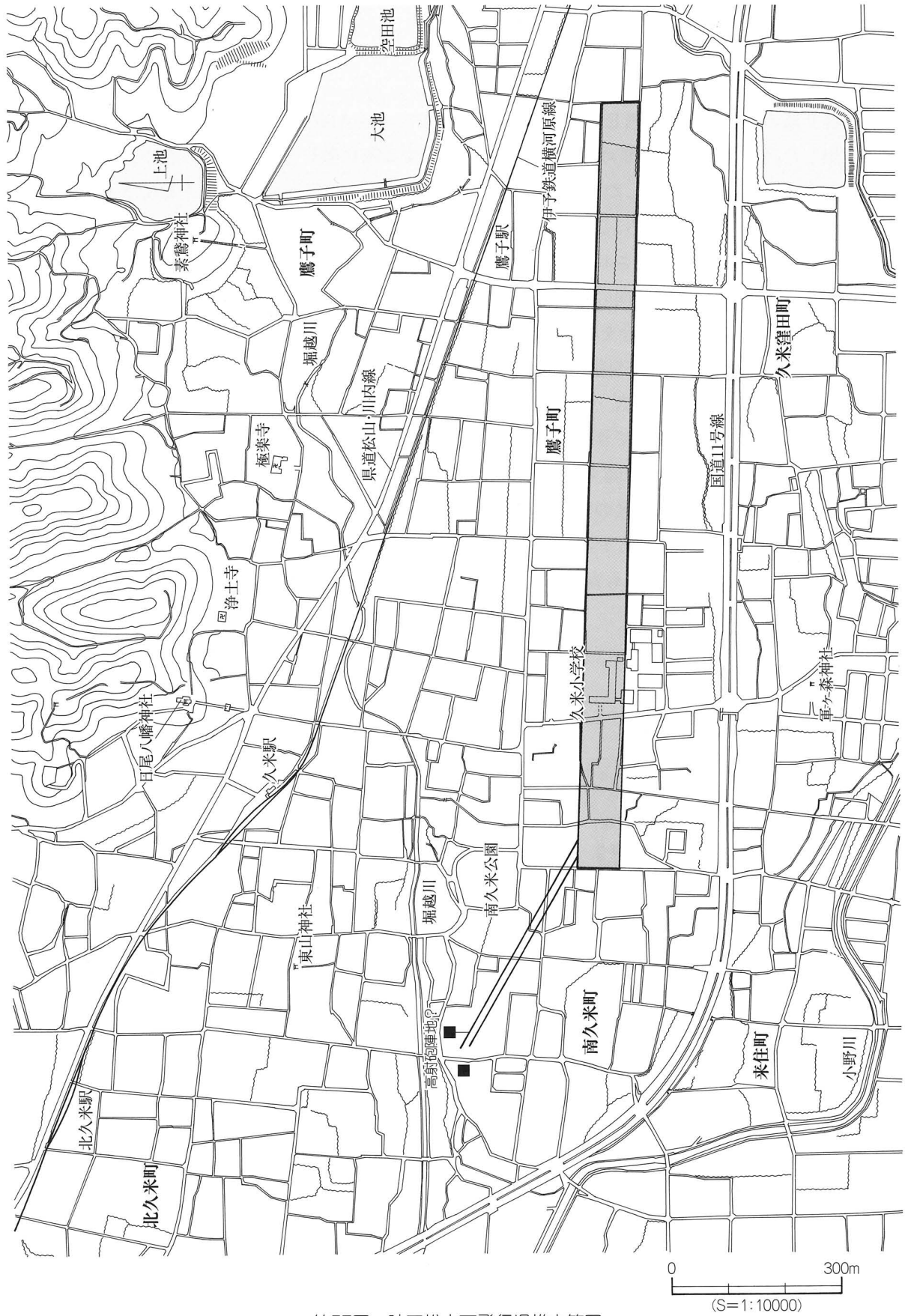
第57図は、推定される松山西飛行場の区域との関係を示したものである。

2条平行の塹壕を直線的に飛行場のある南東方向に延長すると、飛行場推定区域の北西角付近に至ることから、地元の人たちの話の通り、飛行場の関連施設であることに間違いはないようである。調査の当初は、軍用機を退避させるための誘導路の下部構造ではないかと考えたが、塹壕1と2が向う正倉院北部の崖の際と、塹壕3の北端付近の2か所に高射砲陣地が造られたとする証言があることから、弾薬類を供給するための通路、つまり塹壕である可能性が高いと判断した。

なお、飛行場は完成をみないまま終戦に至ったことから、一度も使われることはなかったという。



第56図 塹壕の配置



第57図 陸軍松山西飛行場推定範囲

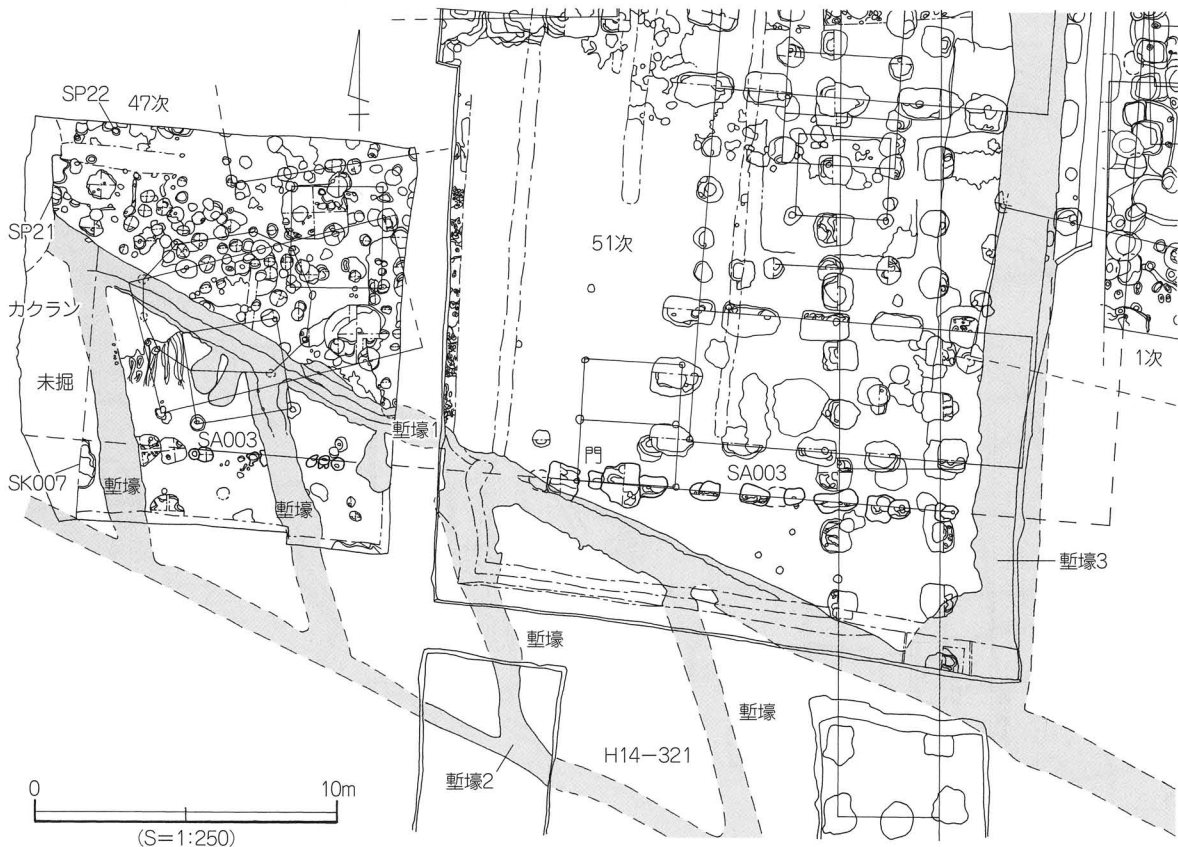
第6節 官衙関連の遺構

遺跡群Ⅱ期の施設である区画Eの南辺一本柱列(K T51-S A003)の西延長部において、複数の小柱穴を検出した。付近は、塹壕を埋め戻して耕作地を復旧する際に激しく削られていることから、いずれも柱穴の底がかろうじて遺存した程度のもので、詳しい柱のなれば具合を知ることはできないが、小柱穴が東西に帯状に続くことから、この柱列の柱穴が含まれているものと考えている。

S A003の西延長線上で検出された遺構のうち、調査区西壁沿いで検出されたものは、弥生時代の土坑S K007である。また、南北方向の塹壕に接した2基の遺構も、同じく弥生時代の土坑S K004と005である。したがって、これらの部分を除く調査区中央以東の小柱穴が、区画E南辺一本柱列を構成する柱穴の候補ということになる(第55図)。

区画Eを一辺約32.7m(108小尺・90大尺)の正方形と仮定すると、同区画西辺が調査区の西壁付近に想定されるが、識別することはできなかった。したがって、区画Eの東西規模については明らかでない。

また、51次の成果を含めて評価すると、調査が及んでいない政庁の西半分に協殿に相当する建物が存在する場合、その一部が調査区の西壁沿いで検出されることも想定されたが、この仮説を裏付ける証拠を得ることはできなかった。S P21やS P22、S K003に代表される調査区北西角付近に分布する大きめの遺構については、いずれも官衙に関係しない弥生時代から古墳時代ころのものであることが明らかにされている。



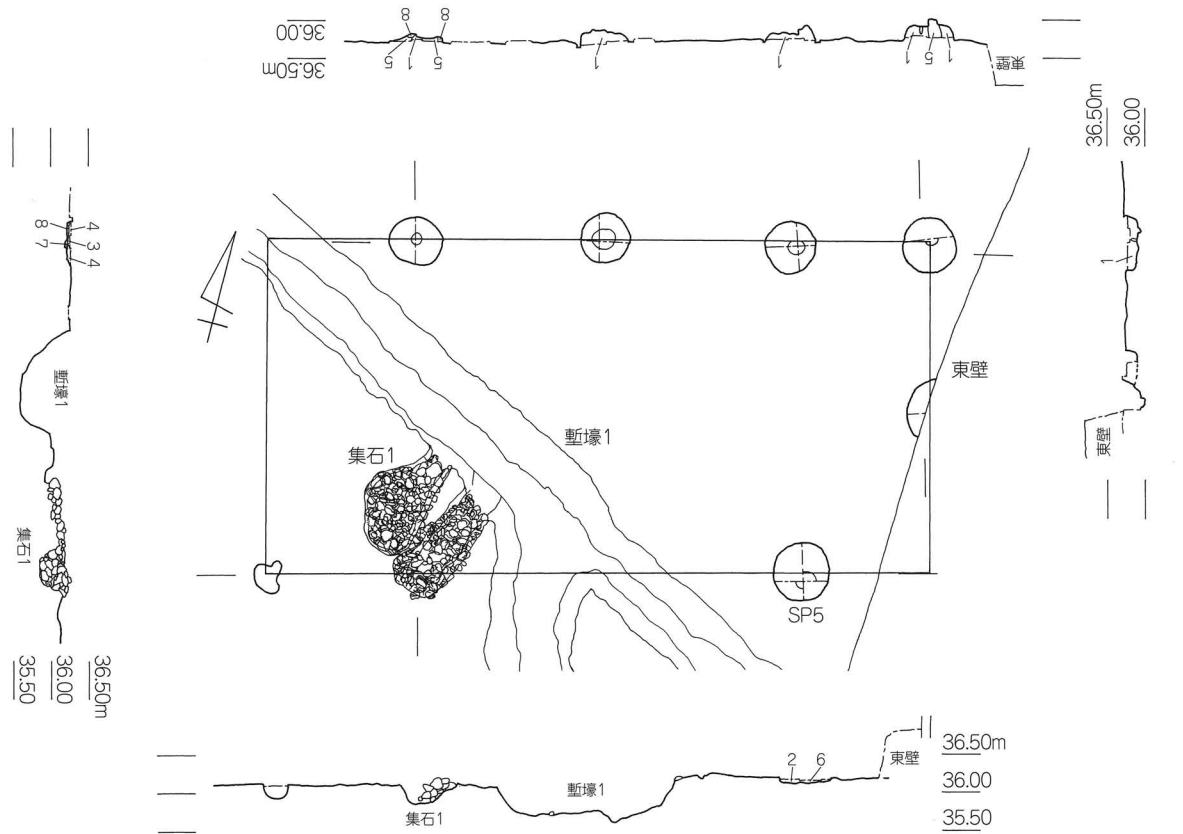
第58図 KT51-SA003と47次

第 7 節 弥生時代から古墳時代の遺構と遺物

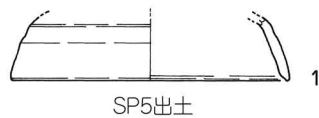
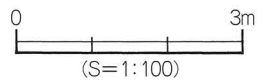
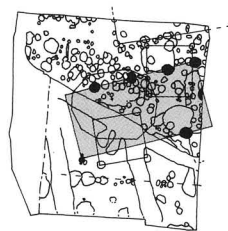
(1) 古墳時代の遺構と遺物

掘立001 [第59図] 調査区中央部で検出された掘立柱建物。桁行 4 間(8.84m)、梁行 2 間(4.42m)、方位は真北で西に105° 振る東西棟である。

中央の 2 間分に比べて両端 1 間ずつの幅が狭く設定されている。塹壕によって柱穴が失われた箇所もあるため不正確ではあるが、桁行の両端 1 間分を各 7 尺、中央 2 間を 9 尺×2 と考えた。この場合の



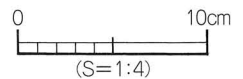
- | | | |
|-------------------------------|-------------------------|--------------------------|
| 1 黒色土(10YR 1.7/1) | 4 黒褐色土(10YR 3/1) | 7 暗褐色土 (10YR 3/3) |
| 2 黒色土(10YR 2/1) | 5 黒褐色土(10YR 3/1) 柱痕跡 | 8 褐色粘質土(10YR 4/6) 地山を含む。 |
| 3 黒色土(10YR 2/1) 柱痕跡、褐色粘質土を含む。 | 6 黒褐色土(10YR 3/1) 柱抜き取り跡 | |



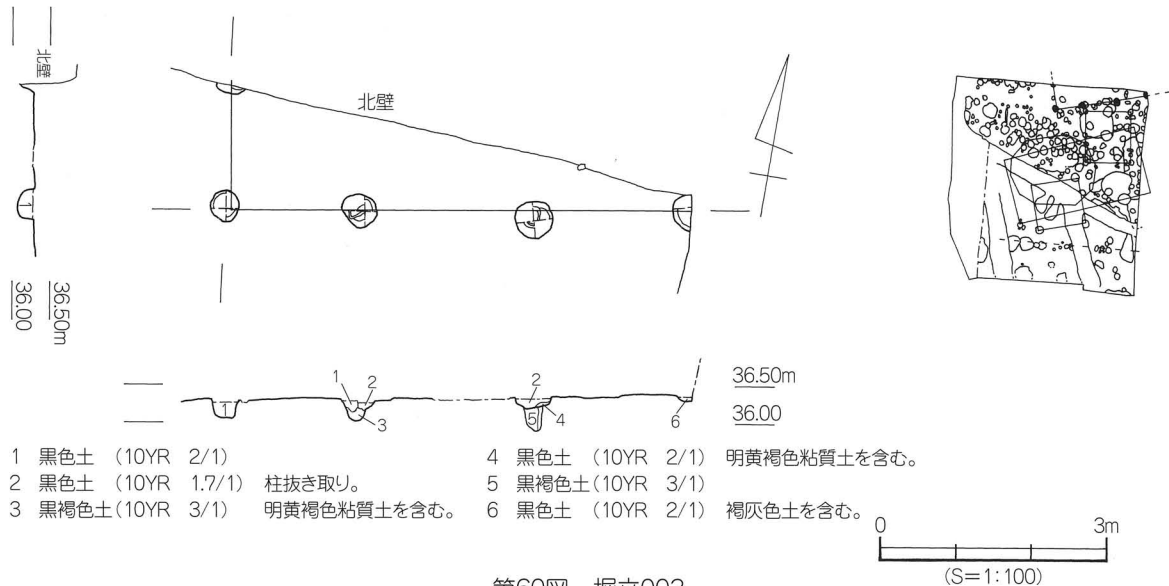
SP5出土



SP5出土



第59図 掘立001



造営尺は1尺=0.2763mほどの尺長となり、桁行32尺、梁行16尺の長短比2：1の建物を想定することができる。

柱穴は直径0.65m～0.8m程度の円形で、深いものでも0.3mほどしか遺存していない。

出土遺物：1は須恵器の坏蓋と考えられる破片。2は弥生土器の底部片である。

1の口縁端部内側には僅かに段が残り、天井部との境界にも削りに伴う段が認められる。

時期：出土遺物の形態から、6世紀中ごろを上限とする時期の建物と考えられる。造営尺の尺長については、遺跡群南西部における官衙出現以前の建物の分析から得られた第2群と第3群の中間に位置付けられるもので、具体的な時期は7世紀初頭ころと考えている(第132集)。

掘立003 [第60図] 調査区北東角に位置する掘立柱建物。南西隅の5基の柱穴を検出した。

東西3間分(約6.0m)、南北1間分(約1.7～1.8m)を検出した。方位は真北で西に99°振る。南に位置する掘立001とほぼ平行の関係にある。

柱穴は直径約0.4～0.5mほどの不整形円形で、深さは0.2～0.3mを測る。

柱の配置状況から、掘立001と同様、桁行の両端1間分が中央寄りの1間分に比べて柱間が狭い構造である可能性も考えられることから、おそらく、桁行長は4間で7.7m前後であろうと予想している。梁行は3間(5.3～5.4m程度)とみる。

造営尺について検討を行った結果、1尺=0.275mと0.296mの2案が候補に挙がった。後者は唐尺に相当する尺長で、官衙出現以前のこの建物にはそぐわないことから、前述の掘立001の造営尺にも近い前者である可能性が高いと考えた。ただし、得られている情報が十分でないことから、造営尺による評価は参考程度に止めておきたい。

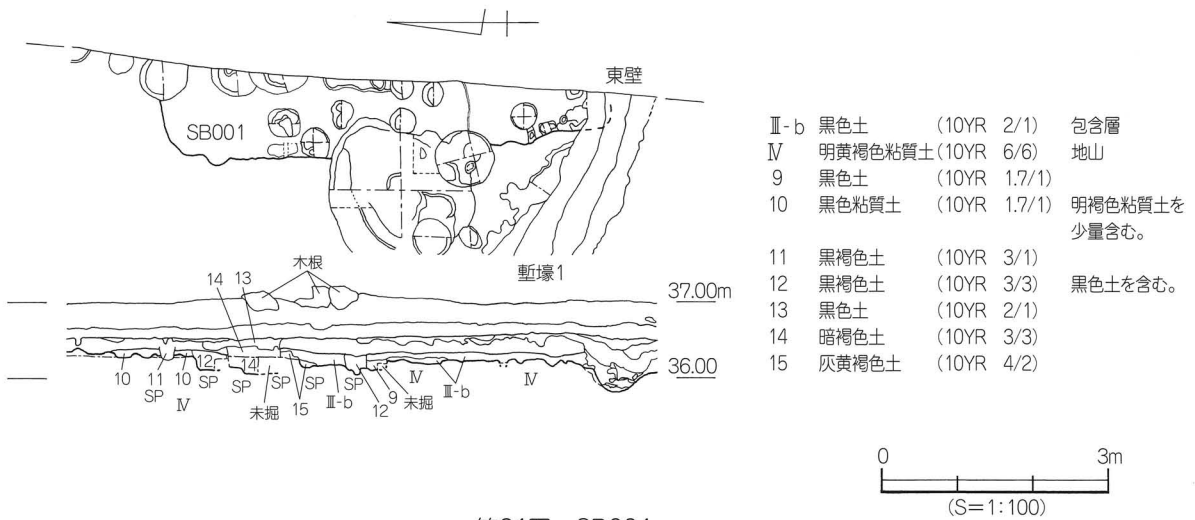
出土遺物：図化可能な遺物は出土していない。

時期：造営尺による評価を保留した以上、古墳時代以降としか言いようがないが、近接する掘立001との類似点が認められることから、これと同様に考えてよいのではないかと。

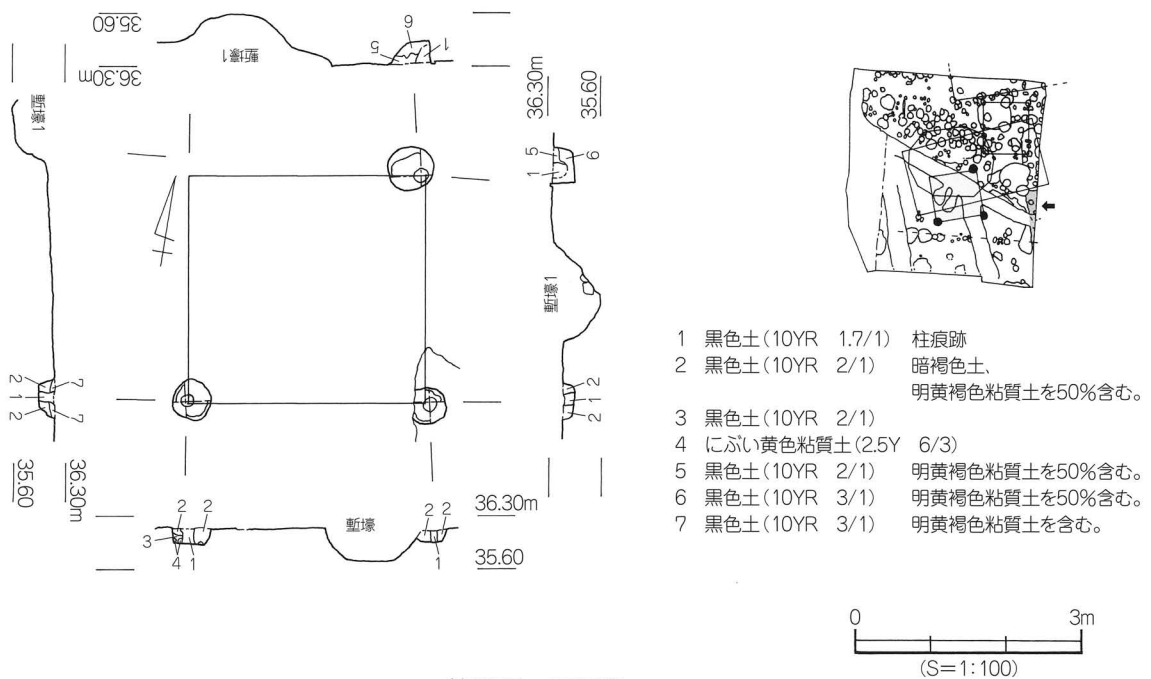
SB001 [第61図] 調査区東辺の中央において竪穴住居の一部を検出した。建物は調査区の東へと延び、南側は戦時中の溝による攪乱のため規模等は不明であるが、平面形状は隅丸方形であると予想される。西辺長はおよそ6 m、深さは0.1m程度で非常に浅い。西辺で部分的に、浅い周壁溝を確認している。支柱穴等の内部施設は確認されていない。S K002を切っている。なお、遺物は出土していない。

時期：弥生時代前期末から中期初頭ころのS K002との重複関係から、それ以降としか言えない。(小笠原)

SB003 [第62図] 調査地中央部に位置する竪穴住居の残骸である。4本の支柱穴のうち、3本だけ



第61図 SB001



第62図 SB003

が検出された。

「柱穴の平面形状はほぼ円形で、規模は径0.48～0.58m深さ0.15～0.32m、埋土は黒色土に明黄褐色粘土が混じる。すべての柱穴で柱痕跡が確認できた。柱痕跡の規模は、径15～19cmである」。(小笠原)

S B 003の柱穴は、東西にやや長い長方形に配置されており、柱間寸法は長辺3.15m、短辺2.99mを測る。ここで注目したいのは、短辺の2.99mという値である。実はこれと全く同じ復元値が、S B 004の短辺(第64図)に加えて51次のS B 002の長辺(第34図)からも得られているのである。至近距離に位置する3棟の建物において、全く共通の柱間寸法が採用されている事実に着目するが、その結論は第V章の総括にて述べることとし、ここでは、この建物の柱間寸法に対する評価を行っておく。

長辺3.15m、短辺2.99mの柱間寸法をどのように理解すべきか、という問題とも大いに関係ある事項として、両者の長さの差に対する評価の仕方が重要であると考ええる。この長短差0.16mという微妙な寸法をどう考えるかがポイントである。これは、1尺とみるには明らかに短すぎるが、0.5尺(5寸)と考えるにはあまりに長すぎる。そこで仮に、この寸法を0.75尺(7寸5分)と理解することとした。

その結果、長短比について、実際の寸法の比率に近似する2つの案を得た。

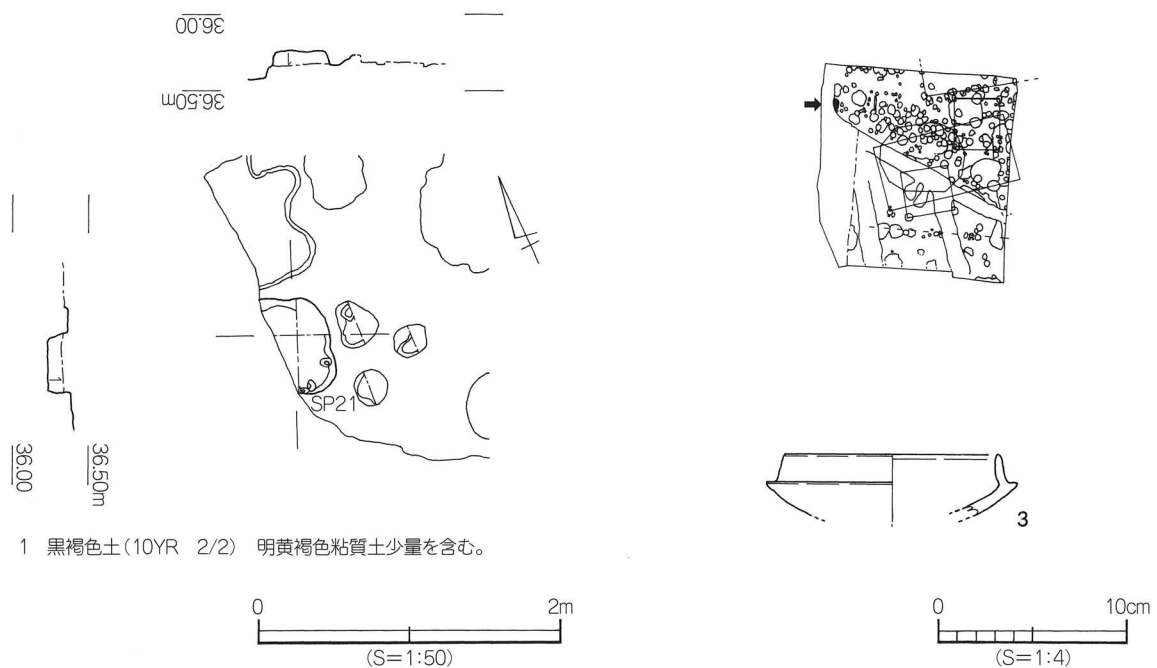
第1の案は、2.99mを14尺とみて、長辺を14.75尺と解釈するものである。この場合の造営尺は0.2136mとなる。一方、第2の案は、長辺3.15mを15尺と考えて、短辺をこれより0.75尺短い14.25尺と解釈するものである。この場合の造営尺は0.2099m前後となる。両案ともに数字の比率の上では、実際の寸法の比率に近似した値となるが、最終的に、より実長の比率に近い第1の案を採用することとした。

造営尺と建物の設計基準については、第V章総括の第4節にて改めて述べる。

出土遺物:「柱穴からの出土遺物は皆無」である。

時期:(出土遺物から)時期の特定を行うことはできない。(小笠原)

SP21 [第63図] 調査区北西角近くの西壁沿いに位置する柱穴である。一辺0.6mほどの不整形方を



第63図 SP21

呈しており、深さは浅く15cmほどしか遺存していない。須恵器が出土していることに加えて、平面形状が方形に近いことから、官衙に近い時期の遺構である可能性もあると考えている。ただし、周囲にこれと関連する遺構が見当たらない現状においては、直ちに官衙施設と結びつけた理解ができる状態ではなく、参考程度に止めておきたい。

出土遺物：須恵器の坏身3が出土している。

時期：6世紀後半ころのものとする。

SB004 [第64図] 調査区北東部に立地する竪穴住居の残骸である。一帯における遺構密度の高さから、調査時には認識されていなかった建物である。住居本体の掘りかたは、周壁溝も含めて遺存していないが、4本の支柱穴を検出することができた。これは、整理作業の際に、石器4が出土していることに注目した結果、その存在に気付いたものである。長辺は3.31m、短辺は2.99mを測る。

柱穴の直径は、0.3～0.4m程度の不整円形で、深さは15cm～30cmを測る。

4は縄文時代後期以降によく認められるすり石状の石器で、表裏に使用の痕跡が認められる。最終的に竪穴住居の柱の礎盤に転用されたものと考えている。

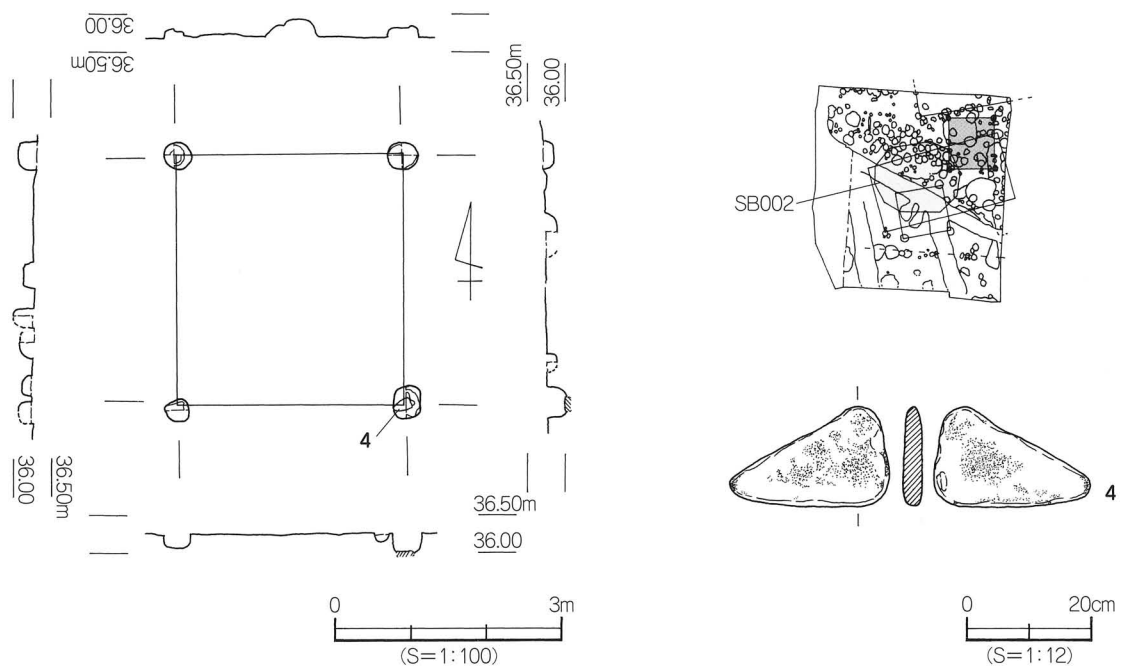
なお、この住居の柱配置についても、造営尺を用いて説明可能であるとする。

長辺は3.31m、短辺は2.99mを測るが、この短辺の長さは、先に説明したSB003の短辺長と全く共通である。長短差は0.32mで、これはSB003の場合(0.75尺)の2倍である。つまり、長辺と短辺の寸法の差は、この住居では1.5尺に設定されたと考えられる。最終的に、長辺を15.5尺、短辺を14尺に復元することとした。造営尺は1尺=0.2135～0.2136mである。

詳細は第V章にて、ほかの住居と比較しながら改めて説明することとする。

出土遺物：4以外に、土器の小片を含めても全く出土していない。

時期：遺物から推定することはできないが、造営尺の分析から推定可能とする(第V章参照)。



第64図 SB004

(2) 弥生時代の遺構と遺物

S B002 [第65図] 調査区西部に位置する円形の竪穴住居の残骸である。

小柱穴が10基だけ遺存している。柱穴は、長径5.7m、短径4.6mの東西にのびた長円形に配置されており、深さは深いもので0.45mを測る。

出土遺物：柱穴からは出土していない。周辺から安山岩の剥片等が少量出土している。

時期：弥生時代のものと考えてよいが、詳しいことはわからない。

S K001 [第66図] 調査区の北東部に位置し、掘立001の柱穴によって切られている土坑。

長辺2.2m、短辺1.75m、深さは平均的な部分で10cmほどを測る。

出土遺物：弥生土器の底部5から時期を定めることは困難である。

時期：周辺の調査地において、弥生時代前期末から中期初頭ころの同じような形態の土坑が多数知られていることから、これも同様の時期のものと考えられる。

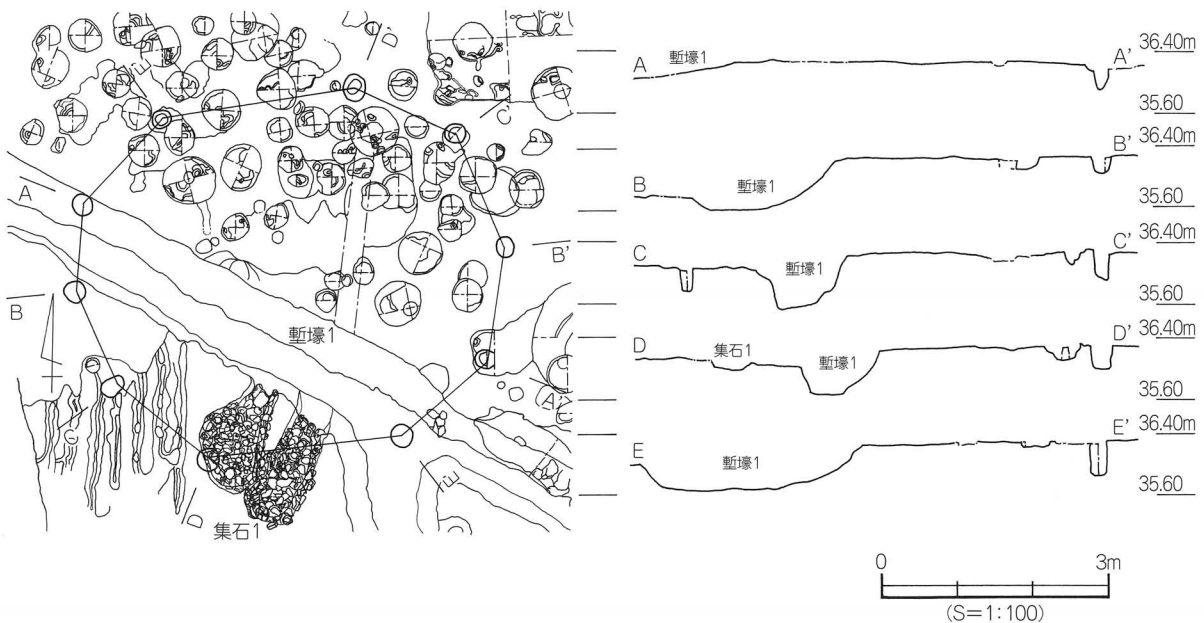
S K002 [第67図] 調査区東辺沿い中央付近で検出された円形の土坑で、S B001と掘立001の柱穴によって切られている。

直径約1.9m、深さは18～34cm。埋土は2層に区分でき、上層が黒色土、下層が明黄褐色粘土混じりの黒褐色土である。(小笠原)

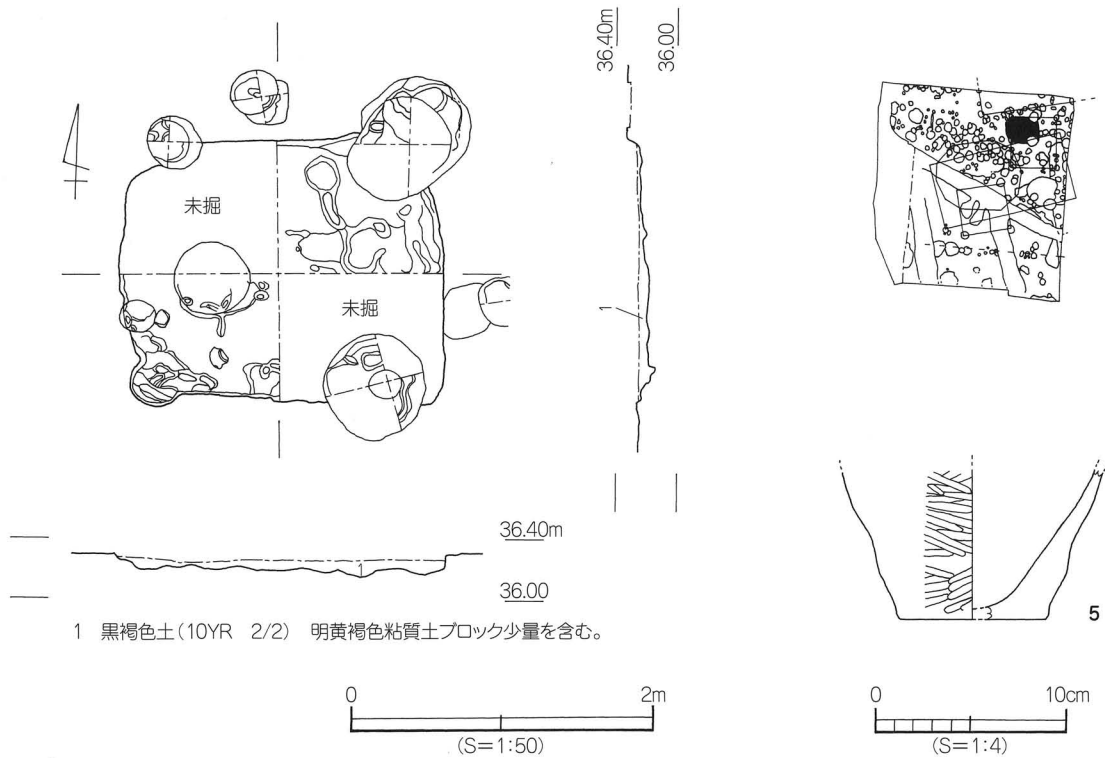
出土遺物：弥生時代前期末から中期初頭ころの弥生土器を中心とする遺物がまとまって出土した。

6～8は甕形土器の口頸部、9～10は壺形土器の口頸部の破片である。

6と7は頸部を縦方向に刷毛目調整した後、横方向に多数の沈線が施される。文様帯の中程には、沈線間に刺突による2列平行の列点文が施されている。7の端部には、器面調整に使われた板状工具による刻み目が付けられる。また、8の口縁上面には、2条一組の格子状の斜線が施されている。



第65図 SB002



第66図 SK001

9の頸部外面には、縦方向の刷毛目調整の痕跡が残されている。10については、頸部に5条の沈線が施されている。棒状工具1本による施文であるため沈線は平行には施されていない。

時期：出土遺物から、弥生時代前期末から中期初頭ころに位置付けられる。

SK003 [第68図] 調査区西部に位置する土坑である。長径約0.9m、短径約0.8m、深さ10cmほどの不整形を呈している。底は平らで皿状の土坑の最下部が遺存したものと考えられる。

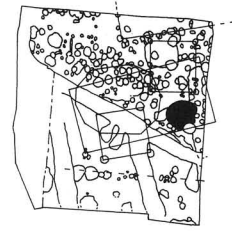
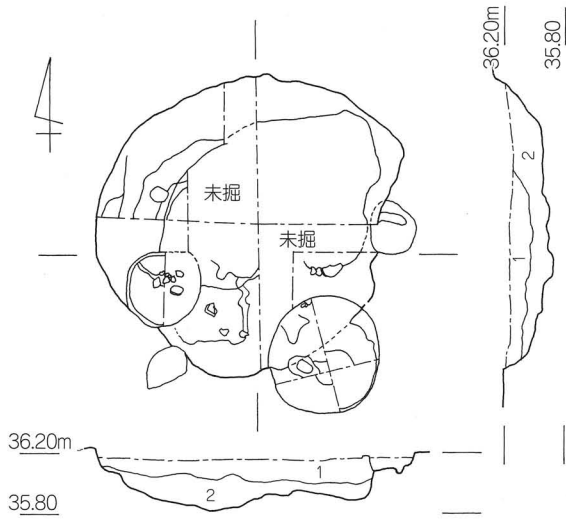
この土坑が位置する場所は、政庁において左右対称の建物配置がなされている場合、「西脇殿」の東側柱列の柱穴の存在が予想される地点に比較的近接していることから、注意を払ったものである。ただし、遺構の形状は官衙の柱穴とは全く異なっているし、埋土の土色についても官衙とはまるで違うことから、その可能性は無いものと判断している。

出土遺物：出土していない。

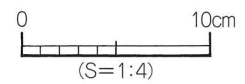
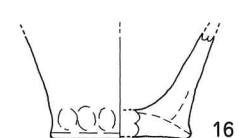
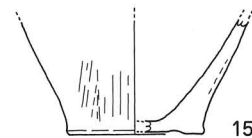
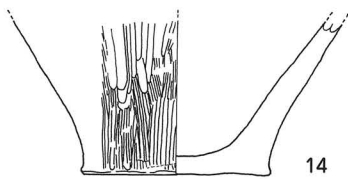
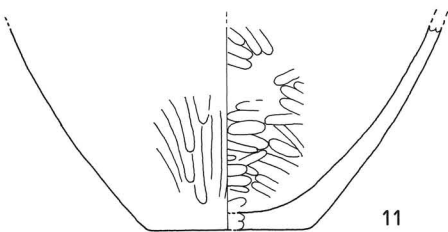
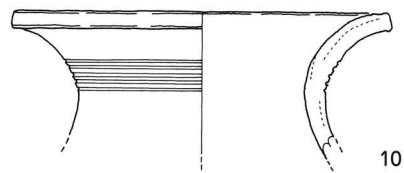
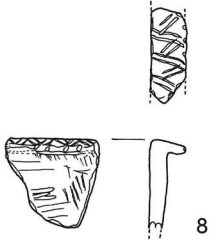
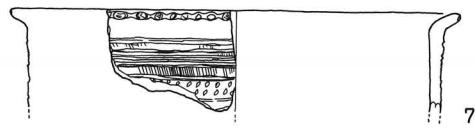
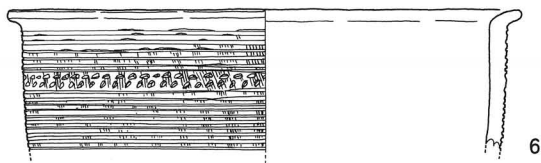
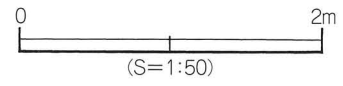
時期：付近の弥生時代の土坑の多くは、埋土は黒褐色土であるが、この土坑は黒色土である。この特徴に関しては、古墳時代の柱穴等に近いと言えるが、似た規模の土坑の多くが弥生時代のものであることから、同様に考えておく。

SK004 [第69図] 調査区南西部に位置する土坑である。塹壕に一部を切られたSK005の東に接している。径約0.9mの不整形円形で、深さは5cmほどしか遺存していない。底は平らで皿状の土坑の最下部が遺存したものと考えられる。

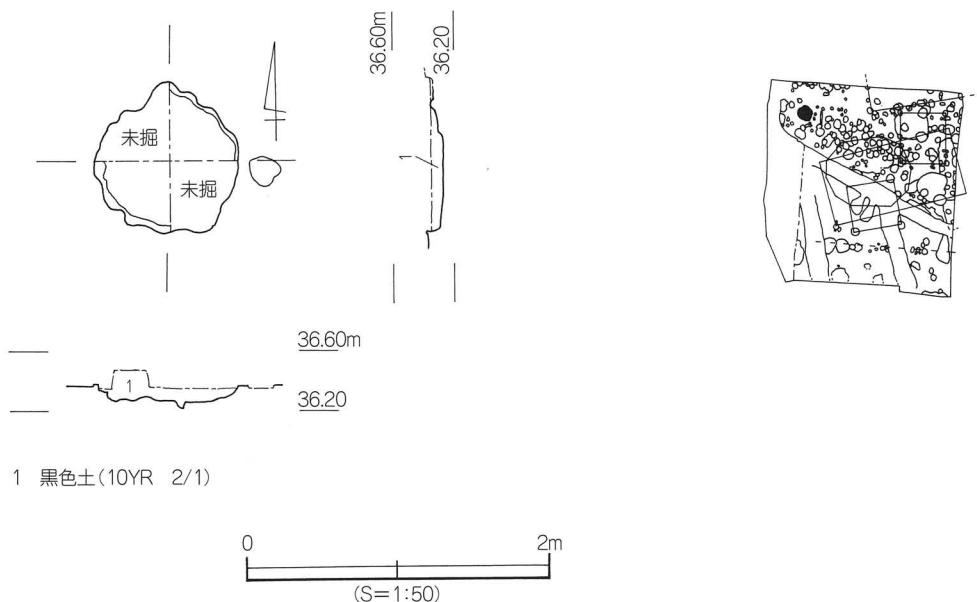
出土遺物：17は弥生時代前期末から中期初頭ころの壺形土器の口縁部である。内面に突帯が貼り付けられている。口縁端部には極浅い沈線が2条施されている。なお、21は弥生土器の底部であるが、S



- 1 黒色土 (10YR 2/1)
- 2 黒褐色土 (10YR 3/1) 明黄褐色粘質土を20%含む。



第67図 SK002



第68図 SK003

K004から出土したのか、S K005の遺物であるのか不明である。

時期：弥生時代前期末から中期初めころを上限とする時期に比定される。

SK005 [第69図] 調査区南西部の塹壕に接する場所に位置する弥生時代の土坑である。

S K004と接しているが、先後関係はわからない。径約0.9mの不整形円で、深さは10cmほどを測る。

出土遺物：18～20は弥生土器、21は石器である。このうち、20については、S K004から出土したものである可能性もある。

18は壺形土器の口頸部であるが、磨滅が激しく詳細は不明である。胎土中に径1～3mm程度の長石や石英の粒を多く含んでおり、この特徴はS K001出土の5と共通である。

21は石鎌状の石器である。自然の形状をほぼそのまま活かして石器としたものようである。基部は荒く打ち欠いて成形されている。側面は基部の端部近くから刃を付けるために磨かれているが、先端に近い部分でも刃部は厚みがあり、刃は鋭くない。上端面の基部に近い幅約5cmほどの部分に、敲打によるとみられる窪みが付けられ、これに近接した両側面の中程にも同様の敲打の痕跡が認められる。これらの部位に対する敲打は、柄や紐の擦れに伴う痕跡とは異なり、この石器を柄に装着する際に紐の掛かり具合を良くする目的で行われたものと考えられる。

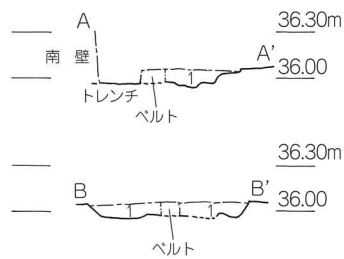
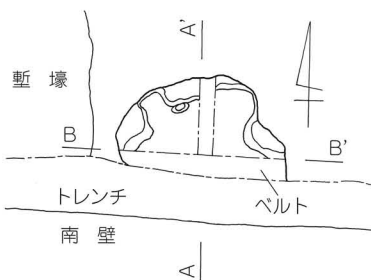
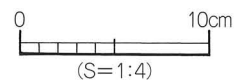
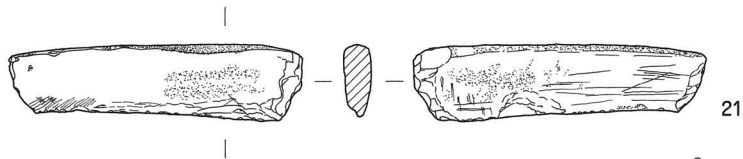
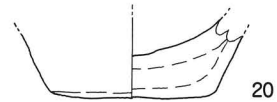
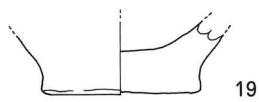
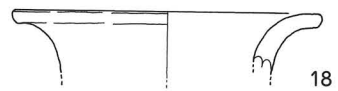
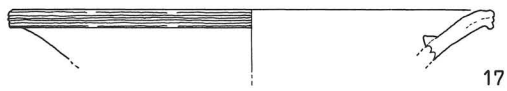
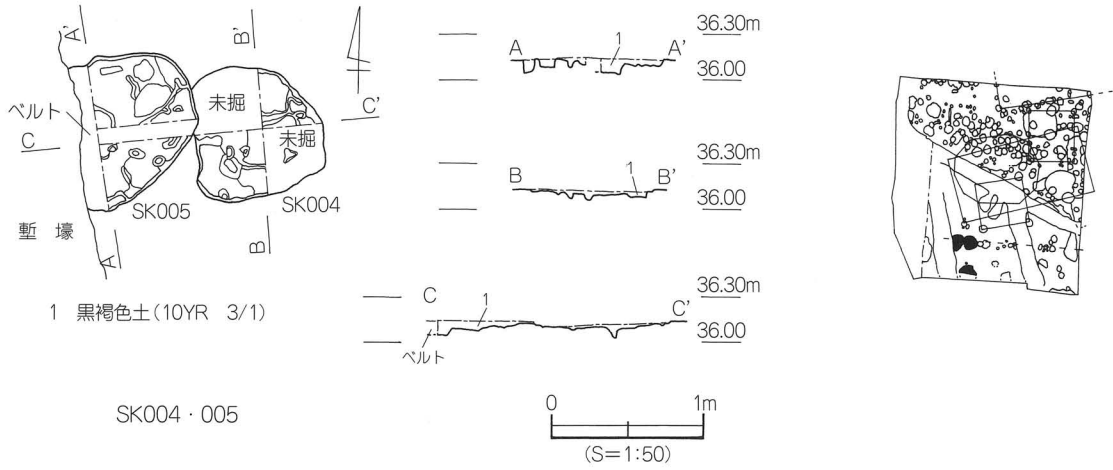
SK006 [第69図] 調査区南西部の南壁沿いで検出された土坑である。北半分を検出している。

径約1m前後の不整形形で、深さは20cmを測る。

出土遺物も無いため、弥生時代の土坑であると断定できるものでもないが、付近にはS K005をはじめ似たような形状の土坑が複数分布することから、これらとの関連を想定しておきたい。

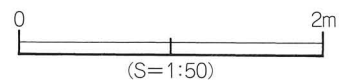
SK007 [第70図] 調査区南西部の西壁沿いで検出された土坑である。東半分を検出している。この

土坑の西側については、攪乱が激しいことから調査を断念したため遺構の全容は明らかでない。

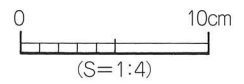
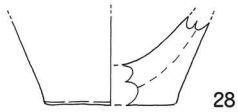
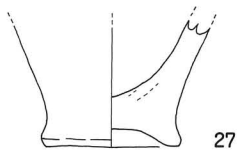
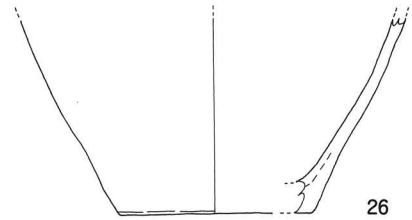
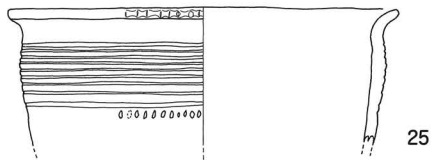
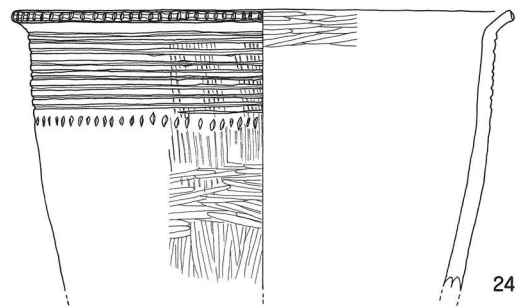
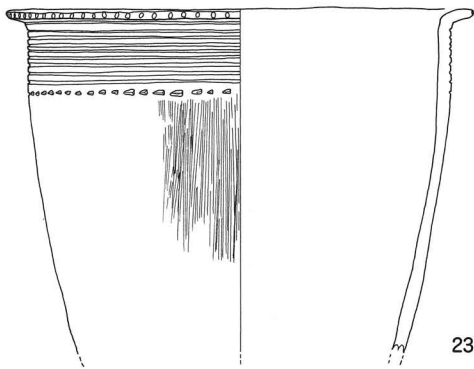
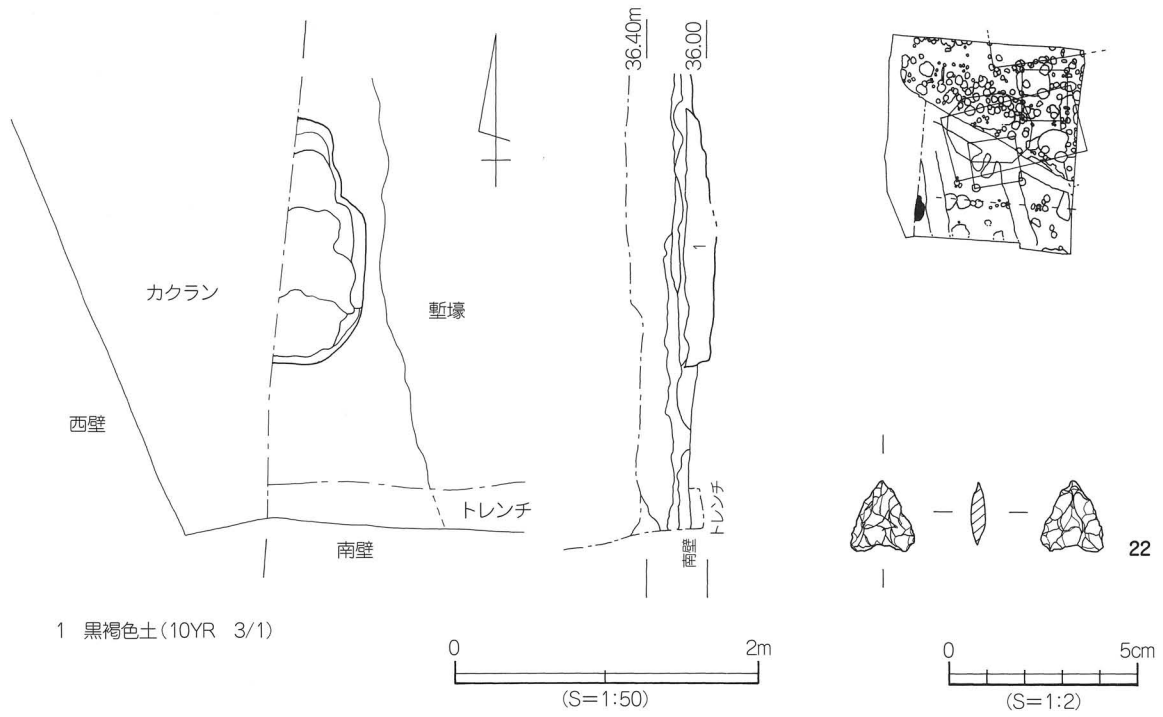


1 黒褐色土(10YR 3/2) 黒色土を含む。

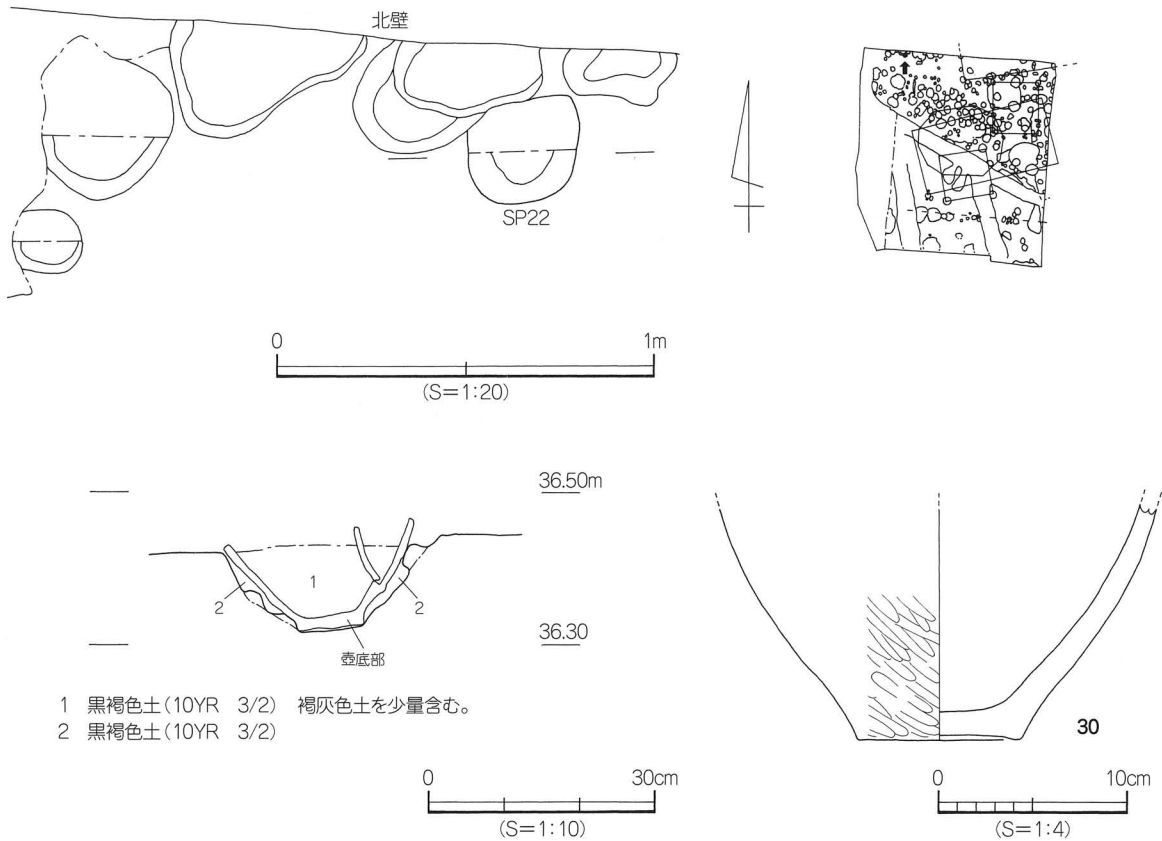
SK006



第69図 SK004・005・006



第70図 SK007



第71図 SP22

長径約1.75m前後の不整円形で、深さは20cmほどを測る。

出土遺物:22は安山岩製の石鏃。23～29は弥生時代前期末から中期の初めころの土器である。

この土坑からは、22のほかに同様の石材の剥片が1点出土している。

23～25は、いずれもよく似た文様構成の器である。23の口縁端部は工具による押さえに近い方法で刻み目が施される一方、24は明瞭な形で刻まれている。25についても工具による押さえによるが、部分的に細かく刻み状に施されている部分も認められる。

SP22 [第71図] 調査区北東部、北壁沿いに位置する弥生時代の柱穴もしくは小型の土坑である。

径30cm程度の隅丸方形で、深さは12cmほどを測る。ここから30が出土した。柱を抜き取った後、甕や鉢等の土器を埋納する事例が知られていることから、これと同様のものと考えている。

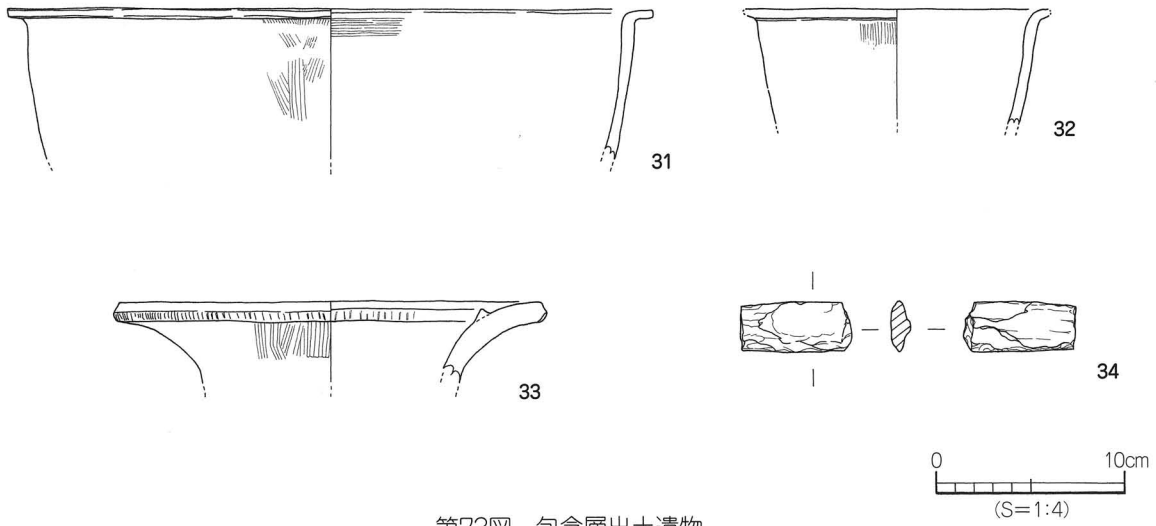
出土遺物:30は壺の底部である。底部外面に工具による斜め方向のミガキ調整が施されている。

時 期:弥生時代前期末から中期初頭ころと考えられるが、詳細は不明である。

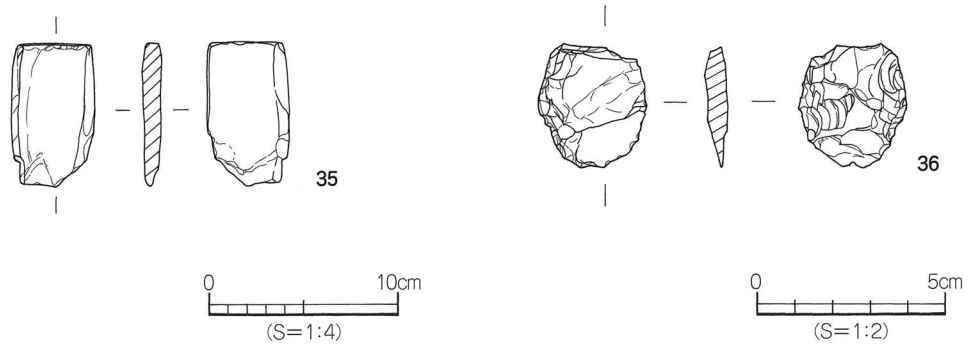
第8節 包含層等出土の遺物

第72図～第74図は、弥生時代前期末から中期初頭ころに属する遺物である。

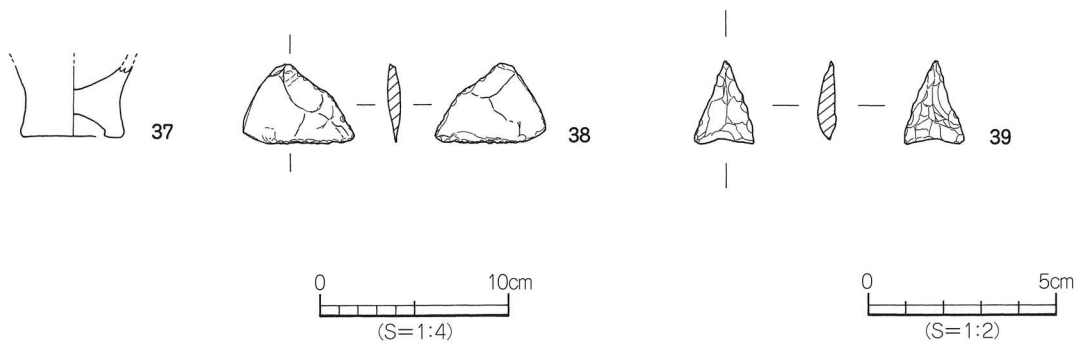
31と32は鉢の口頸部。34と35の石材は結晶片岩、36は赤色頁岩製の石核の残片。35は扁平片刃



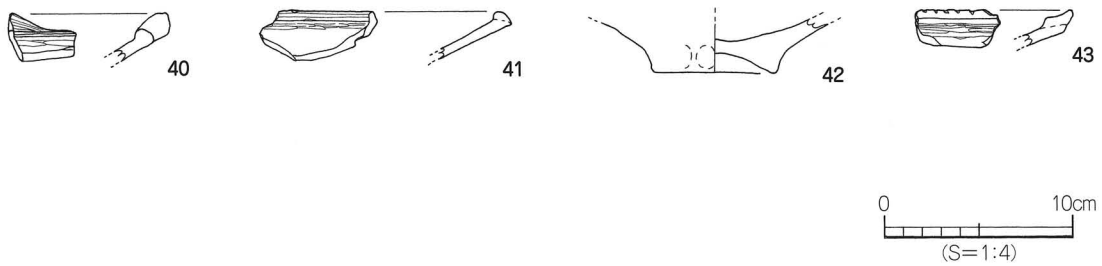
第72図 包含層出土遺物



第73図 塹壕出土遺物



第74図 出土状況不明の遺物



第75図 縄文土器

石斧の欠損品。38は安山岩製のスクレイパーである。

40～43は縄文土器である。40は調査区北東部の検出面、41はC1グリッド、42はA1グリッドの包含層、43は出土地点不明の出土遺物である。40、41、43は、いずれも縄文時代晩期中葉ころの浅鉢形土器の口縁端部と考えられる。41の口縁端部にも僅かな隆起が付けられている。43の端部には刻み目が施される。いずれの口縁片についても、横方向の丁寧なミガキ調整が施されている。42の胴部外面は削り調整の後、荒い撫で調整によって仕上げられている。くぼみ底の面は、横方向に特に丁寧な撫で調整が行われている。胎土中に砂粒を多く含むことから、深鉢形土器の底部と考えられる。

縄文時代の遺構を抽出するには至らなかったが、近隣の久米高畑36次⁴S B004出土の一括資料と比較すると後出する時期のもので、南久米片廻り遺跡2次調査地⁵出土の晩期後半の一群との間を埋める資料であると評価している。

第9節 まとめ

I期の政庁、ならびに遺跡群II期の官衙に該当する遺構が確認されなかったことに加えて、51次で幾つか検出されている官衙の建物との関係が想定されるような廃棄土坑も検出されていない⁶ことから、いずれの段階においても調査地付近は広場のような空間であったものと考えている。

政庁の段階のこの場所は、51次の南西部を含めて、前殿の南側に展開する広場の一角に当たっていると評価しておきたい(第19図)。また、遺跡群II期の段階についても、区画Eの南西部にあたるこの場所には、51次で検出された建物以外に関連施設が展開する余地がほぼ無くなったものと言える。区画Eの敷地の範囲について、西辺が確定されていない以上推測の域を出るものではないが、仮にこの施設が正方形の敷地であるとした場合、内部の建物はこれ以上存在しない可能性が高くなる。

以上、この場所に官衙施設が存在しないという事実は、各段階の建物の配置状況を考える上での参考になる情報であったと評価しておきたい。

このほか、古墳時代後期ころの竪穴住居2棟から得られた知見は、51次の事例とあわせてこの時期の建物や社会の構造を考える上で重要であると考えている。これについては、第V章の総括にて改めて触れることとする。

注

- 1 西尾 幸則 1987 「久米高畑遺跡(官衙関連遺跡)」『松山市埋蔵文化財調査年報』I 松山市教育委員会
- 2 51次調査地のこと。調査以前は蜜柑畑であった。
- 3 調査検討委員の上原氏をはじめ複数の先生方からご指摘を頂いている。
- 4 小笠原善治 1998 「久米高畑遺跡36次調査地」『松山市埋蔵文化財調査年報』X 松山市教育委員会・財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター
なお、この土器の編年的位置付けについては、つぎの文献に詳しく報告されている。
栗田 茂敏 2000 『大淵遺跡』-1・2次調査- 松山市文化財調査報告書77 松山市教育委員会・財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター
- 5 梅木 謙一 1996 『小野川流域の遺跡』駄場姥ヶ懐窓址・北梅本悪社谷・上刈屋1次・2次・開1次・2次・南久米片廻り2次・今在家 松山市文化財調査報告書57 松山市教育委員会・財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター
なお、この土器の編年的位置付けについては、前掲注4下段の文献に詳しく報告されている。
- 6 前殿やII期の建物から南に若干離れた場所であることから、廃棄土坑も掘り込まれなかったものと考えられる。

第Ⅳ章 普及啓発事業

第1節 現地説明会

両調査地とも、調査の終盤には一般市民向けの現地説明会を開催している。

47次の説明会は、平成12年7月9日(日)の13:00から、同46次調査と来住廃寺26次の2調査地と合同で開催し、約80名の参加を得た。調査途中であったことに加えてわかりやすい遺構に恵まれなかったこともあって、説明は柱穴をはじめとする遺構の成り立ち、検出作業の手順、記録の採り方など、発掘調査全般を解説することに主眼を置いて行った。説明にあたっては、小笠原が柱穴の平断面図の模式図等を用意し、実際の柱穴の検出状態や半裁段階の断面の様子と対比させることによって理解が深まるよう工夫した。官衙の明確な遺構は検出されなかったことから概略の説明に止め、かわって戦時中の塹壕について解説を行なうことによって、身近なところの歴史に興味を持ってもらえるようにした。

51次の説明会は、平成13年9月29日(土)の10:30から開催し、約200名の参加を得た。久米官衙の政庁中心部における調査成果の公表ということもあって市民の関心も高く好評であった。説明資料は、遺跡群の概要説明をあわせてA4判に換算して10ページ分を作成した。政庁の構造と変遷の説明にあたっては、前殿と脇殿を第1段階、正殿と外郭東辺付属舎1を第2段階とする案を軸に説明を行った。なお、この案については、平成14年に2回にわたって実施された政庁南部における試掘調査の成果から、これを撤回し、『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』の刊行時には、これらの施設をひとまとめに理解する現在の考え方を採用するに至っている。



写真1

51次現説開催状況

(東より)

第2節 速報展・年報

埋文センターでは、前年度に開催された発掘調査の成果を報告するために、年度初めに発掘調査速報展を開催している。この会期中には、代表的な遺跡について一般市民向けの報告会を実施することによって、普及啓発事業の推進と生涯学習の機会の提供に努めている。

47次の速報展「むかし・昔の松山を掘る」は、松山市考古館特別展示室にて平成13年4月21日(土)から6月10日(日)まで開催され、この間に4,986名の入館者を得た。発掘調査報告会「むかし・昔の松山を語る」は、会期の初日に同講堂にて行い、48名の聴講者を得た。

51次の速報展は、平成14年7月13日(土)から9月23日(月・祝)まで開催され、2,460名の入館者を得た。報告会は会期の初日に実施し、80名の聴講者を得ている。

47次の成果の概要は、平成13年10月刊行の『松山市埋蔵文化財調査年報13』に2ページ分、また、51次の概要は、同15年3月刊行の『松山市埋蔵文化財調査年報14』に4ページ分掲載したほか、一連の調査によって実態が明らかになった政庁に関して若干のまとめも行っている。ただし、その見解については、その後の調査研究の進展に伴って、多くの点において修正を行っている。

第3節 研究会・論文

51次調査終了後の平成14年3月に、今回報告の対象とした調査成果に関連して、下記のとおり研究会で事例報告を行っている。政庁南隣接地における試掘・確認調査の終了以前の成果をもとにしたため、報告内容の一部については、その後、修正を行う必要が生じている。

なお、政庁を含む久米官衙遺跡群に関する平成20年4月時点での最新の見解については、21年3月刊行の下記文献にて概要を提示している。

【研究会】条里制・古代都市研究会 第18回大会 『荘園と条里』

日 程:平成14年3月2日(土)・3日(日)

会 場:奈良文化財研究所平城宮跡資料館講堂

報告者:橋本雄一

題 目:松山市久米官衙遺跡群における発掘調査

【論 文】

橋本雄一 2002 「7世紀代の方格地割－松山市久米官衙遺跡群における古代の地割について－」

『条里制・古代都市研究』第18号 条里制・古代都市研究会

【文 献】

条里制・古代都市研究会編 2009 『日本古代の郡衙遺跡』 雄山閣

第V章 総 括

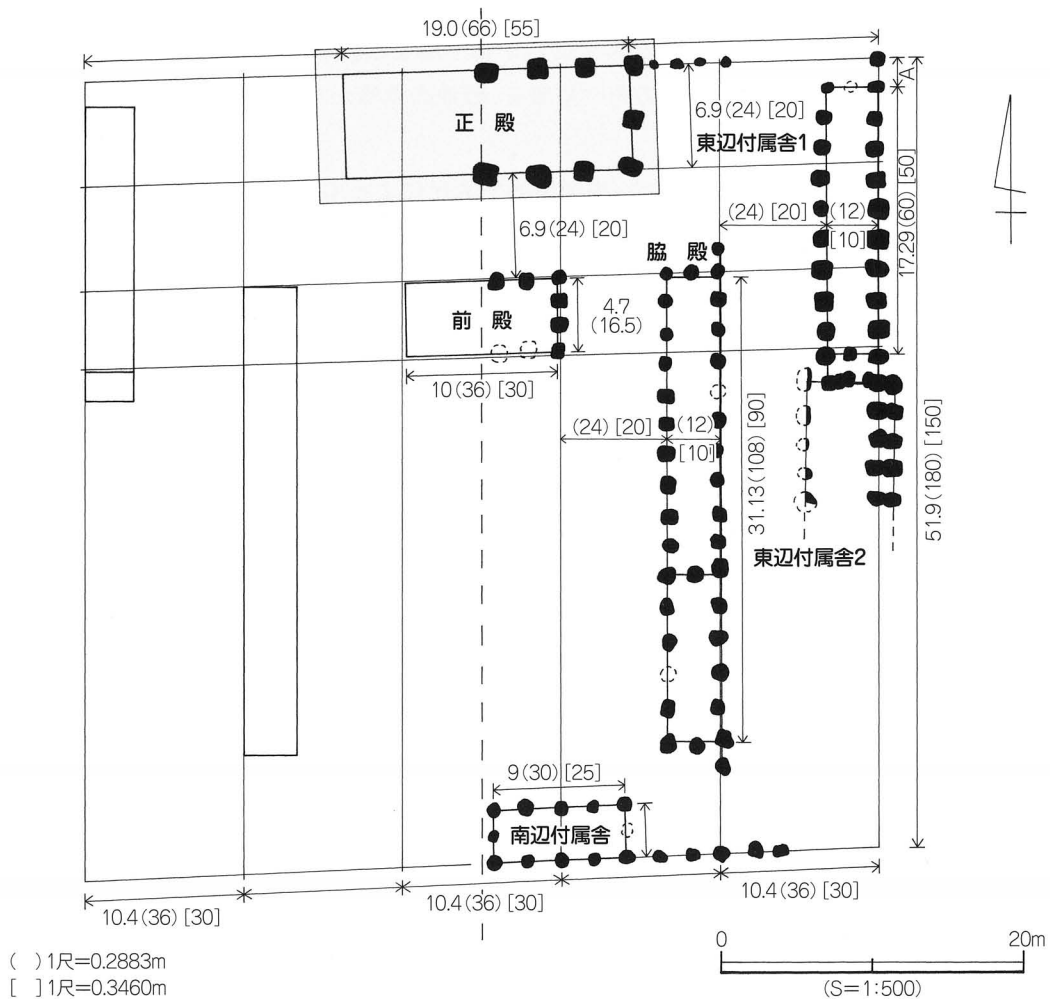
第1節 政庁の規格

過去に公表済みの政庁における建物配置を示した略図¹について、その後の整理研究の進展から、一部を修正する必要が生じた。そこで、第76図に最新の考え方に基づく建物配置を提示する。

規格を検討する際の前提となる設計に用いられた寸法、すなわち造営尺については、基本的にこれまでの見解を変更するものではない。政庁外郭東辺一本柱列の南北復元長を51.9mとし、これを150大尺あるいは180小尺とみなして、1大尺=0.3460m、1小尺=0.2883mであると考える。

なお、敷地の全体形状については、施設の西半分が不明であることから、東西に細長い長方形であった可能性も考慮しておく必要は指摘されているが、従来通りの正方形を基本として考えたい。

敷地の外周規模は、一辺長150大尺の正方形で、この敷地を東西幅30大尺の細い帯状に5等分するこ



第76図 政庁の建物配置

とによって3棟の建物の位置が決められている。東から順に、外郭東辺付属舎1の東辺と脇殿の東辺、さらに前殿東辺の位置は、それぞれ約10.4mの等距離の関係にある。この距離は、150大尺を5等分した30大尺にあたるものと考えている。なお、これら3棟のうち、脇殿と東辺付属舎1の梁行寸法については、ともに12小尺、つまり10大尺に復元されることから、3棟の棟間距離は20大尺となる。さらに、南北方向の配置状況を確認すると、正殿と脇殿の棟間距離は、正殿の桁行寸法と共通の24小尺、つまり20大尺に設定されている。このように、南辺付属舎と後に増設される東辺付属舎2を除く4棟の建物については、概ね棟間距離が大尺で20尺に設定されたものと判断している。

なお、これら4棟の中で、建物寸法に対する見解を大きく修正する必要があるのは、東辺付属舎1のみである。第Ⅱ章の本文中で述べたとおり、この建物については、桁行規模を従来の見方から1間分北に拡大して、最低でも9間と考えている。以前は8間で54小尺、脇殿の桁行長の半分と考えていたが、これを9間で60小尺に改めた(p.34)。大尺に換算した場合、ちょうど50尺となる。どうやら、政庁を構成する建物は、多くの場合、6小尺を単位として全体規模が決められているようである。この見解についても、以前から変更はない。

当然、6小尺の長さは大尺の5尺と共通であるから、大尺で寸法を表記できる部位も多い。ところが細かく見ると、前殿の梁行寸法が16.5小尺(1間5.5尺の等間)で、これを大尺で表すと13.75尺となり、これはいかにも中途半端である。また、この脇殿の南辺に柱筋を合わせて設定された東辺付属舎1(桁行総長60小尺)と政庁外郭北辺との間の距離が結果的に中途半端な数値(第76図中のAの部分)となっていることからみても、少なくともこの建物の角の位置を、敷地の角等から大尺で切りのいい距離にあてたものではない状況²も読み取れる。

基本的には、建物の配置を決定する際には、棟間距離を大尺によって設定し、柱通りを重要視する一方、個々の建物寸法を設定する時には小尺を用いる使い分けが行われていたものとする。6小尺という寸法を好んで使用する過程で、結果的に6小尺の倍数、つまり5大尺の倍数と一致する長さが頻繁に出現することとなったものと理解されるのである。

これまでに説明してきた政庁の規格は、次のような考え方に基づいて決められたものと考えている。

まず、第1に確認すべきことは、政庁が建設された7世紀前半の松山では、従来知られている一般的に言うところの唐尺に比べて明らかに短い尺長の造営尺が用いられている点である。唐尺と比較すると、1尺あたり8mm前後も短いのである。これを唐尺と呼ぶことができるのか否かの問題については、今後の検討課題としたい³。

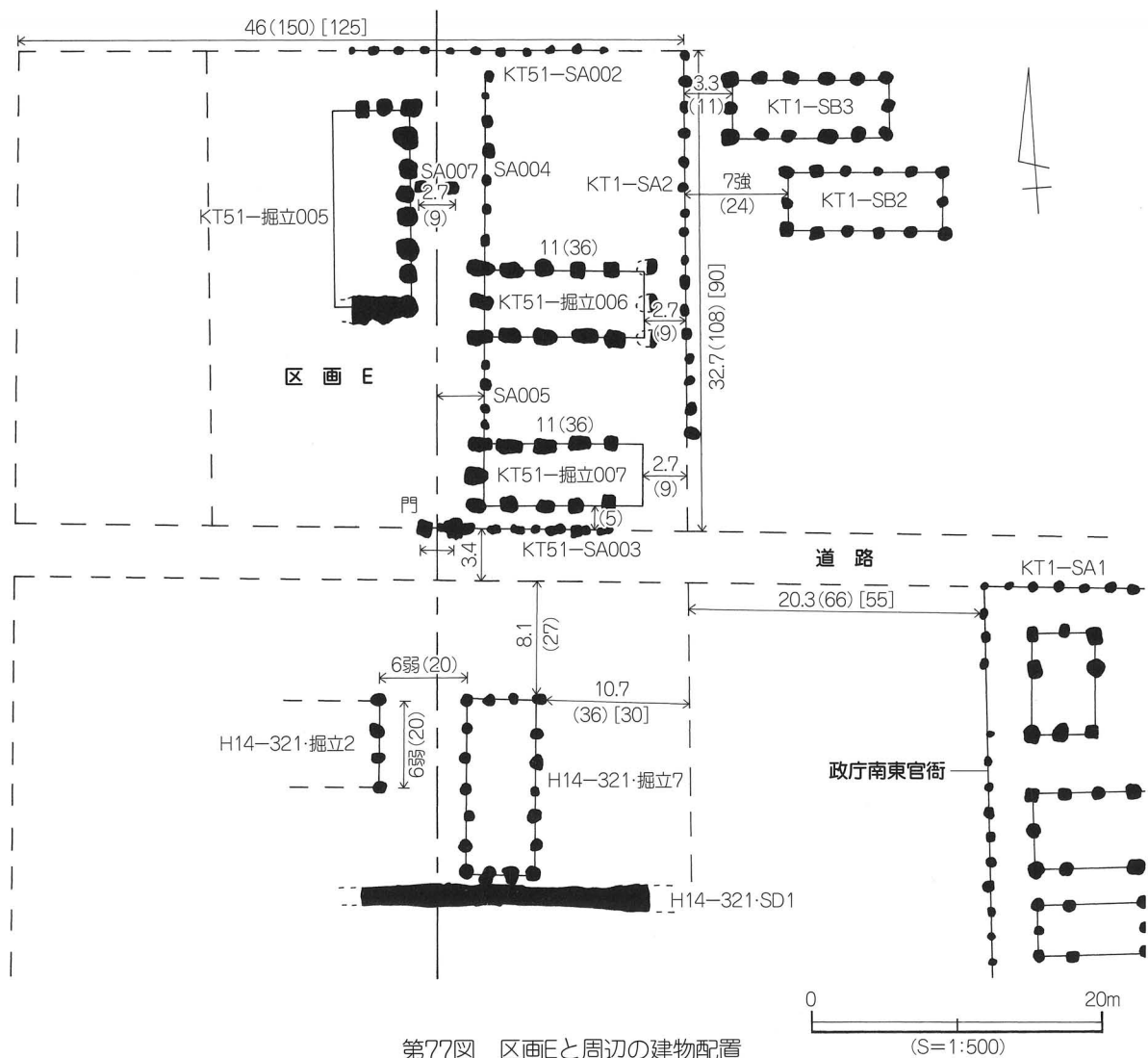
第2に、敷地計画ならびに建物寸法の決定には、これの6小尺を基本とする距離や寸法が多用される傾向が強いことを指摘できる。各建物の形状と規模に着目すると、正殿の一辺長は $66:24=11:4$ 、脇殿は $108:12=9:1$ 、東辺付属舎1は $60:12=5:1$ 、前殿は $36:16.5^4=24:11$ に復元される。多くの建物で、その辺長を6小尺の倍数で表すことができるのである。

このような全体計画のもとで建てられた政庁に関して、前殿と脇殿から成る第1段階と、正殿と東辺付属舎1から構成される第2段階に区分することを検討した時期もあったが、もはや困難であると言わざるを得ない。2時期に区分する場合、前殿と正殿の間をはじめとして、棟間距離を正確に20大尺に設定する必要は無いはずである。統一した全体計画に基づいて配置が行われたからこそ、このような施設が成立したのと考えたい。したがって、報道発表ならびに現地説明会にて提示した2時期に区分する案については、ここで改めて撤回するものである。

第2節 区画Eとその周辺施設の規格

区画としての名称は付していなかったものの、先の報告書⁵にて区画Eとその周辺の諸施設との関係について、「政庁周辺Ⅱ期の建物配置」⁶と題して若干触れた経緯がある。区画Eの規模と内部施設の配置に関しては、その際に提示した見解を大きく変える必要は無いと考えているが、本書をまとめるための整理作業の過程で、これの南と東に隣接する施設との配置関係について、今回、新たに言及することが可能となったことから、提示しておく。

ここで示す新しい見解は、これまでに確認されていない遺跡群Ⅱ期からⅢ期の政庁の所在を考える上で非常に重要であると考えている。未確認のⅡ期以降の政庁については、以前から、この区画Eの南に隣接する区域に展開する可能性を想定し、特に、政庁南部における試掘・確認調査(H14-321)の際に重要な遺物が出土しているSD1⁷の存在を重要視して、この溝がⅡ期政庁の北限である可能性を検討している。今次の調査によって位置と規模が新たに特定された区画Eの置かれている場所を再評価することによって、謎につつまれたⅡ期・Ⅲ期政庁の実態に迫ることができるのではないかと考える。



第77図に、区画Eとその周辺の関連施設との配置関係を示した。基本的に先の報告書で提示したのと同じものであるが、若干の補助線に加えて、建物と区画施設との距離に関する数値を追加している。

区画Eについては、政庁のような官衙群における最重要施設ではなく、その補完施設とみられる点については、これまでも指摘した通りである。そこで、今回、区画Eの南方に展開する試掘時に検出された建物2棟を理解するために、区画Eの外郭東辺一本柱列(K T 1 - S A 2)の南延長線上に補助線を設定することを思い立った。

なお、区画Eの南辺には門が設けられ、この場所には幅3m強程度の道路空間が存在したものと想定されている。この道路空間の南辺は、遺跡群Ⅱ期の地割の北限にあたるもので、区画Eの南東に位置する政庁南東官衙の北辺の位置もこの線上に対応している。問題の区画E南方に建つ2棟の掘立柱建物は、これまでも指摘してきたように、道路に面した門の南に建設位置が決められているのである。門の南北中軸線との位置関係から、これら2棟の建物は、北の区画Eの存在と一体の関係にあったものと想定されるのである。

補助線を設定のうえで、試掘調査で検出された掘立7の位置を検討した結果、建物の北東角の柱位置が、補助線から西に約10.7m、東西道路の南辺想定位置から南へおよそ8.1m付近に決められていることが判明した。約10.7mという距離に対しては、1尺=0.297m前後の遺跡群Ⅲ期の小尺による36尺(つまり30大尺)、また、約8.1mに対しては、0.300m前後の尺長による27尺との解釈を適用可能であると評価している。ともに地割設定時の遺跡群Ⅱ期の造営尺(1小尺=0.304m前後)に比べて幾らか短い尺長の造営尺の存在を暗示する数値であるが、これを裏付ける事実として、掘立7の柱穴埋土中から平瓦片1点が出土している点があげられる。柱穴からの瓦が出土することに対する評価については、第Ⅱ章のまとめの節でも述べた通り、多くの場合、その建物の造営が奈良時代かそれに近い時期まで下る可能性が高いことを示すものと考えている。したがって掘立7については、建物本体の造営尺については1尺=0.301mというⅡ期ともⅢ期ともとれる微妙な寸法で造られているが、段階的には明らかに遺跡群Ⅲ期以降に建設位置が決められたものとする。また、この掘立7と柱筋を揃えて建てられている西の掘立2についても、梁行の寸法が掘立7との棟間距離と等しい20小尺⁸に設定されていることから、掘立7と極めて緊密な関係のもとで成立したことは想像に難くない。梁行を構成すると考えている4基の柱穴の平面規模が、南北棟の掘立7の柱穴と比較して同等か若干立派であることから、掘立7と同規模もしくはこれよりも若干大きな建物であった可能性があるのではないかと想定している。

以上、区画Eの設定位置を重要視することによって、これら2棟の建設位置の意味を再検討した結果、やはりこの場所には、かなり重要度の高い施設が存在したものと確信を深めるに至った。

重要度の高い施設とは、これまでの調査で存在が知られていない遺跡群Ⅱ期とⅢ期の政庁を指す。

7世紀第3四半期の須恵器の一群が出土している幅広の直線的な区画溝(H14-321・S D 1)の南にⅡ期の政庁の存在を想定する。この考え方は、これまでのものと変わらないが、今回新たに、区画Eのすぐ南のこの場所に、Ⅲ期の政庁が立地する可能性を提唱したい。この考え方は、これまでも遺跡群の変遷を想定した略図⁹等で示してきた経緯があるが、掘立2と掘立7の2棟について、その中心的あるいは少なくとも関連の施設であると、積極的に評価できるのではないかと考える。

以上、区画Eの設定位置を再認識する過程で、掘立2と掘立7の関係を、Ⅲ期政庁の中心施設、あるいは、これの北側に展開する背後施設の一部であると評価できるのではないかと考えるに至った。

我々は、以前からⅡ期とⅢ期の政庁¹⁰を目にしていたのかもしれない。

第3節 正殿が基壇建物であった可能性について

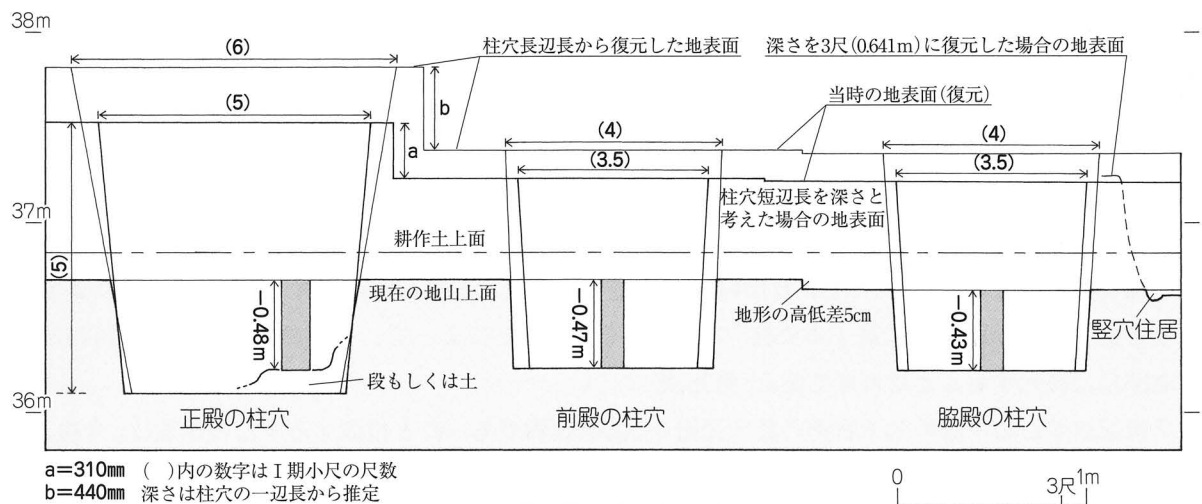
第Ⅱ章にて政庁の正殿について報告した際、正殿の柱穴における柱材の根入れの深さが、前殿や脇殿のそれと比較して、柱穴そのものの大きさの割に浅い点を指摘した。また、正殿外周柱穴列が正殿の柱筋から6小尺の出に設定されている理由を考える際にも、これが正殿の構造に密接な関わりのある遺構である可能性を検討している。

これまでの分析から、これらの現象は、正殿が基壇建物であったことを示す証拠ではないかと考えている。本節では、政庁を構成する主要建物の柱穴規模ならびに柱の根入れの深さを検討し、各建物が建設された当時の地表面の高さを復元することによって、正殿が基壇を伴った可能性を検討するものである。

第78図は正殿と前殿の各東半分、脇殿北半分の柱穴規模を基に作成したものである。3地点における遺構検出面である地山上面の平均的な水準と、柱穴の一辺長の長さの深さの平均値等の情報を加えて模式的に示した。柱穴の寸法については、正方形ではなくて長方形のものが多いことから、長辺長と短辺長の2通りの数値の平均を表現した。問題の柱の根入れの深さについては、正殿については明らかにしている5例¹¹の平均値を採用した。前殿と脇殿では、実際に柱痕跡の存在を特定した事例が少数であるため、柱穴掘りかたそのものの深さをもって根入れの深さに替えているが、部分的に柱痕跡が検出された箇所は、ここで提示した深さに比べてむしろ深い場所が多い¹²。

現況の遺構規模から、これらの柱穴が掘られた当時の地表面における柱穴規模と深さを想定するにあたっては、柱穴の一辺長と深さが当時の尺度に照らしてある程度切りのいい数字になることと、柱穴の一辺長と同等の深さで掘られたものとの前提に立っている。というのは、官衙の大型建物の場合、その柱穴は方1.2m、深さ1.2mを超える規模¹³で掘削されていることが多いのだが、これに関して、幾つかの文献上の記録¹⁴から、これが一人当たり1日の土工量¹⁵に匹敵するものとする指摘がされているのである。今回の作業に際しては、遺構の実態に照らして、方4～6尺、深さ4～6尺前後の寸法で柱穴が掘られた可能性が高いと判断した。

建設当時の地表面が削られて遺存していない場合であっても、現況の遺構規模を比較することに



第78図 柱穴規模による旧地表面の復元

よって、建設時の土工量を推定し、最終的に当時の柱穴が掘り込まれた地表面の高さを考えることが可能であると考えた。人夫に対する土工量の管理という側面から、1日に掘らねばならない目安が数字で示されていたと考えられる古代の官衙の場合、過去の研究成果から明らかにされている各種規定は大いに参考になると考えた。

分析の結果、前殿と脇殿の柱穴規模については、ほぼ同等¹⁶との結果が得られた。

遺構として遺存している部分の寸法的には、前殿の方が僅かに大きいのだが、両建物の立地条件の違いを考慮すると、その差はほぼ解消される。脇殿北部付近は、包含層が遺存する浅く幅広の谷状の地形の縁にあたっていることから、遺構を検出した面のレベルは、西の前殿付近に比べて5cm程度低くなっているのである。脇殿北部の柱の根入れの深さは前殿の数値と比べて4cm浅いものの、地山面の比高差5cmを考えに入ると、柱穴規模をほぼ同規模に復元することができる。予想される地表面の高低差は2棟間で約1cm、つまりほぼ水平となり、両建物の柱の根入れの絶対高は、ほぼ揃う(第78図)。

一般的に、より大型の建物を建てる際には、長く太い材を用意して、これをしっかりと立てるためにより深い柱穴を必要とする。穴を深く掘ろうとする時には、より広い面積の掘削範囲を必要とするのが通例である。この考え方に立つと、ほぼ共通の規模の柱穴が用意された前殿と脇殿については、使用された柱材の規模が似通ったものであったと想定されるのである。

一方、正殿の柱穴の状況は、これら2棟とは明らかに異なっている。

正殿の柱穴は、確かにほかの2棟に比べて深いのであるが、平面規模の大きさの違いと比較すると、柱穴の底の面の絶対高は必ずしも深くはない。それどころか、柱の根入れの深さが判明している5例の場合、土を詰めたり掘りかたの一部を深く掘り下げずに段状に一段高く掘り残すことによって、根入れが浅くなるように調整を行った形跡すら認められるのである(写真図版)。結果的に根入れの深さは、前殿や脇殿と変わらない深さに止まっていることが判明した。やはり、正殿の柱の根入れは、建物規模の大きさを考慮すると、前殿や脇殿に比べて相対的にかなり浅いと言えるのである。

繰り返しになるが、柱穴の平面形状と深さは、そこに立てられた柱材の長さや太さを反映している。この原則に照らすと、正殿の柱穴が掘り込まれた地表面の高さを、ほかの2棟と同一の平面上で理解することはできない。正殿の柱穴の深さを、仮に短辺長の復元値と共通の5尺と考えた場合でも、前殿と脇殿の地表面よりもある程度高く設定しないと、同一の考え方に基づく柱穴を掘ることはできないのである。

当時の柱穴の深さが、柱穴の長辺長と共通¹⁷であった場合には、両者間の比高差は計算上44cm必要となる。また、第78図で示したように、その差は少なく見積もった場合でも30cmを下回るものではないことが判明した。

以上の状況から、正殿は最大で高さ1.5尺¹⁸規模の基壇を伴った可能性があると考ええる。

後世の開発によって地表面が大幅に削平されたため、当時の基壇の外装がどのようなものであったのか知ることはできない。ただし、6尺の出で設定されている正殿外周柱穴列(p.27)を、版築によって基壇を構築する際の堰板に対する添柱¹⁹であると考えることによって、基壇の平面規模を東西78尺×南北36尺に復元することは可能である(第76図)。

7世紀前半から中葉の久米官衙の政庁正殿が、基壇建物であったと推測する本節の結論は、今後、同時代の飛鳥やその周辺の諸宮における建物構造を考える上で、重要な視点となるに違いない。

第4節 古墳時代後期の竪穴住居の建築基準について

平成20年度に刊行した別の報告書²⁰において、古墳時代前期前半ころの竪穴住居の分析から、その時期に造営尺に基づく建築が行われた可能性を指摘した(第132集)。本書においても、掘立柱建物を含む個々の建物について検討する際に、その時期を問わず同様の考え方をを用いて構造の分析を行い、可能な範囲で造営尺等に言及している。

久米高畑47次と51次の各調査においても、古墳時代に属すと考えられる竪穴住居が、計5棟検出されている。そのうち、支柱穴の位置がほぼ定まっている3棟について分析を行うことによって、先の報告書の総括の続編とする。

今回新たに分析対象とするのは、47次のS B 003と004の2棟に51次のS B 002を加えた計3棟である。第2表と第79図には、これら3棟と比較する意味で、報告書132集で対象とした6棟のうち63次のS B 002を加えてある。前回分析した6棟のうち、この建物については、前期前半よりも幾らか時期が下る可能性を想定したことから、古墳時代の概ね後期ころに属すと判断している今回の3棟と時期的にある程度近接するのではないかと想定するからである。

注目したいのは、3棟すべてについて、4本の柱によって構成される長方形の長辺か短辺のいずれかの寸法が、2.99mに還元されている点である。これまでに官衙を含む多数の建物について同様の考え方をを用いた検討を行ってきたが、今回のような全く同一の寸法に行き当たった記憶は無い。3棟とも遺物に恵まれないばかりか、一部はその存在すら認定することが困難な状態の遺構ではあるが、全く同一の寸法を含む以上、なんらかの共通の考え方のもとに成立したものではないかと考えた。

造営尺を用いた分析の際には、この2.99mを軸に幾通りかの復元案²¹を想定したが、そのうち、第2表に提示した案は、2.99mを完数の尺数で表記することを重要視した場合の復元案である。3棟いずれに対しても、比較的うまく説明ができる解釈であると考えている。3棟共通の2.99mを14尺、1尺=0.2136mとする考え方である。以下、順に確認する。

まず、47次のS B 003について。長辺3.15mを14.75尺、短辺2.99mを14尺と考えた。長辺の寸法が細かい数字になっている理由は、長辺と短辺の差(0.16m)を1尺より短く0.5尺よりは長いと評価したことによる。同様の寸法は、次に説明するS B 004の長辺3.31mと当住居長辺との寸法差としても登場することから、これらの住居の設計基準と密接な関わりがあると考えられる。

次に、47次のS B 004について。長辺3.31mを15.5尺、短辺2.99mを14尺と考えた。長辺と短辺の差0.32mを1.5尺²²、S B 003の長辺3.15mとの差0.16mは、1.5尺の半分0.75尺に相当する。したがって、先に説明したS B 003の長辺3.15mは、14.75尺(15.5-0.75)ということになる。

最後に、51次のS B 002について。この住居は、先に説明した2棟に比べて幾らか規模が小さいため、2.99mの寸法は長辺で出現する。長辺2.99mを14尺、短辺2.65mを12.5尺と考える。造営尺が47次の2棟

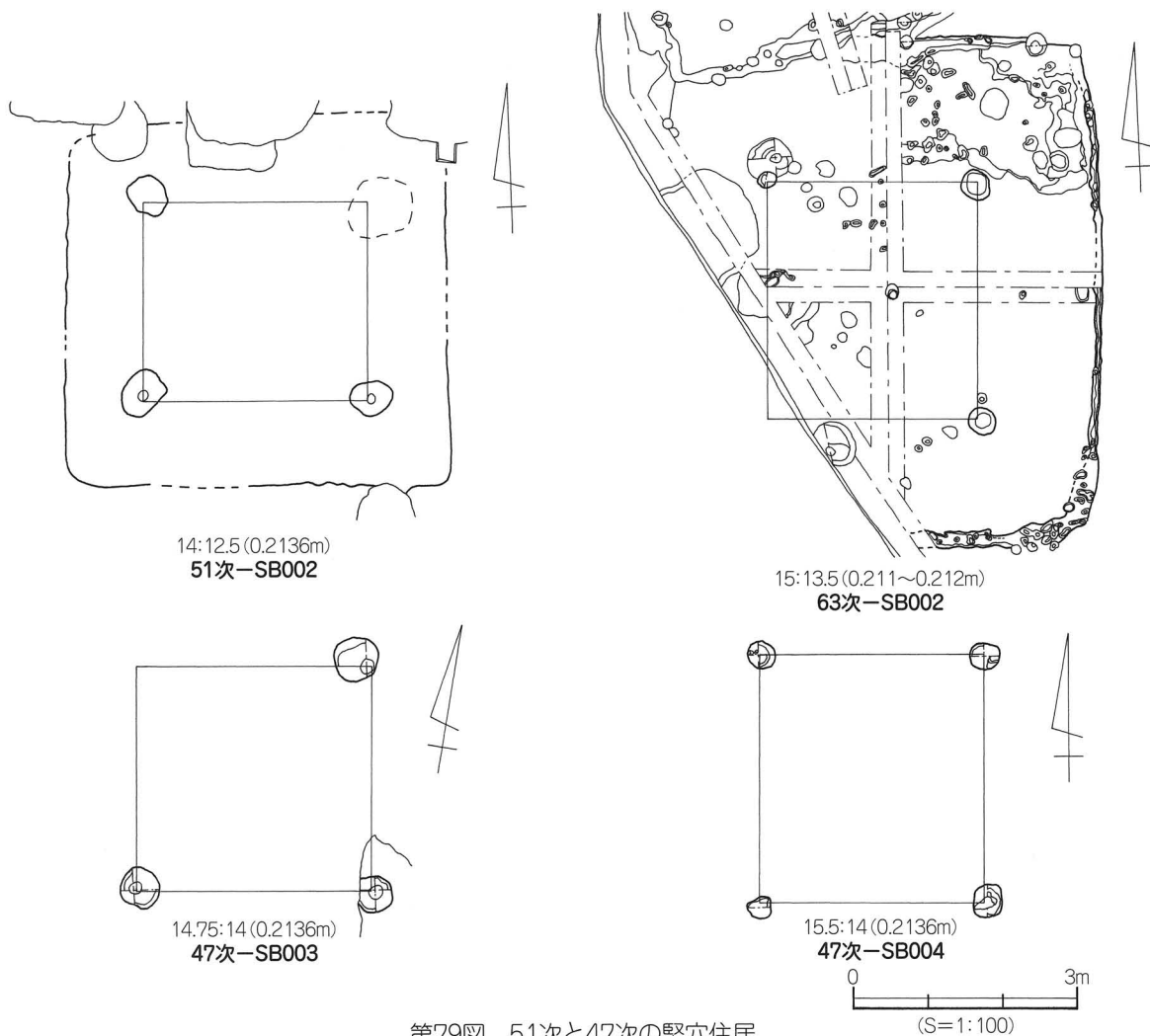
遺構名称	長辺×短辺(m)	一辺長の比率	長辺-短辺(尺)	造営尺候補値(m)	掲載報告書
K T 47-S B 003	3.15×2.99	14.75:14	0.75	0.2136	本書
K T 47-S B 004	3.31×2.99	15.5:14	1.5	0.2136	本書
K T 51-S B 002	2.99×2.65	14:12.5	1.5	0.2136	本書
K T 63-S B 002	3.17×2.86	15:13.5 (10:9)	1.5	0.2113~0.2119	年報17・132集

第2表 竪穴住居における支柱穴の配置と造営尺

と共通の1尺=0.2136mとすると、短辺長の復元値が若干短か過ぎたようであるが、これは、4本の柱穴のうち北西の柱穴で柱位置の特定がされていないことに加えて、北東角の柱穴がほかの柱穴との重複によって失われているため、北辺柱筋の復元に無理があったためと考えられる。本来的には、短辺長は2.67m程度に復元可能であったものと考えている。このような理由から、この住居の造営尺については、1尺=0.2136mの値を採用する。したがって、長辺と短辺の寸法の差については、1.5尺の設定であったと考える。

続いて、参考として提示した63次のS B002について確認しておく。長辺3.17mを15尺、短辺2.86mを13.5尺に復元している。1尺=0.2113～0.2119mを基準として、一辺長の比率が10：9に設定されていると考えた。この住居を除く5棟の造営尺は、これよりもやや短い0.201～0.208mの範囲に収まっていることから、古墳時代前期前半に比定した5棟とは若干時期が異なる可能性²³を指摘した経緯がある。長辺15尺から、その10%にあたる1.5尺を減じた寸法を短辺の長さとしたものと考え、1尺単位だけでなく、0.5尺刻みの考え方も存在することを示した。

以上、至近距離に分布する3棟の竪穴住居について分析を行うことによって、これらが共通の造営尺による似通った考え方に基づいて建てられた可能性が高いことが判明した。もちろん、建物の方位や柱穴の規模など幾つかの相違点も認められる。47次の2棟を比較しても、これらが同時に存在したもの



第79図 51次と47次の竪穴住居

でないことは明らかである。したがって、これら3棟に関しては、上部構造に違いがあるだけでなく、ある程度の時間幅をもって建てられたものと考えたい。ただしその期間は、共通の技術体系が維持される程度の間であって、長期に及ぶものではないと考えるが、実際にどのくらいの時間経過であったのかわからない。唯一、51次のS B002と重複関係にあるS B001から年代の参考になる須恵器が出土していることから、確認しておく。

51次のS B001から出土した2点の須恵器坏身(44・45)については、概ね6世紀後半ころのものと考えている。問題は、この住居とS B002の先後関係である。切り合い関係は正確には分らなかったが、S B002がS B001を切っている可能性がある。したがって、S B001の年代は、6世紀後半を上限とするものと判断されることから、47次の2棟についても、これに近い時期のものと想定される。

ところで、6世紀後半以降の掘立柱建物の分析結果²⁴によると、造営尺の尺長は0.250mくらいから遺跡群I期の0.288mまで幅があり、尺長はかなり長いことがわかっている。今回検討したものは、相当の開きがあることから、尺長が短い3棟は6世紀後半よりかなり古い時期の建物なのであろうか。

この疑問を解決する方法として現在着目しているのが、いわゆる小尺と大尺の関係である(第3表)。

中国の唐王朝における尺度の制度²⁵には、儀礼に用いる小尺と実用尺としての大尺があって、大尺の尺長は小尺の1.2倍とされている。先の報告書にて検討し、前期前半の造営尺として抽出した1尺=0.201~0.208mの尺長に関しては、魏の時代(1大尺=0.240m程度)から西晋・東晋の時代(1大尺=0.245m程度)ころの、小尺にあたるものと考えているのだが、6世紀末以降の掘立柱建物の分析から得られた尺長については、後の時代の中国における大尺に相当する可能性を想定している。

具体的には、132集の第V章で提示した第1群に区分された掘立の場合、1尺=0.253m程度の造営尺で建てられているが、これは中国における大尺であって、これを1.2で割った小尺(0.211m前後)が同時に存在した段階であったと思われる。この段階の日本では、掘立建設の基準として、実用尺とされる中国の大尺を使用したと考えられる。

一方、今回の3棟の竪穴住居から抽出された1尺=0.2136mという尺長は、中国の事例に照らして明らかに小尺に該当するものである。よって、少なくとも中国ではこれの1.2倍の大尺が存在した段階であったろうと想像する。その長さは1尺=0.256m程度と考えられ、132集の分類でいう第1群の掘立柱建物の1尺=0.253m程度に極めて近接する数値となる。

本節の結論として、中国の小尺を実用尺として使用する古くからの伝統が、古墳時代後期のある時期に大尺に切り替わる可能性があることを提唱したい。今後、大尺による竪穴住居や小尺による掘立が存在するの否かについて検証を行うことによって、両者がどの程度の期間重複して使用されるのか、切り替わりがどのような事情を背景として必要とされたのか、検討を行いたい。根拠の脆弱な議論を展開することとなってしまったが、ここで言及した内容は、官衙における「小尺」²⁶と「大尺」²⁷、さらに「高麗尺」²⁸の議論にも大いに関係すると考えられるので、引き続き注視していきたい。

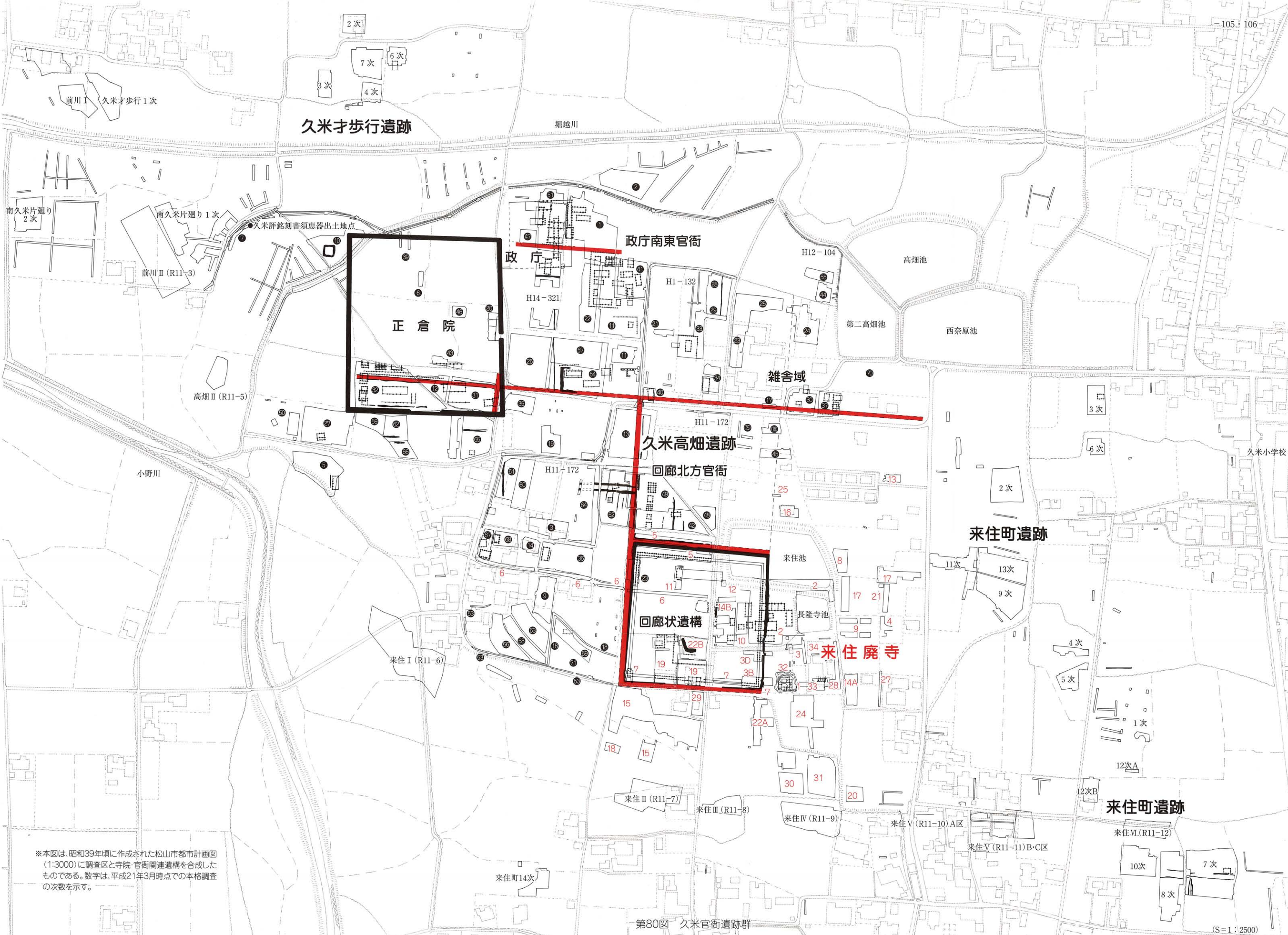
王朝	魏・西晋/東晋~	北魏	北周	隋	唐~
(高麗尺)	×		?	-	0.3460 0.365 0.355
大尺	- ~ -	0.248 ~ 0.255	0.261 ~ 0.269	0.280 ~	I期:0.2883 II期:0.304 III期:0.296
小尺	0.201 ~ 0.208	0.211	0.2136	-	- - -
	132集の竪穴住居5棟	KT63-SB002	今回の竪穴3棟	第3群	久米官衙の諸施設

すべて久米官衙遺跡群の遺構から抽出された数値であって、中国における計量史の成果と完全に一致するものではない。-印は未確認。
アミ掛け箇所は官衙出現以前の掘立柱建物から抽出される造営尺の領域で、132集の総括における成果に今回の結果を加味した数値である。

第3表 久米官衙遺跡群における造営尺の歴史

注

- 1 橋本 雄一 2006 『史跡久米官衙遺跡群調査報告書』松山市文化財調査報告書111 松山市教育委員会・財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター（※以下、松山市関係は発行機関を一部省略。）
上記文献p.183の図166「政庁の規格」にて初めて提示している。
- 2 この事例から、必ずしも、建物の角の位置を大尺の方眼に設定したものとは言えないと考えている。
- 3 本章第4節の第3表においては、ひとまず唐大尺の仲間とみなしているが、唐代に比べて若干尺長が短い可能性がある隋の大尺ではなからうかと想定したこともある。唐の成立は西暦618年であるが、それ以前に、日本から隋に対して4度の遣使の記録がある(600年、607年小野妹子、608年妹子ら隋使婁世清帰国に随行、614年犬上御田鍬)。その後、最初の遣唐使が送られたのは西暦630年のことであるから、本格的な唐文化の受け入れをそれ以降の時期に考え、7世紀第1四半期の我が国は、それ以前の朝鮮半島ならびに隋王朝の文化的影響下にあったものとする。想定通り、政庁の成立を7世紀第2四半期の冒頭に求める場合、そこで使われた「ものさし」が、唐のものでなく、前代の古いものであったとしても矛盾しない。ただし、隋代の大尺の尺長と唐代のそれとの間にどれ程の差が存在するのか、違いを見極めることが可能なか否か、現時点で特段の見通しを持っているわけではない。
- 4 中途半端な数字に見えても、1.5で割ると説明できる場合がある。同様の事例を、第132集にて提示している。
- 5 前掲注1文献参照。
- 6 前掲注1文献、p.235の図215。
- 7 前掲注1文献、p.220ほか。
- 8 大尺の使用が停止されて以降の寸法ではないかと想定している。遺跡群Ⅱ期までは、20小尺という寸法は少なくとも土地を測る際には出現しないと考えている。
- 9 前掲注1文献、p.15の図7。
- 10 51次の南西にまとまった面積の水田が一区画残されている。Ⅱ期とⅢ期の政庁推定地として重要視している。
- 11 検出面からの深さは、次の通り。0.43m、0.56m、0.34m、0.55m、0.53m。
- 12 前殿で柱の根元の位置がわかっている柱穴2例の場合、それぞれ、地山面から0.50mと0.51mを測る。
- 13 下記文献を参考にしている。
山中 敏史 2003 『古代の官衙遺跡』I 遺構編 独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所
- 14 前掲注13に同じ。
- 15 前掲注13文献における用例を参考にした。
- 16 前殿の柱穴の規模は、長辺1.10m(5例)、短辺0.95m(6例)、深さ0.47m(6例)、柱の根入れの深さ0.51m(2例のみ)。脇殿北部18基の場合、長辺1.05m(17例)、短辺0.94m(17例)、深さ0.43m(18例)、柱の根入れの深さ0.49m(南部5例)。
- 17 短辺長は復元長を尺数に置き換えた場合、3尺あるいは4尺といった整数に復元しにくい数値であることから、柱穴の深さは、整数の尺数に復元される長辺長に共通と考えておきたい。
- 18 当然、Ⅰ期小尺による。
- 19 前掲注13に同じ。なお、正殿外周柱穴列の中に、柱を真南に倒して抜き取った痕跡が認められている点についても、基壇外装を整える直前に堰板と添柱の撤去が行われたと考えることによって説明がつく。
- 20 橋本 雄一 2009 『久米高畑遺跡-67次・68次調査-』松山市文化財調査報告書132 松山市教育委員会ほか
- 21 2.99mを14.25尺、1小尺=0.2098mとした場合でも、復元案を提示することができる。最終的には、至近距離における3棟の竪穴住居の寸法から共通の長さが得られている事実を重要視し、この寸法は整数であるべきと考えた。
- 22 前回の分析(注20)の際にも、長短差1尺とともに、1.5尺差の場合があることがわかっている。
- 23 尺長が若干長いことから、多少時期が下る可能性を想定しているが、どれだけ後の時代なのかについては判断していない。
- 24 前掲注20文献の第V章第1節「地割に伴わない掘立柱建物の位置付け」参照。
- 25 第Ⅱ章注23文献における新井氏の論考を参考にしている。以下、中国における事例についても同様。
- 26 久米官衙で小尺と称したものは、中国における大尺に該当する。
- 27 久米官衙で大尺と称したものは、日本では一般的に令制下の大尺(=高麗尺)とみなされるが、中国には存在しない。
- 28 新井氏は著書の中で存在を否定するが、久米官衙の政庁の事例を見る限り、中国の大尺のさらに1.2倍を基準とする考え方は厳然と存在していると考えられる。ただし、本報告書では、令制下の大尺と小尺の議論には言及しない。



※本図は、昭和39年頃に作成された松山市都市計画図(1:3000)に調査区と寺院・官衙関連遺構を合成したものである。数字は、平成21年3月時点での本格調査の次数を示す。

第80図 久米官衙遺跡群

写真図版

写真図版1～8：久米高畑遺跡51次調査
写真図版9～12：久米高畑遺跡47次調査

写真図版データ

1. 遺構は、主な状況については、4×5判や6×7判の白黒ネガフィルム・カラーリバーサルフィルムで撮影し、35mm判で補足している。一部の撮影には建築用やぐらを使用した。

使用機材：

カメラ	トヨフィールド 45A	レンズ	スーパーアンギュロン 90mm他 アサヒペンタックス 67
	ニコンニュー FM 2		ペンタックス 67 55mm他 ズームニッコール 28～85mm他
フィルム	白黒 ネオパン SS・アクロス		
	カラー アステリア 100 F		

2. 遺物は、4×5判で撮影した。すべて白黒フィルムで撮影している。

使用機材：

カメラ	トヨビュー 45G
レンズ	ジンマー S 240mm F 5.6 他
ストロボ	コメット /CA32・CB2400
スタンド等	トヨ無影撮影台・ウエイトスタンド 101
フィルム	ネオパンアクロス

3. 単色図版は、白黒プリントを等倍で使用できるように焼き付けている。

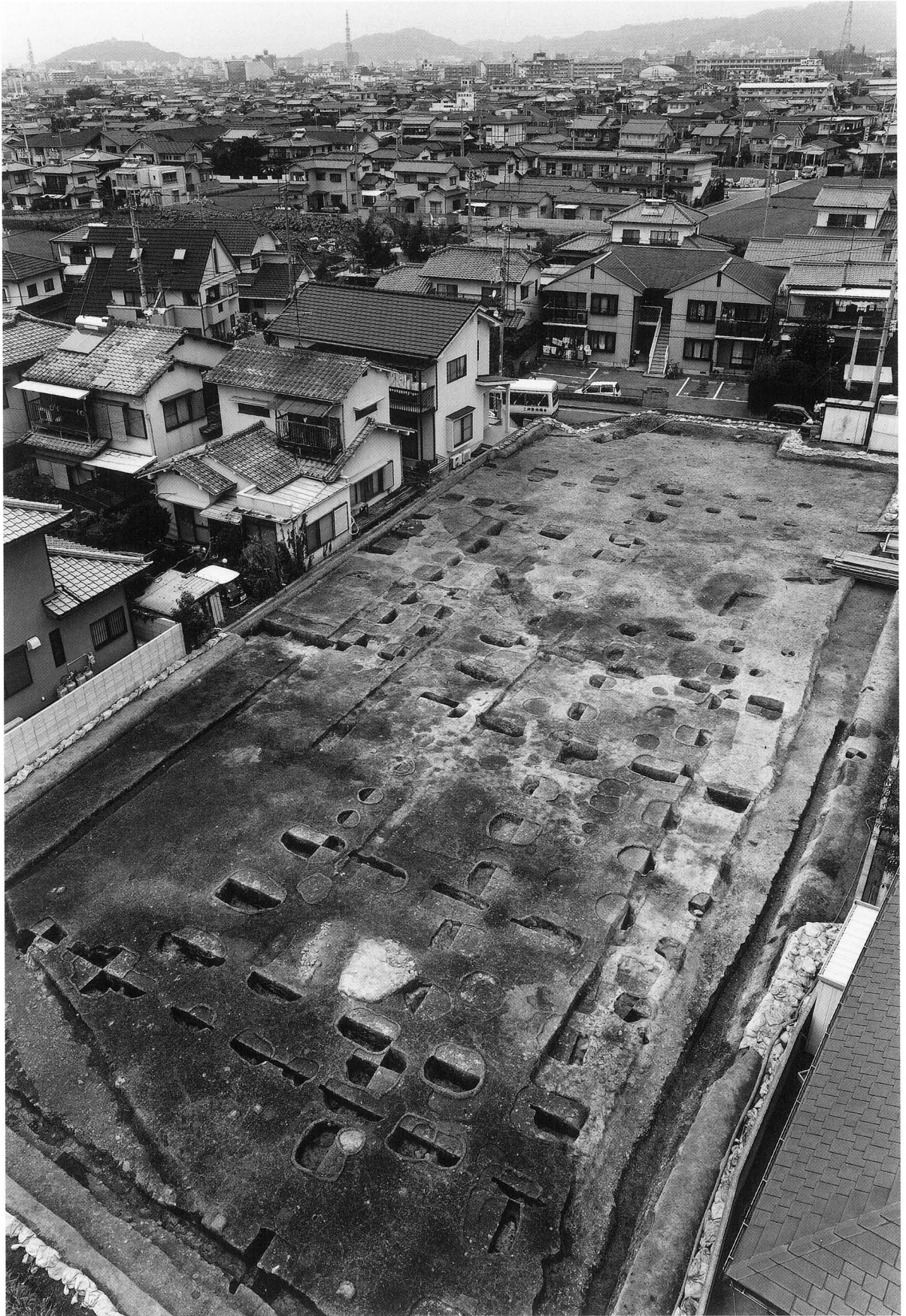
使用機材：

引伸機	ラッキー 45MD・90MS
レンズ	エル・ニッコール 135mm F5.6A・50mm F2.8N
印画紙	イルフォードマルチグレードIV RC ペーパー

4. 製 版：写真図版 175 線
印 刷：オフセット印刷
用 紙：三菱製紙株式会社 ニュー V マット 76.5kg (巻頭カラーには 93.5kg を使用)
製 本：アジロ綴じ

【文献】『埋文写真研究』 vol.1～19・『報告書制作ガイド』

[大西 朋子]



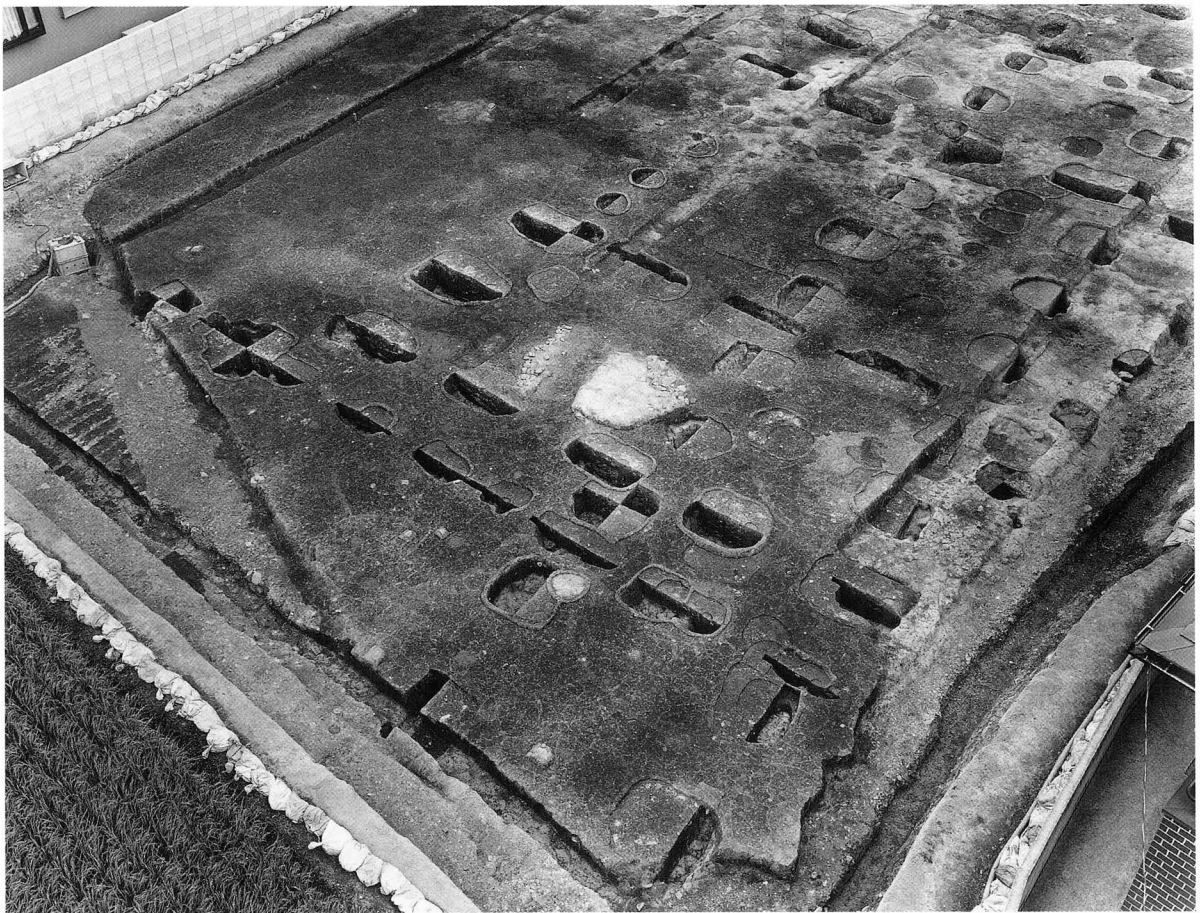
51次調査地全景（南南東より）

写真図版1 久米高畑遺跡 51次調査

上 北部から中央部にかけての調査状況（南南東より）

下 南部調査状況（南東より）

写真図版2 久米高畑遺跡 51 次調査



上 政庁正殿（南東より）

下 正殿柱穴P4断面（南東より）

写真図版3 久米高畑遺跡 51次調査



上 前殿と掘立 005 (東より)

下 脇殿とⅡ期の建物 (北より)

写真図版 4 久米高畑遺跡 51 次調査



上 正殿とS A 001・002（東より）

下 区画E南辺S A 003（東より）

写真図版5 久米高畑遺跡 51 次調査



上 掘立 006 調査状況（北より）

下 掘立 006 P 10 半裁状況（南より）

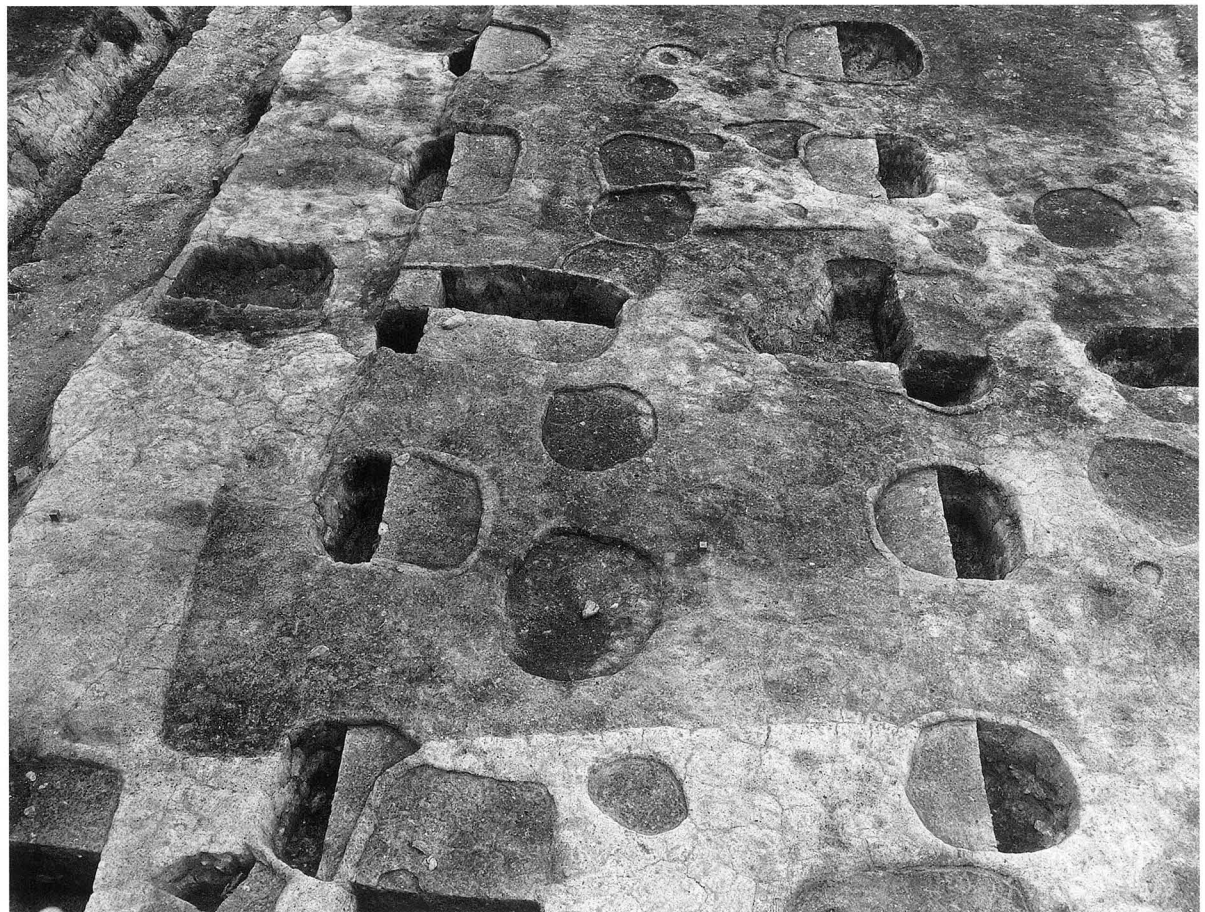
写真図版 6 久米高畑遺跡 51 次調査



上 掘立 007 周辺検出状況（南西より）

下 S B 001・002 と脇殿（北より）

写真図版 7 久米高畑遺跡 51 次調査





44



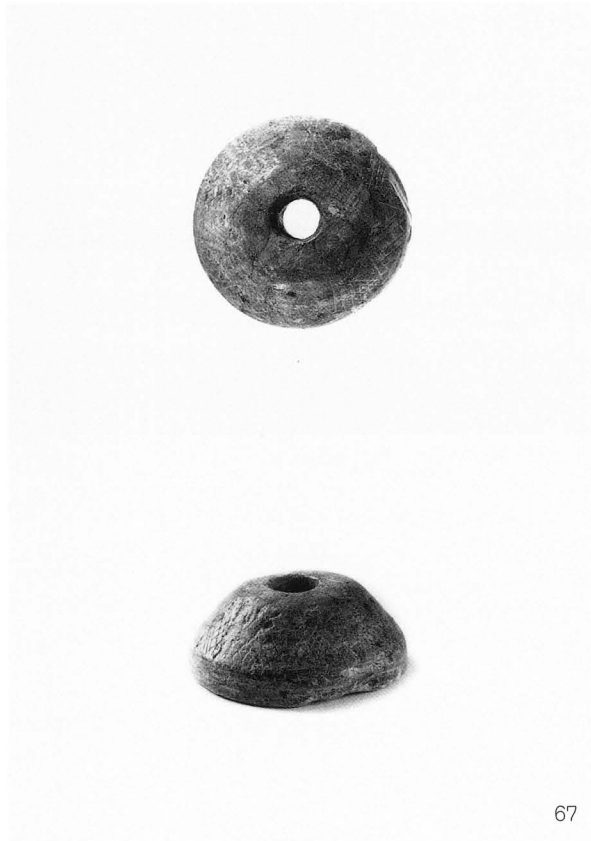
45



62

63

64



67



70

上 47次調査地より政庁中心域を望む（南西より）

下 47次調査地全景（西より）

写真図版9 久米高畑遺跡 47次調査



上 戦時中の塹壕（北西より）

下 中央部柱穴調査状況（西より）

写真図版 10 久米高畑遺跡 47 次調査



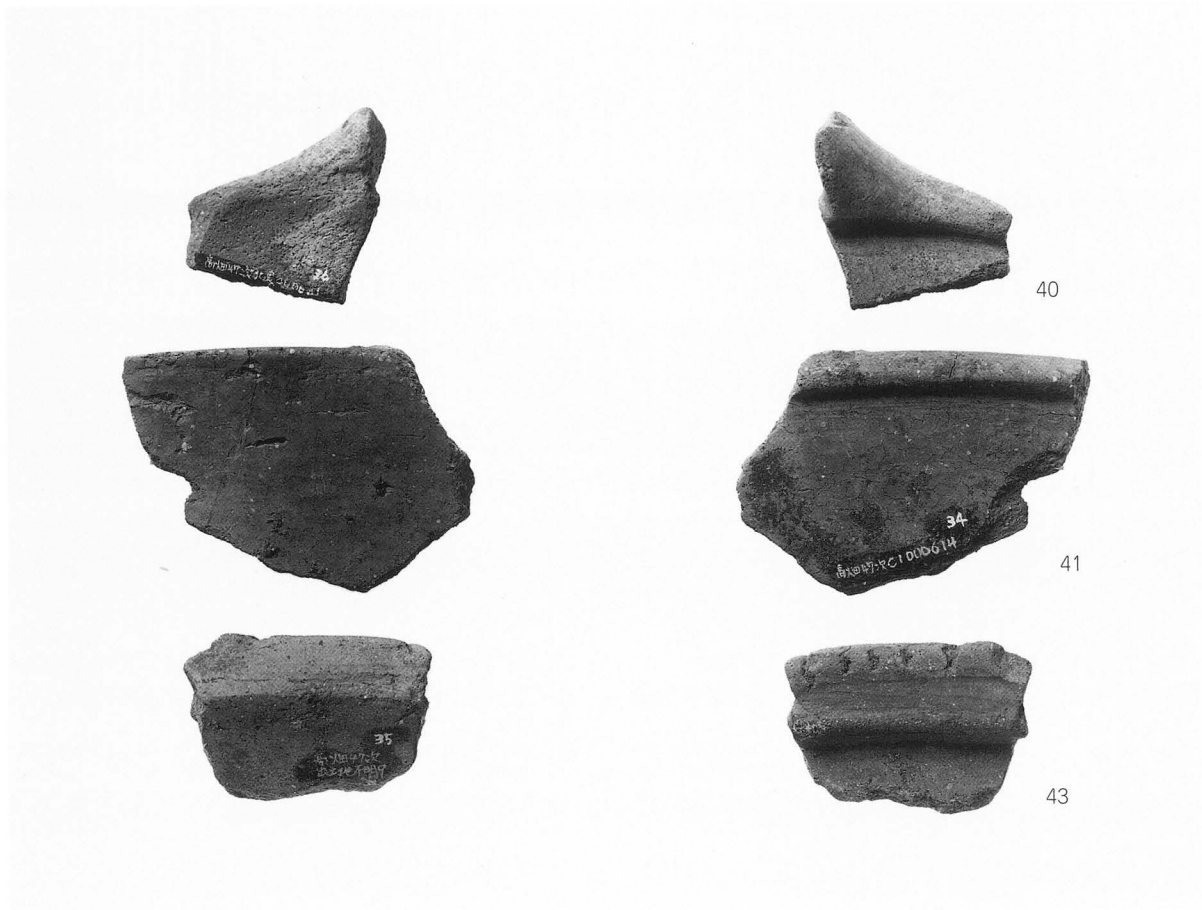
上 SK 007 土器出土状況（北東より）

中 SK 001 全景（西より）

下 SP 22 土器出土状況（南より）

写真図版 11 久米高畑遺跡 47 次調査





報 告 書 抄 録

ふりがな	しせきくめかんがいせきぐんちようさほうこくしょ3							
書名	史跡久米官衙遺跡群調査報告書3							
副書名	久米高畑遺跡 47 次・51 次調査 政庁の発掘調査 1							
巻次								
シリーズ名	松山市文化財調査報告書							
シリーズ番号	第 135 集							
編著者名	橋本雄一							
編集機関	財団法人松山市生涯学習振興財団埋蔵文化財センター							
所在地	〒 791 - 8032 愛媛県松山市南斎院町乙 67 - 6 TEL (089) 923 - 6363							
発行年月日	西暦 2009 (平成 21) 年 3 月 31 日							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯 ° ' "	東経 ° ' "	調査期間	調査面積 (㎡)	調査原因
		市町村	遺跡番号					
くめたかばたけいせき 久米高畑遺跡 47 次調査地	まつやましみなみくめ 松山市南久米 まち 町 775 - 1, 775 - 7	38201		33° 48' 35"	132° 48' 08"	20000509 } 20000811	253.66 ㎡	本発掘調査
くめたかばたけいせき 久米高畑遺跡 51 次調査地	まつやましみなみくめ 松山市南久米 まち 町 774 - 1	38201		33° 48' 36"	132° 48' 08"	20010409 } 20011013	800 ㎡	重要遺跡 確認調査
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物			特記事項	
久米高畑 47 次	官衙 集落	弥生・古墳	掘立柱建物・ 竪穴住居・土坑	縄文土器・弥生土器・土師器・須恵器・ 石器			政庁前殿と南門の間の 広場。古墳後期の竪 穴住居から造営尺を想 定。	
久米高畑 51 次	官衙 集落	弥生・古墳・ 古代	政庁正殿・前殿・ 脇殿・一本柱列・ 竪穴住居・土坑	弥生土器・土師器・須恵器・陶磁器・瓦・ 鉄器・滑石製鋸歯文紡錘車・石器			政庁主要部。時期は 7 世紀第 2 四半期ころ。 Ⅱ期の区画 E が重複。 造営尺に基づく建物配 置。正殿は基壇建物か。	
要 約	<p>久米官衙遺跡群の政庁における発掘調査の結果、正殿と前殿の東半分、脇殿、外郭北辺一本柱列に加えて、遺跡群Ⅱ期の別の区画施設（区画 E）を構成する 3 棟の建物と外郭施設を検出した。1 次調査の成果とあわせることによって、政庁東半分の様子を詳しく知ることができた。</p> <p>廃棄土坑からの出土遺物等もあわせて検討した結果、遺跡群Ⅰ期の政庁の出現が、7 世紀第 2 四半期の冒頭にまで遡る可能性が高まった。今後、推古朝終末から舒明朝のこの地において、このような施設が必要とされた理由とその歴史的意義を考えることが課題となる。</p> <p>政庁については、各建物が小尺（0.2883 m）によって建てられ、互いの位置関係はその大尺（0.3460 m）を基準とすることを改めて確認した。唐尺と考えるには短すぎる尺長については、今回分析を行った官衙出現以前の掘立柱建物からも抽出されている。132 集に引き続いて古墳時代の造営尺を検討することによって、本格的な唐文化受け入れ以前の当地における社会の様相を解明する努力を行っている。</p> <p>なお、政庁を構成する主要建物における柱の根入れの深さを比較することによって、正殿が基壇建物であった可能性を見出した。基壇高は最大で 1 尺 5 寸ほどと推定している。</p> <p>また、Ⅱ期の区画 E が設定されている位置を確認することによって、この施設の南正面にこれまで確認されていないⅡ期とⅢ期の政庁が立地する可能性を再認識するに至った。今後の政庁周辺における埋蔵文化財保護行政のあるべき姿を考えるうえで、重要な所見であると考えている。</p>							

松山市文化財調査報告書 第135集

史跡久米官衙遺跡群 調査報告書 3

久米高畑遺跡 47次・51次調査

政庁の発掘調査 1

平成21年3月31日 発行

発行 松山市教育委員会
〒790-0003 松山市三番町6丁目6番地1
TEL (089) 948-6605

編集 財団法人 松山市生涯学習振興財団
埋蔵文化財センター
〒791-8032 松山市南斎院町乙67番地6
TEL (089) 923-6363

印刷 株式会社 明朗社
〒791-2112 伊予郡砥部町重光150番地1
TEL (089) 958-6868
